市第59号議案 第3期横浜市教育振興基本計画の策定

1 計画の構成及び議案部分について

【議会基本条例】に基づき、議決対象となる計画の考え方

「市政の各分野における政策及び施策の基本的な方向を定める計画、指針等の策定、変更又は廃止」 ⇒第3期横浜市教育振興基本計画は、本市の教育行政において最も基本となる計画であるため、 平成30年第3回市会定例会こども青少年・教育委員会での決定に基づき、議決の対象となります。

議決 節囲

【計画策定の趣旨や基本的な方向性を記載した内容】

- 1 計画策定の趣旨、本市が策定した他計画との関係、計画の構成 …第1章
- 2 基本姿勢、特に重視するテーマ …第2章
- **となる** 3 各柱における施策、現状と課題 …第3章

内容

上記1~3は、教育行政の基本となる考え方を示しており、今後5年間の教育行政を進める上で、本市として共通認識を持っておく必要があるため、議決の範囲となります。

議決 範囲外 となる

内容

- 1「横浜教育ビジョン 2030」・・・第1章の一部
- 2「基本姿勢」及び「特に重視するテーマ」の取組例・・・第2章の一部
- 3 計画体系、各柱のページの見方、各施策の指標・想定事業量・主な取組・各種データ・コラム、 参考資料、指標一覧及び脚注・・・第3章の一部
 - 4 その他(目次、図・表及び資料編)

<計画の構成>



2 パブリックコメントの実施結果について

「第3期横浜市教育振興基本計画」素案について、以下のとおりパブリックコメントを実施し、多くの 貴重なご意見をいただきました。いただいたご意見の一部を原案に反映し、「第3期横浜市教育振興基本計 画」を策定します。

1 実施概要

(1) 実施期間 平成 30 年 9 月 28 日 (金) ~平成 30 年 10 月 29 日 (月)

(2) **意見提出方法** 電子メール、FAX、郵送

(3) 素案冊子の配布部数 7,500 部

(4) 周知方法 各区役所、市民情報センター、市立図書館、行政サービスコーナー、

広報よこはま、教育委員会ホームページ、ツイッター等

2 実施結果

(1) 意見提出状況

投稿数 98 通 **意見数** 246 件

投稿手段	通数
電子メール	47
FAX	49
郵送	2
計	98

居住地	通数
市内	89
市外	3
不明	6
計	98

(2)項目別意見数

項目	意見数
計画全般	12
指標	2
特に重視するテーマ	1
柱1 主体的な学び	85
柱2 創造に向かう学び	6
柱3 支え合う風土	8
柱4 学びと育ちの連続性	54
柱5 安心して学べる学校	7
柱6 社会とつながる学校	4
柱7 いきいきと働く教職員	34
柱8 学び続ける教職員	2
柱9 安全・安心な環境	4
柱 10 地域とともに歩む学校	0
柱 11 市民の豊かな学び	1
柱 12 家庭教育の支援	1
柱 13 多様な主体との連携・協働	2
柱 14 切れ目のない支援	5
その他	18
合 計	246

(3) 特にご意見の多かった事項

内容	意見数	割合
「中学校昼食」について	50	20. 3%
【主な意見】		
● 中学校給食の実施を望む。		
● その他(家庭弁当の役割)		
「特別支援教育」について	45	18. 3%
【主な意見】		
● 一般級、個別支援学級等における、子どもの障害特性の理解をはじ		
めとする特別支援教育に関する教職員の専門性向上を望む。		
● 複数の教職員や支援員が学級運営に関わり、子ども一人ひとりの障		
害特性に応じた教育内容の充実を望む。		
● 放課後等デイサービスなどの関係機関と連携強化を進めるべき。		10.70/
「教職員の働き方改革」について 	41	16. 7%
【主な意見】		
● 先生方の負担を減らし、心身の健康の確保を望む。		
● 抜本的な業務内容の見直しや教職員定数増などの施策の実施を望む。		
「不登校児童生徒への支援」について	31	12. 6%
【主な意見】		
● 不登校が問題なのではなく、様々な学びが認められる社会の実現を		
望む。		
● 教育機会確保法※に基づき、地方自治体から不登校児童生徒や保護者		
に対する情報提供や助言、その他支援が行われるようにすべき。		
● 教育委員会と民間のフリースクール等との連携を望む。		
※義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律		

(4) ご意見への対応状況

	対応状況	意見数	割合
1	ご意見を踏まえ、原案に反映したもの	26	10. 6%
2	ご意見の趣旨がすでに素案に含まれているもの (賛同意見等含む)	26	10. 6%
3	ご意見として参考とさせていただいたもの	192	78. 0%
4	その他	2	0.8%

[※] 全体の意見数(246件)に対する割合については、小数点第二位を四捨五入しています。 端数処理の関係で合計が100%とならない場合があります。

(5) 意見一覧及び意見に対する考え方・対応

別紙のとおり

第3期横浜市教育振興基本計画原案概要

2018 (平成 30) 年に策定した「横浜教育ビジョン 2030」の具現化に向けたアクションプランとして、今後5年間で進める施策や取組をまとめた「第3期横浜市教育振興基本計画」(教育基本法第17条第2項に基づく「地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画」)を策定します。

【計画期間:2018(平成30)年度~2022(平成34)年度】

構成■

「横浜教育ビジョン 2030」が示す4つの教育の方向性と 14 の柱に基づき、「26 の施策」を示します。 施策ごとに、「指標」、「想定事業量」、「主な取組」を掲げ、PDCA サイクルに基づき、進捗管理を行います。

4つの教育 の方向性 横浜教育ビジョン 2030 第3期横浜市教育振興基本計画において新たに定める部分

基本姿勢

「横浜教育ビジョン 2030」の具現化に向け、本計画を策定・推進するに当たっての基本姿勢として、次の2点を示します。

持続可能な学校への変革

持続可能な未来の創造・持続可能な学校への変革を目指し、

- SDGs[※]との関係性を意識した教育活動の展開
- 「教職員の働き方改革」の着実な実施
- 地域、企業、大学及び関係機関等との連携・協働の推進
- 自然環境に配慮した学校施設の整備

を進めます。

客観的な根拠に基づく教育政策の推進

明確な指標設定のもと、大学や企業等と連携し、 学力・学習状況調査等のデータの分析や施策・取組 の効果検証を踏まえて、授業改善や教育施策を推進 します。

※2015 (平成 27) 年「国連持続可能な開発サミット」で採択された持続可能な開発目標(Sustainable Development Goals)

♥に重視するテーマ

1 新学習指導要領の着実な実施と主体的な学びの実現

2020 (平成 32) 年から全面実施される新学習指導要領への移行に向けた万全な準備を行い、着実に実施することにより、主体的な学びを実現することができるよう、各取組を推進します。

2 新時代の到来を見据えた次世代の教育の推進

グローバル化の一層の進展や情報社会、超スマート社会、AI の進化等、新時代の到来を見据え、子どもが地域や社会とのつながりを通して、新たな価値を創造する力を育みます。

3 子どもの健康の増進

生涯にわたって、健康かつ豊かな生活を送ることができるよう、自ら健康を保持増進しようとする態度の育成や、科学的根拠に 基づく体力向上に取り組みます。

4 多様なニーズに対応した特別支援教育の推進

共生社会の実現に向け、全ての学校において、インクルーシブ教育システムの構築を更に推進し、多様な教育の場を充実させていくとともに、全ての子どもに、あらゆる教育の場で、一貫した適切な指導や必要な支援を行います。

5 複雑化する課題の解決に向けた学校組織の体制強化、福祉・医療との連携強化

いじめ等の課題の早期発見・解決や日本語指導が必要な児童生徒及び不登校児童生徒への支援の充実に向け、学校組織の体制強化を進めるとともに、貧困・虐待等の課題に対応するため、福祉・医療との連携強化を図ります。

6 計画的な学校施設の建替えの推進

「横浜市立小・中学校施設の建替えに関する基本方針」(2017(平成 29)年策定)に基づき、老朽化した学校施設の建替えに順次着手します。

|施策・主な取組 ■

方向性1 子どもの可能性を広げます

柱1主体的な学び

施策1 主体的・対話的で深い学びによる学力の向上

◆現状と課題

- ・2020 (平成32) 年度から順次、新学習指導要領が全面実施されます。
- ・2018(平成 30)年度の「全国学力・学習状況調査」では、横浜市立小・中学校の平均正答率が、全国平均と同程度 あるいは上回る結果となっていますが、その一方で、横浜市では、個人の正答率の差が大きく、学習の習熟度に応 じた指導が求められています。

◆主な取組

- ①新学習指導要領の着実な実施と「主体的・対話的で深い学び」 ③学習の習熟度に応じた指導・支援の充実
 - の実現
 - ・小学校高学年における一部教科分担制の導入
 - ・総合学校支援システムの構築
- ②「横浜市学力・学習状況調査」の活用による学力の向上
 - ・新学習指導要領を踏まえた調査内容の改訂

- ・学力の定着に困難を抱える子どもへのきめ細かな学習支援
- 放課後の学習支援の実施

施策2 多様な教育的ニーズに対応した教育の推進

◆現状と課題

- ・2017(平成 29)年度の不登校児童生徒数は、2013(平成 25)年度に比べ約 1,100 人増加しています。
- ・法の制定により、学校内外における子どもの多様な学びの場の確保及び充実が求められています。
- ・2018(平成 30)年度の日本語指導が必要な児童生徒数は、2013(平成 25)年度に比べ約 900 人増加しています。

◆主な取組

- ①不登校児童生徒への支援の充実
 - ・不登校児童生徒や保護者への情報提供
 - 民間教育施設等との連携
- ②日本語指導が必要な児童生徒への支援の充実
 - ・日本語指導が必要な児童生徒の増加に合わせた事業の拡充

③教育相談の充実

・機関連携等による課題解決のための仕組みづくり

施策3 特別支援教育の推進

◆現状と課題

- ・一人ひとりのニーズに応じた適切な指導・支援を行っていくためには、全ての教職員の特別支援教育に対する専門性 の向上が必要不可欠です。
- ・一般学級において特別な配慮や支援を必要とする児童生徒が増加しています。
- ・通級指導教室、個別支援学級の利用人数は、この 10 年間で約 1.7 倍になっています。
- ・特別支援学校では、在籍児童生徒数の増加による過大規模化や障害の多様化、重度化及び重複化への対応が求められ ています。

◆主な取組

- ①全ての子どもが安心して学べる多様な学びの場の構築
 - ・特別支援教育コーディネーターを中心とした校内支援体制の充実
- ②一般学級在籍の特別な支援が必要な児童生徒への支援の充実
 - ・巡回型指導の実施による通級指導教室の充実
- ③障害特性に応じた個別支援学級における教育の充実
 - 特別支援学校教諭免許状の取得支援

④特別支援学校の充実

- 知的障害・肢体不自由特別支援学校の充実
- ⑤特別支援教育相談システムの充実
 - ・特別支援教育総合センターにおける相談機能の充実

施策4 魅力ある高校教育の推進

◆現状と課題

- ・2022(平成34)年度からの新学習指導要領の全面実施や、高大接続改革等、高等学校を取り巻く環境が急速に変化しています。
- ・全市立高校では、生徒一人ひとりの能力を最大限に伸ばす特色ある取組やグローバル化への対応等、魅力ある学びの 創出に向けた取組を推進しています。

◆主な取組

- ①市立高校の魅力づくり
 - ・SGH、SSHの更なる深化・発展
- ②進路希望実現への支援
 - 課題探求型学習の推進

③市立高校におけるグローバル人材の育成

・海外大学進学支援プログラムの実施

柱 2 創造に向かう学び

施策1 グローバル社会で活躍できる人材の育成

◆現状と課題

- ・2020 (平成32) 年度から小学校において英語が教科化されるため、これまで以上に指導者の育成が急務となっています。
- ・2017 (平成 29) 年度の調査では、中学校卒業段階で英検3級相当以上の生徒の割合が54%となり、当初の達成目標を 大きく上回りました。
- ・高等学校においては、英語の4技能を測定できる外部指標の活用が必要です。

◆主な取組

①グローバル社会で活躍するためのコミュニケーション能力 の育成

②国際理解教育等の推進

国際交流の促進

・小学校における英語教科化に向けた取組

施策2 情報社会を生きる能力の育成

◆現状と課題

- ・新学習指導要領において必修となったプログラミング教育の推進が必要です。
- ・横浜市は、児童生徒の ICT 活用を指導する教員の能力が全国平均より低い水準となっており、児童生徒が ICT 機器を効果的に活用することができるよう、教員のスキルアップが求められています。
- ・情報化の進展に伴い、ネット依存等の新たな問題が児童生徒にも生じています。学校教育においては、家庭と連携し て情報モラル・マナーを育成することが求められています。
- ・他都市に比べて ICT 環境の整備が遅れている状況です。

◆主な取組

- ①児童生徒の情報活用能力の向上
 - ・小学校のプログラミング教育の推進
 - ・情報モラル・マナーを育成する教育の推進

②ICT環境の整備

・タブレット端末やソフトウェア等の ICT 環境の充実

施策3 持続可能な社会の実現に向けて行動する力の育成

◆現状と課題

- ・働くことの意義や尊さを理解し、将来に夢や希望、目標をもつことができる子どもを育む「自分づくり教育(キャリア教育) | が重要になります。
- ·教育現場においても、SDGs と関連した教育活動の展開が求められています。

◆主な取組

- ①社会と連携した自分づくり教育(キャリア教育)の推進
 - ・はまっ子未来カンパニープロジェクトの拡充

- ②SDGsとの関係性を意識した教育活動の展開
 - ・SDGs と結びつく ESD の推進

柱3 支え合う風土

施策1 豊かな心の育成

◆現状と課題

- ・学習指導要領の改訂により、2018(平成30)年度から、「道徳の時間」が「特別の教科 道徳」として位置付けられ、「考え、議論する道徳」への質的転換を図ることとなりました。
- ・文化芸術の創造性や表現力に触れる機会を通して、豊かな感性や情操を育むことが期待されています。

◆主な取組

- ①考え、議論する道徳教育の推進
 - ・「道徳授業力向上推進校・拠点校」における研究の推進
- ②人権教育の推進
 - ・「子どもの社会的スキル横浜プログラム」の効果的な活用

③「本物」に触れる機会の創出

・他局と連携した多様な教育機会の創出

柱4 学びと育ちの連続性

施策1 つながりを重視した教育の推進

◆現状と課題

- ・小中一貫教育推進ブロックの設定により、小中9年間を意識した指導内容や指導方法等、学びの連続性を意識した授業改善が進みました。
- ・幼稚園・保育所等と小学校が編成するカリキュラムの相互理解と連携を推進することによって、園での育ちと小学校 の学びをより円滑に接続する必要があります。

◆主な取組

- ①学校やブロックらしさをいかした小中一貫教育の推進
 - ・併設型小・中学校の設置拡充
- ②育ちや学びをつなぐ幼保小連携・接続の充実
 - スタートカリキュラムの充実

③義務教育学校・中高一貫校の充実

・義務教育学校の先進的な実践・研究の成果の発信

施策2 健康な体づくり-

◆現状と課題

- ・健康な体づくりのためには、学校だけでなく、家庭や地域と連携して、体力向上や運動習慣・生活習慣の改善に取り 組むことが必要です。
- · 2017 (平成 29) 年 1 月から、全中学校で横浜型配達弁当「ハマ弁」を実施しました。喫食率が 2018 (平成 30) 年 3 月時点で 1.3%と低迷しています。
- ・バランスのとれた生活を送ることができるよう、部活動の適切な休養日や活動時間を設定することが重要です。また、 生徒数の減少や顧問の長時間労働の問題等を踏まえ、部活動の在り方を見直すことが必要です。

◆主な取組

- ①運動やスポーツと多様にかかわる機会の創出
 - ・オリンピック・パラリンピック教育の推進
- ②「体力・運動能力調査」の活用による運動習慣の確立と 体力向上
 - ・体力向上に向けた科学的・分析的な取組の推進

- ③食育の推進
 - ・中学校昼食(ハマ弁)の充実
- ④健康・安全教育の推進
 - 薬物乱用防止教室の推進
- ⑤持続可能な部活動の実現
 - 部活動指導員の配置

方向性2 魅力ある学校をつくります

柱 5 安心して学べる学校

施策1 安心して学べる学校づくり

◆現状と課題

- ・「いじめ重大事態に関する再発防止策」(2016(平成28)年度策定)を着実に実行していく必要があります。
- ・いじめの認知件数は増加しています。引き続き、いじめの早期発見や早期解決に向けた取組を進めていく必要があります。
- ・学校内で発生した暴力行為について、中学校での発生件数が減少している一方で、小学校での発生件数が増加傾向にあります。小学校における児童指導体制を強化するとともに、関係機関との連携を強化する必要があります。

◆主な取組

①安心して参加できる集団づくり

・新たな不登校を生まないための「魅力ある学校づくり」

②いじめ等への組織的対応の強化

- 児童生徒支援体制の充実
- ・SSW の体制強化・人材育成
- ・いじめ相談窓口の充実

柱6 社会とつながる学校

施策1 地域との連携・協働の推進・

◆現状と課題

- ・法改正に伴い、各市町村の教育委員会に対して、学校ごとに「学校運営協議会」を設置することが努力義務化されました。横浜市においては、設置校数は全体の約30%です。
- ・法改正により、「地域学校協働活動」に関する連携協力体制の整備や、「地域学校協働活動推進員」に関する規定が設けられました。

◆主な取組

- ①学校運営協議会の設置推進
 - ・学校運営協議会新規設置校への支援
- ②地域学校協働活動の推進
 - 地域学校協働本部の整備

③学校運営協議会と地域学校協働本部の連携強化

・学校運営協議会と地域学校協働本部の連携についての 優れた例の発信

施策2 自主・自律的な学校運営の推進

◆現状と課題

- ・複雑化・多様化する学校の課題に適切に対応していくために、マネジメント力の一層の向上を図る必要があります。
- ・指導主事の学校訪問を通して、各学校の状況を適切に把握し、教育課程運営や課題解決の支援を行っています。

◆主な取組

- ①学校マネジメント機能の強化
 - ・「横浜市学校評価ガイド」の改訂
 - 管理職の育成

②学校教育事務所による学校支援

• 学校課題解決支援

柱フいきいきと働く教職員

施策1 教職員の働き方改革の推進

●現状と課題

- ・国の調査結果が公表され、10 年前の調査に比べて、いずれの職種でも勤務時間が増加し、小学校約 34%、中学校約 58%の教員が週当たり60時間以上の勤務(月80時間以上の時間外勤務相当)という状況が浮き彫りになりました。
- ・2018(平成30)年に「横浜市立学校 教職員の働き方改革プラン」を策定しました。本プランに基づき、スピード感をもって、改革を推進していくことが重要です。

◆主な取組

- ①学校の業務改善支援
 - ・教職員版フレックスタイム制度の導入
- ②学校業務の適正化、精査・精選
 - ・勤務時間外の留守番電話の設定

③チーム体制の構築と人員配置の工夫・充実

- ・職員室業務アシスタントの配置の拡充
- ④教職員の人材育成・意識改革
 - ・教職員庶務事務システム、ICカードによる勤務実態の把握

柱8 学び続ける教職員

施策1 教職員の育成、優秀な教職員の確保

◆現状と課題

- ・経験年数 25 年以上のベテラン層の割合が減る一方で、経験年数が 10 年以下の教員が増加し、全体の 5 割を超えています。ミドルリーダーの中から次世代の学校リーダーを育成できるよう、継続的な支援が必要となります。
- ·新学習指導要領や新たな教育課題へ対応するためにも、新たな教育センターのための施設確保が必要となっています。
- ・養成段階から大学等と連携し、即戦力となる教員を養成することが必要です。

◆主な取組

- ①時代の変化に対応した教職員の人材育成の強化
 - ・学校運営力の向上に向けた研修の充実
- ②学び続ける教職員のための環境づくり
 - · 海外研修派遣、企業等研修派遣
 - ・新たな教育センターの施設確保に向けた事業推進

③優れた教職員の確保

教員養成段階の取組

方向性3 豊かな教育環境を整えます

柱 9 安全・安心な環境

施策1 安全・安心な教育環境の確保

◆現状と課題

- ・老朽化が進行している学校施設の安全確保が強く求められています。
- ·特別教室の暑さ対策やトイレの洋式化等を行うことにより、子どもが快適に教育を受けられる環境を整える必要があります。
- ・2018 (平成 30) 年 6 月の大阪府北部地震を受け、現行の建築基準法の仕様に合致しないことが判明した 61 校の学校施設のブロック塀について、必要な対応をできるだけ速やかに進める必要があります。

◆主な取組

①児童生徒の安全確保

- ・非構造部材(外壁・サッシ等)落下防止対策
- ・学校のブロック塀の安全対策

②快適な教育環境の整備

特別教室(図書室、理科室、美術室(図工室)、調理室(家 庭科室))への空調設備の設置

③学校施設の計画的な保全

計画的な保全と長寿命化

施策2 学校施設の計画的な建替え

◆現状と課題

- ・2017(平成 29)年に「横浜市立小・中学校施設の建替えに関する基本方針」を策定し、計画的に建替えを進めることとしました。
- ・学校施設の建替え時等には、自然環境や省エネルギーに配慮し、児童生徒の環境教育にも活用できる施設の整備を進めます。

◆主な取組

①学校施設の計画的な建替え

・建替えに向けた検討・事業着手

②自然環境に配慮した学校施設の整備

- ・省エネルギー施設の整備
- 木材利用の促進

柱10 地域とともに歩む学校

施策1 学校規模の適正化

◆現状と課題

- ・地域の状況に応じた学校規模の適正化が必要となっています。
- ・通学区域に関する問題を解消するため、通学区域の変更や弾力化を推進する場合は、保護者や地域住民の理解や協力 を得ながら進めていく必要があります。

◆主な取組

①小規模校や過大規模校の対策

②通学区域の調整

通学区域の変更・弾力化

・小規模校・過大規模校の適正規模化

施策2 地域の状況を踏まえた学校づくり -

◆現状と課題

- ・地域学校協働活動を推進するとともに、地域と共に子どもをよりよく育む教育環境を整えていく必要があります。
- ・学校施設の建替えに当たっては、教育効果の向上を見込むことができる他施設との複合化等についても検討する必要があります。

◆主な取組

- ①地域学校協働活動の推進
- ②学校施設の複合化等の検討

_

柱11 市民の豊かな学び

施策1 生涯学習の推進

◆現状と課題

- ・これまでの取組の成果と課題や、時代とともに変化する社会情勢を踏まえ、「横浜市生涯学習基本構想」の改訂を行う 必要があります。
- ・現行の読書計画を振り返り、成果と課題を基に、「第二次横浜市民読書活動推進計画」を策定する必要があります。

◆主な取組

①生涯学習の推進

②読書活動の推進

・「第二次横浜市民読書活動推進計画」の策定

横浜市生涯学習基本構想の改訂

施策2 図書館サービスの充実

◆現状と課題

- ・図書館の来館者数や貸出冊数の推移は、この5年間おおむね横ばいの状況ですが、予約冊数は増加しており、蔵書に 対する利用者の要望に十分に応えられていません。
- ・横浜市立小・中・特別支援学校に学校司書を配置しました。学校図書館が充実したものとなるよう、引き続き支援を する必要があります。

◆主な取組

- ①子どもの読書習慣の定着と市民の学びの支援
 - ・誰もが利用しやすい図書館づくり

施策3 横浜の歴史に関する学習の場の充実

- ◆現状と課題
- ・文化財等の歴史遺産を適切に保存・活用し、市民に広く紹介するとともに、観光資源としての魅力向上を図っていく 必要があります。

◆主な取組

①歴史学習の機会の充実

・学校等で活用できるプログラムの充実

②文化財の保全・活用

・「歴史文化基本構想」の策定

方向性4 社会全体で子どもを育みます

柱12 家庭教育の支援

施策1 家庭教育支援の推進-

- ◆現状と課題
- ・家庭教育は全ての教育の出発点であり、家庭に教育の基盤をしっかり築くことがあらゆる教育の基盤として重要です。
- ・家族構成の変化や地域における人間関係の希薄化の影響を受け、家庭教育を行う困難さが指摘されています。

◆主な取組

- ①家庭教育に関する適切な情報の提供
 - ・家庭教育総合情報サイトの開設
- ②保護者の学びや交流の促進
 - ・保護者の学び・交流の場づくり事業

③関係機関や地域と連携した家庭教育支援

幼児教育施設との連携促進

柱13 多様な主体との連携・協働

施策1 多様な主体との連携・協働の推進・

- ◆現状と課題
- ・関係機関や地域との連携強化により、登下校時の安全を確保していく必要があります。
- ・人口減少・超高齢社会が進展する中、共生社会の実現に向けた地域づくりを進めるため、福祉等に対する子どもの理解や関心を高めることが求められています。
- ・より多くの企業から「はまっ子未来カンパニープロジェクト」への理解・協力を得られるよう働きかけるとともに、 参加校の拡大を図っていく必要があります。

◆主な取組

- ①地域等との連携・協働の推進
 - ・通学路の安全確保に向けた関係機関との連携
 - ・地域・関係機関と連携した福祉等の活動の充実
- ②企業との連携・協働の推進
 - ・「共創フロント」と連携した取組

③大学との連携・協働の推進

・横浜市立大学データサイエンス学部との連携による調査 研究

柱14 切れ目のない支援

施策1 福祉・医療との連携による支援の充実

◆現状と課題

- ・学校と区役所、児童相談所等が顔の見える関係を作り、相互理解を深めることで、連携を強化する必要があります。
- ・障害等により特別な支援が必要な児童生徒に対し、それぞれの地域で切れ目のない支援を行うため、横浜市において も学校と地域の障害児通所支援事業所等との相互理解の促進が求められています。
- ・医療的ケアを必要とする子どもが増えており、医療、福祉、教育の分野で連携して受入体制の充実を図ることが求め られています。

◆主な取組

①福祉との連携強化

②医療との連携強化

- ・医療的ケアを必要とする子どもへの支援
- ・要保護児童対策地域協議会の枠組みを活用した連携の促進
- ・学校と障害児通所支援事業所等との連携の強化

施策2 子どもの貧困対策の推進

◆現状と課題

- ・2016 (平成 28) 年度に策定した「横浜市子どもの貧困対策に関する計画」のもと、教育、福祉、子育て支援等、様々 な分野において連携して取組を進めています。
- ・就学援助認定者数及び援助率は 2012 (平成 24) 年度をピークに緩やかな減少傾向にありますが、就学援助制度の周知 や制度改正等に取り組んでいます。

◆主な取組

- ①教育機会の保障
 - ・就学援助の入学準備金前倒し支給

②地域・関係機関との連携強化

- 放課後の学習支援の実施
- ・SSWと関係機関の連携強化

主な指標と目標値

※本計画では、再掲2つを含む26の指標を立てていますが、概要では、一部指標を抜粋しています。

指標	直近の現状値 (2017 年度)	目標値 (2022 年度)
①課題の解決に向け、話し合い、発表する等の学習活動に取り組んでいると答える児童生徒の割合	小6:74.3% 中3:64.0%	小6:80% 中3:70%
② a 「全国学力・学習状況調査」の平均正答率	全国を上回る	毎年、全国を 上回る
b 「全国学力・学習状況調査」の下位層 ^{※1} の割合	全国より少ない	毎年、全国より 少ない
③不登校児童生徒のうち横浜教育支援センター*2の支援を受けている児童生徒の割合	12.5%	17.4%
④卒業後を見通した学習が行われていると答える特別支援学校の保護者の割合	88.0%	100%
⑤個別支援学級の担当教員の特別支援学校教諭免許状保有率	小:25.3% 中:31.1%	小:32% 中:38%
⑥全日制高等学校卒業段階で英検2級相当以上の取得割合	29.8%	50%
⑦中学校卒業段階で英検3級相当以上の取得割合	54.0%	58%
⑧児童生徒の ICT 活用を指導する能力を有する教員の割合	59.9%	67%
⑨地域や社会をよりよくすることを考えることがあると答える児童生徒の割合	小6:46.8% 中3:32.6%	小6:55% 中3:45%
⑩一週間の総運動時間(体育、保健体育の授業を除く)が7時間未満の児童生徒の割合	小:58.1% 中:28.3%	小:56% 中:25%
⑪「ハマ弁」の喫食率	1.3% (2018年3月)	20% (2020 年度)
迎スクールソーシャルワーカー (SSW) が行った支援により児童生徒の状況が改善した割合	75.8%	80%
⑬時間外勤務月 80 時間超の教職員の割合	_	0%
④建替工事着手校数	_	9校

正答数分布の状況から四分位により、正答数の高い順に学力層を4つに分けた場合の一番学力が低い層不登校になった小・中学生を対象に、ハートフルフレンド(大学生等)による家庭訪問や、ハートフルスペース(適応指導教室)及びハートフルルーム(相談指導学級)における様々な活動を通した支援 9

第3期横浜市教育振興基本計画

(2018年度~2022年度)

原案

2018 (平成 30) 年 12 月 横浜市教育委員会

目 次

粐	L	1 男	3 期傾浜巾教育振興基本計画」に	ンし	, (
	1	計画策	定の趣旨	•	•	•			•	•	•	•	•		•	•	•	•	2
	2	横浜市	が策定した他の計画等との関係	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	2
	3		教育ビジョン 2030」	•	•	•	•	•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	3
	4	計画の	構成	•	•	•				•	•						•	•	3
第	2員	重 基本	的な方向性																
		基本姿																	6
	1 2		ラ 視するテーマ	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	6 7
	_	付に里	がら の ナーマ	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	/
第	3 萬	14 0	の柱																
	1	計画体	系	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	10
	2	各柱の	内容																
		各柱の	ページの見方	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	12
	柱	1 主	体的な学び	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	13
		施策1	主体的・対話的で深い学びによ	る学	·力	の	向	上					•	•	•	•	•	•	16
		施策 2	多様な教育的ニーズに対応した	教育	(O	推	進						•	•	•	•	•	•	19
		施策 3	特別支援教育の推進										•	•	•	•	•	•	22
		施策 4	魅力ある高校教育の推進										•	•	•	•	•	•	26
	_柱	2 創	造に向かう学び	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	29
		施策1	グローバル社会で活躍できる人	材の	育	成							•	•	•	•	•	•	31
		施策 2	情報社会を生きる能力の育成										•	•	•	•	•	•	34
		施策 3	持続可能な社会の実現に向けて	行動) d	る	カ	の	育	成			•	•	•	•	•	•	37
	柱	3 支	え合う風土	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	40
		施策1	豊かな心の育成										•	•	•	•	•	•	41
	柱	4 学	びと育ちの連続性	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	44
		施策1	つながりを重視した教育の推進										•	•	•	•	•	•	46
		施策 2	健康な体づくり										•	•	•	•	•	•	49
	柱	5 安	心して学べる学校	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	53
		施策1	安心して学べる学校づくり										•	•	•	•	•	•	54
	柱	6 社	会とつながる学校	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	57
		施策1	地域との連携・協働の推進										•	•	•	•	•	•	58
		施策 2	自主・自律的な学校運営の推進										•	•	•	•	•	•	60
	柱	7 い	うさいきと働く教職員_	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	62
		施策1	教職員の働き方改革の推進										•	•	•	•	•	•	64
	柱	8 学	び続ける教職員	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	68
		施策1	教職員の育成、優秀な教職員の	確保	1								•	•	•	•	•	•	69

_	柱9	安全	・安心な環境				•	•		•		•	•	•		•	72
	施領	〔1	安全・安心な教	育環境の確	保							•	•	•		•	73
	施領	〔2	学校施設の計画	的な建替え	の推進	_						•	•	•		•	75
_	柱 10	地均	ばとともに歩む学	<u>校</u> _			•	•	• •	•		•	•		•	•	77
	施領	€1	学校規模の適正	化								•	•	•		•	78
	施領	€2	地域の状況を踏	iまえた学校	どづくり							•	•	•		•	80
_	柱 11	市国	えの豊かな学び_				•	•		•		•	•	•		•	81
	施舒	₹1	生涯学習の推進	<u>.</u>								•	•	•		•	83
	施領	€2	図書館サービス	の充実								•	•	•		•	85
	施領	€3	横浜の歴史に関	する学習の	場の充	実						•	•	•		•	87
_	柱 12	家區	三教育の支援_				•	•		•		•	•	•		•	88
	施舒	〔1	家庭教育支援の	推進								•	•	•		•	89
_	柱 13	多核	様な主体との連携	<u>・協働</u>			•	•	• •	•		•	•	•		•	91
	施領	〔1	多様な主体との	連携・協働	加力推進							•	•	•		•	92
_	柱 14	切1	1目のない支援				•	•		•		•	•	•		•	95
	施領	〔1	福祉・医療との	連携による	支援の	充美	€					•	•	•		•	96
	施領	〔2	子どもの貧困対	策の推進								•	•	•		•	97
3	指標	票一覧	Ē				•	•		•	•	•	•	•		•	98
資料	以公司							1									
具个	计 不用																
1	. 教育	予基本	法(抜粋)			• •	•	•	• •	•	•	•	•	•	• •	•	102
2	基 磁	楚デー	-タ			• •	•	•	• •	•	•	•	•	•	• •	•	104
3	素類	をに対	けするパブリック	'コメント			•	•		•		•	•	•	• •	•	105
4	素	をから	の主な変更点ー	覧			•	•		•		•	•	•		•	107
5	5 「村	黄浜教	対育ビジョン 203	30]			•	•		•		•	•	•		•	112

第1章

「第3期横浜市教育振興基本計画」について

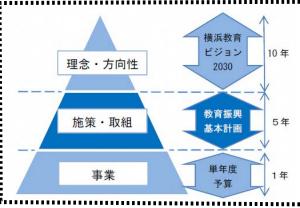
第1章 「第3期横浜市教育振興基本計画」について

1 計画策定の趣旨

(1) 本計画の位置付け

【横浜教育ビジョン 2030 の具現化】

2030 年頃の社会を展望し、横浜の教育が目指す人づくり、横浜の教育が育む力及び横浜の教育の方向性を示す「横浜教育ビジョン 2030」(2018 (平成 30) 年策定)の具現化に向けたアクションプランとして、今後 5 年間で進める施策や取組を「第 3 期横浜市教育振興基本計画」に定めます。



【教育基本法に基づく法定計画】

「第3期横浜市教育振興基本計画」は、教育基本法第17条第2項に基づく「地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画」として位置付けます。

(2)計画期間

5年間:2018(平成30)年度~2022(平成34)年度

2 横浜市が策定した他の計画等との関係

「第3期横浜市教育振興基本計画」の策定に当たっては、「横浜市中期4か年計画2018~2021」をはじめ、子育てや福祉等の各分野別の計画等と関連する部分について、整合を図っています。



3 「横浜教育ビジョン 2030」

■横浜の教育が目指す人づくり 自ら学び 社会とつながり ともに未来を創る人

■横浜の教育が育む力

「自ら学び 社会とつながり ともに未来を創る人」の育成を目指し、子どもに身に付けてほしい力を 五つの視点「知」「徳」「体」「公」「開」で表し、相互に関連付けながらバランスよく育みます。

知 生きて はたらく知

- ○基礎・基本を身に付け、自ら問題を発見し、よりよく解決するカ
- ○主体的に考え、意欲的に学び続けるカ
- ○知識や経験を活かし、知恵をはたらかせて生きるカ

徳 豊かな心

- ○自分を大切にし、しなやかに生きるカ
- ○自分を律する態度と人を思いやる優しさ
- ○「本物」に触れることで育む豊かな感性

体 健やかな体

- ○自ら健康を保持増進しようとする態度
- ○体力づくりを通じ、心身ともにたくましく生きる力
- ○生涯にわたって運動やスポーツに親しむ態度

公公共心と社会参画

- ○自分の役割や働くことの意義を理解し、行動する力
- ○横浜を愛し、地域や社会のために、他者と協働するカ
- ○夢や目標を持ち、よりよい社会を創造しようとする態度

開未来を開く志

- ○自分を見つめ、多様性を尊重し、共生するカ
- ○グローバルな視野を持ち、持続可能な社会の実現に向けて行動するカ
- ○進取の精神を持ち、新たな価値を創造しようとする態度

横浜の教育の方向性 ~多様性を尊重し、つながりを大切にした教育を推進します~

方向性1 子どもの可能性を 広げます

柱1 主体的な学び

柱2 創造に向かう学び

柱3 支え合う風土

柱4 学びと育ちの連続性

方向性2 魅力ある学校をつくります

柱5 安心して学べる学校

柱6 社会とつながる学校

柱7 いきいきと働く教職員

柱8 学び続ける教職員

方向性3 豊かな教育環境を整えます

柱9 安全・安心な環境

柱 10 地域とともに歩む学校

柱 11 市民の豊かな学び

方向性4 社会全体で子どもを支えます

柱 12 家庭教育の支援

柱 13 多様な主体との連携・協働

柱 14 切れ目のない支援

4 計画の構成

「横浜教育ビジョン 2030」が示す4つの教育の方向性と14の柱に基づき、「26の施策」を示します。施策ごとに、「指標」、「想定事業量」、「主な取組」を掲げ、PDCAサイクルに基づき、進捗管理を行います。

4つの教育の方向性

14の柱

26の施策

指標

想定事業量

主な取組

横浜教育ビジョン 2030

第3期横浜市教育振興基本計画において新たに定める部分

第2章

基本的な方向性

基本姿勢

「横浜教育ビジョン 2030」の具現化に向け、本計画を策定・推進するに当たっての基本姿勢と して、次の2点を示します。

(1) 持続可能な学校への変革

持続可能な未来の創造・持続可能な学校への変革を目指し、

- SDGs^{*}との関係性を意識した教育活動の展開
- 「教職員の働き方改革」の着実な実施

「横浜市立学校 教職員の働き方改革プラン」4つの戦略・40の取組の着実な推進

(総合学校支援システムの構築、職員室業務アシスタントの全校配置、部活動指導員等の拡充等) ● 地域、企業、大学及び関係機関等との連携・協働の推進

- 自然環境に配慮した学校施設の整備

を進めます。

※ 2015年「国連持続可能な開発サミット」で採択された持続可能な開発目標(Sustainable Development Goals)

- 客観的な根拠に基づく教育政策の推進(EBPM*)

明確な指標設定のもと、大学や企業等と連携し、学力・学習状況調査等のデータの 分析や施策・取組の効果検証を踏まえて、授業改善や教育施策を推進します。

※ Evidence Based Policy Making の略称

(持続可能な開発目標):17の目標 SDG s

SDGsとは、2015年「国連持続可能な開発サミット」で採択された持続可能な開発目標 (Sustainable Development Goals)です。169の関連ターゲットを伴う17の目標は、先進 国を含む国際社会全体の目標であり、各国内での取組も対象としています。



2 特に重視するテーマ

新学習指導要領の着実な実施と主体的な学びの実現

2020年から全面実施される新学習指導要領への移行に向けた万全な準備を行い、着実に実施することにより、主体的な学びを実現することができるよう、各取組を推進します。

- (取組例) ○「横浜市立学校 カリキュラム・マネジメント要領」の策定・活用、授業改善
 - ○「横浜市立学校 カリキュラム・マネジメント要領」に準拠した「横浜市学力・学習状況調査」の実施
 - ○小学校高学年における一部教科分担制の導入
 - ○小学校外国語教科化への対応、中学校・高等学校における英語の外部指標の活用
 - ○学力の定着に困難を抱える子どもへのきめ細かな学習支援、放課後学習支援の実施

新時代の到来を見据えた次世代の教育の推進

グローバル化の一層の進展や情報社会、超スマート社会、AIの進化等、新時代の到来を見据え、子どもが地域や社会とのつながりを通して、新たな価値を創造する力を育みます。

(取組例) ○タブレット端末の整備、ICT 支援員の配置

- ○SGH(スーパーグローバルハイスクール)、SSH(スーパーサイエンスハイスクール)の更なる深化・発展によるグローバルリーダーの育成
- ○企業や地域と連携した課題解決の体験型学習「はまっ子未来カンパニープロジェクト」等の推進

3 子どもの健康の増進

生涯にわたって、健康かつ豊かな生活を送ることができるよう、自ら健康を保持増進しようとする態度の育成や、科学的根拠に基づく体力向上に取り組みます。

(取組例) ○「体力・運動能力調査」の分析・検証を通じた体力向上

- ○持続可能な部活動の実現(部活動指針の改訂、部活動指導員の配置)
- ○八マ弁を活用した中学校昼食の充実

多様なニーズに対応した特別支援教育の推進

共生社会の実現に向け、全ての学校において、インクルーシブ教育システムの構築を更に推進し、多様な教育の場を充実させていくとともに、全ての子どもに、あらゆる教育の場で、一貫した適切な指導や必要な支援を行います。

(取組例) ○特別支援教室実践推進校への非常勤講師の配置拡充

- ○巡回型指導の実施による通級指導教室の充実
- ○知的障害・肢体不自由特別支援学校の充実

5 複雑化する課題の解決に向けた学校組織の体制強化、福祉・医療との連携強化

いじめ等の課題の早期発見・解決や日本語指導が必要な児童生徒及び不登校児童生徒への支援の充実に向け、学校組織の体制強化を進めるとともに、貧困・虐待等の課題に対応するため、 福祉・医療との連携強化を図ります。

(取組例)○児童支援専任・生徒指導専任教諭配置に伴う後補充非常勤職員を常勤化している学校の拡充

- ○スクールソーシャルワーカーが全小・中学校を定期的に訪問できる体制整備
- ○日本語指導が必要な児童生徒の増加に合わせた事業の拡充
- ○不登校児童生徒を支援するハートフルルーム等の充実
- ○医療的ケア児への支援の充実に向けた関係局との連携強化

計画的な学校施設の建替えの推進

「横浜市立小・中学校施設の建替えに関する基本方針」(2017 (平成 29) 年策定) に基づき、 老朽化した学校施設の建替えに順次着手します。

(取組例)○建替えに向けた調査の実施

○建替工事の着手

第3章

14 の柱

計画体系

方向性1 子どもの可能性を広げます 主体的・対話的で深い学びに よる学力の向上 新学習指導要領の着実な実施と「主体的・対話的で深い 柱1 学び」の実現 主体的な学び 「横浜市学力・学習状況調査」の活用による学力の向上 学習の習熟度に応じた指導・支援の充実 多様な教育的ニーズに対応した 教育の推進 不登校児童生徒への支援の充実 日本語指導が必要な児童生徒への支援の充実 全ての子どもが安心して学べる多様な学びの場の構築 特別支援教育の推進 一般学級在籍の特別な支援が必要な児童生徒への支援の充実 障害特性に応じた個別支援学級における教育の充実 特別支援学校の充実 特別支援教育相談システムの充実 市立高校の魅力づくり 魅力ある高校教育の推進 進路希望実現への支援 市立高校におけるグローバル人材の育成 グローバル社会で活躍できる 人材の育成 柱2 育成 創造に向かう 学び 国際理解教育等の推准 児童生徒の情報活用能力の向上 情報社会を生きる能力の育成 ICT環境の整備

グローバル社会で活躍するためのコミュニケーション能力の

持続可能な社会の実現に向けて 行動する力の育成

社会と連携した自分づくり教育(キャリア教育)の推進

SDGsとの関係性を意識した教育活動の展開

柱3 支え合う風土 豊かな心の育成

健康な体づくり

考え、議論する道徳教育の推進

人権教育の推進

「本物」に触れる機会の創出

柱4 学びと育ちの 連続性 つながりを重視した教育の推進

学校やブロックらしさを生かした小中一貫教育の推進

育ちや学びをつなぐ幼保小連携・接続の充実

義務教育学校・中高一貫校の充実

運動やスポーツと多様に関わる機会の創出

「体力・運動能力調査」の活用による運動習慣の確立と体力 向上

食育の推進

健康・安全教育の推進

持続可能な部活動の実現

方向性2 魅力ある学校をつくります

安心して学べる 学校

安心して学べる学校づくり

安心して参加できる集団づくり

いじめ等への組織的対応の強化

学校運営協議会の設置推進 柱6 施策1 地域との連携・協働の推進 社会とつながる 学校 地域学校協働活動の推進 学校運営協議会と地域学校協働本部の連携強化 学校マネジメント機能の強化 自主・自律的な学校運営の推進 策 学校教育事務所による学校支援 学校の業務改善支援 柱7 教職員の働き方改革の推進 いきいきと働く 教職員 学校業務の適正化、精査・精選 チーム体制の構築と人員配置の工夫・充実 教職員の人材育成・意識改革 柱8 教職員の育成、優秀な教職員の 確保 施策1 時代の変化に対応した教職員の人材育成の強化 学び続ける 教職員 学び続ける教職員のための環境づくり 優れた教職員の確保 方向性3 豊かな教育環境を整えます 柱9 児童生徒の安全確保 安全・安心な教育環境の確保 ー 安全・安心な 環境 快適な教育環境の整備 学校施設の計画的な保全 学校施設の計画的な建替えの 学校施設の計画的な建替え 推進 自然環境に配慮した学校施設の整備 柱10 小規模校や過大規模校の対策 学校規模の適正化 地域とともに 歩む学校 通学区域の調整 地域学校協働活動の推進 地域の状況を踏まえた学校 づくり 学校施設の複合化等の検討 柱11 生涯学習の推進 生涯学習の推進 策 1 市民の豊かな 学び 読書活動の推進 施策2 子どもの読書習慣の定着と市民の学びの支援 図書館サービスの充実 横浜の歴史に関する学習の場の 歴史学習の機会の充実 充実 文化財の保全・活用 方向性4 社会全体で子どもを育みます 柱12 家庭教育に関する適切な情報の提供 家庭教育支援の推進 家庭教育の支援 保護者の学びや交流の促進 関係機関や地域と連携した家庭教育支援 柱13 多様な主体との連携・協働の 地域等との連携・協働の推進 策 1 多様な主体との 連携・協働 企業との連携・協働の推進 大学との連携・協働の推進 福祉・医療との連携による 支援の充実 柱14 福祉との連携強化 切れ目のない 医療との連携強化 支援 教育機会の保障 子どもの貧困対策の推進 地域・関係機関との連携強化

2 各柱の内容

【各柱のページの見方】

① 施策体系

施策・主な取組を体系図で示しています。

② 指標

計画期間内における各施策の成果を分かりやすく示すため、

- ・施策を実施した成果等について、客観的数値として把握できる指標
- ・ 施策の中で重要かつ象徴的な事業の実績を表す指標
- ・施策を実施した成果について、子どもの実感を問う指標

を設定しています。

③ 想定事業量

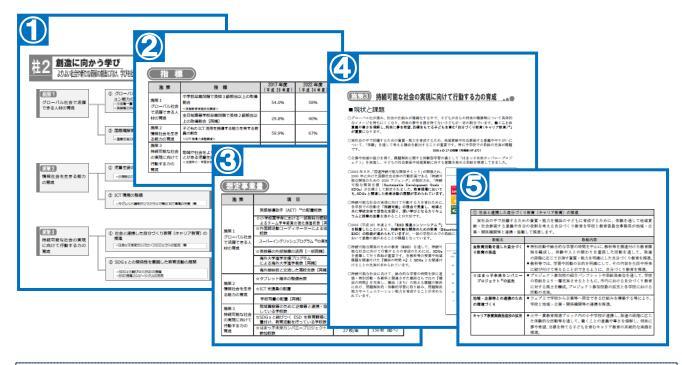
目標の達成や施策の推進のために、計画期間で実施する具体的な事業や取組のうち、量的把握が可能なものを事業量として示しています。事業量は基本的に、累計数を記載しています。

④ 現状と課題

施策ごとに横浜市を取り巻く状況と課題を示しています。また、現状や課題を踏まえた取組の必要性についても記載しています。

⑤ 主な取組

計画期間に実施する事業や取組のうち、主なものを示しています。また、主な取組の冒頭には、取組全体の方向性を示しています。



- ○「基本姿勢」や「特に重視するテーマ」に関連する事業・取組については、☆と示しています。
- 〇計画期間に新たに開始する事業・取組については、「NEW」と示しています。
- ○複数の施策に該当する事業・取組については、重複して掲載しており、【再掲】と示しています。
- (注) ●横浜市では、小中一貫教育を行う「義務教育学校」を2校設置していますが、本計画では、「小学校」には義務教育学校前期課程 (小学校教育に相当する6年間)、「中学校」には義務教育学校後期課程(中学校教育に相当する3年間)を含みます。「小学生」 「中学生」についても同様の考え方です。
 - ●小中一貫教育を推進するために、中学校区を基本として設置する基本的な単位として「小中一貫教育推進ブロック」を設置しています(139 ブロック:2018 年4月現在)。本計画の中では、「ブロック」と表記しています。
 - 調査等の出典がないものは、基本的に横浜市教育委員会が独自に調査したものになります。

柱1

主体的な学び

主体的な学びを引き出し、様々な教育的ニーズに応じて、個性や能力を伸ばします

施策1

主体的・対話的で深い学びによる学力の向上

- ① 新学習指導要領の着実な実施と「主体的・対話的で深い学び」の実現
 - ・小学校高学年における一部教科分担制の導入
 - ・総合学校支援システムの構築 等
- ②「横浜市学力・学習状況調査」の活用による学力の 向上
 - ・新学習指導要領を踏まえた調査内容の改訂 等
- ③ 学習の習熟度に応じた指導・支援の充実
 - ・学力の定着に困難を抱える子どもへのきめ細かな学習支援等

施策2

多様な教育的ニーズに 対応した教育の推進

- ① 不登校児童生徒への支援の充実
 - ・横浜教育支援センターによる支援の充実等
- ② 日本語指導が必要な児童生徒への支援の充実
 - ・日本語支援拠点施設「ひまわり」の機能充実 等
- ③ 教育相談の充実
 - ・機関連携等による課題解決のための仕組みづくり等

施策3

特別支援教育の推進

- ① 全ての子どもが安心して学べる多様な学びの場の構築
 - 教職員の専門性の向上
 - ・ユニバーサルデザインの視点に基づく授業の実践等
- ② 一般学級在籍の特別な支援が必要な児童生徒への支援の充実
 - ・児童生徒の特性に応じた指導・支援の充実等
- ③ 障害特性に応じた個別支援学級における教育の充実
 - ・障害種に応じた指導の充実及び学級経営のための環境整備等
- ④ 特別支援学校の充実
 - ・知的障害・肢体不自由特別支援学校の充実等
- ⑤ 特別支援教育相談システムの充実
 - ・特別支援教育総合センターにおける相談機能の充実 等

施策4

魅力ある高校教育の 推進

- ① 市立高校の魅力づくり
 - ・市立高校魅力発信事業の推進等
- ② 進路希望実現への支援
 - ・課題探究型学習の推進 等
- ③ 市立高校におけるグローバル人材の育成
 - ・海外大学進学支援プログラムの実施 等

指標

施策	指標	2017 年度 (平成 29 年度)	2022 年度 (平成 34 年度)
施策 1 主体的・対話的	課題の解決に向け、話し合い、発表する 等の学習活動に取り組んでいると答える 児童生徒の割合 <全国学力・学習状況調査>	小6:74.3% 中3:64.0%	小6:80% 中3:70%
で深い学びによる学力の向上	「全国学力・学習状況調査」の平均正答率	全国を上回る	毎年、全国を上回る
0 3 73 321 322	全国学力・学習状況調査の下位層 ¹ の 割合	全国より少ない	毎年、全国より 少ない
施策 2 多様な教育的ニ ーズに対応した 教育の推進	不登校児童生徒のうち横浜教育支援センター ² の支援を受けている児童生徒の割合	12.5%	17.4%
施策3	卒業後を見通した学習が行われている と答える特別支援学校の保護者の割合	88.0%	100%
特別支援教育の 推進 	個別支援学級 ³ の担当教員の特別支援学 校教諭免許状保有率	小: <mark>25.3%</mark> 中:31.1%	小:32% 中:38%
施策 4 魅力ある高校教 育の推進	全日制高等学校卒業段階で英検 2 級相当 以上の取得割合	29.8%	50%

¹ 正答数分布の状況から四分位により、正答数の高い順に学力層を4つに分けた場合の一番学力が低い層。

² 不登校になった小中学生を対象に、ハートフルフレンド(大学生等)による家庭訪問や、ハートフルスペース(適応指導教室)及びハートフルルーム(相談指導学級)における様々な活動を通した支援。

³ 障害種ごとの少人数学級で、障害のある子ども一人ひとりに応じた教育を行う学級。国の「特別支援学級」に相当する学級。

想定事業量

施策	項目	2017 年度 (平成 29 年度)	2022 年度 (平成 34 年度)
	☆「横浜市立学校 カリキュラム・マネジメ ント要領⁴」の策定・活用	「総則」策定	実施
	☆「横浜市立学校 カリキュラム・マネジメント要領」に準拠した「横浜市学力・学習状況調査5」の実施		実施
施策 1 主体的・対話的	☆小学校高学年における一部教科分担制を 伴うチーム学年経営の強化推進校数	_	48 校
で深い学びによ	☆「読みのスキル」向上推進校数	_	18 校
る学力の向上	☆「放課後学び場事業 ⁶ 」実施校数 (中学校)	42 校	94 校
	学校司書の配置校数	全小・中・ 特別支援学校	全小・中・ 特別支援学校
	理科支援員 ⁷ の配置校数	231 校	全小学校
施策 2 多様な教育的	☆ハートフルスペース ⁸ ・ハートフルルーム ⁹ の拡張か所数	_	3か所
ニーズに対応した教育の推進	外国語補助指導員 ¹⁰ の配置人数	8人	13人
	☆特別支援教室 ¹¹ 実践推進校	8校/年	152 校(延べ)
施策 3	☆巡回型指導を行う通級指導教室 ¹² 設置校 数	_	10 校
特別支援教育の 推進	☆特別支援学校の充実	左近山特別支援 学校の工事着手	推進
	特別支援学校教諭免許状取得支援により 免許状を取得した人数	92 人/年	580 人 (5か年累計)
	$☆$ SGH 13 (スーパーグローバルハイスクール)、SSH 14 (スーパーサイエンスハイスクール)の取組の継続	2校	2校
施策 4	課題探究型学習による成果の発表	1回/年	3回/年
魅力ある高校教	☆英検等の外部指標の活用	全高等学校	全高等学校
育の推進	海外大学進学支援プログラム ¹⁵ による海 外大学進学者数	4人/年	26 人 (5か年累計)
	海外姉妹校と交流した高校生数	140 人/年	180 人/年

⁴ 新学習指導要領の全面実施に向けて、各学校やブロックが自主的・自律的に教育課程を編成・実施・評価・改善するための要領。

⁵ 児童生徒の学習状況について、分析的・総合的に把握し、教育施策に活用するとともに、学力向上に生かすために、小学校、中学校の全児童生徒を対象にした横浜市独自に毎年実施する調査。

⁶ 学習支援が必要な生徒を対象に、学習習慣の確立や基礎学力の向上のため、地域と連携した中学校における放課後の学習支援。

⁷ 小学校の理科で、観察・実験の準備・補助等を行う非常勤職員。

⁸ 登校はできないものの外出はできる児童生徒に対して、創作活動・スポーツ体験活動等を通し、社会的自立に向けた相談や支援を行う適応指導教室。

⁹ 児童生徒が、在籍する学級(一般学級、個別支援学級)を離れて、特別の場で学習するためのスペース。指導及び支援を受けるためには、特別支援教育に関する校内委員会での判断、個別の指導計画の作成、保護者の同意を要する。

¹⁰ 日本語指導が必要な児童生徒が一定数以上在籍する学校に配置され、児童生徒・保護者の母語を用いた支援を行う非常勤職員。

¹¹ 児童生徒が、在籍する学級(一般学級、個別支援学級)を離れて、特別の場で学習するためのスペース。指導及び支援を受けるためには、特別支援教育に関する校内委員会での判断、個別の指導計画の作成、保護者の同意を要する。

¹² 一般学級・個別支援学級に在籍する、学習・生活上の困難を抱える児童生徒が学習する場。

¹³ 語学力や幅広い教養、問題解決力等の素養を備え、将来国際的に活躍できるリーダーを育成するために文部科学省が指定した高等学校。

¹⁴ 理数系教育に重点を置き、国際的な科学技術人材を育成するために文部科学省が指定した高等学校。

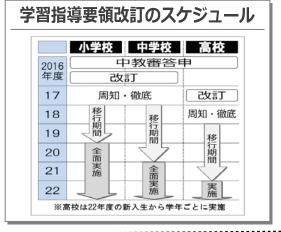
¹⁵ 海外大学進学を希望する市立高校生向けの支援プログラム。

施策1 主体的・対話的で深い学びによる学力の向上



■現状と課題

- ○質的にも量的にも大きな変化を伴う新学習指導要領が、 小学校では 2020 (平成 32) 年度、中学校では 2021 (平成 33) 年度、高等学校では 2022 (平成 34) 年度より順次、 全面実施されます。
- ○新学習指導要領の実施に伴い、「主体的・対話的で深い学び」の視点を踏まえた「授業改善」が求められます。児童生徒が自ら問いを見いだし解決していく過程の中で、実生活を含む様々な場で活用可能な資質・能力を身に付けることができるよう、全ての教員が授業改善に取り組み、学校全体でカリキュラム・マネジメントを進めていく必要があります。



- ○2018(平成30)年度の「全国学力・学習状況調査」では、各教科の「知識」に関する問題と「活用」に関する問題共に、横浜市立小・中学校の平均正答率が、全国平均と同程度あるいは上回る結果となっていますが、その一方で、横浜市では、個人の正答率の差が大きく、学習の習熟度に応じた指導が求められています。
- ○「横浜市学力・学習状況調査」では、新学習指導要領に おいて求められる資質・能力の測定や、個人の状況のき め細かな把握ができるよう、**調査内容の全面的な見直し** が必要です。
- ○各学校では、「横浜市学力・学習状況調査」結果の分析チャート等を活用して「学力向上アクションプラン 16」を作成し、授業改善や児童生徒への学習支援を行いました。各学校において、分析チャートから分かる児童生徒の学力の状況について、保護者・地域や小中一貫教育 17推進ブロック(以下「ブロック」といいます。)内での共有等は進みましたが、よりきめ細かな指導・支援を行うため、分析チャートの一層の活用を図る必要があります。

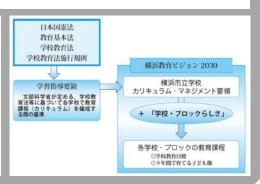
全国学力・学習状況調査の結果

王国	王国子刀・子首仏沈嗣且の枯未									
小学校「平t	匀正答率(%)]								
	国語 A	国語 B	算数 A	算数 B	理科					
横浜市	73	56	66	5 4	61					
全国との差	+ 2	+ 1	+ 2	+ 2	+ 1					
全国	7 1	5 5	6 4	5 2	6 0					
神奈川県	7 0	5 4	6 4	5 2	6 0					
中学校「平均	匀正答率(%)]								
	国語 A	国語 B	数学 A	数学 B	理科					
横浜市	76	63	67	50	66					
全国との差	±0	+ 2	+ 1	+ 3	±0					
全国	7 6	6 1	6 6	4 7	6 6					
神奈川県	7 6	6 2	6 6	4 8	6 6					
A : 「知識」	に関する	問題、B	: 「活用.	」に関する	る問題					
出典〉全国学力・学習状況調査 : 2018(平成 30)年度										

○学習支援が必要な生徒を対象に、学習習慣の確立や基礎学力の向上のため、地域と連携した中学校に おける**放課後の学習支援「放課後学び場事業」を 2016 (平成 28) 年度より一部の学校で実施していますが、本事業の更なる拡充が求められています**。なお、小学校についても、一部の地域において 2017 (平成 29) 年度より放課後学習支援を開始しました。

コラム 横浜市立学校 カリキュラム・マネジメント要領

2017年3月に公示された学習指導要領の理念や方向性を踏まえた上で、横浜市立の各学校や小中一貫教育推進ブロックが教育課程を自主的・自律的に編成・実施・評価・改善していく際の拠り所となるものです。「横浜教育ビジョン 2030」に示されている「横浜の教育が目指す人づくり」を実現するために、教育課程の編成等を通して、取り組むべき教育の在り方を示すものです。



^{16 「}横浜市子ども学力向上プログラム」に基づき、「横浜市学力・学習状況調査」結果を活用し、各学校が子どもの状況等を踏まえて作成した、学力向上に向けた具体的な目標や取組。

¹⁷ 義務教育9年間の連続性のあるカリキュラムに基づき、学力向上と児童生徒指導上の課題解決を図るための教育。

■主な取組

① 新学習指導要領の着実な実施と「主体的・対話的で深い学び」の実現

新学習指導要領の全面実施に向けて、円滑な移行ができるよう、移行するために必要な措置や移行期間中における学習指導等について周知・徹底を図ります。「横浜市立学校 カリキュラム・マネジメント要領」に基づいた各学校やブロックの自主的・自律的な教育課程の編成・実施・評価・改善のためのきめ細かなサポートを進めます。子どもの主体的・意欲的な学習活動を充実させるためにも、各教科等に関する教員の専門性と組織力の向上を目指した環境整備を図り、授業改善を推進します。

取組名	取組内容
☆小学校高学年における	● 小学校高学年に学級をもたない学年主任等を配置し、学年経営の充
一部教科分担制の導入	実を図るとともに、英語の教科化等、新学習指導要領の実施も踏ま
NEW	えた一部教科分担制を導入。授業の質を高め、子どもの資質・能力
	を育成。各学校での実施に向けて、推進校を指定し、具体的な実践
	や研究の成果を発信しながら、市内全小学校での展開を視野に入れ、
	強力に推進。
☆総合学校支援システムの	● 授業力向上による教育の質の向上や校務の更なる効率化を進めるた
構築 NEW	めに、教材等の共有化システム、e ラーニングシステム 18、グループ
	ウェア 19等を統合したシステム構築を検討。
デジタル教科書 20の活用に向	● デジタル教科書の効果的な活用に向けて、具体方策を検討。
けた検討 NEW	
学校図書館の充実と学校司書	● 学校司書が教員と連携し、子どもの読書習慣の定着や資料準備等の
との連携による授業改善	授業支援を推進し、子どもの主体的な学びをサポート。学校図書館
	が「読書センター」「学習センター」「情報センター」の役割を担う
	「メディアセンター」としての機能強化に向けて、学校図書館資料
	の充実を図るため、他の学校図書館とのネットワークを構築。
理科支援員を活用した授業改善	● 理科の授業をサポートする理科支援員の活用により、小学校におけ
	る観察・実験活動を充実させ、実感を伴った深い学びを実現する授
	業改善を推進。

コラム 小学校高学年における一部教科分担制を伴うチーム学年経営の強化

中学校との接続期である小学校高学年においては、児童指導上の課題が多様化・複雑化し、 学習指導の内容も専門的になります。学級をもたない学年主任等をチーム・マネジャーとして 配置するとともに、一部教科分担制を導入することで組織的・効果的な学年経営を強化します。

【児童の学力向上】

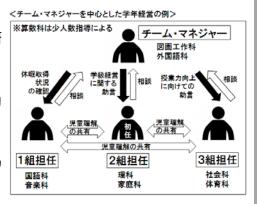
教員一人が担当する教科数が少なくなるため、教材研究がより深まることにより、授業改善につながります。 【児童の心の安定】

一人の児童に複数の教員が関わることにより、多面的

に児童の状況を理解することができます。

【教職員の働き方改革】

チーム・マネジャーを中心とした学年経営により、ワ ーク・ライフ・バランスが推進されます。



¹⁸ ウェブ上で必要な知識等を学習できるシステム。

¹⁹ 組織内のコンピュータネットワークを活用した情報共有のためのシステム。

²⁰ 教科書の内容を電磁的に記録した教材。学校教育法の改正により、2019 (平成31) 年度から、通常の紙の教科書に代えて使用が 認められている。

②「横浜市学力・学習状況調査」の活用による学力の向上

「横浜市学力・学習状況調査」の全面的な改訂を行うとともに、国と市の学力・学習状況調査の評価・分析について、大学等の専門機関と連携し、多面的・多角的に組み合わせた分析を進めます。また、個人単位での分析も進め、より客観的な根拠に基づいた授業改善と授業力の向上を進めます。

取組名	取組内容
☆新学習指導要領を踏まえ	● 新学習指導要領において求められる資質・能力の測定や、子どもの
た調査内容の改訂 NEW	「個々」の学びの状況を把握できるよう、生活意識調査や実施時期
	も含め、調査内容の全面的な改訂を検討。
☆国と市の学力・学習状況調	● 学習・生活意識と学力の相関関係等も含めた多面的な分析を進め、
査の分析・活用の深化	授業改善の根拠として活用できるよう、各学校の状況を表すアセス
NEW	メントシートを開発。また、学校やブロック単位だけではなく、子
	ども一人ひとりの学力・学習状況を分析し、個人単位の分析結果を
	子どもや保護者と共有できるアセスメントシートを開発。
「横浜市子ども学力向上プロ	● 「横浜市子ども学力向上プログラム(改訂版)」を踏まえ、各学校で
グラム」の改訂等 NEW	は、子どもの実態に合わせた「学力向上アクションプラン」を作成
	し、学力層を意識した学習支援や指導を組織的・効果的に実施。

③ 学習の習熟度に応じた指導・支援の充実

国と市の学力・学習状況調査等の分析を生かしながら、学校や個人の学習実態等に応じた多様な学びの環境を整備していきます。また、学習習慣の定着に向けて、放課後の学習支援等を活用します。

取組名	取組内容
データに基づく学習支援の実施	● 国と市の学力・学習状況調査等のデータの総合的な分析を基にした個人票を活用し、子ども一人ひとりの課題や学習習熟度に合わせた学習支援ができる環境を整備。
☆学力の定着に困難を抱え る子どもへのきめ細かな 学習支援 NEW	● 一般学級において、異なる学力層の子どものニーズへの対応や、つまずきが重篤化する前の指導・支援を推進。特に、全ての教科等の基本となる「読みのスキル」に関するアセスメントに基づき、効果的な指導を実施。
☆放課後の学習支援の実施	中学校における学習支援活動である「放課後学び場事業」について、 様々な状況の生徒の参加促進や、大学等との連携による学習支援ボランティアの確保等、課題への対応を進めながら、地域等による放課後 の学習支援を拡充。小学校における放課後の学習支援活動についても一部実施し、効果 を検証。

施策2 多様な教育的ニーズに対応した教育の推進



■現状と課題

不登校児童牛徒への支援

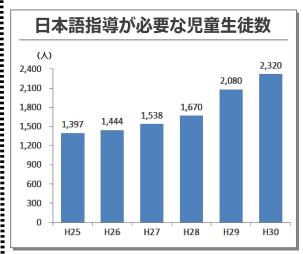
- ○2017 (平成 29) 年度の「児童生徒の問題行動等諸課 題に関する調査」によると、長期欠席(年間30日以 上欠席)した児童生徒数は増加傾向にあり、そのう ち不登校児童生徒数は、2013(平成25)年度に比べ 約 1,100 人増加しています。 不登校の要因と考えら れる状況として、「いじめを除く友人関係をめぐる問 題」、「学業の不振」及び「家庭に係る状況」が高い 割合を占めています。
- ○不登校児童生徒等に対する多様な学習活動の充実や 個々の状況に応じた支援の推進等を目指し、2016(平 成28)年に「義務教育の段階における普通教育に相 当する教育の機会の確保等に関する法律」が制定さ れ、学校内外における子どもの多様な学びの場の確 保及び充実が求められています。



○学校では、カウンセラーによる相談や児童支援・生徒指導専任教諭 21及び養護教諭等による指導・支 援を行っています。また、学校外においても、**社会的自立を目指し、ハートフルフレンド²²・ハート** フルスペース・ハートフルルームによる支援を行っており、子ども一人ひとりの状況に応じた支援を 行うために、**支援員等の人材の確保や専門性の向上が求められています**。さらに、民間教育施設が運 営するフリースペース「ハートフルみなみ」への助成等を行うとともに、他の民間教育施設等との連 携を進めています。

日本語指導が必要な児童生徒への支援

- ○日本語指導が必要な児童生徒数が、2013 (平成 25) 年から 2018 (平成 30) 年の間に約 900 人増加してお り、在籍が一部の地域に集中する「集住」と、少人 数がそれぞれ幅広い地域に在籍する「散在」が同時 に進んでいます。
- ○学校における日本語教室の取組や母語による支援、 外国語補助指導員の配置、国際教室 23担当教員の配置 置の拡充等に加え、日本語支援拠点施設「ひまわる り 24」の開設による児童生徒の受入れに対する支援 の強化等、総合的な支援の充実を進めてきました。
- ○日本語指導が必要な児童生徒の増加に伴い、言語による **増加する傾向**にあり、支援体制の強化や専門性の向上が求められています。



²¹ いじめや不登校等の課題に対応するため、児童生徒指導の学校内での中心的役割や関係機関及び地域との連携窓口を担う教諭。

²² ひきこもりがちな児童生徒の家庭に大学生等を派遣し、話し相手や遊び相手となることで状態の緩和等を図る支援制度。

日本語指導が必要な児童生徒が一定数以上在籍する学校に配置される国際教室担当教員が日本語指導、教科指導、生活適応指導等

²⁴ 日本語指導が必要な児童生徒・保護者等への支援であるプレクラス、学校ガイダンス、就学前教室「さくら教室」、日本語教室等を 実施する施設。

教育相談の充実

- ○各学校においては、教職員やカウンセラー等が、児童生徒や保護者に寄り添い、適切な支援や助言を 行う教育相談を実施しています。また、必要に応じて、心理、医療、社会福祉等の専門家や区役所等 の関係機関、不登校児童生徒への支援を行う横浜教育支援センター等へつないでいます。
- ○各学校において、教職員やカウンセラー等が、組織的に適切な教育相談を行うことや、**学校と関係機関が「顔の見える関係」を作り、それぞれの強みを生かした連携を図ることが求められています**。

■主な取組

① 不登校児童生徒への支援の充実

不登校児童生徒一人ひとりの状況に応じた適切な支援を充実するために、支援員の専門性向上等を 図るとともに、不登校児童生徒の支援に係る事業等の課題整理を踏まえ、支援の在り方を検討します。 さらに、民間教育施設等との連携・協働を一層進め、多様な教育機会の確保に努めます。

取組名	取組内容
☆横浜教育支援センターに	●ハートフルスペース、ハートフルルームの支援員等の人材の確保や
よる支援の充実	専門性の向上のための研修を実施するとともに、利用希望者が多く
	定員超のハートフルスペース・ハートフルルームを拡張。
	●大学等と連携したハートフルフレンドの人材を確保。
	●保護者向けパンフレットの活用や保護者会の実施等による保護者支
	援の充実。
不登校児童生徒への支援の在	●不登校児童生徒の実態把握を踏まえ、学校の取組や、横浜教育支援
り方検討	センター及び「ハートフルみなみ」の事業等の課題整理を行い、不
	登校児童生徒支援の在り方を検討。
民間教育施設等との連携	○民間教育施設との連絡会や体験活動等の協働事業を実施するととも
	に、民間教育施設との連携の在り方を検討。
不登校児童生徒や保護者への	● 個々の状況に応じた教育機会の確保や社会的自立につながる活動が
情報提供	行われるよう、不登校児童生徒及びその保護者に対する必要な情報
	の提供、助言等を実施。

② 日本語指導が必要な児童生徒への支援の充実

日本語支援拠点施設「ひまわり」での取組を推進するとともに、拠点での情報の集約や発信を進めます。また、全ての学校が、日本語指導が必要な児童生徒に対する理解を深められるよう、教職員への研修を充実します。

取組名	取組内容
日本語支援拠点施設「ひまわ	● 日本語支援拠点施設「ひまわり」において、「プレクラス」「学校ガ
り」の機能充実	イダンス」を継続して実施するとともに、教材・指導案等の整備に
	よる教員の指導力の向上。
☆日本語指導が必要な児童	● 「日本語教室」、「母語による初期適応・学習支援」、「学校通訳ボラ
生徒の増加に合わせた事	ンティア」等の事業を拡充するとともに、より効果的な支援体制を
業の拡充	構築。
日本語指導が必要な児童生徒	● 教職員の理解促進のため、日本語指導が必要な児童生徒の状況等に
についての理解促進に向けた	関する研修を実施。また、校内の支援体制構築を促進するため、校
研修の充実	長・副校長を対象とした研修を実施。
日本語指導が必要で発達に課	● 日本語指導が必要で発達に課題のある児童生徒にも対応できるよう
題のある児童生徒への対応	日本語教室講師等を対象に特別支援に関する研修を実施。
NEW	
外国語補助指導員の配置拡充	● 母語で対応できる外国語補助指導員の配置を拡充するとともに、外
及び支援体制の強化	国語補助指導員が連携し合えるネットワークを構築。

③ 教育相談の充実

様々な教育的ニーズを抱える児童生徒及びその保護者に対し、各学校において適切な教育相談を行い、必要に応じて専門相談等へ引継ぎを行い、各専門家が知見を生かして対応します。

取組名	取組内容			
多様な教育的ニーズに関する	● 特別な配慮や医療的ケアを必要とする児童生徒や、貧困や家庭環境			
教職員の理解促進	等の様々な課題を抱える児童生徒等、一人ひとりの多様な教育的ニー			
	ズに応じた指導や支援を行えるよう、研修等を通して教職員の理解を			
	促進。			
機関連携等による課題解決の	● 学校、学校教育事務所、各区子ども・家庭支援相談、特別支援教育			
ための仕組みづくり NEW	総合センター、教育総合相談センター、地域療育センター等、教育相			
	談に関わる機関が、相互に連携して、多様な課題を抱える児童生徒を			
	多角的に支援することができるよう、課題解決のための仕組みづくり			
	を推進。			

コラム 日本語支援拠点施設「ひまわり」

来日間もない児童生徒や保護者の不安を軽減し、新たに転・編入をする在籍校で学校生活に速やかに適応できるよう、児童生徒の実態に合わせて支援するための施設です。

【学校ガイダンス】

【さくら教室】

保護者及び児童生徒に日本の学校生活について 説明するほか、書類の記入支援、児童生徒の学習 状況の確認等を実施

(実施言語:中国語、タガログ語、英語、やさしい日本語) 【プレクラス】

来日して間もない児童生徒を対象に週3日、4週間 集中的な日本語指導と学校生活の体験を実施



<日本語支援拠点施設「ひまわり」>

外国につながる小学校新一年生を対象に学校生活の体験を実施するとともに、保護者を対象 に日本の学校生活についての説明や書類の記入支援等を実施

(実施言語:中国語、タガログ語、英語、タイ語、ベトナム語、ポルトガル語、ロシア語、やさしい日本語)

コラム 夜間学級(夜間中学)~蒔田中学校の取組み~

夜間学級(夜間中学)は、2017年(平成29年)現在、全国8都道府県31校に設置されており、中学校を卒業していない人等に対して中学校教育を行っています。

横浜市では、南区蒔田中学校に設置されています。市内在住・在勤の方を対象とし、様々な国や地域、年齢層の生徒たちが集まって、基礎学力の定着と主体的・対話的で深い学びを目標に、様々な学校行事にも取り組みながら充実した中学校生活を送っています。

また、一般学級の生徒たちと、体育祭や文化祭(花ノ木祭) 等を通して、積極的な交流を図っています。

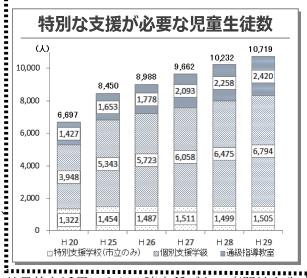


く夜間学級の様子>

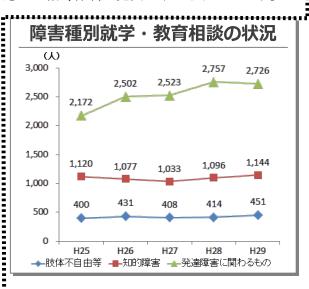
施策3 特別支援教育の推進

■現状と課題

- ○特別な支援が必要な子どもが増えている中、国のイン クルーシブ教育システム構築の考え方 25も踏まえ、 様々なニーズに対応することが求められています。ま た、多様な学びの場で、一人ひとりのニーズに応じた 適切な指導・支援を行っていくためには、全ての教職: 員の特別支援教育に対する専門性の向上が必要不可 **欠です**。さらに、医療的ケアを必要とする子どもへの 対応や、多様なニーズに応じた学びの場の提供、保護・ 者の負担軽減に向けた取組が求められています。
- ○一般学級において特別な配慮や支援を必要とする児 **童生徒が増加**しており、特別支援教育の視点に基づく 児童生徒に対する理解と授業の実践が必要です。その ため、校長のリーダーシップの下、特別支援教育コー ディネーター26を中心とした校内支援体制の充実が 求められています。また、横浜型センター的機能27の効果的な活用により、障害種ごとの専門性を生 かした学校支援が必要です。



- ○通級指導教室 ²⁸の利用人数は、この 10 年間で約 1.7 倍になっており、一人当たりの適切な指導回数 や指導時間の確保が困難になっています。教職員の専門性の向上や人的配置を含めた環境整備ととも に、巡回型指導の実施等、一人ひとりのニーズに応じた指導体制の強化が求められています。また、 各学校の特別支援教室においても、通級指導教室と連携した指導・支援体制の充実が求められていま
- ○個別支援学級の在籍児童生徒数は、この 10 年間で約 1.7 倍になるとともに、障害の多様化や重度化 により、一人ひとりのニーズに応じた丁寧な指導が難しくなっています。そのため、教職員の専門性 の向上や人的配置を含めた環境整備により、障害種に応じた指導体制の充実が求められています。
- ○特別支援学校では、在籍児童生徒数の増加による過大量 規模化や障害の多様化、重度化及び重複化への対応が 求められています。その中でも、知的障害特別支援学 校は、入学希望者が増加しており、受入れのための具 体的な対応が求められています。また、中学校個別支**■** 援学級の卒業生の増加を踏まえ、生徒の状況に応じた 進路指導を行う必要があります。神奈川県のインクル ーシブ教育の推進状況も踏まえた連携強化が求めら れています。
- ○特別支援教育総合センターでは、近年特に、知的に遅 れはないが、発達障害等により配慮が必要な児童生徒 の相談が増えています。より適切に相談に対応できる よう、相談機能の更なる充実や、教育相談に関わる機工 関が連携して児童生徒を支援する仕組みづくりが求 められています。



²⁵ 同じ場で共に学ぶことを追求するとともに、個別の教育的ニーズのある児童生徒に対して、自立と社会参加を見据えて、教育的ニ -ズに最も的確に応える指導を提供できる、多様で柔軟な仕組みを整備すること。

²⁶ 特別支援教育推進のため、各学校において、関係諸機関や他校との連絡・調整、保護者からの相談窓口等の役割を担う教員。

横浜市立学校に在籍する支援の必要な児童生徒のために、特別支援学校・通級指導教室・地域療育センター等が、障害種ごとの専 門性を生かし、学校のニーズに応じて行う学校支援。

一般学級に在籍する、比較的軽度の障害(言語・難聴障害、情緒障害、LD、ADHD等)がある児童生徒に対して、個々の状態に 応じて特別な指導をするための場。

① 全ての子どもが安心して学べる多様な学びの場の構築

国のインクルーシブ教育システム構築の考え方を踏まえ、全ての子どもにあらゆる教育の場で、一貫した適切な指導・支援や必要な合理的配慮を提供するとともに、全ての教職員の特別支援教育に対する専門性を向上し、校内支援体制の充実を図ります。

取組名	取組内容			
- VAILE II				
教職員の専門性の向上				
	員のキャリアステージにおける人材育成指標」の資質・能力を身に			
	付けられるよう、関係機関等と連携した研修や学校支援を実施。			
ユニバーサルデザインの	● 一般学級の教科学習において、特別支援教育で生み出された様々な			
視点に基づく授業の実践	工夫を取り入れ、全ての子どもの意欲を高め、理解を深める授業づく			
	りを推進。			
特別支援教育コーディネータ	● 特別支援教育の校内支援体制の充実に向け、特別支援教育コーディ			
ーを中心とした校内支援体制	ネーターの機能強化と学校内での位置づけを明確化。			
の充実	● 横浜型センター的機能により、相談や研修を実施。			
	● 特別支援教育コーディネーターのスキルアップと組織化を進めるた			
	めに、チーフコーディネーターを中心とした協議会を充実。			
特別支援教育支援員事業の充	● 学校内での学習面や行動面に特別な支援を必要とする児童生徒の支			
実	援を行う支援員を配置。また、校内支援体制や児童生徒の実情等を踏			
	まえた支援員の適正な配置や専門性の向上のための研修を充実。			
障害者差別解消法に基づく合	● 「障害を理由とする差別の解消の推進に関する横浜市立学校教職員			
理的配慮の提供	対応要領」に基づき、児童生徒等※に対する合理的配慮を提供すると			
	ともに、教職員への啓発を実施。			
	※特別支援学校の「児童生徒」には、幼稚部に通う幼児を含みます。			
医療的ケア等を必要とする児	● 医療的ケア等を必要とする児童生徒に対応するため、医療機関等と			
童生徒の受入体制の推進	の更なる連携を強化するとともに、様々なニーズへの必要な対応につ			
	いて検討。特に、特別支援学校における、校内や通学時の学校看護師			
	の役割を明確化する等、学校での医療的ケアを充実させ、保護者の負			
	担を軽減。			

② 一般学級在籍の特別な支援が必要な児童生徒への支援の充実

特別支援教育の視点に基づき、児童生徒の理解が深まるような授業を実践します。特別支援教室は、 巡回型の通級指導教室と連携し、充実を図ります。通級指導教室は、従来の通級型(在籍校から通う) に加え、巡回型による指導を併用し、児童生徒の在籍校における指導・支援の充実を図ります。

取組名	取組内容			
児童生徒の特性に応じた指	● 児童生徒のアセスメントから指導上必要な情報を収集した上で、適			
導・支援の充実	切な目標を設定し、指導・支援体制を充実。			
☆特別支援教室の充実	● 特別支援教室実践推進校に非常勤講師を配置し、実践研究を行うと			
	ともに、各学校においては、特別支援教育コーディネーターが中心			
	となって、通級指導教室と連携を図りながら、組織的な指導・支援			
	体制を確立。			
☆巡回型指導の実施による	● 児童生徒の在籍校を巡回して指導を行うモデル校を指定して、在籍			
通級指導教室の充実 NEW	校での児童生徒の学校生活を支援し、教員への指導・助言を実施。			
	● モデル校での効果を検証し、指導体制を充実。			
通級指導教室担当教員の専門	● 通級指導教室担当教員に必要な専門性を明確化し、研修を充実する			
性の向上	とともに、学識経験者や医療分野等の専門職との連携により、指導			
	を充実。			

③ 障害特性に応じた個別支援学級における教育の充実

個別支援学級では、児童生徒の障害の特性や状態に応じた教育の充実のため、教育内容及び教育環境の見直しを行うとともに、教員の専門性向上に向け、教職員の研修の充実や特別支援学校教員免許状の取得促進を図ります。

West Milliance Charles				
取組名	取組内容			
障害種に応じた指導の充実及	● 児童生徒の障害の特性や状態に応じた教育を推進するため、障害種			
び学級経営のための環境整備	に応じた教育課程の再編成と運営改善を実施。			
	● 障害種に応じた個別支援指導が可能な指導体制の構築や適切な教室			
	数の確保。			
個別支援学級担任の専門性向	● 障害の特性理解や指導・支援方法及び進路指導等、個別支援学級の			
上に向けた研修の充実	担任に必要な専門性を明確化し、より充実した研修を実施。			
特別支援学校教諭免許状の取	● 教員の専門性の向上に向け、神奈川県と連携した特別支援学校教諭			
得支援 NEW	免許状の取得促進のための事業推進や同免許状取得に係る大学等に			
	おける単位取得のための受講料補助等を検討。			

④ 特別支援学校の充実

特別支援学校では、様々な障害の特性や状態に応じた専門的な教育を更に推進するため、教育課程の再編成を行うとともに、知的障害特別支援学校の過大規模化への対応や、教育環境の充実を図ります。また、小・中・高等学校との連続した学びの場であることを踏まえ、横浜型センター的機能の担当教員により、効果的な学校支援を行います。

日教貝により、効果的な子仪	7、効木的な子仪又仮を17~より。			
取組名	取組内容			
☆知的障害特別支援学校の充実	● 知的障害特別支援学校への入学希望者の増加に対応するため、神奈			
	川県教育委員会との連携を強化。			
	● 中学校の個別支援学級の進路指導の充実に向け、特別支援学校の教			
	育内容の理解促進及び進路指導に関する研修を充実。			
特別支援学校における就労支援	● 各障害種の特別支援学校の枠を超えて、進路指導担当者を組織化し、			
	必要な情報共有を図るとともに、就労に向けたキャリア教育 29の充			
	実と、関係機関と連携した就労後の定着支援を充実。			
☆肢体不自由特別支援学校の充実	● 肢体不自由特別支援学校において、様々な障害の児童生徒に幅広く			
NEW	対応できるよう、教育課程や教育環境を充実。			
	● 2019 (平成 31) 年度に開校予定の左近山特別支援学校において、福			
	祉と連携した放課後等デイサービス 30をモデル実施。			

⑤ 特別支援教育相談システムの充実

特別支援教育総合センターにおける就学相談・教育相談については、適切な学校種・学級種等の判断ができるよう、相談機能を充実していきます。

//	10 12 3 31 7 1 1 1 1 2 3 3 7 5 1 1 1 2 3 1 7 5 3 1 7 5 3 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1			
取組名	取組内容			
特別支援教育総合センターに	●より専門性の高い相談を実現するために、特別支援教育に関わる専			
おける相談機能の充実	門職を効果的に配置することで、相談機能を充実。			
	● 特別支援教育に係る本人及び保護者のニーズや学校の状況を把握			
	し、相談の手法や在り方を検討。			
機関連携等による課題解決の	● 学校、学校教育事務所、各区子ども・家庭支援相談、特別支援教育			
ための仕組みづくり NEW │ 総合センター、教育総合相談センター、地域療育センター				
【再揭】	談に関わる機関が、相互に連携して、多様な課題を抱える児童生徒を			
	多角的に支援することができるよう、課題解決のための仕組みづくり			
	を推進。			

²⁹ 一人ひとりの社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通して、社会の中で自分の役割を果たしながら、自分らしい生き方を実現していくための教育。

^{30 6}歳~18歳までの障害のある子どもや発達に特性のある子どもが、放課後や夏休み等の長期休暇に利用できる福祉サービス。

横浜市における特別支援教育の場(2017(平成29)年現在)

しゅうがくまえ 就学前

義務教育期

ぎ もきょういくしゅうりょうご義務教育終了後

EATU えん 認定こども園・ ようちえん ほいくしょ 幼稚園・保育所

> ちぃきりょういく **地域療育** せんたー センター

い学校 中学校
いっぱんがっきゅう
一般学級
とくべつしえんきょうしつ
特別支援教室

こべっしえんがっきゅう
個別支援学級
(小100% 設置)
まてきしょうか。 といけしないしょう じょうはしまかい じゃくし
知的障害 / 自閉症・情緒障害 / 弱視

つうきゅうしどうきょうしつ 通級指導教室

はう こう らり こうせっち (小 15 校、中4校、特支2校設置)

- じゃくし じょうちょしょうが ・弱視 ・情緒障害

とくべつしえんがっこう こくりつ けんりつ しりっつ 特別支援学校 (国立・県立・市立)

しょうがくぶ ちゅうがくぶ (小学部〜中学部) ちてきしょうか したいふじゅう ・知的障害 ・肢体不自由

- · **知的障害 ・ 放や**
- ・視覚障害・病弱
- ちょうかくしょうがい聴覚障害

だいがく 大学 だいがくいん 大学院

せんもんがっこうとう

こうとうがっこう **高等学校**

- ぜんにちせい ・**全日制**
- でいじせい ・定時制
- つうしんせい ・**通信制**

とくべつしえんがっこう こくりつ けんりつ しりつ 特別支援学校(国立・県立・市立)

こうとうぶ (高等部)

- まてきしょうかい したいふじゅう・知的障害 ・肢体不自由
- しかくしょうがい ちょうかくしょうがい ・ 視覚障害 ・ 聴覚障害

コラム 特別支援教室

横浜市立小・中学校では、児童生徒が、在籍する学級を離れて学習するためのスペースとして、「特別支援教室^{*}」を設置しています。

特別支援教室では、学習のための丁寧な導入、スモールステップによる基礎の定着、在籍学級での学習を安定・充実させるためのベースづくり等、一人ひとりの困難さに応じた指導とともに、子どものよさを生かした学びができるようにしています。

※実際の教室の名前は、各学校によって異なります。



<特別支援教室での学習の様子>

施策4

魅力ある高校教育の推進



■現状と課題

- ○2022 (平成 34) 年度からの新学習指導要領の全面 実施や、高大接続改革(「高校教育」と「大学教育」 及び両者を接続する「大学入学者選抜」の一体的な 改革) 等、高等学校を取り巻く環境が急速に変化し ています。
- ○高大接続改革の動向を見据え、知識基盤社会やグローバル社会で求められる「知識と智恵」を育成することが求められています。
- ○全市立高校では、生徒一人ひとりの能力を最大限に 伸ばす特色ある取組やグローバル化への対応等、魅力ある学びの創出に向けた取組を推進しています。



- ○横浜市内の公立中学校卒業予定者数が減少に転じている一方で、市立高校については、例年多くの中学生が志願しています。引き続き、各市立高校の魅力づくりを進めるとともに、学校運営について、自己評価や学校関係者評価、第三者評価を活用することにより、更なる改善に向けた取組が必要です。
- ○進路に対する目的意識や将来ビジョンが曖昧なまま進学することなどがないよう、生徒一人ひとりが 主体的に目標を決めて、意欲をもって学び、働くことの重要性や意義を理解することができるよう「キャリア教育」を推進していく必要があります。
- ○各市立高校の老朽化や立地条件を踏まえ、地域の声や各学校の特色を考慮しながら、学校の改築等について検討を進めていく必要があります。

横浜市立高校の概要

	学校名	学科	創立年
全	横浜商業高等学校	商業科・国際学科 スポーツマネジメント科	明治15
日	南高等学校	普通科	昭和294
制	桜丘高等学校	普通科	大正15:
	金沢高等学校	普通科	昭和26
ж	東高等学校	普通科	昭和38
全日制	戸塚高等学校	普通科 (一般コース・音楽コース)	昭和3年
制型	横浜サイエンスフロンティア高等学校	理数科	平成21:
	みなと総合高等学校	総合学科	平成14:
定時制	戸塚高等学校	普通科	昭和23
定時制.	横浜総合高等学校	総合学科 (Ⅰ部·Ⅱ部·Ⅲ部)	平成14

公立中学校卒業予定者数(推計) W 37.500 37,066 37,009 37,000 36.616 36,500 35.825 36,000 35,348 35,500 35.043 35.000 34,500 34,000 33,500 33,000 ※卒業予定者拠は、神奈川県内を地域ごとに分けた「横近北東・川崎地域」、「横浜南西地域」の合計数。 〈出典〉神奈川県教育委員会調べ

① 市立高校の魅力づくり

時代や市民ニーズに対応した高校教育を推進していくために、生徒一人ひとりの能力を最大限伸ば す教育の充実やグローバル化への対応等、魅力ある高校づくりを推進していきます。

H7 4日 47	职和中本			
取組名	取組内容			
市立高校魅力発信事業の推進	● 各学校の特色洗い出しと新たな魅力の発信を支援。魅力発信事業推			
NEW	進校として指定し、指定期間内に事業・取組内容について広く周知。			
個性を伸ばす専門教育の推進	● 専門教育の充実と発展に向け、大学や企業等連携先の拡充や生徒の			
NEW	進路希望を叶えるカリキュラムを検討。			
☆ SGH、SSH の更なる深化・発展	■ 国から指定を受けている SGH (スーパーグローバルハイスクール)、			
	SSH(スーパーサイエンスハイスクール)のこれまでの取組の成果			
	を、さらに発展させていくための支援を充実。			
	● 県内外の高等学校と連携し、取組内容の充実を図れるように支援。			
	● 研究の成果を小・中学生に普及する機会を増やし、将来のグローバ			
	ル人材、理系人材の育成を推進。			
中高一貫教育の推進	● 中高一貫教育校 2 校において、6 年間の一貫教育により健全な心身			
	を育み、思考力・判断力・表現力を高め主体的に課題発見・解決で			
	きる真の学力育成を推進。			
市立高校の施設・設備の充実	● 各学校の特色に十分配慮し、立地条件や築年数を考慮した校舎改築			
	と施設・設備の充実を検討。			

② 進路希望実現への支援

高大接続改革を見据え、課題探究型の学習を更に進め、求められている学力の育成を推進します。 また、キャリア教育の充実と進路選択の支援を図るため、大学や企業と連携し、生徒が将来ビジョン をもつことができるような取組を進めます。

取組名	取組内容		
課題探究型学習の推進	● 生徒自らが設定した課題について研究を進め、その成果を校内で		
	表し、各学校代表生徒による「市立高校課題探究発表会」を実施し、		
	生徒の探究力の育成を推進。		
学力の水準向上を図る授業改	● 授業評価の活用による授業改善の推進。取組の改善と評価のサイク		
善の推進	ルによる学力水準の向上を図るカリキュラム・マネジメント確立へ		
	の支援。		
地域との連携を生かしたプロ	● 「社会に開かれた教育課程³¹」を実現するため、地域社会の人的及		
グラムの推進	び物的な資源を活用した取組を推進。		
進路目標の設定と目標達成に	● 生徒の実態と希望に応じた進路目標を設定し、その実現に向けた効		
向けた取組の推進	果的な各学校の取組への支援。		
大学・企業・専門機関等と	● 新しい学びや発見を生徒に体験させるため、大学連携事業の更なる		
連携した特色ある教育の推進	推進および企業や専門機関と連携した取組を推進。		
ポートフォリオを活用したキ	● ポートフォリオ 32を活用し、生徒の省察力を高めるとともに、社会		
ャリア教育の推進	的・職業的自立に向けて必要な基盤となる能力や態度の育成を推進。		

^{31 「}よりよい学校教育を通してよりよい社会を創る」という目標を学校と社会が共有し、連携・協働しながら、新しい時代に求められる資質・能力を子どもに育むような教育課程。

³² 生徒の学習における成果や様々な活動の記録を蓄積したもの。

③ 市立高校におけるグローバル人材の育成

社会がグローバル化へと進んでいる中、多様な文化、価値観を理解し、協働・共生できる人材を育成するとともに、海外大学へ進学を希望する生徒への支援等を進めます。

Tin 织力	取织内态			
取組名	取組内容			
グローバル人材育成プログラ	● 日本や横浜の歴史や文化・伝統への理解を深め、自らのアイデンテ			
ムの推進	ィティーを確立するとともに、多様な文化・価値観への理解、世			
	的視野に立った問題解決能力、異文化間コミュニケーション能力、			
	チャレンジ精神と意欲の育成を推進。			
	● 各学校代表生徒による「市立高校課題探究発表会」を継続実施し、			
	横断的視点を持って知識の活用や論理的思考力や表現力、自ら課題			
	を発見し探究する力の育成を推進。			
海外大学進学支援プログラム	● 海外大学への進学を希望する市立高校生に対し、拠点校での講習、			
の実施	自宅での WEB 学習、カウンセリング等により英語力や自己表現力、			
	思考スキル等を高め、海外大学進学をかなえる支援プログラムを継			
	続実施。			
国際交流の促進	● 大規模な国際イベント(第7回アフリカ開発会議、ラグビーワール			
	ドカップ 2019™、東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会			
	等)を契機とした国際交流の推進。			
	● 教職員の海外研修派遣等を契機とした国際交流の推進。			
	● 市立高校の国際交流プログラムでは、横浜市の姉妹都市・パートナ			
	一都市(バンクーバー市、サンディエゴ市、上海市、フランクフルト			
	市) にある姉妹校との生徒間交流を推進。			
☆英検等の外部指標の活用	● 生徒自身が達成感を確認し、今後の学習目標をもつとともに、各学			
	校が結果を基にした授業改善を行うことをねらいとし、外部指標の			
	活用を全日制高等学校3年生に実施。			

コラム SGH (スーパーグローバルハイスクール) の取組

将来、国際的に活躍できるグローバル・リーダーの 育成を図ることを目的として、大学、企業等と連携を 図りながら、グローバルな社会課題等をテーマに探究 的な学習を行う「スーパーグローバルハイスクール」 として、横浜市立横浜サイエンスフロンティア高等学 校と南高等学校が文部科学省の指定を受けています。

授業における課題研究のほかにも海外研修や、英語による研究成果発表を行うことで、課題研究力・コミュニケーション能力の育成を図ります。



く横浜サイエンスフロンティア高等学校での SGH課題研究発表会の様子>

柱2

創造に向かう学び

よりよい社会や新たな価値の創造に向け、学びを社会と関連付け、他者と協働する機会を創出します

施策1

グローバル社会で活躍 できる人材の育成

- ① グローバル社会で活躍するためのコミュニケーション能力の育成
- ・小中高一貫した英語教育の推進
- ・英検等の外部指標の活用等
- ② 国際理解教育等の推進
- ・国際交流の促進 等

施策2

情報社会を生きる能力 の育成

- ① 児童生徒の情報活用能力の向上
 - ・小学校のプログラミング教育の推進 等
- ② ICT 環境の整備
 - ・タブレット端末やソフトウェア等の ICT 環境の充実 等

施策3

持続可能な社会の実現 に向けて行動する力の 育成

- ① 社会と連携した自分づくり教育(キャリア教育)の推進
 - ・はまっ子未来カンパニープロジェクトの拡充等
- ② SDG s との関係性を意識した教育活動の展開
 - ・SDGsと結びつく ESD の推進
 - ・ESD 推進コンソーシアムの活用

指標

施策	指標	2017 年度 (平成 29 年度)	2022 年度 (平成 34 年度)
施策 1 グローバル社会 で活躍できる人 材の育成	中学校卒業段階で英検3級相当以上の取得 割合 < 英語教育実施状況調査>	54.0%	58%
	全日制高等学校卒業段階で英検2級相当以 上の取得割合【再掲】	29.8%	50%
施策 2 情報社会を生き る能力の育成	児童生徒の ICT 活用を指導する能力を有する 教員の割合 <ict 指導力実態調査=""></ict>	59.9%	67%
施策3 持続可能な社会 の実現に向けて 行動する力の 育成	地域や社会をよりよくすることを考えることがあると答える児童生徒の割合 <全国学力・学習状況調査>	小6:46.8% 中3:32.6%	小6:55% 中3:45%

想定事業量

施策	項目	2017 年度 (平成 29 年度)	2022 年度 (平成 34 年度)
	英語指導助手(AET) ³³ の配置校数	全小・中・ 高等学校	全小・中・ 高等学校
	☆小学校高学年における一部教科分担制を伴う チーム学年経営の強化推進校数【再掲】	_	48 校
 施策1 グロ バル社会	☆外国語活動コーディネーターによる巡回 校数	_	全小学校
グローバル社会で活躍できる人	スーパーイングリッシュプログラム ³⁴ の実施	140 校	全中学校
材の育成 	☆英検等の外部指標の活用【一部再掲】	全中・高等学校	全中・高等学校
	海外大学進学支援プログラム による海外大学進学者数【再掲】	4 人/年	26 人 (5か年累計)
	海外姉妹校と交流した高校生数【再掲】	140 人/年	180 人/年
施策 2	☆タブレット端末の整備台数	1 校当たり 10 台	1 校当たり 40 台 (大規模校等 80 台)
帰来と 情報社会を生き る能力の育成	☆ICT 支援員の配置	_	全小・中学校を定期的に 訪問できる体制
	学校司書の配置【再掲】	全小・中・ 特別支援学校	全小・中・ 特別支援学校
施策3 持続可能な社会 の実現に向けて 行動する力の 育成	地域貢献等のために企業等と連携・協働 している学校数	— (調査未実施)	全小・中学校
	☆SDG s と結びつく ESD を教育課程に位 置付け、教育活動を行っている学校数	— (調査未実施)	全小・中学校
	☆はまっ子未来カンパニープロジェクト ³⁵ 参加校数	27 校/年	150 校 (延べ)

_

³³ Assistant English Teacher の略。英語を母語とし、担任等を補助する講師。

³⁴ 中学校に複数のAET(生徒6人程度に対し1人のAET)を配置し、英語でコミュニケーションを図る機会を設定する取組。

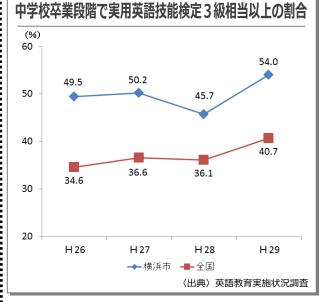
³⁵ 地域、企業、関係機関等と連携・協働し、起業体験に関する学習を行う中で、子どもの社会参画や地域貢献に対する意識を高める 取組。

施策1)グローバル社会で活躍できる人材の育成



■現状と課題

- ○グローバル化が加速度的に進む社会では、様々な言語や文化、価値観をもつ人々と合意形成を図りな がら協働する機会が増えていきます。その際、自分の考えをしっかり伝えるためのコミュニケーショ ンツールとして、英語をはじめとした外国語を使うことや、自国の文化及び歴史を理解し、国内外に 向けて発信していくことができる力をもつことがより一層求められていきます。
- ○横浜市では全国に先駆けて小学校1年生から外国語活動を展開してきました。その結果、児童の英語 への慣れ親しみや、コミュニケーションを図ろうとする態度等でその成果が表れてきています。こう した横浜の外国語活動の成果を生かしながら、2020(平成32)年度の外国語教科化に向けて、これま で以上に指導者の育成が急務となっています。
- ○中学校の生徒の英語力向上と教員の授業力向上を 目指し、全中学校で「実用英語技能検定(英検)」 を実施しています。2017 (平成29) 年度の「英語 教育実施状況調査」では、英検3級以上を取得し ている生徒及び英検3級以上相当の英語力を有す る生徒の割合が54%となり、当初の達成目標(40%) 以上)を大きく上回りました。これは、4技能(「読 む」、「聞く」、「話す」、「書く」)についてバランス よく授業で取り組んできた成果であると考えられ ますが、英検の分析結果を踏まえ、更なる授業改 善を図る必要があります。
- ○高等学校においては、情報や考えなどを的確に理 解することや適切に伝えることのできる能力を更 に伸ばし、国際社会で活用できるようにするため、 英語の4技能を測定できる外部指標の活用が必要! です。



○グローバル人材育成プログラムでは、生徒に身に付けてほしい力と態度を示し、市立高校の全教科で グローバル人材育成に向けた取組を進めています。グローバル社会では語学力はもとより、異文化間 コミュニケーション能力やチャレンジ精神の育成が求められており、課題発見と解決に向けた主体 的・協働的な学習により、学びの質を充実させることが必要です。

よこはま子どもピースメッセンジャー コラム

教育委員会では「よこはま子ども国際平和スピーチコンテスト」を実施し、毎年 50,000 人 以上の児童生徒が参加しています。児童生徒は SDGs (持続可能な開発目標) に基づいて 「国際 平和のために、自分がやりたいこと」というテーマでスピーチを行いますが、市長賞を受賞し た小学生2名、中学生2名は「よこはま子どもピースメッセンジャー」として委嘱を受け、

ニューヨークの国連本部やユニセフ本部に派遣され ます。ニューヨークでは、平和に対する児童生徒の願 いをまとめた 「よこはま子どもピースメッセージ」を 伝えるとともに、市立学校で行った平和募金の寄託な どを行っています。過去には国連事務総長と会談する ことができたこともあり、児童生徒にとって大変貴重 な機会となっています。



<国連事務次長訪問の様子(2018年)>

① グローバル社会で活躍するためのコミュニケーション能力の育成

「横浜市小中高等学校英語教育推進プログラム」に基づき、小学校では英語の教科化を見据え、授業づくり事例集やビデオ教材の作成等を通したサポート体制の充実を図ります。中学校、高等学校では、4技能をバランスよく指導し、生徒自らの思考・判断を伴う表現活動を行い活用していく授業を目指します。また、児童生徒が英語にじかに触れる機会を確保し、中学校、高等学校の授業改善等につなげられるよう外部指標の活用を進めます。

取組名	取組内容
小中高一貫した英語教育の推進	● 「横浜市小中高等学校英語教育推進プログラム」に基づき、英語教
	育を推進。
	●「横浜市小中高等学校英語教育推進プログラム」事例集、授業改善・
	評価の手引を作成し、プログラムの考え方を授業に生かすための具
△★松笠の周辺比博のギ田	体的な手立てを提示。
☆英検等の外部指標の活用 【一部再掲】	●生徒自身が達成度を確認し今後の学習目標をもつとともに、各学校が結果を基にした授業改善を行うことをねらいとし、外部指標の活
【──p丹狗』 	用を全中学3年生及び全日制高等学校3年生に実施。
☆小学校における英語教科	●小学校における英語の教科化を踏まえ、指導内容の事例集やビデオ
化に向けた取組	教材等の作成、研修の充実を推進。
	●小学校を訪問して授業づくりや校内研修等の助言を行う「外国語活
	動コーディネーター」を配置。
活用の場面、体験的な活動の	●全小・中学校への AET の恒常的な配置をするとともに、全小学校で
充実	IUI36による国際理解教室の実施。
	●中学校におけるスーパーイングリッシュプログラムやイングリッシ
	ュフェスティバル37、小学校における英語村38を拡充し、児童生徒が
48 A., I.I.I. = 130 48 =_	英語を活用できる場面や体験的な活動を充実。
グローバル人材育成プログラ	●日本や横浜の歴史や文化・伝統への理解を深め、自らのアイデンテ
ムの推進【再掲】 	ィティーを確立するとともに、多様な文化・価値観への理解、世界 的視野に立った問題解決能力、異文化間コミュニケーション能力、
	チャレンジ精神と意欲の育成を全市立高校で推進。
│ 海外大学進学支援プログラム	●海外大学への進学を希望する市立高校生に対し、拠点校での講習、自
の実施【再掲】	宅でのWEB学習、カウンセリング等により英語力や自己表現力、思
	考スキル等を高め、海外大学進学をかなえる支援プログラムを継続実
	施。
☆小学校高学年におけるー	●小学校高学年に学級をもたない学年主任等を配置し、学年経営の充
部教科分担制の導入	実を図るとともに、英語の教科化等、新学習指導要領の実施も踏ま
NEW 【再掲】	えた一部教科分担制を導入。授業の質を高め、子どもの資質・能力
	を育成。各学校での実施に向けて、推進校を指定し、具体的な実践
	や研究の成果を発信しながら、全小学校での展開を視野に入れ、強力に推進。
 国際交流の促進【再掲】	● 大規模な国際イベント(第7回アフリカ開発会議、ラグビーワール
四水入川ツル圧【竹均】	ドカップ 2019 TM 、東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会
	等)を契機とした国際交流の推進。
	● 教職員の海外研修派遣等を契機とした国際交流の推進。
	● 市立高校の国際交流プログラムでは、横浜市の姉妹都市・パートナ
	ー都市(バンクーバー市、サンディエゴ市、上海市、フランクフル
	ト市)にある姉妹校との生徒間交流を推進。

³⁶ International Understanding Instructor の略。外国の生活や文化を英語で紹介する外国出身の講師。

³⁷ 学校外の施設に複数の AET を配置し、中学生が英語のみを使ってコミュニケーションを図る場を設定する取組。

³⁸ 小学校において複数の AET を配置して実施する、実践的に英語を体験する活動。

② 国際理解教育等の推進

国際理解教室の実施等を通し、英語を使う意欲を高め、国際性を養うことを目指します。海外の学校等との国際交流、よこはま子ども国際平和プログラム等を通し、多様性を尊重し、協働、共生できる人の育成を図ります。

取組名	取組内容	
国際理解教室の実施	● 小学校における英語教科化を踏まえ、国際理解教室の実施内容を整	
	理するとともに、英語を使って行う体験的な異なる文化の学習を実施。	
国際交流の促進【再掲】	● 大規模な国際イベント(第7回アフリカ開発会議、ラグビーワールド	
	カップ 2019™、東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会等)	
	を契機とした国際交流の推進。	
	● 教職員の海外研修派遣等を契機とした国際交流の推進。	
	● 市立高校の国際交流プログラムでは、横浜市の姉妹都市・パートナー	
	都市(バンクーバー市、サンディエゴ市、上海市、フランクフルト市)	
	にある姉妹校との生徒間交流を推進。	
横浜の歴史や伝統・文化に	● 開港期の日本において、重要な役割を果たした横浜の歴史に関する理	
関する学習の推進	解を深めるために、開港の地「横浜」の歴史・文化遺産を活用した学	
	習の推進。文化や価値観が異なる相手を理解し、協働する姿勢を育成	
	するために、横浜や日本の伝統音楽や文化に関する学習の推進。	

コラム アフリカとの一校一国

横浜は、過去2回、アフリカ開発会議の開催地となり、小・中学校において、「アフリカとの一校一国」の取組を展開してきました。一つの学校が、アフリカの国を対象国として、児童生徒が対象国に縁のある人々と実際に交流を行い、体験的にアフリカについて理解を深めてきました。

神奈川区白幡小学校では、2013年に「アフリカとの一校一国」の取組を開始して以来、現在に至るまでチュニジア共和国と交流しています。

2013年にはテレビ電話による文化紹介等の交流を実施したほか、その後も活動を継続し、2017年3月には、チュニジアの特命全権大使ら3名が来校し、手織りじゅうたん「キリム・マルグム」とオリーブの木を寄贈していただきました。寄贈セレモニーでは、6年生が取り組んできた国際理解に関する活動を発表したほか、かつて「一校一国」で同国について学んだ卒業生である中学生3人(当時6年生)が来校し、国際社会に目を向ける大切さを後輩たちに伝えました。



く手織じゅうたんの寄贈セレモニー>

2018年には、白幡小学校の教員が、「海外研修派遣」でチュニジア共和国の姉妹校を訪れる等、交流が続いています。

2019年に開催される第7回アフリカ開発会議に向けて、アフリカの国々や各国大使館と協力して、小・中学校で更なる「アフリカとの一校一国」の取組を進めていきます。

施策2

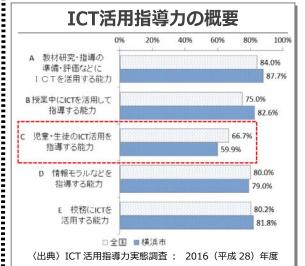
情報社会を生きる能力の育成



■現状と課題

- ○情報化が急速に進展する社会において、「情報活用能力³⁹」の育成の必要性が高まっています。情報活用能力を、学習の基盤となる資質・能力として位置付け、各学校におけるカリキュラム・マネジメントにより教育課程全体で確実に育成していく必要があります。
- ○2016(平成 28) 年度の「ICT 活用指導力実態調査」によると、横浜市は、児童生徒の ICT 活用を指導する教員の能力が全国平均より低い水準となっており、児童生徒がICT 機器を効果的に活用することができるよう、教員のスキルアップが求められています。
- ○プログラミング教育については、地域や民間等と連携しながら推進する学校が増えてきています。今後は、プログラミング教育等の実施を官民が連携して支援する体制を構築することが望まれています。
- ○他都市に比べて ICT 環境の整備が遅れている状況です。
 ICT 機器の整備について、タブレット端末を学習者用として小・中学校に 10 台ずつ導入しましたが、一度に複数のクラスで活用するために更なる整備が必要です。また、現場のニーズに応じて行ってきた校務システムの保守・改修や「Y・Y NET⁴⁰」の運用管理サポ

ートをはじめ、**安全で安定したシステム運用が必要です**。



○近年のスマートフォン等の急速な普及に伴い、高い利便性を得る一方、無料通話アプリや SNS (ソーシャルネットワーキングサービス)、オンラインゲームの利用等を通して、長時間利用による生活習慣の乱れや不適切な利用によるいわゆる「ネット依存」、ネット詐欺・不正請求等の「ネット被害」、SNS によるトラブル等、情報化の進展に伴う新たな問題が、児童生徒にも生じています。学校教育においては、家庭と連携して情報モラル・マナーを育成することが求められています。

項目	横浜市の現状 (2018 年 3 月末現在)	横浜市の目指す方向性	国の方針 (教育のICT 化に向けた環境整備5か年計画)
学習者用 コンピュータ	パソコン:学校毎40台 タブレット端末: 【小】40台(18校) 10台(323校) 【中】10台	パソコン:学校毎40台 タブレット端末: 【小・中】40台、 80台(大規模校等)	3 クラスに 1 クラス分程度
指導者用 コンピュータ	普通教室・特別教室に 1 台	普通教室・特別教室に1台	授業を担任する教員1人1台
ネットワーク	無線 LAN:移動式2台 有線 LAN:普通教室 +特別教室	無線 LAN:移動式8台 有線 LAN:普通教室 +特別教室	無線 LAN:普通教室+特別教室 有線 LAN:特別教室(コンピューター教室)
ICT 支援員	一部実施 (機器サポート、研修)	全小・中学校を定期的に 訪問できる体制	4校に1人配置

³⁹ コンピュータ等の情報手段を適切に用いて情報を収集・整理・比較・発信・伝達したりする力であり、さらに、基本的な操作技能 やプログラミング的思考、情報モラル、統計等に関する資質・能力等も含むもの。

⁴⁰ 横浜市教育委員会及び横浜市立学校内ネットワーク等から構成されている横浜市教育情報ネットワーク。

① 児童生徒の情報活用能力の向上

小学校からプログラミング教育を展開し、プログラミングの体験を通した論理的思考力の育成を目指すとともに、それらを中学校、高等学校における各教科につなげていきます。また、教職員が ICT 機器を効果的に利活用し、地域や学校の特色に合わせた ICT を活用した学習活動を推進できるように、教員研修の充実とともに、企業や大学等との連携を進めていきます。

取組名	取組内容
「情報教育の全体計画」の 策定 <mark>支援</mark> NEW	●情報活用能力の育成に向け、「情報教育推進プログラム ⁴¹ 」に基づく情報教育実践推進校の実践事例の紹介など、各学校の情報教育全体計画作成、推進を支援。
小学校のプログラミング教育 の推進 NEW	●情報教育実践推進校での成果を基に、モデルカリキュラムや指導事例の作成、指導体制等について検討。全小学校が学校の特色に合わ
	せて取り組めるよう支援。 ●各小学校が、特色を生かしたプログラミング教育が実施できるよう 企業や教育機関等と連携する体制の構築。
ICT を活用した学習活動の充実	●校内の ICT 機器の活用や実践方法について、情報教育実践推進校と 連携しながら検討を行い、授業公開や成果報告会を通して各学校に発
	信。 ●タブレット端末を先行して導入した学校等の取組を全校に発信することにより、各校におけるICTを活用した学習活動を推進。
☆児童生徒が ICT を効果的 に活用する授業づくりの	●児童生徒が ICT 機器を活用する授業の支援や、効果的な機器操作の 補助を担う ICT 支援員のモデル事業における成果を踏まえ、今後、
支援	ICT 支援員が全小・中学校を定期的に訪問できる体制を整備。 ●ICT インストラクター派遣研修や夏季集合研修「教育の情報化」研修を推進し、児童生徒が ICT を効果的に活用する授業づくりを支援。 ●校内研修のコーディネートや ICT を活用する授業の支援の充実に向けた体制の構築を検討。
情報モラル・マナーを育成す る教育の推進	 スマートフォンや SNS が普及し、これらを巡るトラブルの被害者になるだけでなく、トラブルの原因や加害者になる可能性を踏まえ、情報モラル・マナーに関する学習の一層の充実。 保護者に対するフィルタリングの活用や家庭でのルールづくりの啓発及び子ども同士によるルールづくりの推進。
学校図書館の充実と学校司書 との連携による授業改善 【再掲】	●学校司書が教員と連携し、子どもの読書習慣の定着や資料準備等の 授業支援を推進し、子どもの主体的な学びをサポート。学校図書館 が「読書センター」「学習センター」「情報センター」の役割を担う 「メディアセンター」としての機能強化に向けて、学校図書館資料 の充実を図るため、他の学校図書館とのネットワークを構築。

⁴¹ 学校と教育委員会事務局とが連携して計画的に情報教育を推進し、子どもの情報活用能力を育成するための指針。

② ICT 環境の整備

2018 (平成 30) 年度に策定した「情報教育推進プログラム」を基に、タブレット端末をはじめとした ICT 機器の整備、無線 LAN やサーバ等の環境整備を進めます。

取組名	取組内容
☆タブレット端末やソフト	●全小・中学校へのタブレット端末の配当を順次拡充。
ウェア等の ICT 環境の充実	●学校の機器整備は、試行導入を行いながら、ハードウェアやソフトウ
	ェアを順次更新。
	●新設校、校舎建替え等の際、無線 LAN のアクセスポイントを普通教
	室等に常設設備。
	●ICT 機器の整備・活用に伴う各学校での機器の管理・メンテナンス
	等の負担増に対応した負担軽減策を検討。
☆総合学校支援システムの	●授業力向上による教育の質の向上や校務の更なる効率化を進めるた
構築 NEW 【再掲】	めに、教材等の共有化システム、e ラーニングシステム、グループウ
	ェア42等を統合したシステム構築を検討。
校務システムの安全性や安定	●個人情報を取り扱う校務システムが安全で安定したシステムである
性を確保した改修・運用	だけでなく、より使い勝手が良いシステム構築に向けて、教職員か
	らの改修ニーズを定期的に把握しながら、必要に応じてシステムを
	改修。

コラム 企業

企業連携によるプログラミング教室

小学校で、新学習指導要領実施に伴い、2020(平成 32)年に必修化となる「プログラミング教育」。先行して、企業等を招いて授業を行う学校が増えています。

「プログラミング教育」を実践している神奈川区 子安小学校では、「プログラマー」を育てるのではな く「自らの発想を自分の思考、行動によって具現化 できるようにすること」を目指しています。

5・6年生が、総合的な学習の時間の中で行っています。日常生活で不便に思うことをロボットに解決させようと、自由にアイデアを出し合い、実際に自分でプログラミングを行いました。



くロボットの動きをプログラミングする小学生>

「消しゴムのかすを取るロボット」「野菜を切るロボット」等、子どもたちが考えるロボットは、アイデアにあふれています。自分でプログラミングした指示どおりにロボットが動くと歓声が上がっていました。

この取組は、『一般社団法人横浜すぱいす』の方のコーディネートにより、『(株) アクセンチュア』『CANVAS』『学校法人岩崎学園 情報科学専門学校』と連携して行われました。当日、情報科学専門学校の学生のサポートもあり、子どもたちは目を輝かせて取り組んでいました。

⁴² 組織内のコンピュータネットワークを活用した情報共有のためのシステム。

施策3

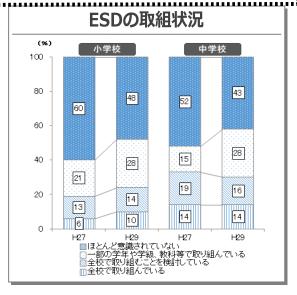
持続可能な社会の実現に向けて行動する力の育成。



- ○グローバル化が進み、社会の仕組みが複雑化する中で、子どもが将来就きたい職業等について具体的なイメージを描くことが難しくなっています。働くことの意義や尊さを理解し、将来に夢や希望、目標をもつことができる子どもを育む「自分づくり教育(キャリア教育)⁴」が重要になります。
- ○実社会で活躍するための資質・能力の育成に向けて、地域貢献や社会参画の意義、やりがいについて、「体験」を通して考える機会を創出することが重要です。特に中学校における取組の充実が課題です。
- ○企業や地域の協力を得て、課題解決に関する体験型学習の場として「はまっ子未来カンパニープロジェクト」を実施し、子どもの地域貢献や社会参画に対する意識を高める取組を推進してきました。
- ○2015 (平成 27) 年に「国連持続可能な開発サミット」が 開催され、2030 年に向けた国際社会全体の行動計画であ る「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」が採択さ れ、「持続可能な開発目標 (Sustainable Development Goals: SDGs)」が目標として設定されました。教育現場 においても、SDGs と関連した教育活動の展開が求められ ています。
- ○持続可能な社会の実現に向けて行動する力を育むために 各学校の活動を ESD (持続可能な開発のための教育)の 視点で捉え直すことにより、カリキュラムと授業の改善 を進め、学校や地域の更なる活性化を図ることが大切です。
- SDG S の17の目標

 SUSTAINABLE G ALS

 TREATANABLE G AL
- ○2016(平成 28) 年度より、「ESD 推進コンソーシアム⁴⁴」を設置し、ESD を推進していますが、より 多くの学校で取組を進めていくことが課題となっています。
- ○持続可能な社会に向けて行動する力を育成するためには SDGs と関連付けながら ESD を推進していくことが重要 です。
- ○「総合的な学習の時間」を核として、道徳や特別活動、 各教科との関連性を重視しながら「横浜の時間⁴⁵」を充実 させ、問題解決的・体験的学習に取り組み、持続可能な 社会に向けて、問題解決能力やコミュニケーション能力 を育成することが求められています。



⁴³ 横浜で学ぶ子どもが未来を生きていく力をつけるために、学校と社会が一丸となった横浜らしいキャリア教育。

⁴⁴ 教育委員会事務局が、大学や NGO 等と連携し、ESD のモデルとなる取組を推進し、全校に積極的に発信していく組織。

^{45 「}総合的な学習の時間」を核として、各教科等との関連を重視しながら、社会性や協働性、課題解決能力やコミュニケーション能力を高めるために、地域や社会、自然等と触れ合う豊かな体験を通して、様々な人々と関わりながら行う、探究的な学習。

① 社会と連携した自分づくり教育(キャリア教育)の推進

実社会の中で活躍するための資質・能力を育成するために、体験を通して地域貢献・社会参画する 意義や自分の役割を考える自分づくり教育を学校と教育委員会事務局が地域、企業、関係機関等と連 携・協働して推進します。

取組名	取組内容	
全教育活動を通した自分づく	●特別活動や総合的な学習の時間を中心に、教科等を関連付けた教育課	
り教育の推進	程を編成し、体験や人との関わりを重視した活動を通して、発達	
	の段階に応じて目指す資質・能力を明確にした自分づくり教育を推進。	
	●教科等では、学習や活動の目的を明確にして、その内容を生活や将来	
	に結び付けて考えることができるように、自分づくり教育を推進。	
☆はまっ子未来カンパニー	●プロジェクト参加校の紹介パンフレットや取組発表会を通して、学校	
プロジェクト⁴の拡充	の取組をより一層充実させるとともに、市内における自分づくり教育	
	に対する風土を醸成。プロジェクト参加校数の拡充と各学校における	
	活動の充実。	
地域・企業等との連携のため	●ウェブ上で学校から企業等へ照会できる仕組みを構築する等により、	
の環境づくり	学校と地域、企業、関係機関等の連携を推進。	
キャリア教育実践推進校の拡充	●ブロック内の小・中学校が連携し、発達の段階に応じた体験的な活動	
	等を通して、働くことの意義や尊さを理解し、将来に夢や希望、目標	
	をもつことができる子どもを育むキャリア教育の系統的な実践を推	
	進。	

② SDGs との関係性を意識した教育活動の展開

持続可能な社会づくりを通して、SDGs の17全ての目標の達成に貢献するために、カリキュラムデザインと学校運営の両面で、更に学校が活性化するためにも持続可能な開発のための教育(ESD)の充実を目指します。

取組名	取組内容	
☆ SDGs と結びつく ESD の	● 各学校の学校経営や年間指導計画、「横浜の時間」等の授業実践に、	
推進 NEW	ESD の考え方が盛り込まれ、SDGs につながる教育活動を推進。	
	● 「横浜の時間」等を生かして ESD に積極的に取り組んでいる学校	
	を ESD 推進校として指定し、専門家や外部機関の紹介等の支援を	
	実施。	
	● SDGs との関係性を意識した研修資料(手引)等の作成。	
ESD 推進コンソーシアムの活用	● 大学や NGO 等と連携し、推進組織(コンソーシアム)を活用しな	
	がら、SDGs との関係を意識した教育活動の事例を全校に積極的に	
	発信。	
	● コンソーシアムを活用して作成した冊子を基に、カリキュラムデザ	
	インや学校運営を改善するための研修や講座を実施。	

⁴⁶ 地域、企業、関係機関等と連携・協働し、起業体験に関する学習を行う中で、子どもの社会参画や地域貢献に対する意識を高める 取組。

コラム

はまっ子未来カンパニープロジェクト 「学べる・楽しめる・ふれあえる」in 市電保存館

~マネキンチャレンジ動画で魅力を発信しよう・知ってもらおう~

磯子区滝頭小学校では、「リニューアルしたことを知ってもらい、展示してある資料等を学習 に生かしてもらいたい」という市電保存館の館長の声を聞き、子どもたちが「自分たちのまち のシンボルでもある市電保存館の魅力を多くの方たちに知ってもらいたい。保存館を活気ある 場所にしたい。」という思いや願いをもって PR 活動に取り組みました。街頭アンケートを基に、 最も効果的な PR 方法について話し合い、「マネキンチャレンジ動画」で効果的に発信できると 考えました。作成にあたって、『(株) 野毛印刷社』にも協力をいただき、「動画を見る方たちの 立場になって内容や構成を考えること。表情やポーズで何を伝えたいのかについて明確な意図 をもつこと。その一場面一場面にドラマがあるようにすること。」等をご指導いただきました。 何度も試行錯誤を重ねて完成した PR 動画は、横浜市営バス内のモニターで放送していただける ことになり、効果的な宣伝方法の一つとすることができました。

子どもたちは、活動を通し、普段は何気なく利用している保存館 にも、利用者の要望や思い、そこで働く職員の方たちの努力や願い があることに気づき、自分たちも保存館のためにできることは何か を考え続け、実践する姿勢が見られるようになりました。



コラム

「6年間でつながる~海の環境教育~|

金沢区金沢小学校では、海の近くという環境を生かし、身近な 自然に親しみながら金沢区の海へ愛着をもつとともに、海の恵み への感謝の気持ちや、海をはじめとする地球環境への関心を育む ために、6年間の「海の環境教育」をテーマに設定し、「横浜の時 間 | の中で年間 10 時間の学習を行っています。子どもたちの願 いや問題意識、教師のねらいに合わせ、平潟湾で働く漁師、東京 湾の環境改善に取り組む NPO、国土交通省等の関係機関と連携し、 黒鯛稚魚放流体験、ワカメの植え付けと収穫、海苔づくり体験、 海洋研究開発機構による深海についての特別授業と施設見学、ア マモ場再生への協力、海の公園の清掃活動等、さまざまな活動に 持続的に取り組むことで、SDGsの14「海洋資源」等のゴール を目指しています。

学年	海の環境教育テーマ例
1年	うみとなかよし
2年	うみのたからもの
3年	海の生き物
4年	海の森
5年	海の力
6年	海の命



<2 年生「うみのたからもの」の活動の様子>

コラム

小学生が考える SDG s 未来都市・横浜 「環境絵日記」

横浜市資源リサイクル事業協同組合が、小学生を対象に環境に関わる絵と 作文を日記の形で募集しています。2000年に始まり、応募点数は2009年 には1万点、2014年には2万点を超えました。作品の展示や表彰式が行わ れる「環境絵日記展」は、大桟橋ホールに6千人以上を集める大きなイベン トとなっており、小中学生が環境に関する調査や活動について発表する「こ どもエコフォーラム」も同時に開催しています。2018年に「SDGs未来都



井名 支え合う風土

相手と心から向き合うことを(想)を大切にし、多様な価値観を認め、支え合う風土を醸成します

施策1]

豊かな心の育成

① 考え、議論する道徳教育の推進

- ・「道徳授業力向上推進校・拠点校」における研究の推進
- ・各教科等と関連付けを明確化するための「道徳教育全体計画」 「全体計画の別葉」「年間指導計画」の改訂

② 人権教育の推進

・「子どもの社会的スキル横浜プログラム」の効果的な活用 等

③ 「本物」に触れる機会の創出

・他局と連携した多様な教育機会の創出

指標

施策	指標	2017 年度 (平成 29 年度)	2022 年度 (平成 34 年度)
施策 1	学級の友達との間で話し合う活動を通じて、自分の考えを深めたり、広げたりすることができていると答える児童生徒の割合<全国学力・学習状況調査>	小6:69% 中3:60%	小6:82% 中3:76%
豊かな心の育成	自分には良いところがあると答える児童生 徒の割合 <全国学力・学習状況調査>	小6:76.6% 中3:67.1%	小6:84% 中3:79%

想定事業量

2017 年度 2022 年度 施策 項 目 (平成 29 年度) (平成34年度) 推進校:180校 推進校:36校/年 道徳授業力向上推進校数・拠点校数 拠点校:10校 拠点校:4校/年 (共に延べ) 施策1 豊かな心の育成 人権教育実践推進校数 38 校/年 138 校(延べ) 「子どもの社会的スキル横浜プログラム47」 18 校(延べ) の実践推進校数

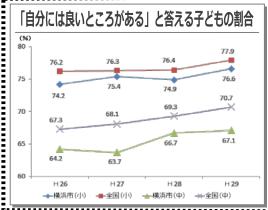
⁴⁷ 子どもが日常生活の様々な問題を自らの力で解決できるよう、年齢相応の社会的スキルを育成することを目的とする「指導プログラム」と、学級や個人の社会的スキルの育成の状況を把握し、改善の方法を探る「Y-P アセスメント」からなる横浜独自のプログラム。

施策1 豊かな心の育成



■現状と課題

- ○学習指導要領の改訂により、2018 (平成30) 年度から、「道徳の時間」が「特別の教科 道徳」として位置付けられ、「考え、議論する道徳」への質的転換を図ることとなりました。小学校では2018 (平成30) 年度から、中学校では2019 (平成31) 年度から全面実施になり、道徳科の教科書の使用が開始されることになりますが、横浜市では、国に先駆けて2017 (平成29) 年度から「特別の教科 道徳」を実施しました。指導と評価の手引となる「特別の教科 道徳 サポートブック」を作成し、道徳教育の充実に向けて取り組んでいます。
- ○道徳授業力向上推進校・拠点校の取組を全市に広げていくことにより、道徳科の授業改善に取り組んできました。より主体的・対話的で深い学びとなるように、指導の改善を図ることが求められています。
- ○子どもを巡る人権課題としては、その背景が複雑化・多様化する中で、虐待や貧困等の課題、いじめ や暴力等の人権侵害、また障害者や外国人、性的少数者等への差別や偏見が顕在化しています。その ような中、自分も他の人も大切にし、尊重する心を育てることや、多様性を認め、様々な人権課題を 自分のこととして捉え、共に解決に向かう子どもを育てることが求められています。
- ○横浜市では、2001 (平成 13) 年度に「『だれもが』『安心して』『豊かに』生活できる学校をめざして」を、2003 (平成 15) 年度に「人権尊重の精神を基盤とする教育(人権教育)について」を示し、人権教育を推進してきました。2017 (平成 29) 年度より「人権教育の充実に向けて『想(おもい)』」を発出し、「『だれもが』『安心して』『豊かに』生活できる学校をめざして」、「人とのつながりから学び、自分も他の人も大切にできる子どもの育成」という2つの理念で人権教育を推進しています。
- ○児童生徒の自己肯定感等の高まりが見られます。これは、 道徳教育や道徳的な実践の場でもある特別活動を中心と して、互いの関わりを大切にした集団活動の充実がなされ るとともに、子どもの人権を尊重した学校づくりを推進し てきた結果、自他共に人格を尊重する意識が醸成されてき たと考えられます。一方、全国平均と比較してやや低い傾 向があるため、「考え、議論する道徳」の充実をはじめ、 自己肯定感を高める取組が求められています。



○豊かな心の育成のために、市内文化施設や芸術団体等がコーディネーターとして、様々な分野で活躍する芸術家と学校をつなぎ、子どもが「本物」に触れる機会を創出しました。情報通信技術の一層の進展が見込まれる中、文化芸術の創造性や表現力に触れる機会を通して、豊かな感性や情操を育むことが期待されています。

① 考え、議論する道徳教育の推進

子どもが道徳科の授業と実生活を関連付けて理解することができ、より主体的、対話的で深い学びができるように、指導方法や評価の在り方、教科書の効果的な活用方法等について、研究を推進します。「道徳授業力向上推進校・拠点校」における研究等を推進し、成果を全校に発信することで、指導と評価の質的向上を図ります。道徳科を要として学校の全教育活動を通して、未来を担う子どもの人格形成の基盤となる道徳的な判断力、心情、実践意欲と態度等を育成します。 喫緊の課題であるいじめの未然防止に関しては、「友情、信頼」「公正、公平、社会正義」「相互理解、寛容」等の学習指導要領上の内容項目を重視し、SNS上のいじめについても情報モラルに関する指導を充実します。

等安順工が自谷項目を重視し、SNS 上がいしめについても情報でプルに関する相等を几天します。		
取組名	取組内容	
「道徳授業力向上推進校・拠	● 年間1回以上全クラス公開授業の実施。	
点校」における研究の推進	● 道徳教育推進教師 48等の教職員、保護者、地域等を対象に研究の成	
	果を発信。	
	● 授業と評価の質的向上を図るための研究の推進と発信力の強化。	
各教科等と関連付けを明確化	● 道徳教育目標達成のための「道徳教育全体計画」の見直し。	
するための「道徳教育全体計	● 学校や地域の状況、子どもの実態に基づいた重点目標と重点内容項	
画」「全体計画の別葉」「年間	目の設定。	
指導計画」の改訂	● 各教科等における道徳教育に関わる指導の内容や時期を整理した	
	「全体計画の別葉」の見直し。	
	● 「道徳教育全体計画」に基づく「年間指導計画」の見直し。	

② 人権教育の推進

「だれもが」「安心して」「豊かに」生活できる学校をめざし、人とのつながりから学び、自分も他の人も大切にできる子どもの育成に向けて、人権教育を推進します。教職員が自らの意識を絶えず振り返りながら人権感覚を磨き、人権意識を高めます。日々の授業や教育活動の改善を通して、子どもが安心して参加でき、「できた」「わかった」「楽しい」と感じられる体験を通して、自尊感情や人権意識を高めていきます。

取組名	取組内容
「人権教育実践推進校」にお	● 各区、校種別の「人権教育推進校」における授業研究を核とした取
ける授業研究の実施	組の推進。人権教育だより等を活用した実践内容の発信。
「子どもの社会的スキル横浜	○個の力を育てるとともに、個が安心して自分らしさを発揮すること
プログラム」の効果的な活用	ができる集団を育てることを柱とした「子どもの社会的スキル横浜
	プログラム」を授業や学校行事の場面でより効果的に活用。
	● 「子どもの社会的スキル横浜プログラム」を効果的に活用するため
	の校内研修の充実及び研修指導者の養成。
人権教育推進協議会を中心と	● 虐待や貧困等の課題、いじめや暴力等の人権侵害、障害者や外国人、
した授業研究や子どもの自尊	性的少数者等への差別や偏見が顕在化していることを踏まえ、人権
感情を育てる取組の発信	尊重を基盤とする授業づくりについて、区や校種別協議会において
	取組を発信。
	● 人権啓発研修における、学校の実態に即した人権教育の推進の取組
	発表と情報共有。

⁴⁸ 道徳教育全体計画の作成や保護者・地域との連携体制の整備等に取り組むため、小・中・特別支援学校の主幹教諭から選任した教 師

③ 「本物」に触れる機会の創出

横浜市の取組や施設、活躍している団体等を生かし、身近な自然から得られる発見や感動、人と人とがじかに触れ合うあたたかな交流や優れた文化芸術に触れる機会等、様々な「本物」に触れる体験を通して、豊かな感性と創造性を育みます。

取組名	取組内容
他局と連携した多様な教育機	● 学校にアーティストを派遣する芸術文化教育プログラムのほか、特
会の創出	色ある芸術フェスティバル、「ラグビーワールドカップ 2019™」「東
	京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会」等を契機とした
	様々な取組を推進。

コラム

子どもの社会的スキル横浜プログラム(Y-P)

子どもがコミュニケーション能力や人間関係を築く力を育むために、横浜市が開発したプログラム。子どもの社会的スキルの育成状況を把握する「Y-P アセスメント」とスキルを高める「指導ブログラム」からできています。

<Y-Pアセスメント>は、児童生徒向けの「学校生活についてのアンケート」と教師向け「学校風土チェックシート」の2つを合わせて行います。この結果について、複数の教師で話し合い、学級や児童生徒に関する多面的で総合的な理解を深め、支援の方法を決める「支援検討会」を行います。支援の一つである〈指導プログラム〉では、3つのアプローチの視点(「自分づくり」「仲間づくり」「集団づくり」)からの体験を通して、子ども自身の「気づき」や「分かち合い」から、社会的スキルを身に付けることができるように構成されています。

日々の授業に「横浜プログラムのねらいや進め方」を取り入れ、教科等のねらいを達成しながら、互いに認め合う「あたたかな学級風土」を育てていきます。

コラム

横浜市芸術文化教育プラットフォーム

横浜の子どもたちの創造性を育み、豊かな情操を養う機会を拡大するために、横浜等で活動を続けるアート NPO や芸術団体と、地域の文化施設を中心に、学校、アーティスト(芸術家)、企業、地域住民、行政等が緩やかに連携・協働する場が、芸術文化教育プラットフォームです。学校教育とアートをつなぐ「学校プログラム」を通して、新しい可能性を探っています。

アーティストが直接学校へ出かける 3 日間程度の「体験型プログラム」と 1 日で終了する「鑑賞型プログラム」があります。主なプログラムとして、「音楽」「演劇」「ダンス」「美術」「伝統芸能」があり、普段、文化施設や芸術団体で活躍しているスタッフが、学校での実施内容を調整するコーディネーターとして、授業づくりを支援します。

青葉区鴨志田第一小学校では、2年生がダンスを体験しました。自分たちで動きを考えたコンテンポラリーダンス。日常のしぐさを発展させ、ダンスをつくります。お互いの動きを見合う時間では、集中して鑑賞する場面もあり、表現だけでなく、読み取ることにも意識を向けていました。子どもたちからは、「自由に踊ることができて楽しかった。」という声が聞かれました。



〈アーティストとダンスをつくる2年生の様子〉

柱4

学びと育ちの連続性

幼児期から社会的自立までの成長過程における学びや育ちの連続性を大切にします

施策1

つながりを重視した 教育の推進

- ① 学校やブロックらしさを生かした小中一貫教育の推進
 - ・「横浜市立学校 カリキュラム・マネジメント要領」に基づく 9年間を通した資質・能力の育成 等
- ② 育ちや学びをつなぐ幼保小連携・接続の充実
 - ・スタートカリキュラムの充実等
- ③ 義務教育学校・中高一貫校の充実
 - ・義務教育学校の先進的な実践・研究の成果の発信
 - ・中高一貫教育の推進

施策2

健康な体づくり

- ① 運動やスポーツと多様に関わる機会の創出
 - ・オリンピック・パラリンピック教育の推進 等
- ②「体力・運動能力調査」の活用による運動習慣の確立と体力向上
 - ・体力向上に向けた科学的・分析的な取組の推進 等
- ③ 食育の推進
 - ・中学校昼食(ハマ弁)の充実 等
- ④ 健康・安全教育の推進
 - ・健康・安全教育の推進等
- ⑤ 持続可能な部活動の実現
 - ・部活動指導員の配置 等

指 標

施策	指標	2017 年度 (平成 29 年度)	2022 年度 (平成 34 年度)
施策 1 つながりを重視 した教育の推進	小中一貫教育推進ブロック内で教育課程に関 する共通の取組を行ったと答える学校の割合	82.9%	100%
施策 2 健康な体づくり	一週間の総運動時間(体育、保健体育の授業 を除く)が7時間未満の児童生徒の割合 <全国体力・運動能力調査>	小:58.1% 中:28.3%	小:56% 中:25%
MEAN OFFI O	「ハマ弁」の喫食率 ⁴⁹	1.3% (2018年3月)	20% (2020 年度)

想定事業量

施策	項目	2017 年度 (平成 29 年度)	2022 年度 (平成 34 年度)
	併設型小・中学校制度を導入するブロック数	4ブロック	27 ブロック
施策 1	☆小学校高学年における一部教科分担を伴 うチーム学年経営の強化推進校数【再掲】	_	48 校
つながりを重視 した教育の推進	幼稚園、保育所、認定こども園と小学校 との円滑な接続のためのカリキュラム実 施率	66.8%	86.6% (2021 年度)
	義務教育学校数	2校	3校
	オリンピック・パラリンピック教育推進校数	_	60 校 (2020 年度)
	保護者や地域、大学、企業等と連携し体 力向上の取組を実施している学校数	— (調査未実施)	50 校
	☆ハマ弁がより使いやすくなるような取組 の推進	ハマ弁の利便性向上 に向けた取組の実施	推進
施策 2	民間企業等による 食育出前講座の受講可能校数	300 校	350 校
健康な体づくり	栄養教諭を中核とした食育推進ネットワ ークをもつブロック数	69 ブロック	80 ブロック
	歯科保健教育を実施している学校数	124 校	400 校
	薬物乱用防止教室の実施率	小:57.0% 中:100%	小:62% 中:100%
	☆部活動休養日の設定校数	— (調査未実施)	全中学校・ 特別支援学校(中学部)
	☆部活動指導員 50の配置校数 (中学校)	_	全中学校

⁴⁹ 中学校の生徒のうち、ハマ弁を注文した生徒の割合

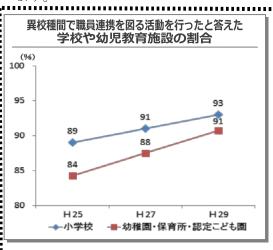
⁵⁰ 校長の監督を受け、部活動の技術指導や大会への引率等を行うことを職務とする非常勤職員。

施策1 つながりを重視した教育の推進



■現状と課題

- ○小中一貫教育推進ブロック(以下「ブロック」といいます。)の設定により、ブロック内での教職員 の情報共有の機会が増え、小中9年間を意識した指導内容や指導方法等、学びの連続性を意識した授 業改善が進みました。また、教職員にとっても、小学校の学校全体で取り組む授業研究や中学校の組 織的な生徒指導等、互いの良さを吸収し合い、指導力の向上につながりました。
- ○ブロック内で、児童生徒の交流や教職員の情報共有が進んだことにより、児童生徒指導の充実が図られ、中1ギャップの軽減等につながりました。今後は、学校生活のきまりや学校行事等、ブロックの 実態に応じて情報共有を進めるとともに、学力面でのギャップの解消を図っていく必要があります。
- ○「義務教育学校」制度の創設を受け、2016(平成28)年4月に霧が丘小中学校を「横浜市立義務教育学校 霧が丘学園」に移行し、2017(平成29)年4月に西金沢小中学校を「横浜市立義務教育学校 西金沢学園」に移行しました。現在、3校目となる「横浜市立緑園義務教育学校」の設置に向けた準備を進めています。2つの義務教育学校では、9年間を通して学習指導及び生活指導の円滑な接続を図るため、特色ある教育活動が展開されています。教職員の交流や情報交換により9年間を見通した指導ができ、子どもが安心して学校生活を送ることができています。
- ○併設型小・中学校 ⁵¹は、指導内容の入替えや移行、新しい科目の設定等、学習指導要領の枠を柔軟に捉えた教育課程の編成においてメリットの多い制度であるため、小中一貫教育の一層の充実を目指し、2017(平成 29) 年4月に4つのブロックで導入しました。
- ○「横浜版接続期カリキュラム 52」に基づき、幼保小連携の取組を推進しました。その結果、教職員の連携や情報共有が進み、子どもの安心感の高まりや人間関係形成が見られました。さらに、園と小学校が編成するカリキュラムの相互理解と連携を推進することによって、園での育ちと小学校の学びをより円滑に接続する必要があります。



小中一貫教育に関する制度の類型

		中学校併設型小学校、小学校併設型中学校	義務教育学校	
	修業年限	小学校6年、中学校3年	9年(前期課程6年+後期課程3年)	
組織・運営		それぞれの学校に校長、教職員組織 小学校と中学校における教育を一貫して施すために ふさわしい運営の仕組みを整えることが要件	一人の校長、一つの教職員組織	
免許		所属する学校の免許状を保有	原則小学校・中学校の両免許状を併有 ※当分の間は小学校免許状で前期課程、中学校免許状 で後期課程の指導が可能	
教育課程		9年間の系統性・体系性に配慮がなされている教育課程の編成 9年間の教育目標の設定		
教育課程	一貫教育に必要な 独自の教科の設定	0	0	
特例	指導内容の 入替・移行	0	0	
	施設形態	施設一体型・施設隣接型・施設分離型		
設置基準		小学校には小学校設置基準、 中学校には中学校設置基準を適用	前期課程には小学校設置基準、 後期課程には中学校設置基準を準用	
名称		○○小学校、○○中学校	○○義務教育学校(○○学園)	
設置手続		市町村教育委員会の規則等	市町村の条例	

⁵¹ 義務教育学校に準じて、小学校における教育と中学校における教育を一貫して施す小・中学校。

⁵² 幼児教育と小学校の円滑な接続を目指したカリキュラム作りと実践の推進のために作られたもの。

① 学校やブロックらしさを生かした小中一貫教育の推進

全てのブロックにおいて、それぞれの特色を生かした教育課題に応じて9年間一貫した教育を推進することによって、学力向上と児童生徒指導の充実を図り、9年間を通して児童生徒の資質・能力を育成します。

取組名	取組内容	
「横浜市立学校 カリキュラ	● 「9年間で育てる子ども像」やその実現に向けた全体計画をブロッ	
ム・マネジメント要領」に基	ク内の全教職員、家庭、地域と共有。	
づく9年間を通した資質・能	● 9年間を通した資質・能力の育成を目指す教育課程の編成・実施・	
力の育成	評価・改善。	
	● 「横浜市立学校 カリキュラム・マネジメント要領」の「『授業』の	
	つながり」、「『人』のつながり」、「『学びの場』のつながり」の「三	
	つのつながり」の各項目をブロックの特色を踏まえて重点化。	
9年間を通した資質・能力の	● 学校段階間の効果的な接続を目指した教職員一人ひとりの授業改善。	
育成を目指す授業改善、授業	● 異校種との合同授業研究会の実施による授業改善。	
交流	● 9年間の学びの接続のための異校種校との交流授業の実施。	
併設型小・中学校の設置拡充	● ブロック内の合同組織や体制、運営の仕組み等、設置ができるよう	
	に、システムの整備。また、学校運営協議会 53等を活用した地域との	
	連携・協働による「社会に開かれた教育課程 54」の実現に向けた組織	
	的な取組の推進。これまでのブロックでの取組を生かしながら、更に	
	学校やブロックらしさを出すことができるブロックでは、併設型小・	
	中学校の制度の導入を推進。	
小学校高学年における一部教	● 小学校高学年に学級をもたない学年主任等を配置し、学年経営の充	
科分担制の導入 NEW	実を図るとともに、英語の教科化等、新学習指導要領の実施も踏ま	
【再掲】	えた一部教科分担制を導入。授業の質を高め、子どもの資質・能力	
	を育成。各学校での実施に向けて、推進校を指定し、具体的な実践	
	や研究の成果を発信しながら、市内全小学校での展開を視野に入れ、	
	強力に推進。	

② 育ちや学びをつなぐ幼保小連携・接続の充実

円滑な接続のために、園と小学校で「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を共有し、小学校ではこの姿を踏まえて、スタートカリキュラム 55の編成、実施を行います。「社会に開かれた教育課程」の中に、幼保小中高連携の機会を積極的に設け、ブロックを中心とした積極的な取組を推進します。

取組名	取組内容
スタートカリキュラムの充実	● 「横浜版接続期カリキュラム〜育ちと学びをつなぐ〜」の改訂を踏まえた、幼児期の育ちと学びが小学校以降の学びへと円滑に接続するスタートカリキュラムの更なる充実。特に、子どもが主体的に学ぶ意欲を高めるため、生活科を中心とした各教科等と合科的・関連的な指導や子どもの生活とつながる学習活動を取り入れたカリキュラムの推進。
幼保小中高の連携した取組の 教育課程への位置づけ	● 現在の幼保小中高の連携した取組をより一層充実させる形で、積極的に連携を推進。地域防災拠点訓練やキャリア教育等、学校の実態や特色を生かしながら、教育課程上に明確に位置付け、継続的な連携体制を整備。学校運営協議会を活用した取組等、各学校の取組を発信。

⁵³ 保護者や地域住民等が一定の権限と責任を持って学校運営に参画する地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づく仕組み。

^{54 「}よりよい学校教育を通してよりよい社会を創る」という目標を学校と社会が共有し、連携・協働しながら、新しい時代に求められる資質・能力を子どもに育むような教育課程。

⁵⁵ 小学校で徐々に学校生活に慣れ、意欲的に教科等の学習に移行できるように工夫した、小学校入門期のカリキュラム。

③ 義務教育学校・中高一貫校の充実

義務教育学校や中高一貫校において、特色を生かした教育課程を編成し、先進的な実践や研究を推進します。

取組名	取組内容		
義務教育学校の先進的な実	● 義務教育学校では、特色を生かした教育課程の編成を行い、先進的		
践・研究の成果の発信	な実践・研究を推進。		
	● 市内3校目となる義務教育学校の設置(2022(平成34)年4月開校)		
	については、保護者や地域の理解を得ながら準備を推進。また、更な		
	る義務教育学校の設置拡充について、引き続き検討。		
中高一貫教育の推進【再掲】	● 中高一貫教育校 2 校において、6 年間の一貫教育により健全な心身		
	を育み、思考力・判断力・表現力を高め主体的に課題発見や課題解決		
	できる真の学力育成を推進。		

コラム

義務教育学校 ~小中一貫教育のメリットを生かした活動~

9年間を通して学習指導及び生活指導の円滑な接続を図ることを目的とし、特色ある教育活動を展開する義務教育学校として、「霧が丘学園」「西金沢学園」を設置しています。

その一つである緑区霧が丘学園では、年間を通した児童生徒交流が盛んです。

「きりたまタイム」と言われる児童生徒が一緒に活動をする時間では、中学部生がリーダーとなって異学年交流が行われています。小学部生は、身近な中学部生との関わり合いを通して、あこがれの気持ちを抱いたり、中学部生は、年少者に対する相手意識をもった言動が見られたりする等、学校全体として子どもの自己有用感が高まっています。

また、日常的な交流ができるというメリットを生かし、 小学部と中学部の教員が協働し、児童生徒の指導・支 援を行っています。

なかでも、特色ある教育活動の一つになっている小学部・中学部相互の授業乗り入れがあります。中学部教員が、小学部で専門性を生かして授業を行ったり、小学部教員が、小学部での学びがどのように中学部につながるのかを理解して、一人ひとりに寄り添った学習を展開したりしています。



<中学部と小学部の異学年交流の様子>



く朝の登校の様子>

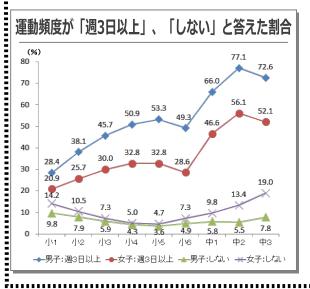
また、小学部6年生が11月から部活動に参加できる等、子どもがスムーズに中学部へ進むことができるための取組が様々な場面で見られます。

特色ある教育活動を展開するためには、教職員が 小中9年間で育成を目指す資質・能力を共有して、 子どもに関わることが大切です。義務教育学校では、 一人の校長のもと、1つの組織として一貫した教育 が行われています。

施策2 健康な体づくり

■現状と課題

- ○横浜市の児童生徒は、運動や健康に対する意識が高いのが特徴です。一方で、児童生徒の運動習慣については、運動する子どもとしない子どもの二極化や男女間の差が課題となっています。また、運動能力の状況は、経年変化を見ると僅かに上昇傾向にあるものの、依然として全国平均より低い状態にあります。
- ○各学校では「体育・健康プラン 56」を作成し、運動習慣の確立に向けて、「体力向上1校1実践運動 57」等を行ってきました。しかし、健康な体づくりのためには、学校だけでなく、家庭や地域と連携して、体力向上や運動習慣・生活習慣の改善に取り組むことが必要です。また、「体力・運動能力調査」の結果を家庭等と共有するために、より効果的な方法が求められています。



- ○新学習指導要領の実施に伴い、運動やスポーツを「する・みる・支える・知る」と多様な関わり方で 親しむことが求められます。学校教育だけでなく、地域や行政、企業、大学等が連携する仕組みづく りを進める必要があります。
- ○「ラグビーワールドカップ 2019TM」及び「東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会」に向け、はまっ子スポーツウェーブ ⁵⁸や中学校総合体育大会閉会式等にオリンピアン・パラリンピアン等を招き、「本物」に触れる機会を設けてきました。
- ○食育推進研修会において、食育実践推進校における保護者や地域と連携した食育の取組やブロックでの食育実践事例等、日常の食生活を改善する取組が報告、発信されました。推進校の実践を参考に、多くの学校において、日々の給食指導や、保護者や地域の生産者と連携した食育の取組を進めてきました。また、市や県の関連機関及び一般企業が実施している「食育出前講座」を受講する学校数が、延べ300校を超えるようになりました。
- ○2017(平成29) 年1月から、全中学校で横浜型配達弁当「ハマ弁」を実施しました。ハマ弁の利便性向上のため、ポイント制の導入やスマホアプリの開発を行いました。また、ハマ弁の良さを周知する取組として、小学校を対象にした食育セミナーや試食会を行いましたが、喫食率が2018(平成30)年3月時点で1.3%と低迷しています。
- ○「第2期健康横浜 21⁵⁹」中間報告において、**生涯の健康づくりにおける学童期での健康教育の推進が 求められています**。歯・口腔では歯肉炎の割合の減少を目指した歯科保健教育を、家庭と連携して進 めていくことが必要です。
- ○「薬物乱用防止教育プログラム」(2016(平成 28)年度)、「飲酒防止教育プログラム」(2017(平成 29)年度)及び「喫煙防止教育プログラム」(2018(平成 30)年度作成予定)を活用し、学校薬剤師等の外部講師と連携して、小学校段階から薬物乱用、喫煙及び飲酒の防止に関する教育を進めていく必要があります。
- ○成長期にある生徒が、運動、食事、休養及び睡眠のバランスのとれた生活を送ることができるよう、 部活動の適切な休養日や活動時間を設定することが重要です。また、生徒数の減少や顧問の長時間労 働の問題等を踏まえ、部活動の在り方を見直すことが必要です。

⁵⁶ 体育・健康に関する指導の全体計画で、各学校の実態を踏まえ作成するプラン。

^{57 「}体育・健康プラン」に基づく、自校の特色を生かした体力向上の取組。

⁵⁸ 児童を対象とした4つの大会(体育大会、水泳大会、球技大会、体育実技発表会)の総称。

⁵⁹ 生活習慣病等に着目した横浜市の健康づくりの指針。

① 運動やスポーツと多様に関わる機会の創出

「ラグビーワールドカップ 2019™」「東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会」を通して、運動やスポーツを「する・みる・支える・知る」と多様な視点から親しむことができるよう、学校と行政や企業、大学、NPO 等が連携してその機会を創出します。

	取組内容		
48/101-11	4V/mr. 1.C		
行政、地域、企業、大学等と	● 運動やスポーツに「する・みる・支える・知る」と多様な視点から		
の連携による機会の創出	親しむことができるよう、学校と行政や企業、大学等をつなぐ仕組		
	みの構築による機会の創出。		
オリンピック・パラリンピッ	● 全ての市立学校を「オリンピック・パラリンピック教育実施校」と		
ク教育の推進	して指定し、公認マークの活用等による大会に向けた機運醸成及び		
	オリンピック・パラリンピック教育の推進。		
	● 「オリンピック・パラリンピック教育推進校」を指定し、アスリー		
	ト等との交流や競技体験、教育課程内の様々な学校行事等によりス		
	ポーツとの多様な関わり方、ボランティアマインド、共生社会への		
	理解等の学習を年間を通して実施。		
	● オリンピアン・パラリンピアンの学校訪問や市が主催する各種大会		
	等へのトップアスリートの招へい。		
放課後の時間帯を活用した機	● 放課後児童健全育成事業所 60の職員等に対し、子どもが運動やスポ		
会の創出 NEW	ーツに親しむ活動を紹介する等により、放課後においても運動やス		
	ポーツと多様に関わる機会を創出。		

② 「体力・運動能力調査」の活用による運動習慣の確立と体力向上

子どもの頃に、身体を動かす楽しさや喜びを味わうことを通して、生涯にわたってスポーツに親しみ、身体を動かす機会の増大を目指し、結果として、体力の向上を図ることができるようにします。

取組名	取組内容
☆体力向上に向けた科学	● 全校児童生徒が実施する「体力・運動能力調査」を横浜市立大学デ
的・分析的な取組の推進	ータサイエンス学部等での分析を進め、学校の体力向上に向けた取
	組の改善。
総合的な健康に関する指導の	● 「体力・運動能力調査」の分析チャート等の活用による、客観的な
全体計画としての「体育・健	根拠に基づく分析による実態把握、学校保健委員会 61の取組等、生
康プラン」の充実	活習慣、運動習慣も含めた総合的な健康に関する指導の全体計画と
	しての「体育・健康プラン」の改善への支援。
個人や保護者へのフィードバ	● 「体力・運動能力調査」の結果の推移や全国、市と比較できるよう
ックの充実	改良し、個人や家庭等との共有につなげるためのシステムの構築。
NEW	結果を保護者とも共有し、運動習慣の改善につなげる支援(個人シ
	ートの改良等)を実施。

^{60 「}放課後キッズクラブ」や「放課後児童クラブ」等の子どもが安全で豊かな放課後を過ごすための居場所。

⁶¹ 学校における健康に関する課題を研究協議し、健康づくりを推進する組織。校長、養護教諭等の教職員、学校医、学校歯科医、学校薬剤師、保護者代表等で構成され、各学校に設置。

③ 食育の推進

学校だけでなく、家庭や民間企業等と連携し、より一層食育を推進していきます。栄養教諭を中核とした食育推進ネットワークを拡大するとともに、民間企業等による「食育出前講座」の受講機会への利用拡大にも努めていきます。また、横浜らしい中学校昼食を推進します。

	- /- / -
取組名	取組内容
食育の推進	● 食育の授業を充実するために、家庭や民間企業等と連携し、栄養教
	諭を中核とするネットワーク活動を拡大しながら、学校、家庭、地
	域との協働による食育を推進。学校内の組織の確立、食の全体計画
	や年間指導計画の見直しを進め、計画的な食育を推進。食育推進の
	参考となるような実践事例の発信。
☆中学校昼食(ハマ弁)の充実	● 利便性向上に向けた取組を検討し、ハマ弁をより利用しやすくなる
	環境を整備。

④ 健康・安全教育の推進

「第2期健康横浜21」を基に、生涯の健康づくりにおける学童期での健康教育を推進します。 また、歯科医師会との連携による歯科保健教育や学校薬剤師との連携による薬物乱用防止教室を推 進します。

取組名	取組内容	
健康・安全教育の推進	● 規則正しい生活習慣の確立と病気の予防に関する教育、喫煙・飲酒・ 薬物乱用の防止に関する教育、日常生活における事故やけがの防止	
	に関する教育等における、関係機関や家庭等と連携した取組の推進。	
歯科保健教育の推進	● 学校、家庭、歯科医師会との連携による、生涯を通じた歯肉炎の割合の減少を目指す歯科保健教育の推進。	
薬物乱用防止教室の推進	小学校段階から「薬物乱用防止教育横浜型プログラム」を活用し、 学校薬剤師等の専門家と連携した薬物乱用防止教室を実施。中学校・高等学校でも引き続き全校で実施。	

⑤ 持続可能な部活動の実現

持続可能な部活動を目指し、「部活動の指針」の改訂や、従来の部活動外部指導者に加えて、部活動指導員を配置するとともに、部活動休養日の設定、また、横浜の実態に応じた多様な部活動支援の方法を検討し、生徒の活動機会の保障や活動の質の向上、教員の負担軽減等を考慮した持続可能な部活動の実現に向けた取組を進めます。

取組名	取組内容	
☆「横浜の部活動~部活動の	● スポーツ庁の「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」	
指針~」の改訂 NEW を踏まえ、「横浜の部活動~部活動の指針~」を改訂。		
☆部活動指導員の配置	● 部活動の顧問としての役割を担うことができる「部活動指導員」を	
	配置し、その効果検証を踏まえて、配置を拡充。	
☆部活動休養日の設定 ● 「週に平日1日以上、土日どちらか1日以上」を部活動休養日		
	て、全中学校及び特別支援学校中学部で設定。	

「いつもやっているバスケットボールなのに、パスもドリブルもシュートも難しかったです。少しずつ慣れてくると、車いすバスケットボールの面白さに気付きました。でも、一方で、負けたくない! という気持ちも湧いてきました!」 【中学生:バスケットボール部所属】

「車いすに乗っている人と一緒にスポーツをするのは初めてでしたが、とても楽しくプレーすることができました。2020年に開かれるパラリンピックでは、車いすバスケットだけでなく他の競技を会場で見てみたいと思いました。」 【小学生(5年)】



これは、車いすバスケットボールを体験した子どもの感想です。バスケットボール部所属の中学生は、車いすバスケットボールの難しさとともに楽しさを、小学生は初めてのパラスポーツ体験を通して、パラリンピックそのものへの関心をもったようです。

2020 年、日本で初めて「東京 2020 パラリンピック競技大会」が開かれます。多くの日本人が、今まで以上に、障がい者スポーツを身近に感じるとともに、共生社会や多様性等について考え、自分を見つめ直すきっかけになることでしょう。この機を逃すことなく、未来を創っていく子どもたちにこそ、パラリンピックを学び、パラスポーツを体験してほしいものです。

横浜市教育委員会では、「オリンピック・パラリンピック教育推進校」として 2020 (平成 32) 年度まで累計 60 校を指定していきます。推進校では、パラリンピックメダリストを招いてお話を伺ったり、ボッチャやブラインドサッカー等、パラスポーツを観戦したり、体験したりする活動を行っていきます。

中区本町小学校では、パラリンピックメダリストの成田真由美さんをお招きし、水泳を始めたきっかけやパラリンピックでメダルを争ったドイツ選手との交流の話などを伺いました。成田さんは、金メダルを7個持ってきてくださり、子どもたち全員に触らせてくれました。また、実際にプールで泳ぐ姿も披露してくださいました。子どもたちは、本物に触れる貴重な体験ができました。

本事業や横浜ラポールのパラスポーツ体験会等を 通して、子どもたちに新たな気付きを促し、未来に 続く価値の創造へつなげてみませんか。



くパラリンピックメダリスト成田真由美さん(水泳選手) と交流する子どもたちの様子>

パラリンピック豆知識

- ■パラリンピック起源は、1948 年、医師ルードウィッヒ・グットマン博士の提唱によって、ロンドン郊外のストーク・マンデビル病院内で開かれたアーチェリーの競技会です。 第2次世界大戦で主に脊髄を損傷した兵士たちの、リハビリの一環として行われたこの大会は回を重ね、1952 年に国際大会になりました。
- ■1988 年のソウル大会からはオリンピックの後に同じ場所で開催されるようになりました。 出場者も「車いす使用者」から対象が広がり、Para(沿う、並行)+Olympic(オリンピック)という意味で、「パラリンピック」という公式名称も定められました。
- ■競技種目も年々増加し、「東京 2020 パラリンピック競技大会」では、22 競技 540 種目が行われ、4400 名の選手が参加します。2020 年8月25日~9月6日の13日間、トップアスリートの熱い戦いが繰り広げられます。

〔東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会ホームページより〕

柱5

安心して学べる学校

教職員が子どもの理解を深め、いじめなどの課題をチームで解決し、安心して学べる学校をつくります

施策1

安心して学べる学校づくり

- ① 安心して参加できる集団づくり
 - ・「子どもの社会的スキル横浜プログラム」の効果的な活用 等
- ② いじめ等への組織的対応の強化
 - ・児童生徒支援体制の充実 等

指標

施策	指標	2017 年度 (平成 29 年度)	2022 年度 (平成 34 年度)
施策 1 安心して学べる 学校づくり	1,000 人当たりの不登校児童生徒数 (小・中学校)	17.5 人	16.1 人
	スクールソーシャルワーカー ⁶² (SSW)が 行った支援により児童生徒の状況が改善し た割合 ⁶³	75.8%	80%

想定事業量

施策	項目	2017 年度 (平成 29 年度)	2022 年度 (平成 34 年度)
施策 1 安心して学べる 学校づくり	☆ 児童支援・生徒指導専任教諭 ⁶⁴ 配置に伴う 後補充非常勤職員を常勤化している学校数	小 : 40 校 中 : 121 校	拡充
	☆スクールソーシャルワーカー(SSW)の 配置	区担当 SSW (1 名) が学校の要請 により訪問する 体制	SSW が全小・中 学校を定期的に 訪問できる体制 (2021 年度)
	小中一貫型カウンセラー配置 ⁶⁵ の実施	全ブロック・義務 教育学校に配置	全ブロック・義務 教育学校に配置
	☆小学校高学年における一部教科分担制を伴う チーム学年経営の強化推進校数【再掲】	_	48 校
	「子どもの社会的スキル横浜プログラム ⁶⁶ 」 の実践推進校数 【再掲】	_	18 校 (延べ)
	「魅力ある学校づくり」事業の実践校数	_	18 校 (延べ)

⁶² いじめや不登校等の課題の解決に向けて、福祉的な視点で支援を行うとともに、関係機関との連携調整を図る専門職。

⁶³ SSW が対応した件数のうち、「SSW の支援により当該児童生徒の置かれている状況が改善した」と学校長が回答した件数の割合。

⁶⁴ いじめや不登校等の課題に対応するため、児童生徒指導の学校内での中心的役割や関係機関及び地域との連携窓口を担う教諭。

⁶⁵ 中学校と同一学区にある小学校へ同じカウンセラーを派遣する横浜独自の制度。

⁶⁶ 子どもが日常生活の様々な問題を自らの力で解決できるよう、年齢相応の社会的スキルを育成することを目的とする「指導プログラム」と、学級や個人の社会的スキルの育成の状況を把握し、改善の方法を探る「Y-P アセスメント」からなる横浜独自のプログラム。

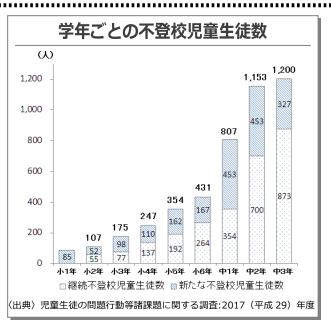
施策1 安心して学べる学校づくり



■現状と課題

- ○辛い思いをしている児童生徒に気付き、表面化していない心理や特性を理解できるよう、一人の児童 生徒に対して複数の教職員が関わり、多面的に児童生徒の状況を捉えることが求められています。
- ○「子どもの社会的スキル横浜プログラム」等の活用を図り、だれもが安心して参加でき、**自己肯定感を高められる授業づくり・集団づくりを引き続き進めることが重要です**。
- ○「横浜子ども会議」等を通して、**いじめ未然防止等に向けた、子ども自身の主体的・実践的な取組を** 促進していくことが重要です。
- ○各学校が組織的にいじめに関する情報を共有し、確実に判断・対応できる体制を整備し、仕組みを構築する等、「いじめ重大事態に関する再発防止策」(2016(平成28)年度策定)を着実に実行していく必要があります。
- ○再発防止策を踏まえ、各学校において、いじめの定義についての理解が進み、**いじめの認知件数は増加しています。引き続き、いじめの早期発見や早期解決に向けた取組を進めていく必要があります**。
- ○学校内で発生した暴力行為について、中学校での発生件数が減少している一方で、小学校での発生件数が増加傾向にあります。小学校における児童指導体制を強化するとともに、児童相談所や警察等の関係機関との連携を強化する必要があります。
- ○不登校児童生徒数の増加傾向が続く中、「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」(2016(平成 28)年制定)の趣旨を踏まえ、学校や学校外における子どもの多様な学びの場を確保することが重要です。また、2017(平成 29)年度に新たに不登校になった児童生徒が不登校児童生徒全体の4割強を占めていることを踏まえ、子ども一人ひとりに対する深い理解やきめ細かな支援を基盤とし、前向きな思いがもてる魅力ある学校を目指した取組が求められています。
- ○上記課題に対して児童支援・生徒指導専任教諭が中心となって組織的な指導・支援を行うとともに、 カウンセラーや SSW、弁護士、医療等の専門家の積極的な活用により、チームアプローチを強化し ていく必要があります。





① 安心して参加できる集団づくり

教職員一人ひとりが、辛い思いをしている児童生徒の気持ちに寄り添い、その思いをしっかりと受け止める力の向上を図るとともに、だれもが安心して参加し、自己肯定感を高められる授業づくり・集団作りを進めていきます。

	取組内容
以祖石 ————————————————————————————————————	取租內谷
「子どもの社会的スキル横浜	●個の力を育てるとともに、個が安心して自分らしさを発揮すること
プログラム」の効果的な活用	ができる集団を育てることを柱とした「子どもの社会的スキル横浜プ
【再揭】	ログラム」を授業や学校行事の場面でより効果的に活用。
	●「子どもの社会的スキル横浜プログラム」を効果的に活用するための
	校内研修の充実及び研修指導者の養成。
横浜子ども会議の推進	●「横浜子ども会議」を年間通じた子ども主体の「いじめの未然防止」
	等に向けた取組とし、ブロックや学校での話し合いと活動の充実。
	●子ども主体の取組を保護者や地域と共に推進。
新たな不登校を生まないため	●各学校が新たな不登校児童生徒数を把握する取組の推進。
の「魅力ある学校づくり」	● 「魅力ある学校づくり」のモデル校の取組における成果と課題の周知。
NEW	●新たな不登校が多い学校において、ブロック単位での「魅力ある学校
	づくり」の取組の推進。

② いじめ等への組織的対応の強化

いじめ等の様々な課題に対して早期発見、早期対応、早期解決できるよう、各学校の児童生徒支援体制の充実や、SSWの体制強化、専門家を活用したチームアプローチの体制整備を図る等、「いじめ重大事態に関する再発防止策」に掲げられている8項目34の取組を着実に実行していきます。

取組名	取組内容
☆児童生徒支援体制の充実	●児童支援・生徒指導専任教諭が役割を十分に果たせるよう、補充し
	た非常勤講師の常勤化により体制を強化。
	●組織的な判断・対応を行うため、校内のいじめ防止対策委員会にお
	いて、定期的にケースカンファレンスを実施。
	●進級やクラス替え、転入等、児童生徒の環境が大きく変わる際にも
	確実な情報の共有と組織的な引継ぎの実施。
☆SSW の体制強化·人材育成	●学校が、いじめ等、複雑化・多様化する児童生徒の課題に対し、SSW
	や心理、福祉、法律等の専門家を積極的に活用し、チームによる早
	期解決を図ることができるよう、SSW の役割や機能を拡大し、人員
	体制を充実。
	●経験豊富な SSW を育成するため、関係機関との人事交流を行うほ
	か、OJT67を通して実践的な人材育成を実施。
小中一貫型カウンセラー配置	●2017 (平成 29) 年度に全ブロック及び義務教育学校で完了した小中
	一貫型カウンセラー配置について、いじめ等、様々な課題を抱える
	児童生徒に寄り添い、専門性を生かした支援を実施。
情報共有や引継ぎのための仕	●教育委員会事務局における相談記録の情報を共有するシステムの本
組みづくり	格実施を目指し、制度を設計。
	●各学校における記録及び個人情報保護の徹底に向け、研修を実施。

⁶⁷ On the Job Training の略 (日常の業務を通した職場教育)。

緊急対応チームによる支援	●学校だけでは解決が困難な事案に対し、教育委員会事務局内に設置
	した「緊急対応チーム」が学校教育事務所と連携し、学校訪問や専
	門家を活用した支援により、事態の深刻化を防ぎ、早期解決。
マ ノラジー マ仏伽の軟件	
チームアプローチ体制の整備 	●SSW が学校と関係機関を結び付ける役割を担うことで、福祉・医療
	の専門職や警察等と連携を図りながらチームアプローチで課題解決。
弁護士相談の充実	●学校及び学校教育事務所が迅速かつ適切に課題対応できるよう、学
	校から弁護士へ直接相談ができる体制を充実。
いじめ相談窓口の充実	●2017 (平成29) 年度に開設した学校生活あんしんダイヤルを通じて、
	SSW が直接いじめ等の相談に応じるほか、継続的な支援が必要な場
	合は、学校教育事務所へ引き継ぎ、学校と共に対応。
	● 若者のコミュニケーションツールである SNS を活用した相談窓口に
	ついて、国や県と連携を図りながら、導入に向けた検証を実施。
児童生徒の暴力行為等問題行	●小・中学校における児童生徒指導体制を強化するとともに、児童生
動に対する未然防止・早期対	徒の健全育成のために児童相談所や警察等の関係機関との連携強化
応	を図り、繰り返し暴力行為等を起こさせないための取組を推進。
☆小学校高学年における一部	●小学校高学年に学級をもたない学年主任等を配置し、学年経営の充
教科分担制の導入【再掲】	実を図るとともに、英語の教科化等、新学習指導要領の実施も踏ま
	えた一部教科分担制を導入。授業の質を高め、子どもの資質・能力
	を育成。各学校での実施に向けて、推進校を指定し、具体的な実践
	や研究の成果を発信しながら、市内全小学校での展開を視野に入れ、
	強力に推進。

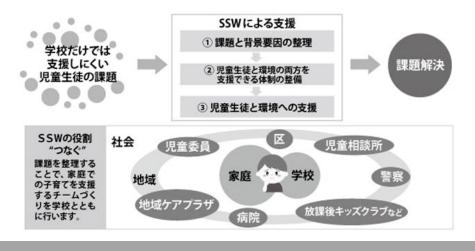
コラム

スクールソーシャルワーカーに期待される役割と、 児童生徒への支援の充実に向けた体制強化

SSW は、子どもの権利の保障と、全ての子どもたちが自己の潜在能力を発揮できることを目的としています。社会福祉の専門的な知識・技術を活用し、問題を抱えた児童生徒を取り巻く環境に働きかけ、家庭、学校、地域の関係機関をつなぎ、児童生徒の悩みを抱えている問題の解決に向けて支援する専門家です。

不登校、いじめ等の未然防止、早期発見、支援・対応等に向け、児童生徒及び保護者との面 談及びアセスメントや、事案に対する学校内連携・支援チーム体制の構築・支援、関係機関及 び地域への働きかけ等を行います。

これまでの、要請を受けた学校に派遣する形から、全小・中学校を定期的に訪問する形へ移行することで、日々の児童生徒の行動を観察し、予防及び早期発見・早期対応できることや、 関係機関や地域の支援者の協力を得やすくなることが期待されています。



社会とつながる学校

地域や社会と目標を共有し、連携・協働することを通して、子どもが社会とつながる学校をつくります

施策1

地域との連携・協働の 推進

- ① 学校運営協議会の設置推進
 - ・学校運営協議会新規設置校への支援等
- ② 地域学校協働活動の推進
 - ・地域学校協働本部の整備 等
- ③ 学校運営協議会と地域学校協働本部の連携強化
 - ・学校運営協議会と地域学校協働本部の連携についての優れた 例の発信

施策2

自主・自律的な学校運 営の推進

- ① 学校マネジメント機能の強化
 - ・「横浜市学校評価ガイド」の改訂 等
- ② 学校教育事務所による学校支援
 - ・学校課題解決支援
 - ・事務長と連携した学校事務支援 等

指標

施策	指標	2017 年度 (平成 29 年度)	2022 年 (平成 34 年度)
施策 1 地域との連携・ 協働の推進	保護者や地域の人との協働*による取組は、 学校の教育水準の向上に効果があったと答 える学校の割合 <全国学力・学習状況調査>		小 100% 中 90%

[※] 学校の美化、登下校の見守り、学習・部活動支援、放課後支援、学校行事の運営等の活動を想定

〔想定事業量

施策	項目	2017 年度 (平成 29 年度)	2022 年 (平成 34 年度)
施策1	☆学校運営協議会 ⁶⁸ 設置校数	148 校	全校*
地域との連携・ 協働の推進 	☆地域学校協働活動推進員(学校・地域コ ーディネーター ⁶⁹)の配置校数	236 校	全校
施策 2 自主・自律的な 学校運営の推進	「横浜市学校評価ガイド ⁷⁰ 」の改訂	_	改訂 (2018 年度・ 2021 年度)

[※] 学校評議員制度導入校については、設置時期を調整していきます。

⁶⁸ 保護者や地域住民等が一定の権限と責任を持って学校運営に参画する地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づく仕組み。

⁶⁹ 地域と学校が連携・協働する仕組みづくりを進めるため、学校と地域を結ぶ役割を担う人材。

⁷⁰ 小・中・特別支援学校が目指す学校評価の在り方を示したもの。

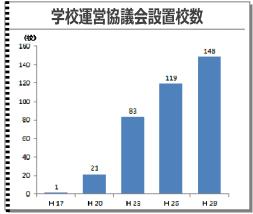
施策1

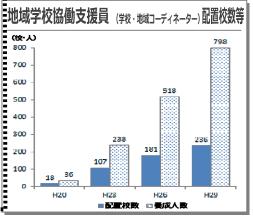
地域との連携・協働の推進

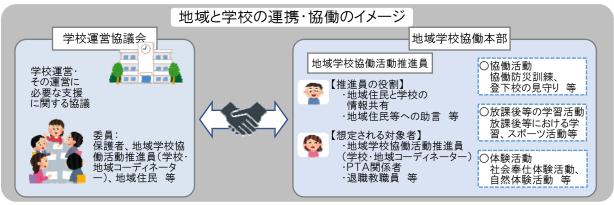


■現状と課題

- ○「横浜教育ビジョン」(2006(平成 18)年策定)において、横浜らしさである「公(公共心と社会参画意識)」、「開(国際社会に寄与する開かれた心)」を示して教育を推進するとともに、「『まち』とともに歩む学校づくり懇話会71」や「学校支援活動事業72」等、地域と学校が連携して子どもを育む様々な取組が展開されてきたことにより、地域や社会に貢献しようとする態度の育成や共生の意識の醸成が進んでいると考えられます。
- ○2017(平成29)年に「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」が改正されたことに伴い、各市町村の教育委員会に対して、学校ごとに「学校運営協議会」を設置することが努力義務化されました。 横浜市においては、既存の仕組みや資源を活用しながら、各地域の状況に応じた学校運営協議会の設置を推進しており、設置校数は全体の約30%です。
- ○新学習指導要領で示されている「社会に開かれた教育 課程⁷³」の実現のためには、「よりよい学校教育を通してより よい社会を創る」という目標を学校と社会が共有することが 期待されています。そのため、保護者や地域住民が一定の権 限と責任をもって学校運営に参画する学校運営協議会の意義 や役割について、教職員や保護者、地域の理解を深め、学校 運営協議会の設置をより一層推進していく必要があります。
- ○地域と学校が連携・協働して、地域全体で未来を担う子どもの成長を支え、地域を創生する「地域学校協働活動」を推進していくため、社会教育法が 2017 (平成 29) 年に改正され、「地域学校協働活動」に関する連携協力体制の整備や、「地域学校協働活動推進員」に関する規定が設けられました。今後、横浜市においても法改正の趣旨等を踏まえ、従来の連携・協働体制を基盤として、幅広い層の地域住民や団体等の参画を得て、地域学校協働活動を推進する「地域学校協働本部74」の整備を進める必要があります。
- ○学校運営協議会と地域学校協働本部が両輪となり、学校と地域の効果的な連携・協働を推進していくことができるよう、 それぞれの知見、経験、課題等の共有を図ることが重要です。







- 71 開かれた学校づくりのため、学校の状況を地域住民に周知し、相互に意見交換を行うための懇話会。
- 72 「学校・地域コーディネーター」が中心となり、「学校支援ボランティア」の活動等を学校と連携して企画・実施する事業。
- 73 「よりよい学校教育を通してよりよい社会を創る」という目標を学校と社会が共有し、連携・協働しながら、新しい時代に求められる資質・能力を子どもに育むような教育課程。
- 74 従来の学校支援地域本部等の地域と学校の連携体制を基盤として、より幅広い層からより多くの地域住民や団体等が参画し、緩やかなネットワークを形成することにより、地域学校協働活動を推進する体制。

① 学校運営協議会の設置推進

「学校運営協議会」について、全校設置に向けて取組を推進していきます。その際には、「『まち』とともに歩む学校づくり懇話会」等の既存の仕組みを生かして推進していきます。

	取組内容
40,100,100	WHI 10
☆学校運営協議会新規設置	● 新規設置校への説明会、研修会等の実施。
校への支援	
学校運営協議会制度の理解促進	● 学校運営協議会の目的や役割に対する教職員、保護者、地域の理解
	を深めるため、ホームページ等を活用して広報を充実させるととも
	に、研修会等を通して好事例を共有。

② 地域学校協働活動の推進

「地域学校協働活動」を推進するために、現在の学校・地域コーディネーターを社会教育法改正で新たに位置づけられた「地域学校協働活動推進員」として委嘱し、活動の継続・充実に向けて支援するとともに、新しい人材の確保を進めていきます。

取組名	取組内容
☆地域学校恊働本部の整備	● 「地域学校協働本部」の3要素である、「コーディネート機能」、「多
NEW	様な活動」、「継続的な活動」を意識して活動できるよう体制を整備。
	● 小中一貫教育推進ブロック(以下「ブロック」といいます。)の 50%
	に統括的な地域学校協働活動推進員を配置し、ブロック内の連携・
	協働を促進。
	● 「地域学校協働活動の推進に向けて」の配布や研修等を通して、地
	域や学校へ周知。
学校・地域コーディネーター	● 活動中の学校・地域コーディネーターに対し、学校長の推薦を得て、
の地域学校協働活動推進員へ	「地域学校協働活動推進員」を委嘱。
の委嘱 NEW	
地域学校協働活動推進員(学	● 持続的な体制づくりを目指し、推進員向けに研修会を実施し、ブロッ
校・地域コーディネーター)	クや区単位の交流会の実施を通して、地域学校協働活動推進員(学校・
の養成・育成・組織化	地域コーディネーター)間のネットワークを構築。
NEW	

③ 学校運営協議会と地域学校協働本部の連携強化

「学校運営協議会」と「地域学校協働本部」が効果的に連携することによって、学校運営の改善と 連動した地域学校協働活動の推進、地域と学校の持続的な連携・協働体制の構築、子どもに対する地 域の当事者意識の醸成が図られます。そのために「学校運営協議会」と「地域学校協働本部」が効果 的に連携している好事例を積極的に発信していきます。

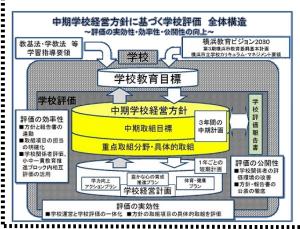
取組名	取組内容
学校運営協議会と地域学校協	● 「学校運営協議会」と「地域学校協働本部」が効果的に連携してい
働本部の連携についての優れ	る事例を積極的に発信し、地域と学校の連携を推進するとともに、
た例の発信 NEW	地域学校協働活動推進員(学校・地域コーディネーター)が「学校
	運営協議会」の委員として参加する等の取組を推進。

施策2 自主・自律的な学校運営の推進



■現状と課題

- ○各学校では、「中期学校経営方針 ⁷⁵」を策定し、「横浜市学校評価ガイド」に沿って、「自己評価」や、学校運営協議会等を活用した「学校関係者評価」を実施しています。新学習指導要領、「横浜教育ビジョン 2030」及び「横浜市立学校 カリキュラム・マネジメント要領」の策定を踏まえ、「横浜市学校評価ガイド」を改訂する必要があります。
- ○「横浜市立学校管理職人材育成指針⁷⁶」に基づき、管理職が優れた組織マネジメント力を身に付け、リーダーシップを発揮するために、管理職研修や統括校長⁷⁷が主催する学校経営推進会議⁷⁸を実施してきました



が、複雑化・多様化する学校の課題に適切に対応していくために、マネジメントカの一層の向上を図る必要があります。

- ○2010(平成22)年に、市内4か所に学校教育事務所が開設され、各学校の実情を踏まえたきめ細かな 支援を行ってきました。**指導主事⁷⁹の学校訪問を通して、各学校の状況を適切に把握し、教育課程運営や課題解決の支援を行っています**が、複雑化・多様化する学校の課題に適切に対応していくためには、学校教育事務所による学校支援の在り方について、不断の見直しを図る必要があります。
- ○いじめや不登校等の児童生徒指導上の課題が複雑化・困難化してきている中、学校だけで課題を解決していくことは難しくなっています。そのため、学校教育事務所では、**課題別担当の指導主事を中心として、学校支援員やスクールソーシャルワーカー**⁸⁰等を加えた「学校課題解決支援チーム⁸¹」を迅速に派遣することで、学校課題の早期解決を図っていますが、より良い支援の在り方について検討する必要があります。
- ○自主・自律的な学校運営を推進していくためには、教職員一人ひとりの能力の向上が必要です。学校 教育事務所では「授業改善支援センター(ハマ・アップ)」において、授業づくり講座等を行っていま すが、より多くの教職員が参加・利用できるような環境整備が必要です。
- ○2017 (平成29) 年度に、県費負担教職員の定数の決定や給与負担等の権限が神奈川県から横浜市へ移管されました。これを機に、学校現場への支援をより一層進めるため、複数の学校に事務長⁸²を配置し、学校教育事務所と兼務をすることで、連携体制を構築してきました。事務長と連携し、学校事務職員の人材育成、業務執行管理や業務改善等を推進し、学校事務職員がその専門性を生かして、より積極的に校務運営に参画することが必要です。

⁷⁵ 学校教育目標の達成に向けた3年間の学校経営方針及び取組等を示したもの。

⁷⁶ 新たに登用される管理職を早期に育成し、信頼される学校づくりを推進するために、求める管理職像や資質・能力等を示した指針。

⁷⁷ 各区の「学校経営推進会議」を主催し、校長の学校経営力や、区域内の校長相互の協力体制を構築する等の役割を担う校長として 教育長が指名した者。

⁷⁸ 校長の学校経営力を高め、安定した学校経営に取り組めるよう、教育委員会事務局が支援する区ごとの会議。

⁷⁹ 教育課程、学習指導その他学校教育に関する専門事項の指導に関する事務に従事する、教育委員会事務局におかれる職。

⁸⁰ いじめや不登校等の課題の解決に向けて、福祉的な視点で支援を行うとともに、関係機関との連携調整を図る専門職。

⁸¹ 学校だけでは解決が困難な課題に対応するため、教育、心理、医療、法律等の専門家から編成する支援チーム。

⁸² 校長の命を受け、小・中学校等の事務を処理し、事務職員を指揮監督するとともに、学校事務全般に係る支援等を行う者。

① 学校マネジメント機能の強化

複雑化・多様化する学校課題に対応していくためには、管理職、とりわけ校長のリーダーシップ、マネジメント力の向上が必要です。「横浜市立学校管理職人材育成指針」に基づいた研修や各学校の学校評価を効果的に活用し、継続的に学校経営に生かす PDCA サイクルの確立を推進していきます。

取組名	取組内容
「横浜市学校評価ガイド」の	●「横浜教育ビジョン 2030」や「横浜市立学校 カリキュラム・マネジ
改訂 NEW	メント要領」を踏まえ評価ガイドの改訂を行い、各学校の継続的な
	PDCA サイクルを確立。
管理職の育成	●自身のキャリアステージに応じた組織・経営マネジメント力等の研修
	を充実。

② 学校教育事務所による学校支援

学校教育事務所は、学校現場により近いところで、各学校の実情を踏まえたきめ細かな支援を行い、 各学校の自主・自律的な学校運営を支えていますが、複雑化・多様化する学校の課題に適切に対応す るために、更なる学校支援を推進します。

取組名	取組内容
教育課程運営の支援・指導	●各学校が自主・自律的に教育課程を編成・実施・評価・改善していく
教員の授業力向上支援	ことができるよう、各学校の状況に応じて指導・支援。
	●指導主事や授業改善支援員による教科等の要請訪問を通じ授業力を
	向上。
	●授業改善支援センター(ハマ・アップ)における授業づくり相談や授業
	づくり講座等を通して、授業力を向上。
学校課題解決支援	●課題別指導主事を中心とする「学校課題解決支援チーム」を迅速に派
	遣することで、学校課題の早期解決を図るとともにチーム体制を強
	化。
	●法律的な視点からの解決が必要な場合には、積極的に弁護士を活用。
	●学校教育事務所間で危機管理や学校支援のノウハウを蓄積し、複雑化
	する学校課題に対応。
学校運営サポート事業の展開	●各学校教育事務所が地域課題に応じて企画・運営する「学校運営サポ
	ート事業」を実施。主に、学校の自主性・自律性を高める取組を支援
	する「自主企画事業」を展開。
事務長と連携した学校事務支援	●学校事務職員の積極的な校務運営への参画を進めるため、事務長と連
	携して、学校事務を円滑に進めるための相互支援と学校事務職員の育
	成・資質向上につながる取組を強化。

コラム 授業改善支援センター(ハマ・アップ)

4方面の学校教育事務所にそれぞれ設置され、教職員向けに教育関連図書の貸出や指導案の開架等を行っています。また、授業改善支援員(元校長・副校長)や指導主事等による「授業づくり講座」を開設したり、授業づくりや学級づくりの相談等も実施したりしています。

「授業づくり講座」は、教科等の内容のほか、横浜市の教育課題に関するテーマを軸とした ものなど、多岐にわたり、教員のよりよい授業づくりや学級づくりをサポートしています。 4方面合計で、毎年約2万人の教職員に利用されています。

いきいきと働く教職員

子どもが豊かに学び育ち、教職員がいきいきと働くことができる学校をつくります

施策1

教職員の働き方改革の 推進

- ① 学校の業務改善支援
 - ・総合学校支援システムの構築 等
- ② 学校業務の適正化、精査・精選
- ・勤務時間外の留守番電話の設定 等
- ③ チーム体制の構築と人員配置の工夫・充実
 - ・職員室業務アシスタントの配置の拡充等
- ④ 教職員の人材育成・意識改革
 - ・教職員庶務事務システム、IC カードによる勤務実態の把握 等

指標

施策	指標	2017 年度 (平成 29 年度)	2022 年度 (平成 34 年度)
	時間外勤務月 80 時間超の教職員の割合	_	0 %
 施策 1 教職員の働き方	19 時までに退勤する教職員の割合	_	70%以上
教職員の働き方 改革の推進	健康リスク・負担感指数 ⁸³	109	100 未満
	年休取得日数(有給休暇取得日数)	_	全員 10 日以上

[想定事業量]

施策	項目	2017 年度 (平成 29 年度)	2022 年度 (平成 34 年度)
	☆総合学校支援システムの構築	_	実施
	教職員版フレックスタイム制度の導入	_	実施
+たなた 4	☆職員室業務アシスタント ⁸⁴ の配置校数	30 校	全小・中学校 (2021 年度)
施策1 教職員の働き方	☆部活動指導員の配置校数(中学校)【再掲】	_	全中学校
改革の推進	☆スクールソーシャルワーカー(SSW)の配置 【再掲】	区担当 SSW が学 校の要請により 訪問する体制	SSW が全小・中学 校を定期的に訪問 できる体制 (2021 年度)
	☆小学校高学年における一部教科分担制を伴う チーム学年経営の強化推進校数【再掲】	_	48 校

^{83 「}仕事の量的負担」と「仕事のコントロール」をクロス集計した指数。全国平均100として数値が高いほどストレス度合いが高い。

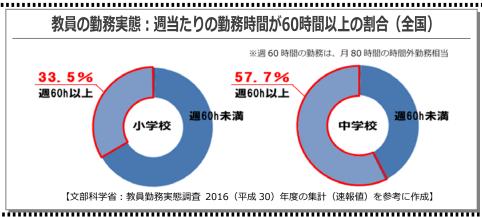
⁸⁴ 職員室における事務的な業務(印刷業務、電話対応、来客対応等)をサポートする非常勤職員。

(施策1)教職員の働き方改革の推進



■現状と課題

○横浜市では、2013(平成25)年度に「横浜市立学校 教職員の業務実態に関する調査」を実施し、約 9割の教職員が多忙と感じている実態が明らかになりました。また、国においても、2017(平成29) 年に約10年ぶりに行われた「教員の勤務実態調査」の結果が公表され、10年前の調査に比べて、い ずれの職種でも勤務時間が増加し、特に小学校約34%、中学校約58%の教員が週当たり60時間以上 の勤務(月80時間以上の時間外勤務相当)という状況が浮き彫りになりました。



○横浜市では全国に先駆けて教職員の負担軽減に関する取組を進めてきましたが、長時間勤務の抜本的 な解消には至っていないことを踏まえ、今後5年間での、働き方改革に向けた取組を計画的に推進し ていくため、2018(平成 30)年に「横浜市立学校 教職員の働き方改革プラン」を策定しました。本 プランに基づき、スピード感をもって、改革を推進していくことが重要です。

「横浜市立学校 教職員の働き方改革ブラン」(2018 (平成 30) 年策定) ~先生の Happy が子どもの笑顔をつくる~

横浜が目指す学校の「働き方改革」

- 誇りや情熱をもって、心身健康で生き生きとした姿で子どもたちの前に立ち、 向き合うことが、子どもの豊かな学びや成長となる
- 教育課程が変わっていく大きな節目である今、学校環境、働き方、そして、学 校が果たすべき役割を「未来志向」で問い直す
- 教職員一人ひとりの問題にとどめず、学校と事務局が両輪となり、全ての学校 関係者が課題解決の重要性を認識し、魅力的で持続可能な学校環境を目指す

約5年間 期間 (2018~2022年)

1 働き方改革を進める理由

- (1) 看過できない教職員の勤務実態
- (2) 多様化・複雑化する学校現場
- (3)必要性高まる教職員の学びの時間
- (4) 育児や介護等を抱える教職員の増加

2 取組姿勢・達成目標

【取組姿勢】

先生の Happy が子どもの笑顔をつくる

【達成目標】

- ・時間外勤務月80時間超の教職員の割合0%
- ・19 時までに退勤する教職員の割合 70%以上
- ・健康リスク・負担感指数※ 100 未満へ
- · 年休取得日数 全員 10 日以上
- ※「仕事の量的負担」と「仕事のコントロール」をストレス要因として算出

3 重点戦略

【戦略1】学校の業務改善支援

- ・ICT 等を活用した業務改善支援
- ・働きやすい物的環境の整備
- ・家庭と仕事の両立支援

【戦略2】学校業務の適正化、精査・精選

- ・学校業務の適正化
- ・学校業務の精査・精選

【戦略3】チーム体制の構築と人員配置の工夫・充実

- ・教職員配置に工夫、チーム体制の構築
- ・学校をサポートする専門スタッフ等の配置

【戦略4】教職員の人材育成・意識改革

- ・勤務実態の把握、マネジメントの推進
- ・意識啓発・研修

4 教職員の働き方改革の着実な推進に向けて

- ・PDCAに基づくプランの進捗管理
- ・国への働きかけの実施

① 学校の業務改善支援

ICT等を活用した業務改善支援を行い、事務作業の効率化や業務の絶対量の削減につなげます。 職員室レイアウト改善やeラーニングによる研修の実施等、働きやすい教育環境の整備を行います。 働き方改革を学校が主体となって推進していけるように支援します。

(「横浜市立学校 教職員の働き方改革プラン」 戦略1)

取組名	取組内容	
☆総合学校支援システムの	●授業力向上による教育の質の向上や校務の更なる効率化を進めるた	
構築 NEW 【再掲】	めに、教材等の共有化システム、eラーニングシステム、グループウ	
	ェア 85等を統合したシステム構築を検討。	
教職員版フレックスタイム制	●教職員に対して、家庭と仕事の両立支援に向け、多様な選択肢を提	
度の導入 NEW	供できるよう勤務時間の在り方について検討。	
	●モデル校での試行実施の結果を検証し、導入。	

② 学校業務の適正化、精査・精選

留守番電話の設定や学校閉庁日の実施等、学校や教員の担うべき業務の適正化を図ります。一方で現在の学校業務についても精査・精選を進める視点をもつことで、教職員のワーク・ライフ・バランスの推進だけでなく、先を見据えた業務の進め方への意識向上につなげます。

(「横浜市立学校 教職員の働き方改革プラン」 戦略2)

取組名	取組内容
勤務時間外の留守番電話の	● 各学校や地域の実情を踏まえ、勤務時間終了時刻(標準的 16:45)
設定	以降に順次、留守番電話を設定する取組を推進。取組について保護者
	や地域、学校関係機関に理解・協力を得るために、幅広く周知。
部活動休養日の設定【再掲】	●「週に平日1日以上、土日どちらか1日以上」を部活動休養日として、
	全中学校及び特別支援学校中学部で設定。
夏季の学校閉庁日の継続実	● 夏季休業期間における学校閉庁日を継続実施するとともに、新たに
施、冬季の学校閉庁日の実	冬季休業中における学校閉庁日を新たに実施。
施 NEW	

⁸⁵ 組織内のコンピュータネットワークを活用した情報共有のためのシステム。

③ チーム体制の構築と人員配置の工夫・充実

チームで対応を行うことによる組織力の強化や、教員以外の専門スタッフ等の人員配置拡充による 役割分担の明確化によって、教職員一人当たりの担う業務量の削減を進めていきます。

(「横浜市立学校 教職員の働き方改革プラン」 戦略3)

取組名	取組内容
☆小学校高学年における一	●小学校高学年に学級をもたない学年主任等を配置し、学年経営の充
部教科分担制の導入 NEW	実を図るとともに、英語の教科化等、新学習指導要領の実施も踏ま
【再掲】	えた一部教科分担制を導入。授業の質を高め、子どもの資質・能力
	を育成。各学校での実施に向けて、推進校を指定し、具体的な実践
	や研究の成果を発信しながら、市内全小学校での展開を視野に入れ、
	強力に推進。
☆職員室業務アシスタント	● 職員室における事務的な業務をサポートする非常勤職員である職員
の配置の拡充	室業務アシスタントの配置拡充に向け、配置校での効果検証を行う。
	より効果的な活用方法について各学校に周知。
☆部活動指導員の配置	●部活動の顧問としての役割を担うことができる「部活動指導員」を配
【再掲】	置し、その効果検証を踏まえて、配置を拡充。
☆SSW の配置拡充	● 学校が抱える様々な課題に対して、学校が関係機関と連携して迅速
	に解決できるよう、SSW の配置を拡充し、全小・中学校を定期的に
	訪問できる体制を整備。

④ 教職員の人材育成・意識改革

校長のリーダーシップやマネジメントによる働き方改革の推進や、「働き方」の視点を踏まえた教職員の人材育成・意識啓発等を通して、教職員一人ひとりの「働き方」の見直しにつなげ、働き方改革をさらに推進します。

(「横浜市立学校 教職員の働き方改革プラン」 戦略4)

取組名	取組内容
教職員庶務事務システム、	● IC カードによる「退勤」登録導入により、教職員の勤務実態を把握。
IC カードによる勤務実態の	●把握した勤務実態を、効果検証や教職員の業務の平準化や見直し、
把握 NEW	勤務時間の適正化等に活用。なお、市立高校については教職員庶務事
	務システムの導入に合わせて実施。
働き方改革に関する中期学	● 2019(平成 31)年度以降の中期学校経営方針の「人材育成・組織運
校経営方針への位置付け	営」(仮)の項目において、学校での業務改善や働き方改革に向けた
NEW	取組目標を明記。カリキュラム・マネジメントと連動させ、各学校で
	の組織的な取組を推進。
働き方改革に関する意識啓発	● 意識啓発のために、民間企業等との協働によるフォーラムの継続的
	な開催や各学校における取組を共有する場や各学校への具体の働き
	かけを通した教職員の働き方改革についての継続的な議論の場等の
	設定。
	● 働き方改革の更なる推進のために、学校が主体となり働き方改革を
	推進する働き方改革推進校を募集。学校からの提案による学校業務改
	善を支援し、効果検証を各学校と共有。
働き方改革の視点を盛り込	● 大学との共同研究による、組織及び個人の「働き方」へのアプロー
んだ研修の開催・推進	チを目指した研修の開発。教職員のキャリアステージに応じた人材育
NEW	成指標の視点にも組み込み、研修の体系化を推進。

教職員の働き方改革プラン」 ~先生のHappyが子どもの笑顔をつくる~

学校と教育員会事務局が両輪となり、4 つの戦略と 40 の取組[※]、個別の工程表に基づき、 着実に勤務環境を改善し、働き方改革を計画的に推進していきます。

※予算を伴う取組については、毎年度の市会の議決をもって確定とします。

戦略1 学校の業務改善支援

- (1) ICT 等を活用した業務改善支援
- ①総合学校支援システムの構築
- ②e ラーニングによる研修等の実施
- ③学校に提出を求める文書の簡素化・調査依頼業務の見直し
- ④電子申請システムの活用

- ⑤学校向けグループウェアの導入
- ⑥校務システムの継続的な改修
- ⑦学校ホームページの CMS 化
- (2) 働きやすい物的環境の整備
- ①負担軽減に配慮した学校施設の建替え
- ②特別教室の空調設置
- ③職員室レイアウトの改善
- (3) 家庭と仕事の両立支援
- ①テレワーク等の実施に向けた検討
- ②教職員版フレックスタイム制度の試行実施

戦略 2 学校業務の適正化、精査・精選

- (1) 学校業務の適正化
- ①勤務時間外の留守番電話の設定
- ②部活動休養日の設定
- ③夏季の学校閉庁日の継続実施、冬季の学校閉庁日の実施
- ④計画的な休暇等の取得促進
 - (2) 学校業務の精査・精選
- ①横浜市学力・学習状況調査に係る業務の一部外部委託
- ②教職員の業務の精選、アウトソースの検討 ③学校事務職員の業務分担の見直し
- ④市主催行事や学校行事等の在り方検討⑤市全体の研究活動の在り方検討

戦略3 チーム体制の構築と人員配置の工夫・充実

- (1) 教職員の配置の工夫、チーム体制の構築
- ①小学校高学年における一部教科分担制の導入による学年経営力の強化
- ②市費移管後の教職員配置の工夫
 - (2) 学校をサポートする専門スタッフ等の配置
- ①職員室業務アシスタントの配置の拡充 ②部活動指導員の新規配置・支援体制の構築
- ③特別支援教育支援員の配置の拡充
- ④学校におけるカウンセラーの配置の継続
- ⑤理科支援員の配置の継続
- ⑥学校司書の配置の継続
- ⑤ 生科文抜貝の町車の作品の継続 ⑦スクールサポートの配置の継続
- ⑧学校栄養職員の配置の継続
- 9保健室支援員の配置の継続

- ⑩日本語指導が必要な児童生徒支援の充実
- ⑪スクールソーシャルワーカー (SSW) の活用による福祉的課題への支援の強化
- 迎学校教育事務所による法律相談体制の強化

戦略4 教職員の人材育成・意識改革

- (1) 勤務実態の把握、マネジメントの推進
- ①教職員庶務事務システム、IC カードによる勤務実態の把握
- ②メンタルヘルスセルフチェック (ストレスチェック) 実施による職場環境の把握・支援
- ③働き方改革に関する中期学校経営方針の位置付け
 - (2) 意識啓発・研修
- ①働き方改革に関する意識啓発
- ②働き方改革の視点を盛り込んだ研修の開発・推進

学び続ける教職員

教職員は自ら学び続け、資質・能力の向上を図り、使命感や情熱を持って職責を果たします

施策1

教職員の育成、 優秀な教職員の確保

- ① 時代の変化に対応した教職員の人材育成の強化
- ・学校運営力の向上に向けた研修の充実 等
- ② 学び続ける教職員のための環境づくり
- ・教職員の e ラーニングシステムの活用 等
- ③ 優れた教職員の確保
- ・採用方法の工夫等

指標

施策	指標	2017 年度 (平成 29 年度)	2022 年 (平成 34 年度)
施策1 教職員の育成、 優秀な教職員の 確保	学校の授業は分かりやすいと答える児童生 徒の割合 <横浜市学力・学習状況調査>	小:76.0% 中:64.0%	小:80% 中:70%

想定事業量

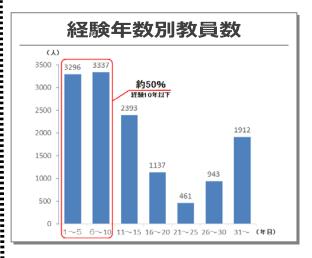
施策	項目	2017 年度 (平成 29 年度)	2022 年 (平成 34 年度)
	海外研修派遣者数	48 人/年	200 人 (延べ)
	企業等研修派遣者数	791 人/年	4,000 人 (延べ)
施策 1	特別支援学校教諭免許状取得支援により 免許状を取得した人数 【再掲】	92 人	580 人 (5か年累計)
教職員の育成、優秀な教職員の	臨時的任用職員・非常勤講師研修の実施	12 回/年	75 回 (延べ)
確保	新たな教育センターの施設確保に向けた 事業推進	検討	推進
	教職員志望者向け説明会の実施回数	154 回/年	600 回 (延べ)
	教職員志望者向け学校見学会の参加者数	59 人/年	200 人 (延べ)

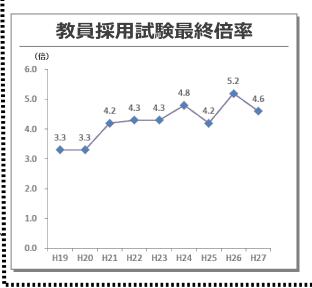
施策1)教職員の育成、優秀な教職員の確保



■現状と課題

- ○教員の大量退職・大量採用により、経験年数 25 年以 上のベテラン層の割合が減る一方で、経験年数が 10 年以下の教員が増加し、全体の5割を超えています。 いじめ、不登校、子どもの貧困等、学校における課題 が複雑化・多様化していることや、学習指導要領の改量 訂等を踏まえ、引き続き、教職員が学び続けることの できる環境づくりや効果的・効率的な教職員の育成が 求められています。また、持続可能な学校運営や教育 の質の向上のためにも、実践力や専門性を備えた優秀量 な教職員の確保が重要です。
- ○今後は、採用者の多くが出産・子育て世代に移行して いくため、産休・育休取得者の増加が見込まれます。 教職員が安心して働くことができるように、十分な代 替教職員を確保していく必要があります。
- ○一方で、採用者の多くがミドルリーダー層になること で、学校運営の中で力を発揮できる人材が増えること が見込まれています。ミドルリーダーの中から次世代 の学校リーダーを育成できるよう、継続的な支援が必要 要となります。
- ○学校内の人材育成力を高めるためにも、キャリアステ ージに応じて、学校内での自分の立場や役割に責任を もち、やりがいや成長を感じることができるような OJT86の推進方法が求められています。そのためにも、 特に経験の浅い教員を指導・助言する教員の育成が必 要になります。





- e ラーニング ⁸⁷等の活用により、効率的・効果的な研修の実施や、全市の教職員が同じ条件で質の高 い研修等を受けることができるシステムの構築が必要です。
- ○採用後すぐに子どもや保護者と適切に関わり教育活動を行うことができるよう、教員志望の学生等が 採用前から一定の実践力や専門性を身に付けるため、養成段階から大学等と連携し、即戦力となる教 員を養成することが必要です。
- ○2013 (平成 25) 年に教育文化センターが廃止されたことに伴い、設備の整った研究スペースがない、 研究・研修・教育相談施設が分散している、ホール及び併設する研修室がないなどの課題が生じてお り、新学習指導要領や新たな教育課題へ対応するためにも、新たな教育センターのための施設確保が 必要となっています。

⁸⁶ On the Job Training の略(日常の業務を通した職場教育)。

⁸⁷ ウェブ上で必要な知識等を学習できるシステム。

① 時代の変化に対応した教職員の人材育成の強化

全ての学校管理職・教職員が、学校の置かれた状況の変化に対応し、各学校のよさを生かしながら、よりよい学校をつくっていくために、キャリアステージに応じた資質・能力を身に付けることができるような支援を行います。

取組名	取組内容
学校運営力の向上に向けた研	● 管理職のマネジメント力向上のため、組織・経営マネジメント力の
修の充実	研修や企業等研修派遣を実施。
	● 次世代の学校リーダーの育成を目指し、「横浜市 教員のキャリアス
	テージにおける人材育成指標」における第3ステージの目指す姿を
	示すことで、個々の教職員の実績等に応じた研修体系の充実。
授業力の向上【一部再掲】	● より客観的な根拠に基づいた授業改善と授業力の向上のため、「横浜
	市学力・学習状況調査」の個人単位での分析を推進。
	● 異校種間の交流を含め、各教科等の研修を充実することで、教員の
	授業力を向上。
	● 授業改善支援センター(ハマ・アップ)における教員の授業力向上
	を支援する「授業づくり講座」の実施や、「匠の授業」を実施。
	● 自身のキャリアステージに応じた授業力等の充実した研修を実施。
学校の人材育成力の向上	● 管理職や主幹教諭、人材育成マネジメント研修受講者等、OJT を推
	進する教職員を対象とした研修の実施。
大学と連携した人材育成の推進	● 大学教員による校内 OJT への支援や、大学及び教職大学院への教
	員の派遣による教職員の資質・能力の向上。

② 学び続ける教職員のための環境づくり

全ての学校管理職・教職員が人材育成指標に基づき、自身のキャリアステージに応じて自ら学び続けることができるよう、育成制度、研修制度等の環境を整えます。

取組名	取組内容
教職員の e ラーニングシステ	● 全市の教職員が時と場所を選ばずに、質の高い学びを得られるよう
ムの活用	に e ラーニングシステムを構築。
学び続ける教職員の支援	● 「社会に開かれた教育課程 ⁸⁸ 」の実現に向けて、教職員が新しい視
	点をもって学び続けることができるように、企業等研修派遣を実施。
	● 教員自身がグローバルな視点を養い、異文化への理解を深め、コミ
	ュニケーション力をはじめとした資質・能力の向上を図ることで、
	児童生徒をグローバル人材として育成していく指導力を高めるた
	め、海外研修派遣を実施。
特別支援学校教諭免許状の	● 教員の専門性の向上に向け、神奈川県と連携した特別支援学校教諭
取得支援 NEW 【再掲】	免許状の取得促進のための事業推進や同免許状取得に係る大学等に
	おける単位取得のための受講料補助等を検討。
臨時的任用職員・非常勤講師	● 今後も学校において重要な役割を担う、臨時的任用職員・非常勤
研修の充実	講師について、より一層研修機会の充実を図り、チーム学校の一員
	として能力を発揮していくために学ぶ環境を整備。
新たな教育センターの施設確	● 新たな教育センターに必要な機能や施設規模、実施手法等の検討を
保に向けた事業推進	進め、施設確保に向けた事業を推進。

^{88 「}よりよい学校教育を通してよりよい社会を創る」という目標を学校と社会が共有し、連携・協働しながら、新しい時代に求められる資質・能力を子どもに育むような教育課程。

③ 優れた教職員の確保

社会情勢に応じた採用方法の改善や、対象者に応じたきめ細かな広報活動や見学機会の提供により、より優れた人材を確保していきます。横浜の教育へ情熱をもつ人材の確保を図ります。また、大学との連携・協働の推進等により、教員の養成と育成をより一体的に進めます。

取組名	取組内容
採用方法の工夫	●引き続き、教員の大量採用が続くことが想定される中で、学習指導
	要領の改訂等を踏まえ、様々な教育的ニーズに対応できる優れた人
	材を確保することができる選考方法を実施。
教員養成段階の取組	●「よこはま教師塾『アイ・カレッジ』89」を実施することで、教員と
	しての資質や実践力等を高めた人材を育成。また、大学等と連携・
	協働し、積極的に学校体験活動や教育実習を行う学生を受入。
潜在教職員の発掘	●年度初めや年度途中からの産休・育休取得者の増加に伴い、正規の
	教職員だけでなく、臨時的任用職員の確保も重要。そのため、現在
	は教員として働いていない教員免許保有者に対し、積極的に募集情
	報等を発信。
多様な働き方や採用形態の推進	●子育てや介護等を担う教員の増加が見込まれるため、教職員版フレ
	ックスタイム制度の試行的実施やテレワーク等の実施に向けた検討
	を開始。
	● 大量退職のピークは過ぎたものの、経験年数の少ない教員が多数を
	占める中で、今後も学校現場で培った豊富な知識や経験を持ち、意
	欲と能力のある教員を、定年退職後に再任用教員や非常勤講師等と
	して、引き続き活用。
広報の充実による優れた人材	● 横浜市の特色ある教育施策や若手教員へのサポート体制等、横浜の
の確保	魅力を伝えるため、教職課程を置く大学や地方会場における採用説
	明会を開催。
	● 教職課程を置く首都圏の大学にて、「よこはま教師塾『アイ・カレッ
	ジ』」について、説明会を実施。
	● 実際に横浜の学校現場を体験できる学校見学会を実施。参加者数の
	増加や参加者の満足度向上のために、定員の拡充や実施内容を充実。

コラム 大学と連携した教員養成

横浜市では、52 の大学等と協定を締結し、「横浜市大学連携・協働協議会」を活用して、教員養成のための連携・協働を行っています。教育実習や着任前の学校体験活動の実施や効果的な教育実習の実施、相互交流の実施等により、横浜市と連携大学が相互に協力・支援し合うことで、教員養成の質や学校における教員の資質・能力の向上を図ります。

⁸⁹ 横浜市の教員志望者を対象に、「横浜市が求める着任時の姿」を目標に教員を養成。

安全・安心な環境

学校施設の計画的な建替えや保全等を進め、子どもの安全・安心を確保します

施策1

安全・安心な教育環境の確保

- ① 児童生徒の安全確保
 - ・非構造部材(外壁・サッシ等)落下防止対策等
- ② 快適な教育環境の整備
 - ・特別教室(図書室、理科室、美術室(図工室)、調理室(家庭科 室))への空調設備の設置 等
- ③ 学校施設の計画的な保全
 - ・計画的な保全と長寿命化

施策2

学校施設の計画的な 建替えの推進

- ① 学校施設の計画的な建替え
 - ・建替えに向けた検討・事業着手等
- ② 自然環境に配慮した学校施設の整備
 - ・省エネルギー施設の整備等

指標

施策	指標	2017 年度 (平成 29 年度)	2022 年 (平成 34 年度)
施策 2 学校施設の計画 的な建替え	建替工事着手校数		9校

「想定事業量」

施策	項目	2017 年度 (平成 29 年度)	2022 年 (平成 34 年度)
施策1 安全・安心な教	特別教室(図書室、理科室、美術室(図 工室)、調理室(家庭科室))への空調設 備の設置校数	286 校	全校 (2019 年度)
育環境の確保	トイレの洋式化率	80%	85%
施策 2 学校施設の計画 的な建替えの 推進	☆基本構想着手校数	3 校	27 校
	☆基本設計着手校数	_	21 校
	☆実施設計着手校数	_	15 校

施策1)安全・安心な教育環境の確保



■現状と課題

- ○これまで、児童生徒の安全を確保するため、「横浜市耐震改修促進計画」(2006(平成18)年策定)に 基づき、2015 (平成 27) 年度までに学校施設の耐震化を完了させるとともに、2017 (平成 29) 年度 までに全ての防火防煙シャッターに危害防止装置を設置しました。また、体育館トイレの洋式化や多 目的トイレの設置については、2017(平成29)年度に全校で完了させています※。 ※学校の大規模改修等が予定されている学校を除く。
- ○横浜市では学齢期人口の増加に合わせ、昭和40年代から50年代にかけて学校施設を集中的に整備し てきたことから老朽化が進行しており、学校施設の安全確保が強く求められています。
- ○子どもの安全・安心の確保を最優先で進めるとともに、より良い学習環境の提供や防災対策の観点か らも、学校施設の環境改善を実施していく必要があります。
- ○特別教室(図書室、理科室、美術室(図工室)、調理室(家庭科室))の暑さ対策やトイレの洋式化等 を行うことにより、子どもが快適に教育を受けられる環境を整える必要があります。
- ○学校における災害時の防災対策として、児童生徒用の飲食料等については、2015(平成27)年度まで に全校に配備しており、引き続き更新を実施する必要があります。防災ヘルメットについては、毎年、 小学校・特別支援学校小学部の1年生を対象に配備を行っています。
- ○2014(平成 26)年の台風 18 号により市内で発生したがけ崩れを受け、2014(平成 26)から 2015(平 成 27) 年度にかけて学校敷地におけるがけ等の調査を実施し、2015 (平成 27) 年度から工事を実施 しています。引き続き、学校敷地にあるがけ地の安全対策を進める必要があります。
- ○2018(平成30)年6月の大阪府北部地震を受け、現行の建築基準法の仕様に合致しないことが判明し た 61 校 (2018 (平成 30) 年 8 月現在) の学校施設のブロック塀について、必要な対応をできるだけ 速やかに進める必要があります。

① 児童生徒の安全確保

非構造部材(外壁・サッシ等)の落下防止対策等、子どもの安全・安心の確保を最優先で進めるとともに、児童生徒用飲食料等の更新等、防災対策も進めます。

取組名	取組内容
非構造部材(外壁・サッシ等)	●児童生徒の安全を確保するため、非構造部材(外壁・サッシ等)の落
落下防止対策	下防止対策を実施。
児童生徒用の飲食料等の更新	●2015 (平成 27) 年度に全校配備が完了した災害発生時の児童生徒用
	の飲食料等について、引き続き賞味期限等の到来に先立ち更新を実施。
防災ヘルメットの配備	●小学校及び特別支援学校小学部の1年生を対象に防災ヘルメットを
	配付し、学校生活中の災害に備えるとともに、児童の安全を確保。
学校敷地にあるがけ地の	●調査に基づいて対策工事が必要であると判断された学校敷地にある
安全対策	がけ地について、計画的に安全対策工事を実施。
学校のブロック塀の安全対策	●現行の建築基準法の仕様に合致しないことが判明した学校施設のブ
NEW	ロック塀等についての速やかな解体撤去及びフェンス等の再設置。

② 快適な教育環境の整備

特別教室(図書室、理科室、美術室(図工室)、調理室(家庭科室))の空調設備の設置や、トイレの洋式化を進めることで、子どもが快適に過ごすことができる環境を整備します。

取組名	取組内容
特別教室(図書室、理科室、	●図書室や理科室等の特別教室については、引き続き空調設備の設置を
美術室(図工室)、調理室(家	進め、全校設置を完了。
庭科室))への空調設備の設置	
トイレの洋式化	●子どもがいつでも快適にトイレを使用し、よりよい学校生活を送るこ
	とができるようにトイレの洋式化を推進。

③ 学校施設の計画的な保全

横浜市では学齢期人口の増加にあわせ、昭和40年代から50年代にかけて学校施設を集中的に整備してきたことから、老朽化が進んでいるため、学校施設の計画的な保全と長寿命化の取組を進めます。

取組名	取組内容
計画的な保全と長寿命化	●2018 (平成30) 年に横浜市で策定した「学校施設の長寿命化計画(学
	校保全・更新計画)」に基づき、定期的な点検の実施等、施設の状態
	把握を行うとともに、学校施設の長寿命化を図るために、防水改修等
	の保全工事を計画的に実施。

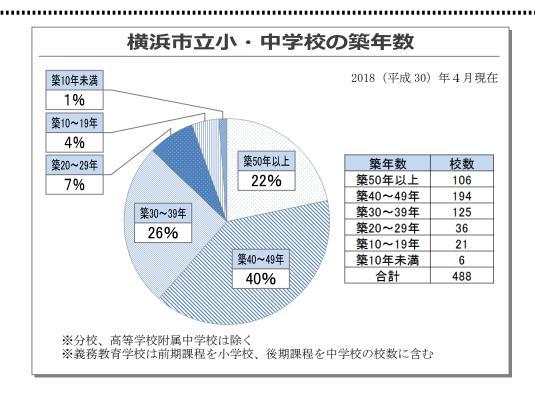
施策2

学校施設の計画的な建替えの推進



■現状と課題

- ○従来は築40年程度で建替えを行っていましたが、現状では約6割の学校が築40年以上経過しています。そこで、2017(平成29)年に「横浜市立小・中学校施設の建替えに関する基本方針」を策定し、計画的に建替えを進めることとしました。
- ○学校施設の建替えは 70 年に一度の貴重な機会です。この機会を捉え、**建替え以外の手法では改善が見込めないような施設面の機能向上や課題解決を図ります**。
- ○学校施設の建替えの際には、学校規模の適正化の検討や、教育効果の向上を見込むことができる他施設との複合化等についても留意し、地域と共に子どもをよりよく育むための教育環境を整えます。
- ○学校施設の建替え時等には、自然環境や省エネルギーに配慮し、児童生徒の環境教育にも活用できる 施設の整備を進めます。



① 学校施設の計画的な建替え

学校施設の建替えの実施に向けて、国費の導入に必要な調査等を実施します。また、新しい学習内容を柔軟に取り入れられるように配慮しながら、長期的な視野を持ち、学校関係者や地域の方の意見を踏まえて、建替えを進めます。

取組名	取組内容
☆建替えに向けた検討・事業	●学校施設の建替えの実施に向けて、国費導入に必要な調査等を実施。
着手	また、学校関係者や地域の代表者等と検討の場を設け、建替えの構想
	や設計に反映。
学校施設の複合化等の検討	●建替え時には、学校施設と他の公共施設等との複合化等を検討し、そ
	の機能を授業や学校行事等、学校教育でも活用。
新しい教育内容を踏まえた整	●学校施設の建替事業の着手を契機に、新しい教育内容を踏まえ、より
備水準等の見直し NEW	教育現場のニーズに対応した施設とするため、学校施設の整備に係る
	基準等の見直しを実施。

②自然環境に配慮した学校施設の整備

学校施設の建替え等を契機に、より環境に配慮した学校施設を整備し、児童生徒の環境教育にも活用できるようにします。また、自然光、雨水の利用や断熱材等の活用により、省エネルギーに配慮した学校整備を進めます。

取組名	取組内容
☆省エネルギー施設の整備	●省エネルギー性能に優れた LED 照明器具や空調設備等を導入し、日
	除け効果があるバルコニーを設置。
	●エネルギーのロスを最小限にするため壁や窓の断熱化を検討。
	●太陽光を活用した設備の設置。
☆自然と共生する施設の導入	●雨水をろ過処理してトイレや校庭の散水に利用できる雨水利用施設
	を整備。
	●ハイサイドライト 90や吹き抜け等を活用した自然採光・自然換気の取
	入れを検討。
木材利用の促進	●森林環境譲与税を活用し、地域材等を利用した、内装等の木質化を促
	進。
	●木造校舎への建替整備手法について検討。

⁹⁰ 室内の高い位置に設けられた窓からの採光。

地域とともに歩む学校

地域とともに子どもをよりよく育む教育環境を整えます

施策1

 学校規模の適正化

 ② 通学区域の調整

 通学区域の変更・弾力化

 他策2

 地域学校協働活動の推進
 学校・地域コーディネーターの地域学校協働活動推進員への委嘱
 学校・地域コーディネーターの地域学校協働活動推進員への委嘱
 学校・地域コーディネーターの地域学校協働活動推進員への委嘱

 ② 学校施設の複合化等の検討

指標

施策	指標	2017 年度 (平成 29 年度)	2022 年度 (平成 34 年度)
施策 2 地域の状況を踏 まえた学校づくり	保護者や地域の人との協働*による取組は、 学校の教育水準の向上に効果があったと答 える学校の割合 【再掲】 <全国学力・学習状況調査>	_	小 100% 中 90%

・学校施設の複合化等の検討

〔想定事業量〕

施策	項目	2017 年度 (平成 29 年度)	2022 年度 (平成 34 年度)
	市場小学校けやき分校の開校(新設)	実施設計	開校 (2020年4月)
	箕輪小学校の開校 (新設)	実施設計	開校 (2020年4月)
 施策 1	上菅田笹の丘小学校の開校(統合)	条例改正	開校 (2020年4月)
学校規模の適正化	池上小学校・菅田小学校の学校規模適正 化等	検討	実施
	嶮山小学校・すすき野小学校の学校規模 適正化等	検討	実施
	野庭中学校・丸山台中学校の学校規模適 正化等	検討	実施
施策 2 地域の状況を踏ま えた学校づくり	☆地域学校協働活動推進員(学校・地域コーディネーター ⁹¹)の配置校数 【再掲】	236 校	全校

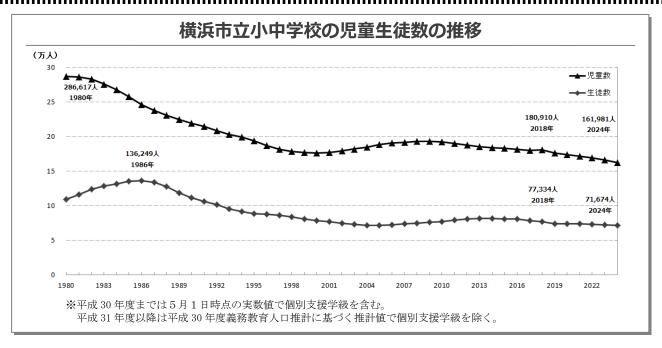
⁹¹ 地域と学校が連携・協働する仕組みづくりを進めるため、学校と地域を結ぶ役割を担う人材。

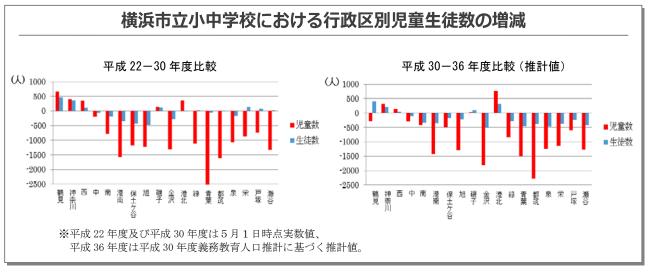
[※] 学校の美化、登下校の見守り、学習・部活動支援、放課後支援、学校行事の運営等の活動を想定

施策1 学校規模の適正化



- ○市内北部や臨海部を中心とした集合住宅の開発等による児童生徒数の急増や、市内西部や南部等における少子化による児童生徒数の減少等が生じており、**地域の状況に応じた学校規模の適正化が必要となっています**。
- ○小規模校(小学校 11 学級以下・中学校 8 学級以下)では、子ども同士がよく知り合うことができ、 人間関係を密にすることができますが、クラス替えのできない学年が生じることや、友人や学級間の 交流が少なくなるため、児童生徒が集団の中で、多様な考えに触れ、認め合い、協力し合う機会が少 なくなることにより、課題が生じるおそれがあります。
- ○準適正規模校(25~30学級)では、保有教室数や特別教室数等が充足している場合は、教育指導面において適正規模校(12~24学級)と遜色ない教育を進めることができますが、過大規模校(31学級以上)では、特別教室、体育館、プール等の施設を使用する授業の割り当てが難しくなるなどの課題があります。
- ○通学区域に関する問題を解消するため、通学区域の変更や弾力化を推進する場合は、保護者や地域住 民の理解や協力を得ながら進めていく必要があります。





① 小規模校や過大規模校の対策

子どもの教育環境を改善するため、地域の状況に応じて通学区域の見直しや学校の統合・分離新設による学校規模の適正化を進めます。

取組名	取組内容
通学区域の変更・弾力化によ	●小規模校、過大規模校の解消を進め、子どもの教育環境を改善するた
る学校規模の適正化	め、基本的な学校規模の適正化方策については、保護者や地域住民の
	理解や協力を得ながら、通学区域の変更や弾力化等の手法を検討し実施。
小規模校の適正規模化	●通学区域の変更・弾力化等が実施できない場合や、実施によっても小
	規模校が解消しない場合には、学校の統合について検討を実施。
過大規模校の適正規模化	●児童生徒の急増により、準適正規模校や適正規模校が過大規模校とな
	ることが見込まれる場合や教室不足が見込まれる場合には、学校の分
	離新設や増築等による対策だけではなく、早期に大幅な通学区域の変
	更等を実施。

② 通学区域の調整

現行の通学区域について、学校規模や通学距離及び通学安全、地域コミュニティとの関係等の観点から課題が生じる場合には、通学区域の変更や弾力化等の調整を検討します。

	取組内容
通学区域の変更・弾力化	●自治会・町内会区域を分割する通学区域において、地域からまとまっ
	た要望が出た場合は、同一の自治会・町内会の子どもが同一の学校に
	通学することができるようにするなどの見直しを検討。
	●小学校の通学区域が2校以上の中学校の通学区域に分かれている場
	合で、同一中学校への進学者が極端に少なくなるときには、多数の進
	学者と同一の中学校に就学できるように通学区域の設定・変更、また
	は、特別調整通学区域の設定等を検討。
	● 小規模校と過大規模校が隣接するなど、学校規模に不均衡が生じて
	いる場合は、各学校が適正規模となるように、通学区域の変更等を
	検討。

コラム

「横浜市立小・中学校の通学区域制度及び学校規模に関する基本方針」概要 (2018 (平成 30) 年 12 月改訂予定)

子どもの教育環境を改善することを目的として、市立小・中学校の通学区域制度や適正な学校規模について定めるとともに、小規模校及び過大規模校の対策や通学区域の調整を推進する際の根拠となるものです。また、「横浜教育ビジョン 2030」において示されている、「豊かな教育環境」の整備に向けて、方策の方向性を示すものです。

この基本方針に基づき、適正な通学区域制度の運用や学校規模の適正化を推進します。 また、学校規模の適正化にあたっては、「横浜市立小・中学校施設の建替えに関する基本方針」

(2017 (平成 29) 年策定) を踏まえ、学校施設の建替えも考慮した、老朽化対策と機能改善についても検討し、効率的な施設整備を推進します。

施策2

地域の状況を踏まえた学校づくり



■現状と課題

- ○「社会に開かれた教育課程 92」の実現に向け、学校が保護者や地域住民等と目標を共有し、地域と連携・協働しながら子どもを育むことが求められています。そのため、地域学校協働活動を推進するとともに、地域と共に子どもをよりよく育む教育環境を整えていく必要があります。
- ○学校は子どもが多くの時間を過ごす学習・生活の場であるとともに、地域の防災や生涯学習、まちづくり等の様々な役割も担っているため、学校施設の建替えに当たっては、教育効果の向上を見込むことができる他施設との複合化等についても検討する必要があります。

■主な取組

① 地域学校協働活動の推進

学校と地域が目標を共有し、連携・協働しながら社会全体で子どもを育んでいくことができるよう、 地域学校協働活動を推進します。

取組名	取組内容
☆ 地域学校協働本部 ⁹³の整備	● 「地域学校協働本部」の3要素である、「コーディネート機能」、「多
NEW 【再掲】	様な活動」、「継続的な活動」を意識して活動できるよう体制を整備。
	● 小中一貫教育推進ブロック(以下「ブロック」といいます。)の 50%
	に統括的な地域学校協働活動推進員を配置し、ブロック内の連携・
	協働を促進。
	● 「地域学校協働活動の推進に向けて」の配布や研修等を通して、地
	域や学校へ周知。
学校・地域コーディネーター	● 活動中の学校・地域コーディネーターに対し、学校長の推薦を得て、
の地域学校協働活動推進員へ	「地域学校協働活動推進員」を委嘱。
の委嘱 NEW【再掲】	
地域学校協働活動推進員(学	● 持続的な体制づくりを目指し、推進員向けに研修会を実施し、ブロッ
校・地域コーディネーター)	クや区単位の交流会の実施を通して、地域学校協働活動推進員(学校・
の養成・育成・組織化 NEW	地域コーディネーター)間のネットワークを構築。
【再掲】	

② 学校施設の複合化等の検討

学校は子どもの学習、生活の場であるとともに、地域におけるまちづくりの中心的な役割も期待されています。70年に一度の建替えは、地域の課題解決の貴重な契機でもあるため、建替時には子どもだけでなく、地域にとっても望ましい施設となるよう、区役所や関係局、学校関係者や地域の方たちと共に、学校施設の複合化等を検討します。

取組名	取組内容
学校施設の複合化等の検討	●建替時には、学校施設と他の公共施設等との複合化等を検討し、その
【再掲】	機能を授業や学校行事等、学校教育でも活用。

^{92 「}よりよい学校教育を通してよりよい社会を創る」という目標を学校と社会が共有し、連携・協働しながら、新しい時代に求められる資質・能力を子どもに育むような教育課程。

⁹³ 従来の学校支援地域本部等の地域と学校の連携体制を基盤として、より幅広い層からより多くの地域住民や団体等が参画し、緩やかなネットワークを形成することにより、地域学校協働活動を推進する体制。

市民の豊かな学び

生涯にわたって主体的に学び、心豊かな生活につながるよう、市民の学びの環境を整えます



指標

施策	指標	2017 年度 (平成 29 年度)	2022 年度 (平成 34 年度)
施策 2 図書館サービス の充実	市立図書館の新規登録者数	60,287 人	60,000 人 (5か年平均)

[想定事業量]

施策	項目	2017 年度 (平成 29 年度)	2022 年度 (平成 34 年度)
	「横浜市生涯学習基本構想」の改訂	_	改訂
施策 1 生涯学習の推進	「第二次横浜市民読書活動推進計画」の 策定	検討	策定 (2019年度)
	地域で読書活動を担うボランティア講座 実施回数	80 回/年	80 回/年
+/-//	図書館サービスの充実のための基本方針 策定(図書館情報システム等)		策定
施策 2 図書館サービス の充実	学校の授業支援等のためのセット貸出用 図書の冊数	3,920 冊	4,500 冊
	レファレンス回答事例のホームページ 公開 ⁹⁴	1,071 件	1,200 件
施策3 横浜の歴史に関	歴史博物館等による講座開催回数	64 回/年	65 回/年
する学習の場の 充実	「歴史文化基本構想」の策定	検討	策定 (2021 年度)

⁹⁴ 市民の学びや課題解決を支援するため、図書館の資料を使って調べものや資料・情報探しの支援を行うサービスにおいて、過去に回答した事例をホームページ等で公開。

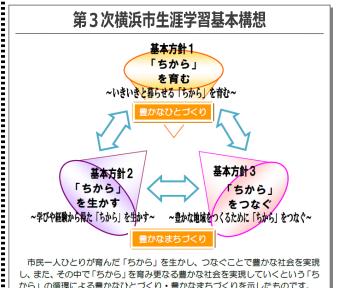




■現状と課題

生涯学習の推進

- ○横浜市では、「第3次横浜市生涯学習基本構想」 (2011(平成23)年策定)に基づき、市民が主体 的に地域課題の解決に向かうよう、各区の社会教 育主事(補)の任命のほか、社会教育コーナーと 連携し、生涯学習関係職員への研修・相談支援や、 国や県からの研修案内等の情報提供を実施し、生 涯学習を推進してきました。
- ○市民が主体的に地域課題の解決に向かう姿を目指し、関係局と連携しながら生涯学習に関係する職員向けの研修を充実させる必要があります。また、市民活動・生涯学習支援センター(以下「区版センター」といいます。)の職員に対して、各区の特性や職員の勤務形態に応じた研修を実施することが求められています。



- ○保育ボランティアグループの立ち上げや、おはなし会ボランティア養成講座の実施等により、地域課題を解決する担い手の発掘・育成に取り組みました。担い手の高齢化が進んでいることから、若手や企業等、新たな人材を発掘・育成していく必要があります。
- ○これまでの取組の成果と課題や、時代とともに変化する社会情勢を踏まえ、「**横浜市生涯学習基本構想」の改訂を行う必要があります**。

読書活動の推進

〇「横浜市民の読書活動の推進に関する条例」(2013(平成25)年施行)に基づき、「横浜市民読書活動推進計画」(2014(平成26)年策定)(以下「読書計画」といいます。)を策定し、各区の地域性に応じた取組を推進しました。現行の読書計画を振り返り、成果と課題を基に、「第二次読書計画」を策定する必要があります。

【読書計画に基づく読書活動の概要】

	重点項目	主な活動
1	子どもの発達段階に応じた	子どもたちの身近な場所における読み聞かせ、
	読書活動の推進	保護者に向けた本の紹介や読み聞かせ講座 等
2	成人の読書活動の推進と	読書活動推進ネットワークフォーラムの開催、
	担い手の拡大	初心者向けの講座の開催や活動場所の提供等
3	読書活動の拠点の強化と連携	図書館における地域情報の収集、郷土史講座等の開催、
		図書館と地域の大学や企業、区内施設との連携強化
4	区の地域性に応じた読書活動	各区の読書活動の目標に基づく地域性に応じた取組
	の推進	(読書施設マップの作成、多言語によるおはなし会ほか)

① 生涯学習の推進

市民が主体的に地域の生活上の課題や社会的な問題に関わり、豊かなまちづくりにつなげていくため、生涯学習に関係する職員の研修や地域の担い手の育成に取り組みます。また、その成果や課題を踏まえながら、「横浜市生涯学習基本構想」の改訂を行います。

取組名	取組内容	
生涯学習に関係する職員への	● 市民が主体的に地域課題の解決に向かう姿を目指し、生涯学習に関	
研修の充実	係する職員に対して、生涯学習の理念や社会教育の意義を共有すると	
	ともに、地域課題の解決を担うグループの立ち上げ、継続及び発展を	
	支援するノウハウを提供するなど、研修を充実。	
	● 職員の体制や区の現状に合わせた個別研修の実施。	
担い手の発掘と育成	● 地域課題を解決するために、学習活動を基盤として、大学や企業等	
	を取り込んだ事業を行い、新たな担い手を発掘・育成。	
横浜市生涯学習基本構想の	● 職員研修と担い手育成の取組の成果や課題を踏まえ、「横浜市生涯学	
改訂	習基本構想」を改訂。	

② 読書活動の推進

横浜市民の読書活動の推進に関する条例に基づき、「第二次横浜市民読書活動推進計画」を策定し、各区の地域性に応じた取組を推進します。

取組名	取組内容	
「第二次横浜市民読書活動推	● 施策の具体的な活動の指針である「横浜市民読書活動推進計画」	
進計画」の策定 NEW	(2014 (平成 26) 年策定) の計画期間が 2018 (平成 30) 年度末に終	
	了するため、市民の意見も踏まえながら「第二次読書計画」を策定し、	
	引き続き、地域全体で読書活動を推進。	
読書の日や読書活動推進月間	● 毎月 23 日の「市民の読書の日」、11 月の「市民の読書活動推進月間」	
等を活用した普及啓発事業の	等を活用したイベントや、地域の施設や読書活動団体、企業等と協力	
推進	した普及啓発事業を実施。	

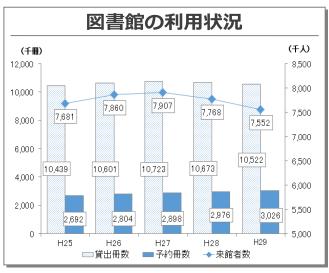


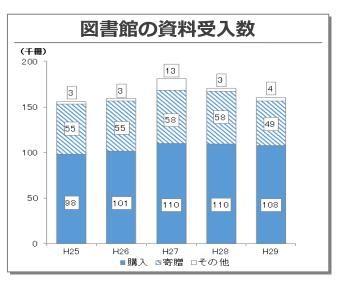
図書館サービスの充実

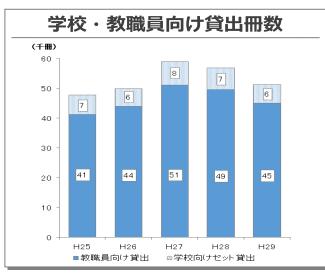


■現状と課題

- ○図書館の来館者数や貸出冊数の推移は、この5年間おおむね横ばいの状況ですが、予約冊数は増加しており、蔵書に対する利用者の要望に十分に応えられていません。隣接市との相互貸出利用等による利便性の向上を図るとともに、市民の学びや課題解決を支援するレファレンスサービスにも積極的に取り組んできましたが、利用者の蔵書及びサービスへの要望は多様化しており、選択と集中により蔵書の構成に特色を出していくことや図書館サービスを充実させていくことが必要です。限られた予算の中で、市民の読書ニーズに応え、地域の情報拠点として蔵書をどのように充実させていくかは大きな課題です。また、子どもに読書習慣を定着させるために、子どもや子どもを取り巻く大人へ働きかけを行っていくことが重要です。
- ○2013 (平成 25) 年度より横浜市立小・中・特別支援学校に学校司書を配置し、2016 (平成 28) 年度 には全校に配置しました。市立図書館では、学校司書や読み聞かせボランティア等への研修、授業で 必要な図書の貸出等により学校図書館を支援しています。学校図書館が充実したものとなるよう、引 き続き支援をする必要があります。







① 子どもの読書習慣の定着と市民の学びの支援

図書館サービスを充実するために、図書館運営・サービスの根幹である図書館情報システムの機能について、方針を決定します。また、乳幼児期から読書に触れ合う機会を提供して子どもの読書習慣の定着を支援し、生涯に渡って市民の課題解決を支える蔵書とレファレンスの充実を図ります。

取組名	取組内容
誰もが利用しやすい図書館 づくり	● 2021 (平成 33) 年に開業 100 周年を迎える横浜市立図書館で、読書活動の推進に向けた記念イベント等を実施。 ● 2024 (平成 36 年) 1月に予定している図書館情報システムの更新に合わせ、先端技術や IC タグ 95の導入、物流、施設管理等、図書館サービスを安定運営させる機能について外部の専門家等の意見を取り入れて方針を決定し、誰もが利用しやすい図書館サービスを充実。 ● 引き続き相互貸出利用ができる隣接市の拡大等を実施。
	● 図書館サービスを支える人材育成を計画的に推進。
子どもの読書習慣の定着への 支援	●図書館は、市の読書条例の理念を踏まえ、乳幼児期からの読書活動を支援。未就学児とその保護者を対象とした、家庭での読書活動を推進。● 教職員向け貸出等、学校教育への協力や学校図書館充実のための支援を実施。
	● 読書習慣の定着に重要な時期であるティーンズ世代の読書活動を促進。
蔵書とレファレンスの充実	●厳しい財政状況の下、次の 100 年を見据えて残すべき価値のある資料を選定し、特色ある蔵書を構成。また、資料や情報源と「人」を結び付け、市民の学びや課題解決を支援するレファレンスを引き続き充実させていくとともに、刻々と変化していく社会情勢を考慮し、紙の書籍以外にオンラインデータベースの充実、資料を活用した情報発信、市の施策に関連した情報を提供することで、市民の課題解決を支援。

コラム 市立図書館の 100 年

市立図書館の始まりは、1921 (大正 10)年。横浜公園内の仮閲覧所でした。その2年後、関

東大震災により建物と蔵書を焼失してしまいましたが、1927 (昭和2)年、現在の中央図書館の場所に「横浜市図書館」が竣工。「野毛の図書館」として親しまれました(なお、中央図書館の開館は1994(平成6)年です)。

2館目の市立図書館は、1974 (昭和 49)年開館の磯子図書館です。その後、順次建設が進み、1995 (平成7)年5月に緑図書館が開館し、1区に1館ずつ、計18館となりました。

2021年に市立図書館は開業 100 周年を迎えます。この間、コンピュータ化、ネットワーク化が進み、図書館のサービスも



<横浜市図書館外観 1958(昭和33)年>

大きく変わりました。今後も図書館サービスの充実に取り組んでいきます。

⁹⁵ 図書館サービスの充実や業務の効率化につながる、蔵書管理番号を記録した非接触型タグ。

施策3

横浜の歴史に関する学習の場の充実



■現状と課題

- ○市内に残る文化財は、横浜はもとより日本の歴史を知る上でも欠かせないものであり、市民の財産として、広く保存・活用を進めていくことが必要です。そのため、市民が身近に横浜の歴史を学ぶことができるように、博物館・資料館等と連携した講座や企画展等を開催しています。今後、**関係区局とも連携しながら、文化財等の歴史遺産を適切に保存・活用し、市民に広く紹介するとともに、観光資源としての魅力向上を図っていく必要があります**。
- ○「歴史文化基本構想」は、地域に存在する文化財を指定・未指定にかかわらず幅広く捉えて、的確に 把握し、文化財をその周辺環境まで含めて、総合的に保存・活用するための構想であり、市内の文化 財を適切に保存・活用するためにも策定する必要があります。
- ○文化財所有者の高齢化や文化財の経年劣化による修繕等の負担が大きな課題となり、次世代の方々が 適切に引き継いでいくことが困難な状況になってきています。**有形・無形を問わず、文化財の価値に ついて市民から幅広く理解・協力を得られるよう、取組を進めることが求められています**。

■主な取組

① 歴史学習の機会の充実

市民の貴重な財産である文化財の保存・活用を的確に進め、博物館とも連携して市民の学習の機会を充実していきます。

取組名	取組内容	
魅力ある展示の充実	● 市民ニーズを把握しながら、身近な横浜の歴史について理解が深ま	
	る魅力ある展示を実施。	
歴史講座の開催	● 横浜の歴史を幅広い視点で学ぶ講座や参加型の講座等、幅広い市民	
	ニーズに対応して開催。	
学校等で活用できるプログラ	● 社会科や総合的な学習の時間における土器づくり指導等、学校等の	
ムの充実	要望に応じた訪問授業の充実。	

② 文化財の保全・活用

文化財を適切に保存するため所有者への支援を実施するとともに、公開・活用していくための事業 を実施します。また、市内の文化財を総合的に保存・活用する構想である「歴史文化基本構想」を策 定します。

「歴史文化基本構想」の策定	●市内に存在する文化財を指定・未指定にかかわらず幅広く捉え的確に	
NEW	把握し、周辺環境まで含め総合的に保存・活用するための基本構想を	
	関係局と協力して策定。	
イベント等での文化財の活用	●文化財の積極的な市民向け公開を始め、博物館・資料館等が学校や地	
	域のイベントと連携して事業を実施。	
民族芸能等の継承への支援	●民族芸能等を守るための支援を行うとともに、その魅力を発信。	

家庭教育の支援

家庭は子どもの心身の調和のとれた発達、自立心の育成、生活習慣の確立を図り、行政は家庭教育を支援します

施策1

家庭教育支援の推進

- ① 家庭教育に関する適切な情報の提供
 - ・家庭教育総合情報サイトの開設
- ② 保護者の学びや交流の促進
 - ・保護者の学び・交流の場づくり事業
- ③ 関係機関や地域と連携した家庭教育支援
 - ・幼児教育施設との連携促進等

想定事業量

施策	項目	2017 年度 (平成 29 年度)	2022 年度 (平成 34 年度)
施策1 家庭教育支援の 推進	家庭教育に関する総合情報サイトの開設	_	開設 (2020 年度)

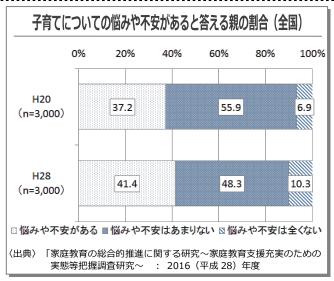
施策1

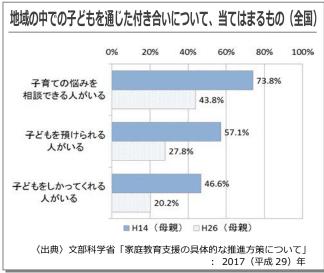
家庭教育支援の推進



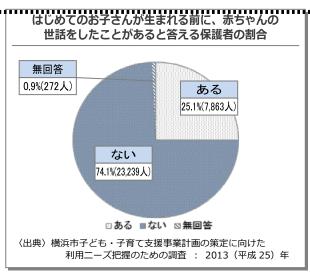
■現状と課題

- ○家庭教育は全ての教育の出発点であり、家庭に教育の基盤をしっかり築くことがあらゆる教育の基盤 として重要です。父母その他の保護者は、子どもの教育について第一義的責任があり、子どもの心身 の調和のとれた発達、自立心の育成、生活習慣の確立を図ることなどが求められます。
- ○家族構成の変化や地域における人間関係の希薄化の影響を受け、家庭教育に関して身近に相談できる相手を見つけることが難しいために孤立してしまう傾向があることや、家庭教育に関する多くの情報の中から適切な情報を取捨選択することが難しいために悩みを深めてしまうことなど、家庭教育を行う困難さが指摘されています。
- ○学齢期の子どもの保護者が、適切な情報の選択や判断を行うことができるように支援することや、保護者の就労形態やニーズに合わせて家庭教育を学ぶ機会及び保護者同士が交流できる場の提供が必要です。





- ○幼保小連携の取組が進み、子ども自身の育ちや学びが幼稚園や保育所等から小学校へつながるようになっています。未就学期における子育て支援施策は充実してきていますが、就学前の段階で、学校生活に関する情報が不足している、同じ学校に通う保護者同士のつながりがないなど、保護者が不安を抱えている場合があります。
- ○少子化や核家族化の進行により、赤ちゃんや小さい子どもの世話を経験しないまま親になる人が増えています。



① 家庭教育に関する適切な情報の提供

保護者が安心して適切な情報の選択ができ、不安や悩みの軽減につながるよう、家庭教育に関する情報を集約し、発信していきます。

取組名	取組内容	
家庭教育総合情報サイトの開設	● 家庭教育に関する制度の情報や、発達段階ごとの課題に応じた助	
NEW	言・支援情報等を、ウェブ上の総合情報サイトに集約し、発信。	

② 保護者の学びや交流の促進

保護者が地域のつながりの中で安心して子育てができるよう、保護者同士のつながりや地域との交流を促進します。

取組名	取組内容	
保護者の学び・交流の場づく	● PTA、おやじの会、地域学校協働本部 96等と連携し、保護者が家庭	
り事業	での教育について学ぶ機会や保護者同士が交流を深める機会を創出。	

③ 関係機関や地域と連携した家庭教育支援

幼児教育施設や区役所、地域等と連携し、家庭教育の支援を充実していきます。

取組名	取組内容	
幼児教育施設との連携促進	● 幼稚園や保育所等と学校が連携し、未就学児の保護者の学校訪問等	
	を推進。	
将来親になる世代の子育て体	● 区役所や地域と学校が連携し、児童生徒が乳幼児と直接触れ合う機	
験機会の充実	会や、乳幼児の保護者の話を聞く機会を創出。	

⁹⁶ 従来の学校支援地域本部等の地域と学校の連携体制を基盤として、より幅広い層からより多くの地域住民や団体等が参画し、緩やかなネットワークを形成することにより、地域学校協働活動を推進する体制。

多様な主体との連携・協働

学校、家庭、地域をはじめ、国内外の様々な関係機関や企業等が連携・協働し、子どもを育みます

施策1

多様な主体との連携・ 協働の推進

- ① 地域等との連携・協働の推進
 - ・地域学校協働本部の整備 等
- ② 企業との連携・協働の推進
 - ・横浜市の公民連携窓口「共創フロント」と連携した取組 等
- ③ 大学との連携・協働の推進
 - ・横浜市立大学データサイエンス学部との連携による調査研究等

想定事業量

施策	項目	2017 年度 (平成 29 年度)	2022 年度 (平成 34 年度)
施策 1 多様な主体との 連携・協働の推進	☆地域学校協働活動推進員(学校・地域コ ーディネーター ⁹⁷)の配置校数【再掲】	236 校	全校
	子どもアドベンチャーのプログラム数	79/年	100/年
	☆横浜市立大学データサイエンス学部との 連携による、客観的な根拠に基づくカリ キュラム・マネジメントの推進	_	推進

⁹⁷ 地域と学校が連携・協働する仕組みづくりを進めるため、学校と地域を結ぶ役割を担う人材。

(施策1) 多様な主体との連携・協働の推進



■現状と課題

- ○「社会に開かれた教育課程 ⁹⁸」を実現するとともに、**地域全体で子どもの学びや育ちを支えるために、** 地域学校協働活動を推進する必要があります。
- ○関係機関や地域との連携強化により、登下校時の安全を確保していく必要があります。
- ○大規模災害等の発生に備え、家庭や地域と連携した防災教育や防災対策を一層進める必要があります。
- ○人口減少・超高齢社会が進展する中、共生社会の実現に向けた地域づくりを進めるため、福祉等に対 する子どもの理解や関心を高めることが求められています。
- ○2004 (平成 16) 年に「児童生徒の健全育成に関する警察と学校の相互連携に係る協定書」が締結され て以来、数多くの事例の積み重ねや対話を通して、学校と警察の連携が円滑に行われるようになって います。子どもを取り巻く状況が複雑化・多様化する中、児童生徒の健全育成や非行防止等に向け、 警察等の関係機関との連携を一層進めていく必要があります。
- ○2016 (平成28) 年度より「はまっ子未来カンパニープロジェクト」を開始し、企業や地域等の協力を 得て、社会課題の解決に関する体験型学習を進め、子どもの社会参画や地域貢献に対する意識が高ま りました。今後は、より多くの企業から当該事業への理解・協力を得られるよう働きかけるとともに、 参加校の拡大を図っていく必要があります。

はまっ子未来カンパニープロジェクトの実施

実施年度	参加学校数	協力いただいた企業等の数
2016	27	34
2017	27	47

○市内の小中学生を対象に、民間企業・団体をはじめ、大学、公的機関等の協力を得て毎年実施してい る「子どもアドベンチャー」は「働く」ことの体験や、様々な社会体験を通した「人との交流」の場 と機会を提供しています。参加団体数は年々拡大し、プログラムが充実しています。

子どもアドベンチャーの実施

実施年度	実施プログラム数	参加団体数(うち企業)
2013	50	61(28)
2014	67	73(36)
2015	78	87(45)
2016	82	96(54)
2017	79	108(55)

○教員の養成及び資質・能力向上を目的として、横浜市教育委員会と 52 の大学等が連携・協働に関す る協定を締結しています。今後は、幅広い分野で大学等との連携を進め、放課後学習支援の充実等を

[「]よりよい学校教育を通してよりよい社会を創る」という目標を学校と社会が共有し、連携・協働しながら、新しい時代に求めら れる資質・能力を子どもに育むような教育課程。

■主な取組

① 地域等との連携・協働の推進

地域全体で子どもの学びや育ちを支えるために、学校と地域が連携・協働していく「地域学校協働活動」等を推進していきます。

取組名	取組内容
, – –	***************************************
☆地域学校協働本部の整備	
NEW 【再掲】	様な活動」、「継続的な活動」を意識して活動できるよう体制を整備。
	● 小中一貫教育推進ブロック(以下「ブロック」といいます。)の 50%
	に統括的な地域学校協働活動推進員を配置し、ブロック内の連携・
	協働を促進。
	● 「地域学校協働活動の推進に向けて」の配布や研修等を通して、地
	域や学校へ周知。
学校・地域コーディネーター	● 活動中の学校・地域コーディネーターに対し、学校長の推薦を得て、
の地域学校協働活動推進員へ	「地域学校協働活動推進員」を委嘱。
の委嘱 NEW 【再掲】	
地域学校協働活動推進員(学	●持続的な体制づくりを目指し、推進員向けに研修会を実施し、ブロ
校・地域コーディネーター)	ックや区単位の交流会の実施を通して、地域学校協働活動推進員(学
の養成・育成・組織化 NEW	校・地域コーディネーター)間のネットワークを構築。
【再掲】	
通学路の安全確保に向けた関	●関係局との連携を通し、各学校が地域や PTA、区役所、警察等と連
係機関との連携	携を図りながらスクールゾーン対策を推進できるよう支援。
地域による登下校時見守りへ	●関係局や関係機関と連携し、よこはま学援隊99による登下校時の見守
の支援の充実	り活動への支援を充実。
学校・家庭・地域が連携した	●様々な災害を想定し、学校・家庭・地域が連携して、地域の特性に応
_防災教育·防災訓練	じた防災教育や防災訓練を実施。
地域・関係機関と連携した	○地域や関係機関と連携し、福祉分野をはじめとする様々な活動や体験
福祉等の活動の充実	を通して、子どもが積極的に地域や社会に参画して課題解決に向けて
	取り組むことを推進。

② 企業との連携・協働の推進

より多くの学校が企業等と連携し教育活動に取り組むことができるよう、横浜市の公民連携窓口「共創フロント」と連携した取組等を通して、連携を推進する仕組みを構築していきます。

取組名	取組名				
☆「共創フロント」と連携し	● 「共創フロント」を通じて、学校の教育活動に協力できる企業を募				
た取組 NEW	集し、リストを作成、学校へ周知。				
はまっ子未来カンパニープロ	●学校と社会がつながる機会を創出するため、横浜の自分づくり教育				
ジェクト連携企業等の拡充と	(キャリア教育)を支える連携企業等を拡充。				
活用					
子どもアドベンチャー開催	● 民間企業・団体をはじめ、大学、公的機関等の協力を得て「働く」				
	ことの体験や、様々な社会体験を通した「人との交流」の場と機会、				
	親子の触れ合いのきっかけづくりを提供。				
バーチャルパワープラント	● 関係部局や民間企業と連携し、電力の需給調整や非常時に防災用電				
(VPP:仮想発電所)の構築	源として活用できるバーチャルパワープラント(VPP)の構築に協力。				
NEW					

⁹⁹ 学校の校舎、校門や通学路における見守り活動等を行う、保護者や地域住民のボランティア。

③ 大学との連携・協働の推進

エビデンスに基づく教育施策の展開や教育活動の充実、放課後の学習支援等、幅広い分野において 大学との連携を推進します。

取組名	取組内容			
☆横浜市立大学データサイ	●より客観的な根拠に基づいた教育施策 (EBPM) を推進するため、横浜			
エンス学部との連携によ	市立大学データサイエンス学部と連携し、学力・学習状況調査を多面的・			
る調査研究 NEW	多角的に分析。			
放課後学習支援の充実等に向	●大学等との連携・協働を通して、放課後学習支援への大学生ボランティ			
けた大学等との連携促進	アの参画を促進。			
NEW				

コラム

子どもアドベンチャー 横浜まるごと冒険隊! ~いろいろなお仕事・人との出会い~

夏休み期間を利用して、市内の小中学生を対象に、キャリア教育の視点から「働く」ことの体験や、様々な社会体験を通した「人との交流」の場と機会を提供するため、民間企業・団体をはじめ、大学、公的機関等の協力を得て、多様なプログラムを実施しています。これらの体験を通して、子どもの夢を親子で語り合うなど、「親子のふれあいのきっかけづくり」も目的としています。

各区で開催されるプログラムもあり、子どもたちは自分の 住む「まち」について知る機会にもなっています。

当日参加した子どもたちは、様々な人と自ら進んで関わり 合い、目を輝かせながら活動をしていました。

協力していただく企業や関係機関の数は年々増えており、 今後も子どもの成長に関わる様々な人と連携・協働しながら、 この事業を進めていきます。



く「市会議事堂を探検しよう!」の様子>



<「みなとみらい駅お仕事体験」の様子>

コラム

バーチャルパワープラント(VPP:仮想発電所)

横浜市では、公民連携により、地域防災拠点に指定されている市内・中学校に蓄電池設備を設置し、電力の需給調整やCO2削減に 貢献するバーチャルパワープラント構築事業に取り組んでいます。 また、停電を伴う非常時には防災用電源として活用することで、 地域の防災性向上に貢献します。



柱14

切れ目のない支援

教育と福祉、医療等との連携により、子どもを切れ目なく支援し、自立と社会参画に向けた学びや発達を保障します

施策1

福祉・医療との連携による支援の充実

- ① 福祉との連携強化
 - ・要保護児童対策地域協議会の枠組みを活用した連携の促進等
- ② 医療との連携強化
 - ・医療的ケアを必要とする子どもへの支援

施策2

子どもの貧困対策の 推進

- ① 教育機会の保障
 - ・就学援助の入学準備金前倒し支給
 - ・高校生向け給付型奨学金制度の充実等
- ② 地域・関係機関との連携強化
 - ・放課後の学習支援の実施等

想定事業量

施策	項目	2017 年度 (平成 29 年度)	2022 年度 (平成 34 年度)
	☆児童支援・生徒指導専任教諭 ¹⁰⁰ 配置に伴 う後補充非常勤職員を常勤化している学 校数【再掲】	小:40 校 中:121 校	拡充
施策 1 福祉・医療との 連携による支援 の充実	☆スクールソーシャルワーカー(SSW)の 配置【再掲】	区担当 SSW が学 校の要請により訪 問する体制	SSW が全小・中学 校を定期的に訪問 できる体制 (2021 年度)
	☆ 医療的ケアに関する多分野にわたる相 談・調整を行うコーディネーターの養 成・配置か所数	_	2 か所 (2021 年度)
施策2	高校生向け給付型奨学金受給者数	1,160 人	拡充
子どもの貧困対 策の推進 	☆「放課後学び場事業」実施校数 (中学校)【再掲】	42 校	94 校

¹⁰⁰ いじめや不登校等の課題に対応するため、児童生徒指導の学校内での中心的役割や関係機関及び地域との連携窓口を担う教諭。

施策1 福祉・医療との連携による支援の充実



■現状と課題

- ○教育と福祉の連携を図り、未就学期から学齢期までの切れ目のない支援を行うため、2015(平成27) 年度に区の機構改革が行われました。福祉的支援が必要な場合について、学校と区役所・児童相談所 の連携を円滑に行うため、情報共有の仕組みが整理されました。
- ○虐待や貧困等、学校だけでは解決できない課題が複雑化・多様化する中、**学校と区役所、児童相談所 等が顔の見える関係を作り、相互理解を深めることで、連携を強化する必要があります**。
- ○教育と福祉の連携等の推進に係る国の考え方を踏まえ、障害等により特別な支援が必要な児童生徒に対し、それぞれの地域で切れ目のない支援を行うため、横浜市においても**学校と地域の障害児通所支援事業所等との相互理解の促進が求められています**。
- ○医療技術の進歩と新生児集中治療室の整備等を背景に、胃ろうや人工呼吸器等、在宅で**医療的ケアを必要とする子どもが増えており、医療、福祉、教育の分野で連携して受入体制の充実を図ることが求められています**。

■主な取組

① 福祉との連携強化

福祉的ニーズを抱える子どもをより良く支援できるよう、区役所、児童相談所等との連携を強化するため、児童支援・生徒指導専任教諭定数配置校を拡充し、SSW の配置を拡充するとともに、SSW と地域の関係機関との連携を強化します。

取組名	取組内容				
要保護児童対策地域協議会 ¹⁰¹	● 要保護児童対策地域協議会を活用することで、学校と区役所、児童相談				
の枠組みを活用した連携の	所等が連携し、要保護児童及び要支援児童等を切れ目なく支援。				
促進					
☆ 児童支援・生徒指導専任教	● 各学校の児童支援・生徒指導専任教諭を中心としたチームによる指				
諭の定数配置校の拡充	導・支援を進め、関係機関と円滑に連携を図るため、専任教諭が役割				
【再掲】	を十分に果たせるよう、非常勤講師の常勤化により定数配置校を拡充。				
☆SSW の配置拡充【再掲】	● 学校が抱える様々な課題に対して、学校が関係機関と連携して迅速				
	に解決できるよう、SSW の配置を拡充し、全小・中学校を定期的に				
	訪問できる体制を整備。				
SSW と関係機関の連携強化	● 地域で子どもを見守り、支える体制作りに向け、SSW と、区役所や				
NEW	市・区社会福祉協議会等、関係機関との連携を強化。				
学校と障害児通所支援事業所	●特別な支援が必要な児童生徒への地域での支援を充実させるため、				
等との連携の強化	学校と放課後等デイサービス事業所等、障害児通所支援事業所との相				
	互理解及び連携を強化。				

② 医療との連携強化

医療的ケアを必要とする子どもをより良く支援できるよう、関係機関との連携を強化します。

取組名	取組内容				
☆ 医療的ケアを必要とする子どもへの支援 NEW	● 関係局と連携し、医療、福祉、教育等の多分野にわたる相談・調整を行うコーディネーターを養成・配置するとともに、医療、福祉、教育等の受入体制を充実。				

¹⁰¹ 要保護児童等(虐待を受けている子ども等)の早期発見や適切な保護のため、関係者や関係機関が円滑に連携していくことを目的とした協議会。

施策2 子どもの貧困対策の推進



■現状と課題

- ○「子どもの貧困対策の推進に関する法律」及び国が策定した「子供の貧困対策に関する大綱」を踏ま え、横浜市としての基本目標や、基本的な考え方、2016(平成28)年度からの5年間で取り組む施策 等を盛り込んだ「横浜市子どもの貧困対策に関する計画」を策定しました。本計画のもと、教育、福 祉、子育て支援等、様々な分野において連携して取組を進めています。
- ○横浜市では、景気回復による世帯収入の微増 に伴い、全国と同様に、就学援助認定者数及 び援助率は 2012 (平成 24) 年度をピークに 緩やかな減少傾向にあります。しかし、子ど もの貧困が社会問題として大きく取り上げ られる中、横浜市における「子どもの貧困対 策」の重要な施策として、就学援助制度の周 知や制度改正等に取り組んでいます。
- ○地域における子どもの居場所づくり等、子どもを地域で見守り、支える取組が広がっており、学校と地域が連携・協働して子どもの育ちや成長を支えることが求められています。



■主な取組

① 教育機会の保障

家庭の経済状況により、就学の機会が狭まったりすることなどにより貧困が連鎖することを防ぐため、教育機会の保障に向けた取組を進めます。

取組名	取組内容		
就学援助の入学準備金前倒 ● 経済的理由によって、就学困難と認められる学齢児童生徒の係 し支給 NEW に対し、学用品、通学用品費、学校給食費等を援助。小学校及び			
	校への入学準備金について、入学前の時期に支給を実施。		
高校生向け給付型奨学金制	● 保護者が市内在住の高校生に対する給付型奨学金制度の対象者を拡		
度の拡充 NEW	充。		

② 地域・関係機関との連携強化

学校での学習だけでなく、地域等による学習支援により、学習習慣の定着や学力向上を図るとともに、地域で子どもの育ちや成長を支える環境づくりを進めます。

取組名	取組内容				
☆放課後の学習支援の実施	● 中学校における学習支援活動である「放課後学び場事業」について、 ************************************				
【一部再掲】 	様々な状況の生徒の参加促進や、大学等との連携による学習支援ボランティアの確保等、課題への対応を進めながら、地域等による放課後				
	の学習支援を拡大。				
高校生の「学び直し」支援	● 市立高校定時制で、ボランティアの協力を得て、生徒の到達度に応じ、国語や数学、英語の基礎を改めて学ぶとともに、基本的な学習習慣を身に付ける「学び直し」の授業を実施。				
SSW と関係機関の連携強化 NEW 【再掲】	● 地域で子どもを見守り、支える体制作りに向け、SSW と、区役所や、市・区社会福祉協議会等、関係機関との連携を強化。				

3 指標一覧

客観的な根拠に基づく教育政策を推進するため、計画期間内に実施した施策の成果等を 測る一つの基準として、客観的数値として把握できる指標や子どもの実感を問う指標等、 計 26 個 (再掲2つを含む) の指標を設定しました。

PDCA サイクルのもと、各取組を着実に進めていくため、随時、指標の達成状況を確認しながら、各取組を着実に推進していきます。

※「横浜市中期4か年計画 2018~2021」に掲載している指標については、○で示しています。

柱	lander in the state of the sta	2017 年度 (平成 29 年度)	2022 年度 (平成34年度)	中期計画 掲載 [※]
	施策1:主体的・対話的で深い学びによる学力の向上			
	① 課題の解決に向け、話し合い、発表する等の学習活動に取り組んでいると答える児童生徒の割合 中 <全国学力・学習状況調査>		小6:80% 中3:70%	0
	② a 「全国学力・学習状況調査」の平均正答率	全国を上回る	毎年、全国を 上回る	
1	b 「全国学力・学習状況調査」の下位層の割合	全国より 少ない	毎年、全国 より少ない	
1	施策2:多様な教育的ニーズに対応した教育の推進			
主体的な学び	③ 不登校児童生徒のうち横浜教育支援センターの支援を 受けている児童生徒の割合	12. 5%	17. 4%	
びび	施策3:特別支援教育の推進			
	④ 卒業後を見通した学習が行われていると答える 特別支援学校の保護者の割合	88. 0%	100%	
	⑤ 個別支援学級の担当教員の特別支援学校免許状保有率	小:25.3% 中:31.1%	小:32% 中:38%	
	施策4:魅力ある高校教育の推進			
	⑥ 全日制高等学校卒業段階で英検2級相当以上の取得 割合	29. 8%	50%	0
2	施策1:グローバル社会で活躍できる人材の育成			
創 造 びに	⑦ 中学校卒業段階で英検3級相当以上の取得割合<英語教育実施状況調査>	54. 0%	58%	0
向かう学	⑧ 全日制高等学校卒業段階で英検2級相当以上の取得割合【再掲】	29. 8%	50%	0

	施策2:情報社会を生きる能力の育成						
	⑨ 児童生徒のICT活用を指導する能力を有する教員の割合 <ict指導力実態調査></ict指導力実態調査>	59. 9%	67%				
	施策3:持続可能な社会の実現に向けて行動する力の育成						
	① 地域や社会をよりよくすることを考えることがあると答える児童生徒の割合 <全国学力・学習状況調査>	小6:46.8% 中3:32.6%	小6:55% 中3:45%	0			
0	施策1:豊かな心の育成						
3 支え合う風土	① 学級の友達との間で話し合う活動を通じて、自分の考えを深めたり、広げたりすることができていると答える児童生徒の割合 <全国学力·学習状況調査>	小6:69.0% 中3:60.0%	小6:82% 中3:76%				
<u>鬼</u> 土	① 自分には良いところがあると答える児童生徒の割合 <全国学力·学習状況調査>	小6:76.6% 中3:67.1%	小6:84% 中3:79%				
	施策1:つながりを重視した教育の推進						
4 学	① 小中一貫教育推進ブロック内で教育課程に関する共通 の取組を行ったと答える学校の割合	82. 9%	100%				
びと	施策2:健康な体づくり						
学びと育ちの連続性	④ 一週間の総運動時間(体育、保健体育の時間を除く)が7時間未満の児童生徒の割合<全国体力・運動能力調査>	小:58.1% 中:28.3%	小:56% 中:25%				
性	⑮ 「ハマ弁」の喫食率	1. 3% (2018年3月)	20% (2020年度)	0			
<u>₩</u> 5	施策1:安心して学べる学校づくり						
学べる学校5 安心して	⑯ 1,000人当たりの不登校児童生徒数(小・中学校)	17. 5人	16.1人				
校て	① スクールソーシャルワーカー(SSW)が行った支援に より児童生徒の状況が改善した割合 75.8		80%				
つ6	施策1:地域との連携・協働の推進						
つながる学校 4 社会と	(18) 保護者や地域の人との協働による取組は、学校の教育水準の向上に効果があったと答える学校の割合 <全国学力・学習状況調査>	_	小:100% 中:90%				
7	施策1:教職員の働き方改革の推進						
働く教職員	⑲ 時間外勤務月80時間超の教職員の割合	_	0%	0			
: 員 と	② 19時までに退勤する教職員の割合	_	70%以上				

	② 健康リスク・負担感指数	109	100未満	
	② 年休取得日数(有給休暇取得日数)	_	全員10日以上	
け8	施策1:教職員の育成、優秀な教職員の確保			
うる教職員	② 学校の授業は分かりやすいと答える児童生徒の割合 <横浜市学力・学習状況調査>	小:76.0% 中:64.0%	小:80% 中:70%	0
少 .	施策2:学校施設の計画的な建替えの推進			
心な環境安全・安	② 建替工事着手校数	-	9 校	0
10	施策2:地域の状況を踏まえた学校づくり			
2歩む学校地域ととも	③ 保護者や地域の人との協働による取組は、学校の教育 水準の向上に効果があったと答える学校の割合 【再掲】 <全国学力・学習状況調査>	_	小:100% 中:90%	
か .	施策2:図書館サービスの充実			
・ 市民の豊	②6 市立図書館の新規登録者数	60, 287人	60, 000人 (5か年平均)	

資料編

1 教育基本法(抜粋)

平成 18 年 12 月施行

我々日本国民は、たゆまぬ努力によって築いてきた民主的で文化的な国家を更に発展させるとともに、 世界の平和と人類の福祉の向上に貢献することを願 うものである。

我々は、この理想を実現するため、個人の尊厳を 重んじ、真理と正義を希求し、公共の精神を尊び、 豊かな人間性と創造性を備えた人間の育成を期する とともに、伝統を継承し、新しい文化の創造を目指 す教育を推進する。

ここに、我々は、日本国憲法の精神にのっとり、 我が国の未来を切り拓く教育の基本を確立し、その 振興を図るため、この法律を制定する。

第一章 教育の目的及び理念

(教育の目的)

第一条 教育は、人格の完成を目指し、平和で民主 的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備 えた心身ともに健康な国民の育成を期して行われ なければならない。

(教育の目標)

- **第二条** 教育は、その目的を実現するため、学問の 自由を尊重しつつ、次に掲げる目標を達成するよ う行われるものとする。
 - 一幅広い知識と教養を身に付け、真理を求める 態度を養い、豊かな情操と道徳心を培うととも に、健やかな身体を養うこと。
 - 二 個人の価値を尊重して、その能力を伸ばし、 創造性を培い、自主及び自律の精神を養うとと もに、職業及び生活との関連を重視し、勤労を 重んずる態度を養うこと。
 - 三 正義と責任、男女の平等、自他の敬愛と協力 を重んずるとともに、公共の精神に基づき、主 体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与す る態度を養うこと。
 - 四 生命を尊び、自然を大切にし、環境の保全に 寄与する態度を養うこと。
 - 五 伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと。

(生涯学習の理念)

第三条 国民一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現が図られなければならない。

(教育の機会均等)

- **第四条** すべて国民は、ひとしく、その能力に応じた教育を受ける機会を与えられなければならず、 人種、信条、性別、社会的身分、経済的地位又は 門地によって、教育上差別されない。
- 2 国及び地方公共団体は、障害のある者が、その 障害の状態に応じ、十分な教育を受けられるよう、 教育上必要な支援を講じなければならない。
- 3 国及び地方公共団体は、能力があるにもかかわらず、経済的理由によって修学が困難な者に対して、奨学の措置を講じなければならない。

第二章 教育の実施に関する基本

(義務教育)

- **第五条** 国民は、その保護する子に、別に法律で定めるところにより、普通教育を受けさせる義務を負う。
- 2 義務教育として行われる普通教育は、各個人の 有する能力を伸ばしつつ社会において自立的に生 きる基礎を培い、また、国家及び社会の形成者と して必要とされる基本的な資質を養うことを目的 として行われるものとする。
- 3 国及び地方公共団体は、義務教育の機会を保障 し、その水準を確保するため、適切な役割分担及 び相互の協力の下、その実施に責任を負う。
- 4 国又は地方公共団体の設置する学校における義 務教育については、授業料を徴収しない。

(学校教育)

- **第六条** 法律に定める学校は、公の性質を有するものであって、国、地方公共団体及び法律に定める法人のみが、これを設置することができる。
- 2 前項の学校においては、教育の目標が達成されるよう、教育を受ける者の心身の発達に応じて、体系的な教育が組織的に行われなければならない。この場合において、教育を受ける者が、学校生活を営む上で必要な規律を重んずるとともに、自ら進んで学習に取り組む意欲を高めることを重視して行われなければならない。

(大学)

- 第七条 大学は、学術の中心として、高い教養と専門的能力を培うとともに、深く真理を探究して新たな知見を創造し、これらの成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与するものとする。
- 2 大学については、自主性、自律性その他の大学 における教育及び研究の特性が尊重されなければ ならない。

(私立学校)

第八条 私立学校の有する公の性質及び学校教育において果たす重要な役割にかんがみ、国及び地方公共団体は、その自主性を尊重しつつ、助成その他の適当な方法によって私立学校教育の振興に努めなければならない。

(教員)

- **第九条** 法律に定める学校の教員は、自己の崇高な 使命を深く自覚し、絶えず研究と修養に励み、そ の職責の遂行に努めなければならない。
- 2 前項の教員については、その使命と職責の重要性にかんがみ、その身分は尊重され、待遇の適正が期せられるとともに、養成と研修の充実が図られなければならない。

(家庭教育)

- 第十条 父母その他の保護者は、子の教育について 第一義的責任を有するものであって、生活のため に必要な習慣を身に付けさせるとともに、自立心 を育成し、心身の調和のとれた発達を図るよう努 めるものとする。
- 2 国及び地方公共団体は、家庭教育の自主性を尊重しつつ、保護者に対する学習の機会及び情報の提供その他の家庭教育を支援するために必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

(幼児期の教育)

第十一条 幼児期の教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであることにかんがみ、 国及び地方公共団体は、幼児の健やかな成長に資する良好な環境の整備その他適当な方法によって、 その振興に努めなければならない。

(社会教育)

- **第十二条** 個人の要望や社会の要請にこたえ、社会において行われる教育は、国及び地方公共団体によって奨励されなければならない。
- 2 国及び地方公共団体は、図書館、博物館、公民館その他の社会教育施設の設置、学校の施設の利用、学習の機会及び情報の提供その他の適当な方法によって社会教育の振興に努めなければならない。

(学校、家庭及び地域住民等の相互の連携協力)

第十三条 学校、家庭及び地域住民その他の関係者は、教育におけるそれぞれの役割と責任を自覚するとともに、相互の連携及び協力に努めるものとする。

(政治教育)

第十四条 良識ある公民として必要な政治的教養は、 教育上尊重されなければならない。 2 法律に定める学校は、特定の政党を支持し、又 はこれに反対するための政治教育その他政治的活 動をしてはならない。

(宗教教育)

- **第十五条** 宗教に関する寛容の態度、宗教に関する 一般的な教養及び宗教の社会生活における地位は、 教育上尊重されなければならない。
 - 2 国及び地方公共団体が設置する学校は、特定の 宗教のための宗教教育その他宗教的活動をしては ならない。

第三章 教育行政

(教育行政)

- 第十六条 教育は、不当な支配に服することなく、 この法律及び他の法律の定めるところにより行われるべきものであり、教育行政は、国と地方公共 団体との適切な役割分担及び相互の協力の下、公 正かつ適正に行われなければならない。
- 2 国は、全国的な教育の機会均等と教育水準の維持向上を図るため、教育に関する施策を総合的に 策定し、実施しなければならない。
- 3 地方公共団体は、その地域における教育の振興 を図るため、その実情に応じた教育に関する施策 を策定し、実施しなければならない。
- 4 国及び地方公共団体は、教育が円滑かつ継続的 に実施されるよう、必要な財政上の措置を講じな ければならない。

(教育基本計画)

- 第十七条 政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。
- 2 地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。

第四章 法令の制定

第十八条 この法律に規定する諸条項を実施するため、必要な法令が制定されなければならない。

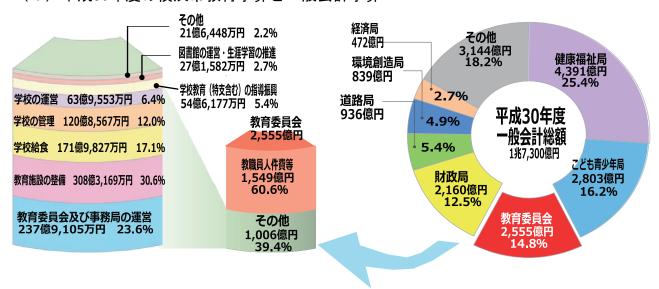
附 則 抄

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

基礎データ 2

(1) 平成30年度の横浜市教育予算と一般会計予算



(2) 市立学校の概況

市立学校概況

(平成29年5月1日現在)

区分	総数	.1. 246.14		義務教育	高等等	校		特別支援
		小学校	中学校	学校		全日制	定時制	学校
学校数	508	339	146	2	9	8	2	12
児童生徒数	269,744	180,127	78,586	1,575	7,951	6,658	1,293	1,505
学級数	9,885	6,656	2,504	59	215	169	46	451
教員数	16,343	9,736	4,829	99	667	542	125	1,012
職員数	1,909	1,320	384	11	90	73	17	104

※教員数・職員数は非常勤講師等を含みません。

※学校数は小学校、中学校ともに分校各1校を含みます。高等学校9校に ついては実学校数です。

市立小・中学校及び義務教育学校の 児童・生徒数の推移 (平成30~35年度: 推計)



【H29 以前】5月1日現在の実数(個別支援学級、夜間学級、分校及び附属中学校の 児童生徒数を含む)

【H30~35】推計値(個別支援学級、夜間学級、分校及び附属中学校の児童生徒数を除く) ※義務教育学校の前期課程は小学校、後期課程は中学校に含む。

学校教育事務所設置場所 (★M在地)



※学校数は、平成30年4月1日現在。

3 素案に対するパブリックコメント

「第3期横浜市教育振興基本計画」素案について、以下のとおりパブリックコメントを実施し、 多くの貴重なご意見をいただきました。いただいたご意見は原案策定の参考としたほか、今後の取 組の参考にさせていただきます。

なお、いただいたご意見は市民情報センター及び各区広報相談係で閲覧いただけます。また、本 計画のホームページにも掲載しています。

1 実施概要

(1) 実施期間 平成 30 年 9 月 28 日 (金) ~平成 30 年 10 月 29 日 (月)

(2) **意見提出方法** 電子メール、FAX、郵送

(3) 素案冊子の配布部数 7,500 部

(4) 周知方法 各区役所、市民情報センター、市立図書館、行政サービスコーナー、

広報よこはま、教育委員会ホームページ、ツイッター等

2 実施結果

(1) 意見提出状況

投稿数 98 通 **意見数** 246 件

投稿手段	通数
電子メール	47
FAX	49
郵送	2
計	98

居住地	通数
市内	89
市外	3
不明	6
計	98

(2)項目別意見数

項目	意見数
計画全般	12
指標	2
特に重視するテーマ	1
柱1 主体的な学び	85
柱2 創造に向かう学び	6
柱3 支え合う風土	8
柱4 学びと育ちの連続性	54
柱5 安心して学べる学校	7
柱6 社会とつながる学校	4
柱7 いきいきと働く教職員	34
柱8 学び続ける教職員	2
柱9 安全・安心な環境	4
柱 10 地域とともに歩む学校	0
柱 11 市民の豊かな学び	1
柱 12 家庭教育の支援	1
柱 13 多様な主体との連携・協働	2
柱 14 切れ目のない支援	5
その他	18
合 計	246

(3) 特にご意見の多かった事項

内容	意見数	割合
「中学校昼食」について	50	20. 3%
【主な意見】		
● 中学校給食の実施を望む。		
● その他(家庭弁当の役割)		
「特別支援教育」について	45	18. 3%
【主な意見】		
● 一般級、個別支援学級等における、子どもの障害特性の理解をはじ		
めとする特別支援教育に関する教職員の専門性向上を望む。		
● 複数の教職員や支援員が学級運営に関わり、子ども一人ひとりの障		
害特性に応じた教育内容の充実を望む。		
● 放課後等デイサービスなどの関係機関と連携強化を進めるべき。	41	10.70/
「教職員の働き方改革」について 	41	16. 7%
【主な意見】		
● 先生方の負担を減らし、心身の健康の確保を望む。		
● 抜本的な業務内容の見直しや教職員定数増などの施策の実施を望む。		
「 不登校児童生徒への支援 」について	31	12. 6%
【主な意見】		
● 不登校が問題なのではなく、様々な学びが認められる社会の実現を		
望む。		
● 教育機会確保法※に基づく地方自治体による不登校児童生徒や保護		
者に対する情報提供や助言、その他支援が行われるようにすべき。		
● 教育委員会と民間のフリースクール等との連携を望む。		
※義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律		

(4) ご意見への対応状況

	対応状況	意見数	割合
1	ご意見を踏まえ、原案に反映したもの	26	10.6%
2	ご意見の趣旨がすでに素案に含まれているもの (賛同意見等含む)	26	10. 6%
3	ご意見として参考とさせていただいたもの	192	78. 0%
4	その他	2	0.8%

[※] 全体の意見数(246件)に対する割合については、小数点第二位を四捨五入しています。 端数処理の関係で合計が100%とならない場合があります。

4 素案からの主な変更点一覧

頁	変更箇所	変更前(素案)	変更後(原案)
	柱1施策2 「多様な教育的ニーズに対応した教育の推進」 指標 「不登校児童生徒のうち横浜教育支援センターの	【2017 年度(平成 29 年度)】 12.7%(2016 年度) 【2022 年度(平成 34 年度)】 19.8%	【2017 年度(平成 29 年度)】 12.5% 【2022 年度(平成 34 年度)】 17.4%
	支援を受けている児童生徒の割合」 柱1施策3	【2017 年度 (平成 29 年度)】	【2017 年度(平成 29 年度)】
	任1 元末3 「特別支援教育の推進」 指標 「個別支援学級の担当教員の特別支援学校教諭免 許状保有率」	小: <u>25.2%</u> 中: <u>30.8%</u>	小: <u>25.3%</u> 中: <u>31.1%</u>
	柱1施策4 「魅力ある高校教育の推進」 指標 「全日制高等学校卒業段階で英検2級相当以上の 取得割合」	【2022 年度(平成 34 年度)】	【2022 年度(平成 34 年度)】 50%
	柱 1 施策 2 「多様な教育的ニーズに対応した教育の推進」 想定事業量 「ハートフルスペース・ハートフルルームの拡張 か所数」	【2022 年度 (平成 34 年度)】 2か所	【2022 年度(平成 34 年度)】 3 か所
	柱1施策2 「多様な教育的ニーズに対応した教育の推進」 現状と課題 ○1つ目	した児童生徒数は増加傾向に あり、そのうち不登校児童生徒 数は、2012 (平成 24) 年度に	長期欠席(年間 30 日以上欠席) した児童生徒数は増加傾向にあ り、そのうち不登校児童生徒数 は、2013(平成 25)年度に比 べ約 1,100 人増加しています。
	柱1施策2 「多様な教育的ニーズに対応した教育の推進」 現状と課題 「長期欠席(不登校等)児童生徒数」グラフ	平成 24 年度から平成 28 年度 の数値	平成 25 年度から平成 29 年度の 数値
	柱 1 施策 2 「多様な教育的ニーズに対応した教育の推進」 主な取組①「不登校児童生徒への支援の充実」 取組名「不登校児童生徒への支援の在り方検討」	ートフルみなみ」の事業につい て、課題整理を踏まえ、不登校	不登校児童生徒の実態把握を踏まえ、学校の取組や、横浜教育支援センター及び「ハートフルみなみ」の事業等の課題整理を行い、不登校児童生徒支援の在り方を検討。
	柱 1 施策 2 「多様な教育的ニーズに対応した教育の推進」 主な取組①「不登校児童生徒への支援の充実」 取組名「民間教育施設等との連携」		民間教育施設との連絡会や体験 活動等の協働事業を実施すると ともに、民間教育施設との連携 の在り方を検討。
	柱1施策2 「多様な教育的ニーズに対応した教育の推進」 主な取組①「不登校児童生徒への支援の充実」		【取組名】 不登校児童生徒や保護者への情報提供 【取組内容】 個々の状況に応じた教育機会の確保や社会的自立につながる活動が行われるよう、不登校児童生徒及びその保護者に対する必要な情報の提供、助言等を実施。

頁	変更箇所	変更前(素案)	変更後(原案)
	柱 2 施策 1 「グローバル社会で活躍できる人材の育成」 指標	【2022 年度(平成 34 年度)】 40%	【2022 年度(平成 34 年度)】 50%
	「全日制高等学校卒業段階で英検 2 級相当以上の 取得割合【再掲】」		
	柱 2 施策 1 「グローバル社会で活躍できる人材の育成」 想定事業量 「スーパーイングリッシュプログラムの実施」	2017 年度 全中学校	2017 年度 140 校
	大一ハーイングウッシュプログラムの美施] 柱2施策2 「情報社会を生きる能力の育成」 主な取組①「児童生徒の情報活用能力の向上」 取組名『「情報教育の全体計画」の策定」	タンダード)41」を基に、情 報教育で育まれる情報活用能	支援 【取組内容】 情報活用能力の育成に向け、「情報教育推進プログラム」に基づ く情報教育実践推進校の実践事 例の紹介など、各校の情報教育
	柱 2 施策 2 「情報社会を生きる能力の育成」 主な取組①「児童生徒の情報活用能力の向上」 取組名「情報モラル・マナーを育成する教育の推 進」		保護者に対するフィルタリング の活用や家庭でのルールづくり の啓発及び子ども同士によるル ールづくりの推進。
	柱 3 施策 1 「豊かな心の育成」 主な取組①「考え、議論する道徳教育の推進」		喫緊の課題であるいじめの未然 防止に関しては、「友情、信頼」 「公正、公平、社会正義」「相 互理解、寛容」等の学習指導要 領上の内容項目を重視し、SN S上のいじめについても情報モ ラルに関する指導を充実しま す。
	柱 3 施策 1 「豊かな心の育成」 主な取組②「人権教育の推進」 取組名「『子どもの社会的スキル横浜プログラム』 の効果的な活用」	の積極的な関わりを自ら育む 資質・能力を身に付けられるよう、「子どもの社会的スキル横 浜プログラム」を授業や学校行	個の力を育てるとともに、個が 安心して自分らしさを発揮する ことができる集団を育てること を柱とした「子どもの社会的ス キル横浜プログラム」を授業や 学校行事の場面でより効果的に 活用。
	柱4施策2 「健康な体づくり」 主な取組③「食育の推進」 取組名「中学校昼食(ハマ弁)の充実」		利便性向上に向けた取組を検討 し、ハマ弁をより利用しやすく なる環境を整備。
	柱 5 施策 1 「安心して学べる学校づくり」 指標 1,000 人当たりの不登校児童生徒数 (小・中学校)	【2017 年度(平成 29 年度)】 15.5 人(2016 年度) 【2022 年度(平成 34 年度)】 14.1 人	【2017 年度(平成 29 年度)】 17.5 人 【2022 年度(平成 34 年度)】 16.1 人

頁		変更前(素案)	変更後(原案)
54	柱 5 施策 1 「安心して学べる学校づくり」 現状と課題 ○ 7 つ目 柱 5 施策 1	また、 <u>2016 (平成 28) 年度</u> に 新たに不登校になった児童生	また、2017 (平成 29) 年度に 新たに不登校になった児童生徒 は、不登校児童生徒全体の4割
	「安心して学べる学校づくり」 現状と課題 「いじめの認知件数及び年度内改善率」グラフ		「いじめの認知件数及び <u>年度内</u> における解消率」 平成 <u>25</u> 年度から平成 <u>29</u> 年度の 数値
	柱 5 施策 1 「安心して学べる学校づくり」 現状と課題 「学年ごとの不登校児童生徒数」グラフ	平成 <u>28</u> 年度の数値	平成 <u>29</u> 年度の数値
	柱 5 施策 1 「安心して学べる学校づくり」 主な取組①「安心して参加できる集団づくり」 取組名「子どもの社会的スキル横浜プログラム」 の効果的な活用【再掲】	の積極的な関わりを自ら育む 資質・能力を身に付けられるよう、「子どもの社会的スキル横 浜プログラム」を授業や学校行	個の力を育てるとともに、個が 安心して自分らしさを発揮する ことができる集団を育てること を柱とした「子どもの社会的ス キル横浜プログラム」を授業や 学校行事の場面でより効果的に 活用。
	柱 5 施策 1 「安心して学べる学校づくり」 主な取組②「いじめ等への組織的対応の強化」 取組名「学校生活あんしんダイヤルを通じたいじ め対応」	【取組名】 学校生活あんしんダイヤルを 通じたいじめ対応	【取組名】 いじめ相談窓口の充実 【取組内容】(追加) 若者のコミュニケーションツー ルであるSNSを活用した相談 窓口について、国や県と連携を 図りながら、導入に向けた検証 を実施。
	柱 7 施策 1 「教職員の働き方改革の推進」 想定事業量 「職員室業務アシスタントの配置校数」	【2022 年度(平成 34 年度)】 全校	【2022 年度(平成 34 年度)】 全小・中学校
	柱 7 施策 1 「教職員の働き方改革の推進」 主な取組④ 「教職員の人材育成・意識改革」 取組名「教職員庶務事務システム、IC カードによ る勤務実態の把握」	や教職員の業務の平準化や見 直し、勤務時間の適正化等に活 用。なお、高校については教職	把握した勤務実態を、効果検証 や教職員の業務の平準化や見直 し、勤務時間の適正化等に活用。 なお、高校については教職員庶 務事務システムの導入に合わせ て実施。

頁	変更箇所	変更前(素案)	変更後(原案)
78	柱 10 施策 1 「学校規模の適正化」 現状と課題 ○ 2 つ目	小規模校(小学校 11 学級以下・中学校8学級以下)では、 子ども同士がよく知り合うことができ、人間関係を密にすることができますが、友人や学級間の交流が少なくなるため、行動範囲や対人関係が狭まり、多様な個性と触れ合える機会にも恵まれにくく、人間関係を修復したり広げたりしていく力	小規模校 (小学校 11 学級以下・中学校 8 学級以下)では、子ども同士がよく知り合うことができ、人間関係を密にすることができますが、クラス替えのできない学年が生じることや、友人や学級間の交流が少なくなるため、児童生徒が集団の中で、多様な考えに触れ、認め合い、協力し合う機会が少なくなることにより、課題が生じるおそれがあります。
	柱 13 施策 1 「多様な主体との連携・協働の推進」 現状と課題 ○ 4 つ目を追加		人口減少・超高齢社会が進展する中、共生社会の実現に向けた地域づくりを進めるため、福祉等に対する子どもの理解や関心を高めることが求められています。
	柱 13 施策 1 「多様な主体との連携・協働の推進」 現状と課題 「はまっ子未来カンパニープロジェクトの実施」 協力いただいた企業等の数	2016 年度 <u>35</u> 2017 年度 <u>49</u>	2016 年度 <u>34</u> 2017 年度 <u>47</u>
93	柱 13 施策 1 「多様な主体との連携・協働の推進」 主な取組①「地域等との連携・協働の推進」		【取組名】 「地域・関係機関と連携した福祉等の活動の充実」 【取組内容】 地域や関係機関と連携し、福祉分野をはじめとする様々な活動や体験を通して、子どもが積極的に地域や社会に参画して課題解決に向けて取り組むことを推進。
	柱 14 施策 1 「福祉・医療との連携による支援の充実」 現状と課題 ○ 3 つ目を追加		教育と福祉の連携等の推進に係る国の考え方を踏まえ、障害等により特別な支援が必要な児童生徒に対し、それぞれの地域で切れ目のない支援を行うため、横浜市においても学校と地域の障害児通所支援事業所等との相互理解の促進が求められています。
96	柱 14 施策 1 「福祉・医療との連携による支援の充実」 主な取組①「福祉との連携強化」		【取組名】 学校と障害児通所支援事業所等 との連携の強化 【取組内容】 特別な支援が必要な児童生徒へ の地域での支援を充実させるため、学校と放課後等デイサービ ス事業所等、障害児通所支援事 業所との相互理解及び連携を強 化。

「横浜教育ビジョン2030」

1 横浜の教育が目指す人づくり

自ら学び 社会とつながりともに未来を創る人

2 ▮横浜の教育が育む力

「自ら学び 社会とつながり ともに未来を創る人」の育成を目指し、子どもに身に付けてほしい力を 五つの視点「知」「徳」「体」「公」「開」で表し、相互に関連付けながらバランスよく育んでいきます。

欠! 生きて はたらく知

- ○基礎・基本を身に付け、自ら問題を発見し、よりよく解決するカ
- ○主体的に考え、意欲的に学び続けるカ
- ○知識や経験を活かし、知恵をはたらかせて生きるカ

徳 豊かな心

- ○自分を大切にし、しなやかに生きるカ
- ○自分を律する態度と人を思いやる優しさ
- ○「本物」に触れることで育む豊かな感性

体 健やかな体

- ○自ら健康を保持増進しようとする態度
- ○体力づくりを通じ、心身ともにたくましく生きる力
- ○生涯にわたって運動やスポーツに親しむ態度

公公共心と社会参画

- ○自分の役割や働〈ことの意義を理解し、行動する力
- ○横浜を愛し、地域や社会のために、他者と協働するカ
- ○夢や目標を持ち、よりよい社会を創造しようとする態度

赤来を開く志

- ○自分を見つめ、多様性を尊重し、共生するカ
- ○グローバルな視野を持ち、持続可能な社会の実現に向けて行動する力
- ○進取の精神を持ち、新たな価値を創造しようとする態度

3 横浜の教育の方向性

多様性を尊重し、つながりを大切にした教育を推進します

多様性を尊重し、つながりを大切にしながら、次の四つの方向性に沿って施策や取組を進めます。

1 子どもの可能性を広げます

主体的な学び

主体的な学びを引き出し、様々な教育的ニーズに応じて、個性や能力を伸ばします。

創造に向かう学び

よりよい社会や新たな 価値の創造に向け、 学びを社会と関連付け、他者と協働する 機会を創出します。

支え合う風土

相手となから向き合うこと(想)※を大切し、多様な価値観を 記め、支え合う風土を醸成します。

学びと育ちの連続性

幼児期から社会的 自立までの成長過程 における学びや育ち の連続性を大切にし ます。

2 魅力ある学校をつくります

安心して学べる学校

教職員が子どもの理解を深め、いじめなどの課題をチームで解決し、安心して学べる学校をつくります。

社会とつながる学校

地域や社会と目標を 共有し、連携・協働す ることを通して、子ども と社会がつながる学 校をつくります。

いきいきと働く教職員

子どもが豊かに学び 育ち、教職員がいき いきと働くことができる 学校をつくります。

学び続ける教職員

教職員は自ら学び続け、資質・能力の向上を図り、使命感力 情熱を持って職責を果たします。

3 豊かな教育環境を整えます

安全・安心な環境

学校施設の計画的な建替えや保全等を進め、子どもの安全・安心を確保します。

地域とともに歩む学校

地域とともに子ども をよりよく育む教育環 境を整えます。

市民の豊かな学び

生涯にわたって主体的に学び、心豊かな生活につながるよう、 市民の学びの環境を整えます。

4 社会全体で子どもを育みます

家庭教育の支援

家庭は子どもの心身 の調和のとれた発 達、自立心の育成、 生活習慣の確立を 図り、行政は家庭教 育を支援します。

多様な主体との連携・協働

学校、家庭、地域を はじめ、国内外の 様々な関係機関や 企業等が連携・協働 し、子どもを育みま

切れ目のない支援

教育と福祉、医療等の連携により、子どもを切れ目なく支援し、自立と社会参画に向けた学びや発達を保障します。

※1 いじめをなくすために、「横浜子ども会議(2013(平成25))」で子どもたちがまとめたアピール文より

「横浜教育ビジョン2030」の解説

1 横浜の教育が目指す人づくり

自ら学び社会とつながりともに未来を創る人

複雑で変化の激しい時代、解が一つではない課題にも柔軟に向き合い、持続可能な社会の 実現に向けて、自分たちができることを考え、他者と協働し、解決していくことが重要とな ります。

横浜の教育は、子どもが主体的に考え学び続け、多様な人々や社会と関わり合うことを大切にします。個性や能力を活かしながら、夢や目標に向かってチャレンジし、よりよい社会や新たな価値を創造できる人を育みます。

2 横浜の教育が育む力

「自ら学び 社会とつながり ともに未来を創る人」の育成を目指し、子どもに身に付けてほしい力を 五つの視点「知」「徳」「体」「公」「開」で表し、相互に関連付けながらバランスよく育んでいきます。

知 生きて はたらく知

○基礎・基本を身に付け、自ら問題を発見し、よりよく解決するカ

いつの時代でも、基礎・基本は学習や生活の基盤ですが、これからは、社会とのつながりを考えながら学んだことをどのように使っていくかがますます重要になります。そのため、多面的・多角的な見方や考え方で問題を発見し、身に付けた知識や技能を使って思考力・判断力・表現力等をはたらかせながら、よりよく解決していく力を育みます。

○主体的に考え、意欲的に学び続けるカ

複雑で変化の激しい時代においては、新しいことに対する好奇心を持ちながら変化に柔軟に対応し、物事をよりよくしていこうとする意欲が、生きていく上での原動力となります。そのため、様々な課題に対して筋道を立てて主体的に考え、学ぶことの意義や楽しさを感じながら意欲的に学び続ける力を育みます。

○知識や経験を活かし、知恵をはたらかせて生きるカ

知識や情報、技術をめぐる変化の速さが加速度的になる中、的確に社会の動向を捉えることが重要です。そのため、様々な情報を色々な角度から精査したり、知識を相互に関連付けたりして、物事を深く考え、真理や本質を見極める力を磨きます。その上で、学びを人生や社会とつなげ、豊かな発想を基に、知恵をはたらかせて生きる力を育みます。

徳 豊かな心

○自分を大切にし、しなやかに生きるカ

「全国学力・学習状況調査(2017)」の結果、「自分には良いところがある」と答えた横浜市の小・中学生の割合は全国より低い状況です。自己肯定感は、自信をもって物事に取り組み、困難を乗り越える力の源となります。そのため、自己理解を深め、自分をかけがえのない存在として大切にする心を育みます。また、積極的に周りに相談するなどして変化に柔軟に対応したり、助けを求めて困難を乗り越えたりすることができるような、しなやかに生きる力を育みます。

○自分を律する態度と人を思いやる優しさ

日常生活の様々な問題や自分の生き方について関わる課題に直面したときには、主体的な判断の下に行動することが重要です。そのため、自立的な生き方や社会の形成者としてのあり方について考え、よりよく生きるための行為を自分の意志や判断によって選択し、実践しようとする態度を育みます。また、他者と共によりよく生きることができるよう、相手の立場や気持ちを思いやって行動できる優しさを育みます。

○「本物」に触れることで育む豊かな感性

自然体験や生活体験が豊富な子どもほど、自己肯定感や道徳観・正義感が高いという調査結果「青少年の体験活動等に関する実態調査(2014)」があります。身近な自然から得られる発見や感動、人と人がじかに触れ合うあたたかな交流や文化芸術の情緒豊かな世界など、様々な「本物」に触れる体験を通して、豊かな感性を育みます。

体 健やかな体

○自ら健康を保持増進しようとする態度

横浜市では、いつまでも元気に自分らしい毎日を過ごせるようにするため、自分のできるところから健康づくりを楽しむことを「健康横浜 21」に掲げ、様々な取組を進めています。食生活の大切さを理解し、望ましい生活習慣や楽しく運動する習慣を身に付けることで、自分の心身の健康を保持増進しようとする態度を育みます。

○体力づくりを通じ、心身ともにたくましく生きる力

「小中学校児童生徒体力・運動能力調査(2016)」によると、横浜市の小・中学生の体力は全国より低い状況にあり、運動をする子どもとそうでない子どもの二極化傾向も見られます。体力は、意欲や気力といった精神面の充実にも深く関わっており、人間の健やかな成長を支え、豊かで充実した生活を送ることにもつながります。そのため、体を動かす楽しさや心地よさを味わい、自ら進んで運動やスポーツを継続的に行い、心身ともにたくましく生きる力を育みます。

○生涯にわたって運動やスポーツに親しむ態度

一人ひとりの興味関心に応じて運動やスポーツに親しむことは、生活をより豊かに送ることにつながります。また、運動やスポーツには粘り強くあきらめないで取り組み、目標を達成する喜びもあります。「ラグビーワールドカップ 2019」「東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会」の経験を踏まえ、関係機関や企業等と連携した取組等を通して、運動やスポーツに対する関心を高め、生涯にわたって運動やスポーツを「する、みる、支える、知る」の多様な関わり方で親しむ態度を育みます。

公 公共心と社会参画

○自分の役割や働くことの意義を理解し、行動するカ

「我が国と諸外国の若者の意識に関する調査(2013)」の結果、社会問題への関心や自分の社会参加において、日本の若者の意識は諸外国と比べて低い状況です。そのため、学んでいることを社会と関連付ける工夫などを通して、身近な出来事や社会問題への興味関心を高めます。その上で、家庭や地域における役割も含めた幅広い視点で働くことの意義を理解し、社会的・職業的自立に向けて、自分の役割と責任を自覚し、行動する力を育みます。

○横浜を愛し、地域や社会のために、他者と協働する力

大規模災害の発生を契機に、改めて地域や社会の絆の重要性が認識されています。横浜では、多くの市民が横浜に対して愛着や誇りを感じており、豊富な人材と、活発な市民活動が特徴です。日頃から、横浜の魅力を発見する機会や、地域社会とのつながりについて学ぶ機会を通して、地域や社会のために自分ができることを考え、他者と協働しながら課題解決を図ることができる力を育みます。

○夢や目標を持ち、よりよい社会を創造しようとする態度

「全国学力・学習状況調査(2017)」の結果、将来の夢や目標を持っている横浜市の小中学生の割合は全国と比べて低い状況です。様々な分野で活躍する人や身近な尊敬できる人との出会いなどを通して、自分らしい夢や目標を持ち、生き方を考えようとする態度や、よりよい社会をつくるために、自ら考え行動し続ける態度を育みます。

開 未来を開く志

○自分を見つめ、多様性を尊重し、共生するカ

グローバル化や価値観の多様化が一層進む中、年齢や性別、国籍や文化の違い、障害の有無等に関わらず、全ての人がお互いの人権や尊厳を大切にし、支え合い、いきいきとした人生を送ることができる共生社会の実現が求められています。そのため、自分の内面と向き合い、自他の違いを受け止めながら、価値感や背景の異なる相手ともコミュニケーションを図ることを大切にします。その中で、共感的に理解したり、合意を形成したりするなど、共に生きていく力を育みます。

○グローバルな視野を持ち、持続可能な社会の実現に向けて行動するカ

経済、社会、環境をめぐる地球規模の課題が深刻化する中、「持続可能な開発目標(SDGs)」の 達成を目指し、世界中の国や企業、市民団体等が取組を進めています。そこで、横浜はもとより日本 の歴史や伝統文化を深く理解し、また、世界で起きている出来事にも幅広く関心を持ち、持続可能な 社会の実現に向けて身近なところから行動する力を育みます。

○進取の精神を持ち、新たな価値を創造しようとする態度

横浜には開港以来、国内外から人が集まり、常に新しい技術や文化を積極的に取り入れていく進取の精神が育まれてきました。急速に変化する社会では、その先に起こる変化を予測し、行動することで、新たな未来を切り開いていくことが求められます。そのため、横浜がこれまで培ってきた進取の精神や国際都市としての多様性を強みとし、既成概念や慣習を打破してイノベーションを起こすなど、新たな価値を創造しようとする態度を育みます。

※2 2015 (平成 27) 年9月「国連持続可能な開発サミット」にて、全会一致で採択された開発目標。先進国を 含む、国際社会全体の目標として、2030 年を期限とする包括的な 17 の目標を設定している。

3 横浜の教育の方向性

多様性を尊重し、つながりを大切にした教育を推進します

「自ら学び 社会とつながり ともに未来を創る人」を目指して、多様な価値観や個性を尊重し、子どもや学校を取り巻く、様々な「ひと、もの、こと」のつながりを大切にします。その上で、次の四つの方向性に沿って施策や取組を進めます。そのために、学校や行政だけでなく、家庭、地域、関係機関、企業等、子どもの成長に関わる人が、方向性を共有し、一体となって教育を推進します。

1 子どもの可能性を広げます

- □主体的な学びを引き出し、様々な教育的ニーズに応じて、個性や能力を伸ばします。
 - ○子ども自身が興味を持って積極的に学ぶとともに、学習活動を振り返って次につなげることができるよう授業改善を推進します。そのために、エビデンスに基づいた指導・支援を行うとともに、ICT をはじめとするテクノロジーの効果的な活用、調査研究の充実等を図ります。
 - ○特別支援教育や日本語指導、登校支援など、学習や発達を取り巻く教育的ニーズに応じて、連続性のある多様な学びの場が用意されていることや、多様な個性や能力を伸ばす視点を重視します。
- □よりよい社会や新たな価値の創造に向け、学びを社会と関連付け、他者と協働する 機会を創出します。
 - ○学んでいることを社会と関連付け、自分の思いや考えを基に身近な生活をよりよくしたり、自分 の未来や持続可能な社会のあり方について考えを広げ深めたりする機会を創出します。
 - ○知識や経験を相互に関連付けながら課題解決を図る機会や、他者と協働し、試行錯誤しながら物事を成し遂げる機会を創出します。
- □相手と心から向き合うこと(想)を大切にし、多様な価値観を認め、支え合う風土を醸成します。
 - 〇人権教育の充実や「考え、議論する道徳」の展開、いじめのない風土づくりに向けた取組等を通して、子どもが相手と心から向き合うことを大切にします。
 - ○集団の中で目標に向かって力を合わせ、ぶつかり合い、わかり合い、励まし助け合うことを通して、個々の違いを認め合いながら、ともに学び育つ風土づくりを進めます。
- □幼児期から社会的自立までの成長過程における学びや育ちの連続性を大切にします。
 - ○幼児教育から高等教育までを視野に入れ、目指す子どもの姿や育む力を共有し、前の段階での教育が次の段階で生かされるよう、教育課程等の効果的で円滑な接続を図ります。
 - ○小中一貫教育を一層推進するとともに、幼保小中高の連携を進めていきます。
 - ○社会的自立に向けて、発達の段階に応じたキャリア教育を進めていきます。

2 魅力ある学校をつくります

- □ 教職員が子どもの理解を深め、いじめなどの課題をチームで解決し、安心して学べる 学校をつくります。
 - ○子どもの思いをしっかりと受け止め、安心して学ぶことができる学校をつくります。そのために、いじめや不登校など、複雑化・困難化する児童生徒指導上の課題について、個人で対応するのではなく、児童支援・生徒指導専任教諭を中心としたチームによる指導・支援を進めます。
 - ○校長のマネジメント力や危機管理力の向上により、迅速かつ適切な判断のもと、カウンセラーやスクールソーシャルワーカー、弁護士や医師等の専門家を積極的に活用し、子どもの抱える課題のよりよい解決を図ります。
- □地域や社会と目標を共有し、連携・協働することを通して、子どもと社会がつながる 学校をつくります。
 - ○「よりよい学校教育を通してよりよい社会を創る」という目標を学校と社会が共有し、連携・協働しながら、新しい時代に求められる資質・能力を子どもたちに育むという考え方に基づき、学校運営協議会等を活用しながら、「社会に開かれた教育課程」を実現します。
 - ○子どもや地域の実態を踏まえて設定する学校教育目標を実現するため、校長のリーダーシップの もと、学校全体として、教科等や学年を超えて教育活動や組織運営の改善を図っていきます。
 - ○各学校の自主的・自律的な学校運営を尊重しながら、学校や子ども、地域の実態を踏まえた支援 をしていきます。
- □子どもが豊かに学び育ち、教職員がいきいきと働くことができる学校をつくります。
 - ○働きやすい環境の整備等に向けた業務改善の取組とともに、ワーク・ライフ・バランスを着実に 推進し、教職員が働きがいを感じながら心身ともに健康でいきいきと働くことで、教育の質を向 上させ、子どもが豊かに学び育つことができる学校をつくります。
 - ○学校の業務改善支援、専門スタッフの配置や教職員の担うべき業務の精選等、教職員の働き方改 革を進めることにより、教職員が子どもとしっかり向き合う時間が確保できる、魅力的で持続可 能な環境を目指します。
- □教職員は自ら学び続け、資質・能力の向上を図り、使命感や情熱を持って職責を果たします。
 - ○全ての学校管理職・教職員が、学校の置かれた状況の変化に対応し、よりよい学校を作っていく ために、人材育成指標等に基づき、自身のキャリアステージに応じて自ら学び続け、不断の努力 を重ねながら、教育に対する使命感と情熱を持って職責を果たしていきます。
 - ○採用方法の改善により、より優れた人材を確保していくとともに、大学との連携・協働の推進等により、教員の養成と育成をより一体的に進めていきます。あわせて、校内0 J T・メンターチームの活動支援や、研究、研修の充実を図ることにより、意欲と能力を最大限に発揮できる人材育成をより一層進めます。

3 豊かな教育環境を整えます

- □学校施設の計画的な建替えや保全等を進め、子どもの安全・安心を確保します。
 - ○「横浜市立小・中学校施設の建替えに関する基本方針」に基づき、築 70 年を超えない範囲で、計画的に学校施設の建替えを進めます。
 - ○学校施設の建替えや老朽化対策にあたっては、子どもの教育環境の向上を第一に考え、子どもが 安全に、安心して、そして快適に過ごすことができる環境を整備します。

- □地域とともに子どもをよりよく育む教育環境を整えます。
 - ○学校は、子どもが多くの時間を過ごす学習・生活の場であるとともに、地域の防災や生涯学習等 にも活用され、地域におけるまちづくりの様々な役割を担っていく場になります。
 - ○学校施設の建替え時には、建替えでなければ解消できない施設の機能面の課題解決のほか、学校 規模の適正化の検討や、教育効果の向上が見込むことのできる他施設との複合化等について留意 し、地域とともに子どもをよりよく育むための教育環境を整えます。
- □生涯にわたって主体的に学び、心豊かな生活につながるよう、市民の学びの環境を整えます。
 - ○市民が自分の興味や関心に応じて主体的に学び続け、心豊かな生活につながるよう、読書活動の 推進や図書館サービスの充実、横浜の歴史に関する学習の場の充実を図ります。
 - ○市民の貴重な財産を次世代に引き継ぐため、文化財の保護・保全を進めるとともに、大人や子どもの学習の場としての活用や観光資源としての魅力向上を図ります。
 - ○市民が身近な課題に気づき、解決に向けて主体的に行動していくことができるよう、「学び」と「活動」の循環を支援します。

4 社会全体で子どもを育みます

- □家庭は子どもの心身の調和のとれた発達、自立心の育成、生活習慣の確立を 図り、行政は家庭教育を支援します。
 - ○子どもは、保護者など特定の大人との継続的な関わりの中で、愛され、大切にされることで、生きる上での基盤となる基本的信頼感を育んでいきます。これを踏まえ、家庭は子どもの心身の調和のとれた発達を図り、自立心の育成や生活習慣の確立に努めます。
 - ○家族形態の変容や地域のつながりの希薄化など、家庭での教育を行うことが困難な状況が指摘されています。行政は、各家庭の自主性を尊重しつつ、地域や学校、幼児教育施設等と連携し、保護者への学習の機会及び情報の提供を進め、保護者同士のつながりや地域との交流を促進することにより、保護者が安心して、家庭での教育を行うことができるよう支援します。
- □学校、家庭、地域をはじめ、国内外の様々な関係機関や企業等が連携・協働し、 子どもを育みます。
 - ○より多くの保護者や地域住民等が学校運営に積極的に参画することで、地域と学校が双方向で関わる協働活動を推進するとともに、市長部局や警察等関係機関との連携強化により、登下校時の安全確保等を図りながら、地域全体で子どもを育みます。
 - ○地域人材だけでなく、国内外の教育機関や企業、民間団体等と子どもの成長に向けた目標を共有 しながら連携・協働し、教育内容の充実を図ります。
 - ○子どもが積極的に地域や社会に参画して課題解決に向けて本気で取り組むことを推進し、子どもの挑戦する姿を厳しくもあたたかく受け止めてくれるような地域コミュニティを形成していくことで、人づくりと地域づくりの好循環を生み出していきます。
- □教育と福祉、医療等の連携により、子どもを切れ目なく支援し、自立と社会参画に 向けた学びや発達を保障します。
 - ○全ての子どもの豊かな学びや育ちのため、教育と福祉、医療等が連携し、貧困や児童虐待など、 様々な課題を抱える子ども一人ひとりに寄り添って支えます。
 - ○学校だけでは解決が困難な課題においては、学校と幼児教育施設や区役所、児童相談所、地域療育センター、医療機関、地域の団体等が連携し、役割分担をしながら切れ目なく支援することにより、子どもの自立と社会参画に向けた学びや発達の保障につなげていきます。



2018 (平成 30) 年 12 月発行 横浜市教育委員会事務局 教育政策推進課 〒231-0017 横浜市中区港町 1 - 1

電 話 045-671-3243 FAX 045-663-3118

■意見一覧及び意見に対する考え方・対応

No.	項目	頂いたご意見(概要)	姚沈	ご意見に対する考え方
1	計画全般	第3期横浜市教育振興基本計画の骨子は、従来	2	頂いたご意見を踏まえながら、教育
		の 5 項目である「育む力」を基本として 14 柱が組		施策を推進してまいります。
		まれ、各柱には現状と問題を具体的に踏まえた上		
		で施策が立ち上げて判りやすい計画案だと思う。		
2	計画全般	この教育振興基本計画は、製造・販売会社の「長	3	本計画は、教育基本法第17条第2項
		期5か年経営計画」とそっくりではないか。教育		に基づく法定の「地方公共団体におけ
		は、製造・販売会社とは目的と手段が全く異なる		る教育の振興のための施策に関する基
		世界であるのに、計画がそっくりの内容でよいは		本的な計画」として位置付けます。各
		ずがない。教育目標や目標達成の方法は、その地		学校は、「横浜教育ビジョン 2030」等を
		域・学校ごとに違って当たり前。あたかも「規格		踏まえ、子どもの発達段階や、学校・
		人間大量生産」のごとく同じ顔・同じ考えをもっ		地域の状況に応じて学校教育目標を設
		た人間を作ることを目的としているのではないか		定し、それぞれの目標に向かって子ど
		と、大変危惧している。横浜市教育委員会は、こ		もを育んでいきます。
		のような基本計画を作成するのではなくて、学校		頂いたご意見は、今後の取組の参考
		現場の教育環境の整備を進めるための予算獲得計		にさせていただきます。
		画を作成し、人づくりに対する「先行投資」のた		, -
		めにより多くの予算を獲得する努力をするべきで		
		ある。人づくりへの先行投資なくして、日本会社		
		の将来も地域の発展もなしと言っても過言ではな		
		い。具体的には、ゆとりある教育を達成するため		
		の少人数学級の実現と教職員の増員(1学級教員		
		2人制=世界の先進国の常識)、中学校給食の実		
		現、給食時間の確保、教員の勤務時間の短縮、職		
		員室の人間らしく働く場づくり、先生・生徒を縛		
		り付けている部活動・校則の見直しなど、多くの		
		予算を必要とするものばかりである。		
3	計画全般	方向性2、方向性3について、特に、柱5と柱	3	本計画は、「横浜教育ビジョン 2030」
		9、柱6と柱10の施策がほとんど同じである。徒		の示す「教育の方向性」に基づいて構
		に柱を増やすより、方向性を分かりやすくまとめ		成しています。頂いたご意見は、今後
		た方がよいのではないかと思われる。		の取組の参考にさせていただきます。
4	計画全般	「基本計画」は、「ビジョン 2030」を念頭に、教	2	頂いたご意見を踏まえながら、教育
		育現場における課題問題点を抽出し、その解決の		施策を推進してまいります。
		ための今後 5 年間に実施すべき具体的な施策が、		
		定量的な目標とともに、記載されており、関係者		
		の意識の高さ及び課題解決に対する意欲が感じら		
		れるものとなっている。		
5	計画全般	計画は、長期計画になればなるほど、臨機応変	3	本計画は、施策ごとに、指標、想定
		な対応が不可欠となる。また、高い目標を設定し		事業量、主な取組を掲げ、PDCAサ
		た場合、途中の計画の修正は、必須事項と言って		イクルに基づき進捗管理を行います。
		も言い過ぎではない。計画に1項目を設け、いつ		頂いたご意見は、今後の取組の参考に
		計画の修正を検討するのか、その場合はどのよう		させていただきます。
		な検討をするのか等を明記することが理想的であ		. •
		る。また、計画の進捗状況をモニターする部署が、		
		定期的に進捗をネット上で状況公表するなどの施 策を実施することで、計画の透明性を確保でき、		
		東を美施することで、計画の透明性を確保でき、 多方面からの意見を得ることができるという付加		
		多方面からの息見を得ることができるという行加 価値を得られる。少なくとも、「2年後には、その		
		時点における社会情勢、財政事情等を勘案し、必		
		要に応じ見直しを行う」程度を計画に記述する必		
		要はあると考える。		
<u> </u>		200	l	

No.	項目	頂いたご意見(概要)	郊状况	ご意見に対する考え方
6	計画全般	「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」が制定され、学校、学校外における子どもの多様な学びの場の確保・充実が求められている。この法律の制定について、広く周知されるように願う。資料に教育基本法と併せて確保法も掲載していただきたい。	3	当該法律の制定は大変重要と考え、 柱1施策2及び柱5施策1に、当該法 律の趣旨を踏まえ、学校や学校外にお ける多様な学びの場を確保することの 重要性を示しています。学校関係者等 への周知に努めてまいります。頂いた ご意見は、今後の取組の参考にさせて いただきます。
7	計画全般	全体として、時世にあったテーマは網羅されており、とてもバランスの取れた計画となっていると思った。学びのセーフティネットとなるようすべての子どもたちに教育の機会を設けているだけでなく、SSH、SGHといった先進的な取り組みも進んでいる横浜は、子供を育てるに値する地域と感じた。	2	頂いたご意見を踏まえながら、教育 施策を推進してまいります。
8	計画全般	友人から今回のパブリックコメントについて聞き、投稿させて頂いたが、一部分の方々な訳で、学校にお便り等を出し、横浜市全体に知らせるべきだと思う。	3	パブリックコメント実施に当たっては、素案冊子及び概要版を市民情報センター、各区広報相談係、横浜市立図書館、行政サービスコーナー、地区センターにおいて配付し、広報よこはま(10月号)で掲載しました。また、横浜市町内会連合会、区連合町内会、市PTA連絡協議会等で素案内容とパブリックコメント実施について、説明を行いました。頂いたご意見は、今後の取組の参考にさせていただきます。
9	計画全般	何を元に計画されたのか経緯に関する説明文も 必要かと思う。子ども・子育て支援事業計画と内 容的に重なる部分が多々ある。今後は両者の計画 を同期して、内容的にも連携・集約する形で計画 を立ててほしい。	3	本計画の策定に当たっては、「横浜市中期4か年計画2018~2021」をはじめ、子育てや福祉等の各分野別の計画等と関連する部分について、整合を図っています。頂いたご意見は、今後の取組の参考にさせていただきます。
10	計画全般	学校現場では「英語」「道徳」など学習内容が新たに増え、それに伴う研修や報告が求められるなど、子どもたちも教職員も多忙でゆとりがなくなってきている。高校では各校の「特色づくり」を求められ、特別支援学校では子どもの障害の多様化・重度重複化などにより、教職員の負担が増し、超過勤務は常態化したままである。教育条件整備の遅れ、部活動指導などが更に拍車をかけ、精神的に追い込まれ、休職する教職員も後を絶たない。今後の具体的な5か年計画で「第3期横浜市教育振興基本計画」策定に当たっては、教育費の完全無償化、安全に学習できる教育環境整備のための予算の増額、人員加配による教職員の負担軽減について横浜市独自の具体的施策を盛り込んでほしい。	3	本計画では、「基本姿勢」として「持続可能な学校への変革を目指した教職員の働き方改革の着実な実施」等を示しています。また、「特に重視するテーマ」として、「新学習指導要領の着実な実施と主体的な学びの実現」、「多様なニーズに対応した特別支援教育の推進」等を示しています。頂いたご意見は、今後の取組の参考にさせていただきます。

No.	項目	頂いたご意見(概要)	姚浌	ご意見に対する考え方
11	計画全般	教育振興基本計画は市立学校に働く管理職だけではなく、非正規の教職員も含めた全教職員の教育の指針であるべきものだと思う。そもそもこの計画は、内容の是非はともかくとして、あまりにも項目と内容が多い。本当にひとり1人の教職員がこの計画のすべてを身につけて欲しいと考えて素案を作成されたのか。基本計画の可能な限りのスリム化を求める。	3	本計画は、地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画として定めるものです。各学校は、「横浜教育ビジョン 2030」等を踏まえ、子どもの発達段階や、学校・地域の状況に応じて学校教育目標を設定し、それぞれの目標に向かって子どもを育んでいきます。
12	計画全般	市立学校に働く全教職員とくに教員の願いは学級づくりと授業を通して、子どもたちが日々成長していくことである。新しい施策を求めてはいない。同時にこの願いの実現は勤務時間内に取り組まれるべきものである。ところが、担任の正規教員がメンタルを含む、さまざまな理由で職場を離れ、その代替職員が見つからないため、70歳前後の元教員が、管理職から懇願されて、非常勤であるにも拘わらず、学級担任の仕事を請け負うなどの事例が相次いでいる。この事態はまだこのように表面化しない潜在的事態をふまえても、今回のような素案で横浜の教育は前進していくと考えるのか。教育振興基本計画に盛られたあれこれの「施策」の実行よりは、毎日の地道な教室(学年、学校)での教職員の実践を支え、励ますための教育条件整備こそが市教委の責務だと考える。	3	教職員の働き方改革については大変 重要と考え、柱7に施策や指標等を示 しています。具体的な取組については、 「横浜市立学校教職員の働き方改革プ ラン」に沿って進めてまいります。頂 いたご意見は、今後の取組の参考にさ せていただきます。
13	指標	予算確保の面からも数値指標は大切と考えるが、当然理解してもらっていることだが教育の成果を数値化することの危険性を十分理解の上活用してほしいと考える。市民の皆さんの中では数字が独り歩きし、混乱を招く場合がある。でき売れば指標一覧は基本計画からは抜いたほうがいいと考える。基本計画全体としては策定した皆様の熱意と子どもたちへの思いが伝わる。是非具体の施策に反映させてもらえればありがたい。	3	計画期間内に実施した施策の成果等を測る一つの基準として、客観的数値として把握できる指標や子どもの実感を問う指標等を設定しました。頂いたご意見は、今後の取組の参考にさせていただきます。
14	指標	現状にくらべて目標値が高すぎる。現在の子ども達の状況はこれからの世の中の動き(少子化の激化と格差の増大)を考えての数値だろうか。教師や学校現場は現在の状況を維持するだけで大変だ。	3	客観的な根拠に基づく教育政策を推 進するため、計画期間内に実施した施 策の成果等を測る一つの基準として、 客観的指標として把握できる指標や子 どもの実感を問う指標等を設定してい ます。目標値については、全国や他自 治体の状況等を参考に、本市の現状を 踏まえて設定しています。頂いたご意 見は、今後の取組の参考にさせていた だきます。

No.	項目	頂いたご意見(概要)	姚规	ご意見に対する考え方
15	特に重視す	「子どもが地域・社会とのつながりを通して、	3	頂いたご意見は、今後の取組の参考
	るテーマ	新たな価値を創造する力を育みます。」や、柱6、柱11、柱13などに関係する提案である。神奈川県最大となるような大型の天体望遠鏡を寄贈してくださるかたがいる。大型天体望遠鏡を収納できる直径5m程度のドームか、天井開閉式の収納庫を市で用意してもらえれば、ボランティアベースの住民運用によって、児童生徒の天体観察やクラブ活動、一般市民の学習に活用できそうだ。魅力あるまちづくりによって若い世代の流入をはかる必要がある。「天文台のあるまち」がほかにはない魅力づくりにも貢献できると思う。学校利用と生涯学習で活用できる市民運営の公開天文台を長浜公		にさせていただきます。
		園に設置してはどうか。		
16	柱1 主体的な 学び	小学校高学年における一部教科分担制に伴うチーム学年経営の強化について、他県でも教科分担制が行われた例があるが、その際、教員の時間管理や、教員間の連携が今後の課題であるという意見があった。横浜市ではそれらの課題を改善するための具体的な方策をすでに用意した上で計画を実行しようとしているのか。一部教科分担制を導入している学校としていない学校では、人事異動を行う際に学校の運営形態が違うため人事での配慮はされるのか。素案17ページのコラムの教職員の働き方改革でワークライフバランスが推進されるとあるが、根拠は何か。教科に特化して人事異動の際に気を配るのか、異動をした上で既存の教員の中で教科を調整し合うのか、どちらを想定しているか。素案15ページの想定事業量ではチーム学年経営の強化推進校が48校となっているが、48校を指定した根拠は何か。	3	本事業では、教科分担制を導入することで必要になる各学級の時間割調整や各教科等の学習の進捗状況管理などの学年全体のマネジメントが円滑に行われるよう、学級をもたない学年主任等のチーム・マネジャーを生み出す。また、一部教科分担制をとることに対しています。また、一部教科のできるように全が表す。また、学級担任が基本的に全て、学級担任制では、教科等を担当する学級担任制では、り、教職員間の役割分担制をとることに対しては、一部教科分担制をとることに対しては、一部教科分担制をとることに対しては、一部教科分担制をとることに対しては、一部教科分担があると考えて、教職員間の役割分担が明確になり、休暇の取得促進については、一部の取得促進については、一部の下で、対策を表で、対策を行い、対策を対します。
17	柱1 主体的な 学び	デジタル教科書の効果的な活用として、すべて の科目で使用するのではなく、図や映像を用いる ことで効果的に学習することができる理系科目に 絞るべきではないか。	3	デジタル教科書は、教科教育の分野だけでなく、特別支援教育での活用など、様々な活用方法が考えられます。 頂いたご意見は、今後の取組の参考にさせていただきます。
18	柱1 主体的な 学び	柱1施策1の取組の中でボランティアによる活用が多くあるが、ボランティアの確保や責任問題についてはどう考えているか。	3	柱13施策1において、放課後学習支援の充実等に向けた大学等との連携促進を示しています。 頂いたご意見は、 今後の取組の参考にさせていただきます。
19	柱1 主体的な 学び	柱1施策1の取組の対象が小学校なのか、中学 校なのか不明確なので成案では記載してほしい。	3	柱1施策1においては、基本的には 小・中学校を対象とした取組を記載し、 校種を限定している場合は、明記をし ています。

No.	項目	頂いたご意見(概要)	姚炾	ご意見に対する考え方
20	柱1	子供たちが主体的に学べるような学校は楽しい	2	新学習指導要領に示されている「社
	主体的な	なと思う。字や計算を学ぶことも大事かもしれな		会に開かれた教育課程」の考え方を踏
	学び	いが、PC やネット、AI など以前とは学ぶ環境もか		まえ、新時代の到来を見据えた次世代
		なり変化している。将来につながるような子供た		の教育を推進していきます。頂いたご
		ちが興味や関心をもてる事柄をワークショップ形		意見は、今後の取組の参考にさせてい
		式や、プレゼンテーションするなど、時代にそっ		ただきます。
		た教育をしてほしい。外部講師を招いて専門家や		
		先輩方の話を聞くことも、子供たちにとっては将		
		来へのきっかけになるのではないかと思う。		
21	柱1	塾に通うために親の負担が増えている。 すべて	3	頂いたご意見は、今後の取組の参考
	主体的な	の生徒が塾に通わないで県立高校に入れるだけの		にさせていただきます。
	学び	力を学校の努力で行うこと。		
22	柱1	学力学習状況調査の正答率だけを追い求めるの	2	各校では、市学力・学習状況調査結
	主体的な	は危険。間違ったところを子どもと教員が一緒に		果の分析チャート等を活用し、授業改
	学び	確認して、振り返りをしたり、改善につなげて行		善や学習支援を行っています。今後は、
		くことが大切である。		子ども一人ひとりの学力・学習状況を
				分析し、子どもや保護者と共有してい
				きます。頂いたご意見は、今後の取組
				の参考にさせていただきます。
23	柱1	林市政のもと、専任や司書の配置など進んでい	2	頂いたご意見を踏まえながら、教育
	主体的な	てありがたい。人材を有効活用してほしい。		施策を推進してまいります。
	学び			
24	柱1	横浜市学力・学習状況調査を廃止すること。こ	3	各校では、市学力・学習状況調査結
	主体的な	の調査の結果をその後の子どもたちの指導に生か		果の分析チャート等を活用し、授業改
	学び	したという実践を聞いたことがない。校内テスト		善や学習支援を行っています。今後は、
		で子どもたちの学力を付ける取組は十分可能であ		子ども一人ひとりの学力・学習状況を
		る。		分析し、子どもや保護者と共有してい
				きます。頂いたご意見は、今後の取組
				の参考にさせていただきます。
25	柱1	施策1の指標は、達成しているかどうか判断す	3	新学習指導要領、横浜教育ビジョン
	主体的な	ることが困難であること、達成したとしてもその		2030 に沿った学習活動が行われている
	学び	ことが子どもの学力や話し合う力向上につながる		かを測る一つの目安として設定してい
		とは言えない指標なので、廃止してほしい。		ます。
26	柱1	不登校児増加傾向の解決策。現在教育機関にお	3	不登校児童生徒への支援については
	主体的な	ける支援として、カウンセラーによる相談や生徒		大変重要と考え、柱1の施策2におい
	学び	指導教諭による指導が行われているようだが、問		て、横浜教育支援センターによる支援
		題が起きている根本的な原因を改善しなければ解		の充実等や、柱5の施策1において、
		決できないと思う。①生徒の家庭問題②生徒の勉		新たな不登校を生まないための「魅力
		学、学業の不振③生徒の友人関係をめぐる問題。		ある学校づくり」を示しています。頂
		子どもの家庭内でのストレスが、いじめに発展し		いたご意見は、今後の取組の参考にさ
		ていることが多くみられ、③の友人関係問題にも		せていただきます。
		連動し、不登校につながっているように思う。現		
		状では学習についていけない子ども達に学習への		
		疎外感が生まれ、やがて学校には行きたくなくな		
		るのではないだろうか。対策1として、「個性を伸		
		ばす学習」がかなり以前から提示されている反面、		
		まだまだ画一的な授業、形体であるように感じる。		
		個々の能力には相違がある事をふまえ、学力別に		
		クラス編成が小学校の段階で設置されてもよいか		
		と思う。		

No.	項目	頂いたご意見(概要)	챘뀠	ご意見に対する考え方
27	柱1	従来のハートフル事業の考え方の基本は、不登	1	頂いたご意見を踏まえ、柱1施策2
	主体的な	校児童生徒の再登校支援の施設としての機能だっ		の主な取組に、「民間教育施設との連携
	学び	たが、「義務教育の段階における普通教育に相当す		の在り方を検討」と修正いたしました。
		る教育の機会の確保等に関する法律」を踏まえ、		頂いたご意見は、今後の取組の参考に
		学校外で学ぶ機会の保障と同等の予算配分を考え		させていただきます。
		る必要がある。団体ごとに連携し、予算措置を行		
		うことは困難と考えるので、現在教育委員会との		
		連携として機能している「横浜子ども支援協議会」		
		のさらなる連携協働を提案する。当協議会を活用		
		することにより以下の改善が考えられる。①ハー		
		トフルの意義と活用方法の明確化⇔民間に通う児		
		童生徒との活用方法の明確化②学習機会の確保と		
		いう観点から、当協議会を通じて民間に通う生徒		
		への学習の機会の確保と質の向上③ICT・訪問支援		
		等を活用してどこへも繋がっていない子どもたち		
		への支援④公設民営的な「ハートフルみなみ」の 運営形態の学習支援施設を各区に設置。具体の連		
		選問が思い子首又接施設を各区に設置。 具体の連携としての提案。各区 SSW と民間教育施設との連		
		格ライン設置。各区 SSW と健康福祉局・こども青		
		少年局主管。寄り添い型学習支援、生活支援事業		
		受託団体との連絡ライン設置。各区 SSW と青少年		
		の活動拠点、放課後キッズクラブ、学童クラブと		
		の連絡ライン設置。		
28	柱1	「義務教育の段階における普通教育に相当する	1	頂いたご意見を踏まえ、柱1施策2
	主体的な	教育の機会の確保等に関する法律」の以下の条文		の主な取組に、「民間教育施設との連携
	学び	への取組が見当たらない。第三条五 国、地方公共		の在り方を検討」及び「個々の状況に
		団体、教育機会の確保等に関する活動を行う民間		応じた教育機会の確保や社会的自立に
		の団体その他の関係者の相互の密接な連携の下に		つながる活動が行われるよう、不登校
		行われるようにすること。第九条 国及び地方公		児童生徒及びその保護者に対する必要
		共団体は、不登校児童生徒に対する適切な支援が		な情報の提供、助言等を実施」と修正
		組織的かつ継続的に行われることとなるよう、不		いたしました。頂いたご意見は、今後
		登校児童生徒の状況及び不登校児童生徒に対する		の取組の参考にさせていただきます。
		支援の状況に係る情報を学校の教職員、心理、福		
		祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者間で共有することを促進するために必要な措		
		「活有用で共有することを促進するために必要な指しことの他の措を講ずるものとする。第十条 国及		
		じんかにの指を講りるものとりる。 另一来 国及 び地方公共団体は、不登校児童生徒に対しその実		
		態に配慮して特別に編成された教育課程に基づく		
		教育を行う学校の整備及び当該教育を行う学校に		
		おける教育の充実のために必要な措置を講ずるよ		
		う努めるものとする。第十一条 国及び地方公共		
		団体は、不登校児童生徒の学習活動に対する支援		
		を行う公立の教育施設の整備及び当該支援を行う		
		公立の教育施設における教育の充実のために必要		
		な措置を講ずるよう努めるものとする。第十二条		
		国及び地方公共団体は、不登校児童生徒が学校以		
		外の場において行う学習活動の状況、不登校児童		
		生徒の心身の状況その他の不登校児童生徒の状況		
		を継続的に把握するために必要な措置を講ずるも		
		のとする。第十三条 国及び地方公共団体は、不		
		登校児童生徒が学校以外の場において行う多様で		
		適切な学習活動の重要性に鑑み、個々の不登校児		

No.	項目	頂いたご意見(概要)	챘炾	ご意見に対する考え方
		童生徒の休養の必要性を踏まえ、当該不登校児童 生徒の状況に応じた学習活動が行われることとな るよう、当該不登校児童生徒及びその保護者(学 校教育法第十六条に規定する保護者をいう。)に対 する必要な情報の提供、助言その他の支援を行う ために必要な措置を講ずるものとする。第四章 夜間その他特別な時間において授業を行う学校に おける就学の機会の提供等。特に、第三条五およ び第十三条に関しては、横浜子ども支援協議会と 横浜市教育委員会の連携を通じて全国的に見ても 先駆的な取り組みが横浜市では行われているのだ から、その実態を踏まえ、「フリースクール等民間 の団体との連携の促進と情報の提供」等の具体的 な施策が「柱14」に盛り込まれるべき。		
29	柱1 主体的な 学び	教室で大人数で授業を受けることが出来ない子への学習支援をして欲しい。例えば、放課後や土日、学校以外の場所での授業や、ネットやメールを使っての家庭学習。不登校児の学習計画を立て、顔を合わせなくても、学校や先生と繋がりを持ち、学習環境を保つ事ができるのではないか。私の経験では、中学の担任の先生はごくたまに、まとめてプリント類を学校へ取りに来るように電話があるだけで、たまの面談では、いかにして、毎日学校へ通えて、教室に入れるようにするかを話し合ったが、「家庭学習」という選択肢もあれば、まだ気持ちが楽だったと思う。	1	頂いたご意見を踏まえ、柱1施策2 の主な取組に、「個々の状況に応じた教育機会の確保や社会的自立につながる活動が行われるよう、不登校児童生徒及びその保護者に対する必要な情報の提供、助言等を実施」と追記いたしました。頂いたご意見は、今後の取組の参考にさせていただきます。
30	柱1 主体的な 学び	今回資料を見て初めて、ハートフルフレンド、 ハートフルスペースというものを知った。不登校 児に対し、ハートフルフレンドやハートフルスペ ースを学校から紹介して欲しい。	1	頂いたご意見を踏まえ、柱1施策2 の主な取組に、「個々の状況に応じた教育機会の確保や社会的自立につながる活動が行われるよう、不登校児童生徒及びその保護者に対する必要な情報の提供、助言等を実施」と追記いたしました。頂いたご意見は、今後の取組の参考にさせていただきます。
31	柱1 主体的な 学び	コミュニケーションに関する個人差について。コミュニケーション能力を高めることは、現代ではますます大切なのは分かるが、一方でコミュニケーションや集団が苦痛、一人でいても寂しくないという子どもも一定数いることを先生たちは分かっていてほしい。話し言葉によるコミュ力が高いことイコール人間として高評価、のような価値観を先生方がまず問い直してほしい。スクールカーストのような序列が子どもたちの間で強く意識されており、集団に居辛い子どもがますます追い詰められているように感じる。上下の関係でなく、色々いていい、コミュ力がなくても社会にはいくらでも能力を活かして人の役に立てるポジションがあるということを先生たちから子どもに伝えてほしい。集団が苦痛でない先生方から意識改革を。	3	多様な教育的ニーズに関する教職員 の理解促進は大変重要と考え、柱1施 策2に取組を示しています。頂いたご 意見は、今後の取組の参考にさせてい ただきます。

No.	項目	頂いたご意見(概要)	枕枕	ご意見に対する考え方
32	柱1	外国人労働者及び移民等の子弟の就学支援。政	3	頂いたご意見は、今後の取組の参考
	主体的な	府は移民を含めた労働力としての外国人の受け入		にさせていただきます。
	学び	れに関する議論を開始し、日本で働く外国人労働		
		者数は過去最高を更新した。これに伴い外国人労		
		働者及び移民の就学児童は増加し、横浜市におい		
		ても増加している。「柱1」「施策2」で、外国人		
		就学児童等に対する日本語教育を主体とする様々		
		な取組が計画されているが、主として我が国での		
		教育を受ける上での最低限度の日本語能力の習得		
		のみに力点が置かれ、心理的なケアを主体とする		
		医学的な支援や経済的な支援等の教育を受ける上		
		での基盤となる語学以外の部分についてのサポー		
		トについて記述が欠如している。心理的なケアに		
		ついては、社会福祉士、精神保健福祉士及び臨床		
		心理士などの活用が考えられるが、そうした専門		
		家についても語学的素養、特に特殊言語の素養、		
		更に、異文化理解等の高度な見識を求められるこ		
		となどから、長期的な養成計画及び配置計画等に		
		触れておく必要がある。経済的な支援等について		
		は、外国人労働者等の大半が、経済的に困窮する		
		ことが予想され、財政支援に関する基準、方法等		
		を明確にするできであるし、日本人の貧困家庭の		
		就学児童への財政支援との整合性を十分にして図 るべきで、これも「基本計画」に盛り込んでおく		
		るべきで、これも「基本計画」に盛り込んでおく べきである。外国人労働者等の就学子弟の問題を		
		放置すれば、テロの脅威等の治安及び安全保障上		
		の大きな問題を引き起こしかねない。可能な限り		
		早急に「基本計画」に盛り込むべきと考える。外		
		国人子弟教育は、現在の日本、横浜市においては、		
		必ずしも大きな問題とはなっていないが、今後大		
		きな問題となることが予想される課題である。ホ		
		ームグロウンテロの温床となったのは、教育の機		
		会の不均衡とあると言われている。わが国に住む		
		ことになった若者たちを過激な思想に走らせない		
		ためにも、我が国もこの問題に真摯に取り組む必		
		要がある。「基本計画」が、各方面の意見を取り入		
		れ、修正を伴いつつも、特に、教職員の働き方を		
		変え、多くの外国人就学子弟に教育の機会を与え		
		る礎となることを希望する。		
33	柱1	不登校も選択肢としてあり、という世の中に一	3	一人の児童生徒に対し、複数の教職
	主体的な	層向かっていくことを期待する。不登校に陥った		員が関わり、多面的に児童生徒の状況
	学び	時に、担任により、対応(家庭訪問の頻度など)		を捉えることは大変重要と考え、柱5
		がばらばら。主任やカウンセラーなど、家庭との		施策1に示しています。頂いたご意見
		パイプが複数あると良い。家庭訪問なども、プレ		は、今後の取組の参考にさせていただ
		ッシャーになって辛くても遠慮して言えない子ど		きます。
		もも親もいる。担任の裁量ではなく、子どもや親		
		の希望を逆に聞いてくれても良いと思う。電話や		
		手紙がいいという希望もあると思う。担任一人が		
		抱え込むのも大変だと思うので職員間でもっとシ		
		ェアすることをきちんと確立してはどうか。		
			<u> </u>	

No.	項目	頂いたご意見(概要)	姚浌	ご意見に対する考え方
34	柱1 主体的な 学び	親たちは不登校の子や親のネットワークをほぼ ゼロから必死で探す。その集めた情報を、学校と 共有してお互い活かす手段があってもいいと思	1)	頂いたご意見を踏まえ、柱1施策2 の主な取組に、「個々の状況に応じた教 育機会の確保や社会的自立につながる
	70	う。不登校のママ友はなかなか地元で自然にはできないので。		活動が行われるよう、不登校児童生徒 及びその保護者に対する必要な情報の 提供、助言等を実施」と追記いたしま した。頂いたご意見は、今後の取組の 参考にさせていただきます。
35	柱1 主体的な 学び	いのちの授業や、1/2 成人式などで、「死のうと思う事は悪いことだ」と強く教えている様に感じるが、それでは、死にたいと思うほど辛い時に子供が誰にも言えなくなるばかりだと思う。死にたいと思ったら誰かに話す事が大事だという事を、教えてあげて欲しい。「話してくれて良かった」「いつでも話し聞くよ」「どうしたら良いか一緒に考えよう」など、返したら良いと思われるアンサーなどを学習させて継続的に話しをしやすい環境作りをして欲しい。どんな時でも必ず話しを聞くというメッセージを先生には出して頂きたい。	3	多様な教育的ニーズに関する教職員 の理解促進は大変重要と考え、柱1施 策2に取組を示しています。頂いたご 意見は、今後の取組の参考にさせてい ただきます。
36	柱1 主体的な 学び	不登校児童生徒への対応をもっと力を入れてほ しい。学校の先生や担任は、ほかの生徒のことも ありで、なかなか不登校児まで回ってない。不登 校児を対応する専門の先生。相性などもあるかと 思うので、数名いれば、その子に合った対応を模 索しながら助けることができるのではないかと思 う。不登校児を抱えて、困っている保護者が増え ている。もっと力を入れて助けてほしい。	1	頂いたご意見を踏まえ、柱1施策2 の主な取組に、「個々の状況に応じた教育機会の確保や社会的自立につながる活動が行われるよう、不登校児童生徒及びその保護者に対する必要な情報の提供、助言等を実施」と追記いたしました。頂いたご意見は、今後の取組の参考にさせていただきます。
37	柱1 主体的な 学び	不登校からひきこもりの状況の息子を持つ母で、現在親の会を開いている。計画には素晴らしいことがたくさん書かれていると思った。この素案を作り上げるために多くの方々が費やした時間や労力を想像し有難く思う。この内容が実現されていくためには、もっと多くの市民の方への周知が必要と思う。この素案をわかりやすくかみ砕き、保護者や地域の方に届ければ、関わろうと思う方が増えるのではないかと思う。	2	計画策定後、保護者や市民の方への 周知を進めてまいります。頂いたご意 見は、今後の取組の参考にさせていた だきます。
38	柱1 主体的な 学び	不登校について、当事者の声をたくさん集めていただきたい。経験した状況も先生や関連機関からうけた対応もひとつとして同じものはないという感想を持っているが、明らかに共通した思いを感じていることも事実。このことを教育関係者の方々に知っていただきたい。	1	頂いたご意見を踏まえ、柱1施策2 の主な取組に、「不登校児童生徒の実態 把握を踏まえ、学校の取組や、横浜教 育支援センター及びハートフルみなみ の事業等の課題整理を行い、不登校児 童生徒支援の在り方を検討」と修正し ました。頂いたご意見は、今後の取組 の参考にさせていただきます。

No.	項目	頂いたご意見(概要)	城級	ご意見に対する考え方
39	柱1 主体的な 学び	不登校が問題なのではなく、様々な学びが認められる社会を望む。学校に行けない事よりも、社会から孤立する状況になることが問題。これからの学校は、学校に来られなくなる子どもの人数に焦点をあてるのではなく、学校に通うことを苦しく思っている子どものことを少しでも早く、一人でも多く、気づき寄り添うことに力を入れていただきたい。心身共に病んでしまう前に救ってあげてほしい。学校で学ばせるということに力を注ぐのではなく、子どもたちが活き活きと未来を描き、社会に関わっていく力をつけることが出来る状況を作りだすことに力を注いでいただきたい。		頂いたご意見を踏まえ、柱1施策2 の主な取組に、「個々の状況に応じた教育機会の確保や社会的自立につながる活動が行われるよう、不登校児童生徒及びその保護者に対する必要な情報の提供、助言等を実施」と追記いたしました。頂いたご意見は、今後の取組の参考にさせていただきます。
40	柱1 主体的な 学び	不登校の要因について、特別な支援の必要な生徒以外にも心身の特性により、学校という場所(音・におい・先生の怒鳴り声など)や、集団の中で同じことを同じように決められた時間にすることに苦痛を感じる生徒が一定数いること。また起立性調節障害のお子さんが病に気づかず、怠けていると思い追い詰められてしまうことがあることも留意いただきたい。	3	頂いたご意見は、今後の取組の参考 にさせていただきます。
41	柱1 主体的な 学び	第13条 国及び地方公共団体は、不登校児童生徒が学校以外の場において行う多様で適切な学習活動の重要性に鑑み、個々の不登校児童生徒の休養の必要性を踏まえ、当該不登校児童生徒の状況に応じた学習活動が行われることとなるよう、当該不登校児童生徒及びその保護者に対する必要な情報の提供、助言その他の支援を行うために必要な措置を講ずるものとする。特に上記が適切に行われたら、親も子も学校に行けない、行かないという罪悪感から解放され心身を病み社会から孤立するところまで追いつめられることを防ぐことが出来るのではないかと思う。		頂いたご意見を踏まえ、柱1施策2 の主な取組に、「個々の状況に応じた教育機会の確保や社会的自立につながる活動が行われるよう、不登校児童生徒及びその保護者に対する必要な情報の提供、助言等を実施」と追記いたしました。頂いたご意見は、今後の取組の参考にさせていただきます。
42	柱1 主体的な 学び	教育相談の充実について、各学校では教職員やカウンセラー等が児童生徒や保護者に寄り添い、適切な支援や助言を行う教育相談を実施している。また、必要に応じて、心理・医療・社会福祉等の専門家や区役所等の関係機関、不登校児童生徒への支援を行う横浜教育支援センター等へつないでいる。寄り添いつなぐ先として、民間の不登校支援を続けて来た団体や、親の会、当事者の会も加えていただきたい。専門知識を持って支援していただくことは心強いが、同じ経験をしたものと話すことで得る共感もまた心の回復のために大きな力を発揮すると思われる。地域で孤立してしまわないためにも、身近な同じ経験をした方とつながることが出来るように協力していきたい。また場で集めた声を先生はじめ関係機関の方と共有できれば、より子どもの気持ちに寄り添った支援につながると思われる。		頂いたご意見を踏まえ、柱1施策2 の主な取組に、「個々の状況に応じた教育機会の確保や社会的自立につながる 活動が行われるよう、不登校児童生徒 及びその保護者に対する必要な情報の 提供、助言等を実施」と追記いたしま した。頂いたご意見は、今後の取組の 参考にさせていただきます。

No.	項目	頂いたご意見(概要)	姚浌	ご意見に対する考え方
43	柱1 主体的な 学び	各学校において、教職員やカウンセラー等が、 組織的に適切な教育相談を行うことや、学校と関係機関が「顔の見える関係」を作り、それぞれの 強みを生かした連携を図ることが求められてい る。週に1回から数回担当の学校に通い、カウン セラー室にいる事がほとんどで職員室に席もない ため先生と情報共有をすることも一苦労するとい う話を聞いたことがある。先生・カウンセラーの 方・公的機関それぞれに毎回同じことを説明した り話したりすることが苦痛だった。連携を切に願 う。	2	教育相談に関わる機関が、相互に連 携して、多様な課題を抱える児童生徒 を多角的に支援することは大変重要と 考え、柱1施策2に取組を示していま す。頂いたご意見は、今後の取組の参 考にさせていただきます。
44	柱1 主体的な 学び	学校以外の場(フリースクールやホームエデュケーション)などで学ぼうとする生徒のために、学びの場への公的支援、就学助成金なども検討していただきたい。現在の状況ではこのような場所に通いたいと思っても経済的理由で通うことを断念する方がいると思われる。経済的支援の必要な家庭の子どもが不登校になった場合においても平等に学ぶ権利を与えていただきたい。	3	学校内外における子どもの多様な学 びの場の確保、充実が大変重要と考え、 柱1施策2に示しています。頂いたご 意見は、今後の取組の参考にさせてい ただきます。
45	柱1 主体的な 学び	ハートフルスペース・ハートフルルームの拡張 も必要だと思うが、保護者への情報提供や周知も まだまだ必要だと思う。社会的自立を目指す場と いう言葉が漠然としていてわかりにくいのではな いか。「そこに行けば出席扱いされるので何とか子 どもを通わせたい。」「学校に戻すための支援をす る場。」という認識があり、「社会的自立を目指す」 という言葉がしつくりこない。		頂いたご意見を踏まえ、柱1施策2 の主な取組に、「個々の状況に応じた教育機会の確保や社会的自立につながる活動が行われるよう、不登校児童生徒及びその保護者に対する必要な情報の提供、助言等を実施」と追記いたしました。頂いたご意見は、今後の取組の参考にさせていただきます。
46	柱1 主体的な 学び	発達障害の特性を持つお子さんの不登校や、不 登校後発達障害の特性があると言われるケースを 多く聞く。一般学級の先生の支援が必要な児童生 徒への理解が深まり、また複数の教職員や支援者 が関わることで辛い思いをしている児童生徒に少 しでも早く気づくことが出来れば、不登校になる 前に救える子が増えるのではないかと思う。	3	多様な教育的ニーズに関する教職員 の理解促進は大変重要と考え、柱1施 策2に取組を示しています。頂いたご 意見は、今後の取組の参考にさせてい ただきます。
47	柱1 主体的な 学び	不登校の子どもの親の会の参加者のコメント: 不登校になった時、私はスクールカウンセラーの 先生にいろんな情報を教えて頂き、本当に助けられた。ハートフルスペースやハートフルフレンド等、これはもちろん「横浜の教育」に書かれていたが、その他にも親子で受けられるカウンセリングがあると教えて頂いた。それは横浜市でやっているカウンセリングで、それを受けると、所属中学校でのスクールカウンセリングが受けられなくなるという規則があるらしく、すごく迷った記憶がある。行動に移せるお子さんや保護者の方はハートフルは良いと思うが、悩んで行動に移せなかった私達親子には、カウンセリングの充実の方が有難かった。子どもたちにとって、通うことが楽しい学校になることを願っている。	3	小中一貫型カウンセラー配置は大変 重要と考え、柱5施策1にいじめ等、 様々な課題を抱える児童生徒に寄り添 い、専門性を生かした支援を実施する ことを示しています。頂いたご意見は、 今後の取組の参考にさせていただきま す。

No.	項目	頂いたご意見(概要)	郊状况	ご意見に対する考え方
48	柱1	私は横浜子ども支援協議会を通じて、さまざま	1)	頂いたご意見を踏まえ、柱1施策2
	主体的な	な横浜市教育委員会との連携事業に携わってき		の主な取組に、「民間教育施設との連携
	学び	た。「義務教育の段階における普通教育に相当する		の在り方を検討」と修正いたしました。
		教育の機会の確保等に関する法律」では、このよ		頂いたご意見は、今後の取組の参考に
		うな公民連携の推進が明確に謳われており、横浜		させていただきます。
		こども支援協議会を通じた教育委員会との連携事		
		業はその法律に先駆けて取り組まれてきた先進事		
		例として全国から注目されている。それにもかか		
		わらず、計画(素案)では多様な教育機会を提供		
		する民間団体と横浜市の連携について一切触れら		
		れていない。柱14の福祉・医療との連携に言及さ		
		れているのだから、すでに上位の法令で推進する		
		ことが決められている教育分野の公民連携につい		
<u> </u>		て明確な記述があってしかるべきと考える。		
49	柱1	この連携のなかには、不登校児童生徒と保護者	1	頂いたご意見を踏まえ、柱1施策2
	主体的な	への情報提供などの支援が含まれる(同法第十三		の主な取組に、「民間教育施設との連携
	学び	条)。横浜市教育委員会教育支援センターの Web サ		の在り方を検討」及び「個々の状況に
		イトに横浜子ども支援協議会の加盟団体の個別情		応じた教育機会の確保や社会的自立に
		報を掲載しているなどの先進的な取組を正しく評		つながる活動が行われるよう、不登校
		価し、さらなる推進の姿勢を基本計画に明記する		児童生徒及びその保護者に対する必要
		べき。実際、毎年横浜市教育委員会との連携で開		な情報の提供、助言等を実施」と修正
		催している不登校理解座談会に参加した不登校児		いたしました。頂いたご意見は、今後
		童生徒やその保護者からは、手厚い民間の支援が		の取組の参考にさせていただきます。
		周辺にあるにもかかわらず情報が届かない状況に		
		対して「ドーナツ現象」だとして、強い不満が毎		
		回のように出されており、教育委員会もその事実		
		を把握している。この際、基本計画に明記するこ		
		とによって、教育委員会がこれら公民連携に前向		
<u> </u>	}} 1	きに取り組める環境を整えるべき。	<u></u>	火装と体の制造は上水毛亜しまさ
50	柱1	「教育機会確保法」で規定された内容があまり	2	当該法律の制定は大変重要と考え、
	主体的な	組み込まれていないようだ。具体的には、不登校		柱1施策2及び柱5施策1に、当該法
	学び	児に対する支援の充実に関するところでの記述が 不十分だと思う。先日文科省により公表された通		律の趣旨を踏まえ、学校や学校外にお
				ける多様な学びの場を確保することの
		り不登校児の数は少子化にもかかわらず過去最多		重要性を示しています。頂いたご意見は、
		を記録した。現状の学校制度では不登校児をなく すことができないことはもはや明白である。 つね		は、今後の取組の参考にさせていただきます。
		すことができないことはもはや明白である。つね		ငြ င ် ၄) ်
		に福祉・教育の分野で主国のモデルになっている 横浜市だからこそ、柔軟に取り組めるところがあ		
		傾供用にからこて、余帆に取り組めるところかめ		
51	<u></u> 柱1	「教育機会確保法」を踏まえ、柱1の2 多様	(1)	頂いたご意見を踏まえ、柱1施策2
31	主体的な	「教育機会権保佐」を始まれ、仕102 多様 な教育的ニーズに対応した教育の推進 のところ		頃いたこ息兄を暗まん、仕1旭泉2 の想定事業量「ハートフルスペース・
	学び	で、フリースクール・フリースペースについてよ		ハートフルルームの拡張か所数」を2
	70.	し、フラーハン・ル・フラーハー・スについてよ		か所から3か所に修正しました。また、
		スペース・ハートフルルームの拡張が2箇所では		柱1施策2の主な取組に、「民間教育施
		不十分。民間のフリースクール・フリースペース		設との連携の在り方を検討」と修正い
		への支援を行い、民間の力を生かしていくべき。		たしました。頂いたご意見は、今後の
		- ANGELIA COMPANY COMP		取組の参考にさせていただきます。
	l		<u> </u>	シャルシック ハーし してく たんじゅ フロ

No.	項目	頂いたご意見(概要)	枕枕	ご意見に対する考え方
52	柱1	「教育機会確保法」に基づき、自治体は子ども	1)	頂いたご意見を踏まえ、柱1施策2
	主体的な	とその保護者に対して、学校外施設を含めさまざ		の主な取組に、「個々の状況に応じた教
	学び	まな情報を提供するよう求められている。横浜市		育機会の確保や社会的自立につながる
		でも、民間フリースクールやフリースペースにつ		活動が行われるよう、不登校児童生徒
		いて、適宜情報を把握し、市民に対して適切な情		及びその保護者に対する必要な情報の
		報提供ができるよう、提携や協力が必要。		提供、助言等を実施」と追記いたしま
				した。頂いたご意見は、今後の取組の
				参考にさせていただきます。
53	柱1	市内のNPO運営のフリースクールで講師として	1	頂いたご意見を踏まえ、柱1施策2
	主体的な	働いている。「不登校児童生徒」への支援の充実と		の想定事業量「ハートフルスペース・
	学び	して、ハートフルスペースやハートフルルームを		ハートフルルームの拡張か所数」を2
		2022 年度末までに2ヶ所増設するという目標数値		か所から3か所に修正しました。頂い
		が掲げられているが、受け皿としては量的に極め		たご意見は、今後の取組の参考にさせ
E 4	}} - 1	て不足しているのではないかと危惧している。	1	ていただきます。
54	柱1	私たちのフリースクールがある栄区では、毎年、	1)	頂いたご意見を踏まえ、柱1施策2
	主体的な学び	本郷台駅前のイルミネーション点灯式があり、区 役所の地域振興課からスクールの子どもたちに出		の主な取組に、「民間教育施設との連携の在り方を検討」と修正いたしました。
	1 0,	演の依頼をいただく。このように、いわゆる「学		頂いたご意見は、今後の取組の参考に
		校」以外の場所でも、地域の中で認められ、支え		させていただきます。
		られていると感じられる体験ができるということ		C C (12/20 & 9)
		は、子どもたちの社会的な関心と意欲を開く上で		
		たいへん重要だ。しかし現状では、個別のフリー		
		スクール・フリースペースが、活動の中で区役所、		
		公立学校、公共施設などの公的機関に別個アプロ		
		ーチをとって、関係作りをしているという状況に		
		留まっているのではないか。子どもや家庭の置か		
		れている教育的ニーズは、年々多様化している。		
		多くの児童生徒を支える横浜市として、ぜひ公式		
		な政策に「民間フリースクール等との連携」を加		
		えていただきたい。		
55	柱1	私が関わる民間フリースクールにおいては、少	3	頂いたご意見を踏まえ、柱1施策2
	主体的な	人数クラスや個別クラスにおいて、一人一人にふ		の主な取組に、「民間教育施設との連携
	学び	さわしい教育を行っている。その成果として、障		の在り方を検討」と修正いたしました。
		がいがあるなしに関わらず、不登校などのために		頂いたご意見は、今後の取組の参考に
		それぞれの学力と特性に合った教育を受け、子ど		させていただきます。
		もたちは安心して、大きく成長している姿を目の		
		当たりにしている。しかし、子どもたちとその家		
		庭においては、大きな経済的負担があり、そのた		
		めに当校への入学を断念せざるを得ない家庭や、		
		学費の滞納などの問題も見られる。これらの子ど		
		も、その家庭への義務教育相当の経済的な支援が、横浜市においては一貫して行われることを強く原		
		横浜市においては一貫して行われることを強く願う。施策・主な取組に、ハートフルスペース・ハ		
		一トフルルームの拡張個所数 2022 年度末までの想		
		定は2か所となっている点においては、すでに運		
		営されている民間フリースクール・フリースペー		
		スを支援することを強く願う。		
		/ ころ友リコーことは、原ノ。	l	

No.	項目	頂いたご意見(概要)	郊状况	ご意見に対する考え方
56	柱1 主体的な 学び	夜間中学校について、コラム欄でのみ言及しているのは、この課題に対する消極さを表している。 夜間中学の市民への周知募集活動の強化、学級数の増設、担当している教職員の勤務条件改善などをコラム欄でなく、教育振興基本計画の本文として提案してほしい。	3	頂いたご意見は、今後の取組の参考 にさせていただきます。
57	柱1 主体的な 学び	不登校児童生徒増加の解決策として、未来的見地からの小・中・高一貫教育立ち上げの中に公立の立場だからこそできる芸術・スポーツ等を将来的に伸ばせる一貫校の設立を望む。欧米や中国等には、午前中は義務教育(基礎学習教育)を行い、午後は専門分野の芸術(音楽・絵画・舞踏)・スポーツ各種を習得するといった長期間育成の教育が行われている。即ち学業を習得しながら自分の得意分野を早い時期から身につけ伸ばせる利点があると思う。	3	頂いたご意見は、今後の取組の参考 にさせていただきます。
58	柱1 主体的な 学び	発達障害の当事者である。小中問わず個別支援 級の合同運動会や宿泊学習の行事は、減らして交 流級での授業時間を増やしていったほうが個別支 援級に通う生徒の学力が上がるのではないかと思 う。	3	頂いたご意見は、今後の取組の参考 にさせていただきます。
59	柱1 主体的な 学び	校外学習では、ガイドヘルパーの同伴を認めた ほうが外出時の安心感が増すのではないかと思 う。	3	頂いたご意見は、今後の取組の参考 にさせていただきます。
60	柱1 主体的な 学び	発達障害など感覚過敏を感じている人のために 休憩ができる部屋を設けてほしい。	3	障害者差別解消法に基づく合理的配 慮の提供は大変重要と考え、柱1施策 3に取組を記載しています。頂いたご 意見は、今後の取組の参考にさせてい ただきます。
61	柱1 主体的な 学び	個別支援級には、発達障害に関する資格を持っているスタッフを常駐したほうがよいのではないかと思う。	3	個別支援学級を担当する教員の専門性向上については大変重要と考え、柱1施策3において、特別支援学校教諭免許状の取得支援や研修体制の構築を示しています。頂いたご意見は、今後の取組の参考にさせていただきます。
62	柱1 主体的な 学び	多様な学びの場の提供は、集団に馴染めない、スローステップの子どもなどに大切な場と考える。学校によって差が出ないよう、徹底することを望む。また、「特別支援」という言葉は差別に繋がる恐れがあるように思う。「多様な教育支援」などの表現をしてはと思う。	3	頂いたご意見は、今後の取組の参考 にさせていただきます。

No.	項目	頂いたご意見(概要)	枕枕	ご意見に対する考え方
63	柱1	娘は自閉症スペクトラムで、個別支援学級に在	2	個別支援学級を担当する教員の専門
	主体的な	籍している。入学前に、学区の小学校と、隣の小		性向上については大変重要と考え、柱
	学び	学校の個別クラスを見学した。学区の小学校は、		1施策3において、特別支援学校教諭
		ざわざわしていて、子供達に指示が通りにくそう		免許状の取得支援や研修体制の構築を
		だったが、隣の小学校では、みんな席に座り落ち		示しています。頂いたご意見は、今後
		着いて授業を受けていた。その差にとても驚いた。		の取組の参考にさせていただきます。
		学区の小学校に入学し、2年生の時の担任は、個		
		別支援学級の子供達にどう接していいのかわから		
		ず子供達も不安になり、保護者の私も学校の行事		
		を支援しないといられない状況だった。普通級と		
		の交流もほとんどできず、別のクラスの子供とも		
		差が出てしまった。3年生になり、今は経験も知		
		識もある先生が担任なので、子供は学校が楽し		
		い!交流級が楽しい!とすごく意欲的に動けるよ		
		うになった。先生が意欲的で知識と経験があれば、		
		どれだけ子どもの困り感が減るかわからない。も		
		っと専門性のある先生が増えることを希望する。		
64	柱1	私の娘は、現在中学2年生で、5歳でアスペル	3	障害者差別解消法に基づく合理的配
	主体的な	ガー症候群と診断された。強いこだわりはあるも		慮の提供は大変重要と考え、柱1施策
	学び	のの、大人しいタイプで、学習面では遅れもなく、		3に取組を示しています。 頂いたご意
		特別支援教育総合センターの判断で通級指導教室		見は、今後の取組の参考にさせていた
		に2年通ったが、一般級で過ごしてきた。しかし、		だきます。
		学校生活は娘にとっては難しいものだったように		
		思う。中学に入って不登校になり、家庭内で荒れ		
		て、児童相談所のお世話になり、結果、児童養護		
		施設へ行くことになった。入所施設が決まらない		
		ので、ここ数ヶ月は一時保護所にいる。一般級に		
		いても支援が必要な子どもについて、改善してほ		
		しいことを伝えたい。学校生活について。黒板の		
		字を写真に撮って印刷して欲しい。板書が遅い子		
		や、書きながら聞くという二つの動作ができない		
		子は、板書だけに必死になり、内容を理解できな		
		いため。宿題の量を全体で考えて欲しい。特に中		
		学は各教科で宿題があり、場合によっては締め切		
		りが重なり、一日の量も多くなる。改善策は思い		
		つかないが、クラスに出した宿題を先生同士で共		
		有すれば、全体量や優先順位がつけられ、子供達		
		の負担が見えるのではないか。		
65	柱1	教育者がどのような子どもに対しても「成長し	3	多様な教育的ニーズに関する教職員
	主体的な	ない」と発言する事が無い様にしてほしい。個別		の理解促進は大変重要と考え、柱1施
	学び	支援級に在籍している子供の言語の学習方法を特		策2に取組を示しています。 頂いたご
		別支援教育コーディネーターに相談したところ、		意見は、今後の取組の参考にさせてい
		「ペーパーやドリルで勉強しても、実際喋る時にはこのはwの如ハギキミュミ、一学習は埋意は、19		ただきます。
		使うのは脳の部分が違うから、学習は無意味。 IQ		
		を見ると、今の言語状態は良く出来ている方で、 頭打ちとは言わないけどこれ以上の成長は望めな		
		頭打らとは言わないけどこれ以上の成長は至めな い。」と言われた。支援者は、表に出る子どもの行		
		v '。」と言われた。 文伝有は、衣に山る丁ともり月 動を見て決めつけるのではなく、第一感情(何故		
		そうしたのか、根本の気持ち)を読む努力をして		
		ほしい。「IQ で判断してできない」や「特性上難		
		しいですね」ではなく、スモールステップでも少		
		しずつ経験や学びを積み重ねる相談援助が出来る		
		人材を育ててほしい。		

No.	項目	頂いたご意見(概要)	姚浌	ご意見に対する考え方
66	柱1 主体的な 学び	個別支援級の教室が学校の中心にあるお陰で、 個別級の前をどの学年の児童も通り、よく知って もらえ、みんなと同じように学習している姿を見 てもらい、理解に繋がっている様に思う。個別支 援級が学校のすみにあるところが多く、ほとんど の子どもが個別支援級を見た事が無いという学校 が多いので教室の場所を変えると理解が深まると 感じる。	3	頂いたご意見は、今後の取組の参考 にさせていただきます。
67	柱1 主体的な 学び	新1年生の一般級で「個別支援級で何してるの?」と子供に聞かれ、担任が「何しているんだろね~」とはぐらかしたり、授業中お友達を叩いたり立ち歩きをする子供に、他の児童が「おまえは個別支援級に行けよ」と言ったことに対し、担任が「あなたが行きなさい!」と返したり、適切なやりとりが出来ていない場面を良く目にする。先生は皆、個別支援級は、何かが出来ない子が行く場所ではない事を正しく理解し、「みんなと同じ勉強をあの教室でしているんだよ。」と自信を持って答えられる様にしていただきたい。	3	全ての子どもが安心して学べる多様 な学びの場の構築は大変重要と考え、 柱1施策3に、教職員の専門性の向上 について示しています。頂いたご意見 は、今後の取組の参考にさせていただ きます。
68	柱1 主体的な 学び	今現在、個別支援級の担任が全員、発達障害の知識が全くない先生のみとなっている。とても努力し頑張ってくださっているが、個別支援級の先生をサポートする先生が欲しい。	3	個別支援学級を担当する教員の専門性向上については大変重要と考え、柱1施策3において、特別支援学校教諭免許状の取得支援や研修体制の構築を示しています。頂いたご意見は、今後の取組の参考にさせていただきます。
69	柱1 主体的な 学び	我が子が公立小学校の個別支援学級に通っトラムと診断されている。1年生の時、支援学級のり、「全室や集団活動に入ることが困難なことがあり、「鬼だされるか大変不安だったが、「鬼いっことを本当に心がけてくださり、1年生があった。2、1年生があった。2、1年生は、基本的にはなり、で学習を進めてきるようになり、なり、また、以上の理解もあり、はないで学習をができるようになり、なり、また、以上がある。とれたり、なり、なり、なり、なり、なり、なり、なり、なり、なり、なり、なり、なり、なり		全ての子どもが安心して学べる多様な学びの場の構築は大変重要と考え、柱1施策3に、教職員の専門性の向上について示しています。頂いたご意見は、今後の取組の参考にさせていただきます。

No.	項目	頂いたご意見(概要)	姚姚	ご意見に対する考え方
		め、母親用のノートを準備し、母親が解いたもの		
		を写すという形で進めた。学校で精一杯頑張って		
		くる上に、家庭でもかなり長い時間学習をする必		
		要がある日もあった。今は、一般級の先生が宿題		
		の量を減らしてくださっているようなので、大き		
		な負担なくできているのではないかと思う。個別		
		支援級だけの学習では、本人も少し物足りなさを		
		感じるようだが、一般級の子どもと同じ教科書で		
		同じスピードでの学習も難しいようで、本人に適		
		した学習の場所が、学校の中に存在していないと		
		思う。②通学している個別支援級では、1人の先		
		生が複数の児童を担当している。娘によると、「先		
		生は忙しそう。」「おむつの子をトイレに連れて行		
		くのが忙しい。」「時々、○○くんがどっかいっち		
		やうから、先生が探しに行っている。」。その間、		
		娘は「漢字ドリルをしている。」ということ。親と		
		しても、そんな状況なのであれば、一般級の授業		
		に参加するのも良いのではないかと感じたことが		
		あった。現在、支援級に理解ある先生、あるいは、		
		知的障害・自閉症スペクトラムの子どもの学習の		
		理解の仕方に精通した先生が足りていないよう		
		だ。また、理解ある、精通した先生であっても、		
		時間がないと思う。そして、それを子どもも感じ		
		ている。こうなったらよいかもしれない。民間の		
		機関の活用。地域で学習支援を行っている放課後		
		等デイサービスとの連携。放課後等デイサービス		
		以外にも自閉症スペクトラムの児童生徒も対象と		
		した学習塾や個人塾的な場所とも連携する。週1、		
		2回、学校にきてもらい、個別学習を見てもらう。		
		児童一人に対して、あるいは数人のグループに対		
		して、個別支援級の担任・交流級の担任・児童支		
		援選任の先生・スクールカウンセラー・支援員の		
		方と、学習面でバックアップする先生(学校外部		
		もあり。習い事の先生とか。)、保護者でチームを		
		作り、学習の計画を立てる。		
70	柱1	「肢体不自由特別支援学校の充実」の項目に、	3	頂いたご意見は、今後の取組の参考
	主体的な	「北綱島分校の本校化」を追加してほしい。理由:		にさせていただきます。
	学び	平成31年4月より北綱島特別支援学校は上菅田特		
	•	別支援学校の分校に移行するが、分校の名前は極		
		力使用せず、かつ校長級の分校責任者を配置する		
		など、名称を変更するのみで実際には何も変わら		
		ないと教育長が平成30年10月12日の市会で回答		
		している。支援学校を分校とする名称のみの変更		
		であるならば、そもそも分校移行する必要が無い。		
		更に校長級の分校責任者の設置には国費からの補		
		助が無く、すべて横浜市の負担であり税金の使い		
		方として問題がある。また、現時点で分校につい		
		ての詳細は何も決まっていないよう状況である。		
		このような現場を混乱させる様な分校移行は一刻		
		も早く改めるべきなので、提案内容を追加してほ		
		LV		
		も早く改めるべきなので、提案内容を追加してほ		

No.	項目	頂いたご意見(概要)	枕枕	ご意見に対する考え方
71	柱1	近い将来に不安を感じる。地域の中学校の支援	3	頂いたご意見は、今後の取組の参考
	主体的な	級に通わせる予定だが、そうすることで高校への	0	にさせていただきます。
	学び	進学はできなくなり、自動的に選択できる進路が		
	, 0	狭まる。確かに、能力的にも、一般の高校への進		
		学は難しいと思うが、本人が、職業訓練や就職と		
		いうものの前に、もう少し学習をしたいと望んだ		
		時、勉強をできる場所が非常に限られていたり、		
		学費などもかかることが考えられたりするため、		
		不安を感じる。確かに、本人は知的障害ではある		
		が、学びたいという意欲はある。また、友達を作りない。		
		りたい、友達と一緒に勉強したい、という願いが		
		ある。その願いがどういった学校でかなえられる		
		のか、本人なりの青春を楽しむことのできる場所		
		がどこにあるのか、見えない。見えたとしても、		
		狭き門であり、経済的な負担を伴う場所である場		
		合が多く、不安だ。様々なバックグラウンドを持		
		つ人が一緒に学べる、インクルージョンな教育が、		
		行われる学校の増設。また、その学校において、		
		主・補助の担任・スクールカウンセラー等、また、		
		学習面でバックアップする先生(学校外部もあり。		
		習い事の先生とか。)、保護者でチームを作り、生		
		徒が安心して学習、生活できるように、補助する。		
		障害を持っていても持っていなくても、この世に		
		一緒に生活する人間として、同じ場所で混ざり合		
		って生活ができる社会、地域、学校であることを		
		切に願う。何かができないのであれば、周囲が基		
		準を変えれば良いかもしれない。あるいは、でき		
		ない部分を人の力や道具の力、制度でカバーする		
		こともできると思う。多種多様な人や価値観に触		
		れながら生活することで、相手を思いやることを		
		覚えたり、相手に合わせる能力をつけたり、「ちょ		
		うどよい塩梅」を見につけたりすることができる		
		と思う。人間として豊かになっていくと思う。		
72	柱1	以下のようなことが学校で今後起きていくこと	(3)	全ての子どもが安心して学べる多様
	主体的な	を希望する。1学級1担任にとらわれず、複数の教		な学びの場の構築は大変重要と考え、
	学び	員で学級運営する。(各学年補助の先生がいるな		柱1施策3に、教職員の専門性の向上
	, ,	ど)障害や特性を理解するとともに、そのことが		や特別支援教育支援員事業の充実につ
		あっても当たり前に学べる環境が作られたら良い		いて示しています。頂いたご意見は、
		と思う。(区別することで子供たちは知らない間		今後の取組の参考にさせていただきま
		(無意識) に排除や差別をすることもあるので		す。
		は?)		/ 0
73	柱1	ユニバーサルデザインを支援級はもちろん、普	2	ユニバーサルデザインの視点に基づ
13	仕 1 主体的な	通級にも取り入れてほしい。小学1年生の教室は	4	ユーハーリルアリインの視点に基づ く授業の実践は大変重要と考え、柱1
	学び	地級にも取り入れてはしい。小子1年生の教室は 特に必要。これについて講師をよんで学校や教師		へ投業の美践は入変重要と考え、仕Ⅰ 施策3に取組を示しています。頂いた
	子()、	111111111111111111111111111111111111111		1 2 1
		に指導ができるともっと良い。見やすいわかりや		ご意見は、今後の取組の参考にさせて
		すい視覚支援を充実させる。当たり前のように使		いただきます。
		えるようになるのが理想。		

No.	項目	頂いたご意見(概要)	姚浌	ご意見に対する考え方
74	柱1	下記については、知人からの話をまとめたもの。	3	全ての子どもが安心して学べる多様
	主体的な	ここ1年で以下の3つのようなことがあった。新		な学びの場の構築は大変重要と考え、
	学び	卒臨時採用の教諭になり、毎日の授業、学級運営		柱1施策3に、教職員の専門性の向上
		にいっぱいいっぱいで余裕がない。学級全体の集		について示しています。頂いたご意見
		中力がなく、常に教室がざわついている。担任に		は、今後の取組の参考にさせていただ
		なかなか通級の仕組みや子供の特性について理解		きます。
		やサポートをしてもらえない。先生から何もわか		
		らないのでと言われる。先生に理解してもらうた		
		めに子供が発達検査などを受けて、理解してもら		
		えるよう親が材料集めをしている現状。学校生活		
		をストレスに感じているようで、子供が情緒不安		
		定になっている。「疲れた。」「学校行きたくない。」		
		夕方になると「お腹が痛い。ご飯食べられない。」		
		などの発言が出るようになった。感情の起伏が激		
		しくなった。以下の2つのことがあれば上記の状		
		況は変わっていたと思う。新卒臨時採用の教員に		
		も 1 年目は指導教諭がついていたら、指導のポイ		
		ントや子供たちを観察、指導方法などのノウハウ		
		を知ることができたのでは。前任の担任からの引		
		継ぎを新担任がきちんと理解してくれていれば、		
		子供の変化もここまで大きくなかったのでは。通		
		級のノートは前任の担任からのコメントが書いて		
		あるので、読んでもらいたいと新担任にお願いし		
		たが、読んでいないように感じる。		
75	柱1	特別支援級にいる支援員のような方を、普通級	2	全ての子どもが安心して学べる多様
	主体的な	にも配置してほしい。子供の補助の先生が増えれ		な学びの場の構築のため、柱1施策3
	学び	ば軽度の発達障害の子どもから普通級にいられる		に特別支援教育支援員事業の充実を示
		ようになり、インクルーシブ教育も少しは進むか		しています。頂いたご意見は、今後の
		もしれない。とにかく学校にいる大人の目を多く		取組の参考にさせていただきます。
		する。私の子どもが遠足で支援級の子と一緒の班		
		になり、移動中突然その子がいなくなり、班の子		
		どもたちが担任に叱られたということがあった。		
		子どもに子どもの世話をさせるなんてことをした		
		上に、失敗を叱るなんて教師としては最低の行い		
		だ。インクルーシブ教育を推し進めるうえで「子		
		どもが子どもの世話をする、責任を押し付けるこ		
		と」がないようにしないと、健常児の保護者から		
		の苦情はなくならない。障害児の保護者からして		
		も、「障害児と一緒にいると思いやりを持てるよう		
		になる」と言われても、健常児のために子どもを		
		居させるなんて思ってほしくない。障害児であっ		
		てもその子に合った学習を少しずつでも進めて行		
		きたくて学校へ行っている。支援員が増えると、		
		普通級の子どもでも、忙しい担任に聞きづらいこ		
		とも、タイミング合わず聞けないことも、すぐそ		
		の場で聞いてくれる大人がいるということは、「主		
		体的に学ぼうと思う」ことにつながると思う。大		
		人に聞いてもらえない、言えない、というだけで		
		自己肯定感が減っていくからだ。		

No.	項目	頂いたご意見(概要)	姚炾	ご意見に対する考え方
76	柱1 主体的な	市と療育施設(事業所)と学校と保護者との連携を進めてほしい。放課後等デイサービスを利用	1	頂いたご意見を踏まえ、柱14施策1 に、「学校と障害児通所支援事業所等と
	生体的な	時に利用プランを立てるが、親だけに任せず、一		に、「子校と障害先週別又援事業別等と の連携の強化」を追記しました。頂い
	1 0,	人の子どもに関わる事業所と学校と親がケース会		の連携の強し、を追記しました。頃にただ意見は、今後の取組の参考にさせ
		議を行い、ひとつの個別支援計画をつくる、そん		ていただきます。
		な連携ができると、家や居場所での子どもの様子		() / () () ()
		をみんなが確認でき、統一した支援を行えると思		
		う。間に市の担当者が入ると更に、保護者の安心		
		は強くなると思う。今、香川県に在住だが、受給		
		者証のプラン立て個別支援計画は相談事業所が間		
		に入って、これを行っている。担任教師、特別支		
		援コーディネーター、校長は、子どものかかりつ		
		け医に1回でもいいから、直接、かかわり方を聞		
		いてほしい。		
77	柱1	個別支援級では、個性の強いまたは繊細な子ど	3	頂いたご意見は、今後の取組の参考
	主体的な	もに対応している先生が、やっと慣れた頃に担任		にさせていただきます。
	学び	の異動があり、子どもが不登校になったり不安定		
		になったりするので、なるだけ異動はないように		
		してほしい。大人を信頼するのに必要な時間がと		
		ても足りないと思う。子どもも保護者も頼れなく		
	م حذيا	\$3.		A a - 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1
78	柱1	支援級の教師の人数を増やしてほしい。文科省	3	全ての子どもが安心して学べる多様
	主体的な学び	が決めたことは変えられないというなら、支援員		な学びの場の構築のため、柱1施策3
	子の	を増やしてほしい。子どもが学校のプールでおぼ れたことがある。子どもは騒がず静かにおぼれた		に特別支援教育支援員事業の充実を示しています。頂いたご意見は、今後の
		そうだ。安全対策できなかったのは、大人の目が		取組の参考にさせていただきます。
		とりた。 女主		4が正り参与にさせていたにさより。
		教師がひとりに教えている時、途り絵をしたりブ		
		ロックをしていたりして学習を待たされていた。		
		学習が遅れて当たり前だと思った。		
79	柱1	中学に入ると、支援級ではテストはしない、内	3	中学校の個別支援学級の進路指導の
	主体的な	申はつかない、高校受験できない、高卒の資格は		充実は大変重要と考え、柱1施策3に
	学び	とれない、と将来の選択は狭まる。中学の支援級		取組を示しています。頂いたご意見は、
		に行って個別に勉強をしていても高校受験ができ		今後の取組の参考にさせていただきま
		るようにはできないのか。将来の選択を狭めない		す。
		ようにするために、子どもも無理して普通のクラ		
		スを選ばなければならない。支援級に居ても高校		
		受験できる方法があるといっても、そういった情		
		報が流れてこない。高校受験ができる方法を公表		
		していないから、選択できずに不安でいる人はと		
		ても多いと思う。進学に不安を持たないようにフ		
		ローを市で作って配れないか。調べようと思った		
		ときに、調べたらすぐわかるようネットで情報公		
		開をしてほしい。		

No.	項目	頂いたご意見(概要)	姚炾	ご意見に対する考え方
80	柱1	インクルーシブ教育が進み、知的障害のある子	3	柱3では、相手と心から向き合うこ
	主体的な	が普通級にいたとして、勉強が難しくて泣いたり		とを大切にし、多様な価値観を認め、
	学び	わめいたり暴れたりしても、気にしないで授業を		支え合う風土を醸成するとしていま
		受けられる教室運営を考えられるか。もし、クラ		す。頂いたご意見は、今後の取組の参
		スメイトのひとりでも支援されるべき子を貶す言		考にさせていただきます。
		葉が出るようであれば、インクルーシブ教育はや		
		め、支援級で隔離されたほうが安心で安全と思う。		
		多様性は尊重し認めることはできても受け入れる		
		ということとは違う。受け入れない子がいる限り、		
		普通級にいることは障害児にとってとても辛くな		
		5 .		
81	柱1	横浜市の学校に通っていた時の良かったこと	3	頂いたご意見は、今後の取組の参考
	主体的な	は、子どもが発達障害で特別支援学級に在籍して		にさせていただきます。
	学び	いたが、担任とは毎日の連絡帳でのやりとり、ま		
		だ発言できない子どものことでたくさん言葉を交		
		わし、配慮に欠けるといったことは全くなかった。		
		特によかったと思うのは、私の子どもは幼児の知		
		能で学校に入らなくてはならず、障害の特性で物		
		事の概念が自然に身につくことが難しいので、言		
		葉と物のマッチングや、上下右左、昨日今日明日		
		などの、学校の勉強とはほど遠い学習を、教師が		
		独自に教材を手作り、体験させながら時間をかけ		
82	柱1	市外転勤後の学習でよかったことは、子どもは	3	頂いたご意見は、今後の取組の参考
02	主体的な	養護学校に転入し、先生の手が足りているからか、	0	にさせていただきます。
	学び	学校内はとても穏やかだ。支援級時代、教室から		rece e cv reree a 7 o
	10	逃亡する子教室に入れずドアの前にずっといる子		
		や、泣いて暴れて別室へ行く子などに手を取られ		
		ているのを見ていたが、養護学校ではこのような		
		様子を見ることがない。今の学校ではパソコンの		
		授業がある。手で文字を書く時、文字が抜けたり		
		使う文字を間違えたりするのだが、パソコンでは		
		それがないそうだ。漢字は書けないが、パソコン		
		で選ぶことはできる。IPad を使って書き順を調べ		
		たりもできるようになった。公立の小学校の支援		
		級にずっと居たら、パソコンを使ってなら書ける		
		ことも、調べるということも知らないまま卒業す		
		るところだったな、と思った。横浜市の小学校も		
		パソコンやタブレットを当たり前に使うようにな		
		るといいと思う。今までのやり方にこだわらず、		
		時代の変化に伴い将来に必要になることを、これ		
		からの子どもには教えていってほしい。		

No.	項目	頂いたご意見(概要)	姚炾	ご意見に対する考え方
83	柱1	知的障害等の特別支援学校、特別支援高等学校	3	特別支援学校の充実については大変
	主体的な	を増やしてほしい。個別支援学級で勉強をする生		重要と考え、柱1施策3において取組
	学び	徒が増えている。知的の遅れがあまりない人が増		を示しています。頂いたご意見は、今
		えている。よって、特別支援高等学校に関して、		後の取組の参考にさせていただきま
		軽度の人たちはそちらへ行き、知的の遅れのある		す。
		生徒の行き場が狭き門だ。養護学校は重い生徒を		
		優先にしているようだ。ここ最近は抽選で高校 (特別支援) へ入る学校がある。 そして抽選に外れた		
		別文後) へんる子仪がめる。そして抽選に外れた 生徒は近くの学校に空きがないため、かなり遠く		
		の学校へ行くことになってしまうと。高校進学の		
		制度をもっと良くしてほしい。知的障害等のある		
		生徒がもっと入りやすい学校を増やしてほしい。		
84	柱1	中学3年 保護者。学校への不安、憤り、哀し	2	個別支援学級を担当する教員の専門
	主体的な	かったことについて。アスペルガー症候群の中学		性向上については大変重要と考え、柱
	学び	3年生。脳の特性で何かに集中していると、先生		1施策3において、特別支援学校教諭
		の話を聴き逃してしまう事があるが、その事でい		免許状の取得支援や研修体制の構築を
		つも怒られてしまう事が不満だ。特性で同じ様に		示しています。頂いたご意見は、今後
		出来ない事なのに理解してもらえなくて、本人の		の取組の参考にさせていただきます。
		努力が足りないと個別級の先生が思っている。や		
		はり特別支援教育の専門性が無い、一般の教科担		
		当の先生が個別級で教えているからだと思う。学校へ行って良かったことは、毎日、学校に通えて		
		いる事。中学の個別級の専門性が高くなる事。特		
		別支援教育をちゃんと勉強している先生に教えて		
		もらいたい。		
85	柱1	地域の中で難・困り感をもった子ども・家族と	3	障害特性に応じた個別支援学級にお
	主体的な	の関わりの多い活動をしている。知的・身体的な		ける教育の充実については大変重要と
	学び	障がいをもつ子の保護者の方たちと話をする機会		考え、柱1施策3において取組を示し
		があった。私自身、「子ども(家族)は地域の中で		ています。
		育ち、地域と共に成長していく」そうあってほし		頂いたご意見は、今後の取組の参考に
		いと思っている。地域の学校に在籍しながら、皆		させていただきます。
		とふれあい・学び・生きていく力を身につけるこ		
		とも大切なことだと思う。保護者の話だと、個別		
		支援学級の人数が増えてきているそうだ。「後天的な理由による情緒障がいの子と先天的な障がいの		
		子が、同じクラスで良いのでしょうか? 「先生の		
		対応は、だいぶ違うのでは」と話されていた。先		
		天的な障がいの子の保護者は、できるだけ専門職		
		の教員にお願いをしたいとのことだ。情緒障がい		
		の子は、学力に問題のある子は少なく、ケアによ		
		っては、普通級に戻れるチャンスがあり、進学・		
		その他に希望がもてるのだから、個別支援の同じ		
		クラスで学んでいては、もったいないと話してく		
		れた。必要とされる指導ができる教員の確保は大		
		変となるが、障がい特性に応じた支援学級教育の		
		充実を望まれていた。		

No.	項目	頂いたご意見(概要)	姚姚	ご意見に対する考え方
86	柱1 主体的な 学び	県立養護学校の管轄は、神奈川県教育委員会になることは承知しているが、横浜市にある県立養護学校において、昨年度、教職員による生徒への脅迫・虐待の事案があった。特別支援教育の推進の施策の中で、障害者差別解消法に基づく合理的配慮の提供とあるが、障害者虐待防止法についても取組に含めるべきではないかと思う。	3	頂いたご意見は、今後の取組の参考 にさせていただきます。
87	柱1 主体的な 学び	横浜型センター的機能の学校支援は評価すべき 機能だと思うが、自校の教職員に対して適切な指 導ができていない学校にセンター的機能を委ねる ことに疑問を感じる。	3	頂いたご意見は、今後の取組の参考 にさせていただきます。
88	柱1 主体的な 学び	個別級に通わせている小学6年生女子の母。計画案にもあるように近年、発達障害の子どもが増え、個別級に通う子どもの障害も様々である。多くの学校が先生の数が足りず個別級に通わせても充分な支援を受けているとは言い難いのが現状だと思う。これからは先生方全員が発達障害についてある程度の知識を持つことが必要ではないか。そして、先生方の増員、障害の程度に合わせた環境整備(学校、クラス分け)が必要だと思う。	2	障害特性に応じた個別支援学級における教育の充実については大変重要と考え、柱1施策3において取組を示しています。 頂いたご意見は、今後の取組の参考にさせていただきます。
89	柱1 主体的な 学び	特別支援教育支援員事業について、現状、有償 ボランティアという名目で、最低賃金を大幅に下 回る時給だと思う。学校現場の負担を減らし、子 どもたちのサポートを充実させるためには、より 多くの人材を集められるよう時給を上げたほうが いいと思う。	3	頂いたご意見は、今後の取組の参考 にさせていただきます。
90	柱1 主体的な 学び	基本姿勢に「持続可能な学校への変革」という 点が記されていることを特に支持する。既に公立 学校でも取り組み始められている SDGsの基本姿 勢には、「誰一人取り残さない」」持続可能で多様 性と包摂性のある社会の実現というものが示され ている。この姿勢のもと、インクルーシブ教育シ ステムの構築を推進し、多様な教育の場を、すべ ての子どもに、あらゆる教育の場で、一貫した適 切な指導や必要な支援を行うとうたわれている点 を大いに支持する。	2	全ての子どもが安心して学べる多様 な学びの場の構築は、大変重要と考え、 国のインクルーシブ教育システム構築 の考え方を踏まえながら、教職員の特 別支援教育に関する専門性向上を図る とともに、校内支援体制の充実を図っ てまいります。 頂いたご意見は、今後の参考にさせて いただきます。
91	柱1 主体的な 学び	子どもは通常級だが、心のサポートと学習教室 に授業を抜けて通っている。しかし、個人面談の 時に担任に状況を聞いても解らず、把握して無い ので先生同士で連携を取って親に報告して貰いた い。	3	教職員が連携して児童生徒を支援することは大変重要と考え、柱1施策3に特別支援教育コーディネーターを中心とした校内支援体制の充実を示しています。頂いたご意見は、今後の参考にさせていただきます。

No.	項目	頂いたご意見(概要)	姚沈	ご意見に対する考え方
92	柱1	個別級に入っていても、国語、算数以外の授業	3	障害特性に応じた個別支援学級にお
	主体的な	内容は、個に合わせることはあまりなく、子ども		ける教育の充実は、大変重要と考え、
	学び	にはまだ難しい課題の場合は学校に行かせられな		柱1施策3に取組を示しています。ま
		い。特別支援教室などの気楽に行ける場所、避難		た、特別支援教室の充実に向け、実践
		場所がないと学校での時間が増えない。自立した		研究を行うとともに、各学校において
		学校生活の経験ができない現状である。全ての学		は、特別支援教育コーディネーターが
		校において、(できれば、固定の先生が配置された)		中心となって、組織的な指導・支援体
		特別支援教室の設置をお願いしたい。嬉しいこと		制の確立を図ってまいります。頂いた
		は、子供たちは素直にできたことを評価してくれ		ご意見は、今後の参考にさせていただ
		たり、話しかけてくれたり、個別級の先生もでき		きます。
		たことを認めてくれる環境にあること。		
93	柱1	単一障害児から、重度の重複障害児まで同一校	3	頂いたご意見は、今後の取組の参考
	主体的な	で学んでいる盲・ろう特別支援学校では、教科指		にさせていただきます。
	学び	導の他、視覚・聴覚以外の専門性も求められるな		· -
	•	ど教職員の負担が大きくなっている。知的や肢体		
		不自由と同様に教職員の加配を横浜市独自で行う		
		ようにしてほしい。		
94	柱1	通級指導教室での巡回型指導は、東京の実施例	3	頂いたご意見は、今後の取組の参考
	主体的な	で明らかなように十分な教員の加配なくしては、		にさせていただきます。
	学び	教職員の負担が増大する危険がある。巡回型を実		· -
		施する場合横浜市独自に教員の加配をすることを		
		明記してほしい。		
95	柱1	知的障害があり、特別支援が必要な小学 5 年と	3	全ての子どもが安心して学べる多様
	主体的な	中学2年の子どもがいる。この子たちが学校に上		な学びの場の構築は大変重要と考え、
	学び	がる時、校長からは養護学校の方が整っているの		柱1施策3に、教職員の専門性の向上
		だから養護学校の方が絶対にいいと言われた。支		について示しています。頂いたご意見
		援級を希望していたが、学校の現状を知れば知る		は、今後の取組の参考にさせていただ
		ほどここにいては子どもたちは混乱しかしないと		きます。
		思うようになった。大人の都合で子どもが得られ		
		るはずの教育を受けることを断念せざるを得なか		
		った。特別支援を必要とする子たちの中には本人		
		の現状持っている力だけでなく、環境が大きく影		
		響する。けれど学校が変わろうとせずに何もしよ		
		うとしない校長や支援級担任がまだまだ沢山い		
		る。特総や教育事務所にも相談をしたが、結局、		
		校長が変わり、新しい校長とまた始めから議論し		
		理解を求め、それでも学校、支援のあり方はなか		
		なか変わらなかった。学校、先生たちはより良い		
		教育を行うのならば前例がないことに積極的に取		
		り組んで欲しい。特別支援教育と言われるが、ど		
		んな子に対しても困っていたら支援するのは当た		
		り前で、何も特別だとは思えない。障害を持つ子		
		に良い取り組みは必ず一般級でも良い取り組みに		
		なる。		
96	柱1	特別交援学校の充実を掲げるのならば、まず、	3	頂いたご意見は、今後の取組の参考
	主体的な	横浜市立北網島特別支援学校を本校に戻すことを		にさせていただきます。
	学び	冒頭に言及するべきである。		
97	柱1	子育て支援拠点で、ダウン症と内部障害を持つ	1)	頂いたご意見を踏まえ、柱14施策1
	主体的な	車椅子のお子さんの就学相談を受けている。全て		に、「学校と障害児通所支援事業所等と
	学び	の子どもが学ぶ機会を保障されるように、福祉や		の連携の強化」を追記しました。頂い
		医療との連携だけでなく、送迎の面などにおいて		たご意見は、今後の取組の参考にさせ
		地域との連携が欠かせない。		ていただきます。

No.	項目	頂いたご意見(概要)	枕枕	ご意見に対する考え方
98	柱1	盲・ろう特別支援学校では、視覚、聴覚のみの	3	頂いたご意見は、今後の取組の参考
	主体的な	障害の幼児児童生徒だけが通っているのではな		にさせていただきます。
	学び	く、知的、肢体不自由(盲学校においては聴覚)		
		などの重複障害児も学習している。そのため、視		
		覚・聴覚障害児のための教科指導以外にも、他の		
		障害に関する専門性が求められていて、教職員の		
		負担も大きい。知的や肢体不自由の学校同様に、		
		教職員の加配による教育活動の推進を横浜市独自		
		で行うようお願いしたい。		
99	柱1	子どもは小学6年生12歳で、IQ31、発達年齢は	3	個別支援学級を担当する教員の専門
	主体的な	3歳9ヶ月、愛の手帳はA2。小学1年生から個別		性向上については大変重要と考え、柱
	学び	級に通っている。現在の担任の先生になったのは、		1施策3において、特別支援学校教諭
		小学2年生だが、小学1年生の一年間は人生で最		免許状の取得支援や研修体制の構築を
		大の試練の年だった。新一年生の人数が多い、息		示しています。頂いたご意見は、今後
		子に手がかかることから付き添いを毎日行い、心		の取組の参考にさせていただきます。
		身共に限界を感じて、特別総合教育センターへ連		
		絡、そこから学校教育事務所に連絡、指導主事が		
		週一日来校してくれるようになった。子どもは来		
		年中学生で、地元中学個別級への進学が決まった。		
		どの小中学校の個別級の先生も同じ水準で教育で きることを切に願う。		
100	柱1	まることを切に履り。 魅力ある高校教育の推進について、すでに横浜	(3)	頂いたご意見は、今後の取組の参考
100	主体的な	市立高校の現場では特色づくりを進めているの	(3)	頂いたこ思允は、今後の収組の参考 にさせていただきます。
	学び	で、あらたな改革より、今行っている改革を人的、		(Care CV 1/2/2 & y)
	1 0.	予算的に支援してほしい。英語教育については、		
		安易な外部試験による評価は、結果的に学校教育		
		をゆがめる危険があるので慎重に対応してほし		
		い。英検の取得率という数字での評価は一面的な		
		ものなので、数字が一人歩きしないか心配である。		
		ICT機器の活用に関して、現状でも成績処理・調査		
		書作成等で安定した環境の保持に苦労している。		
		改革に伴う新たな環境整備や安全性保持にエネル		
		ギーが費やされているため、SE の配置など支援を		
		してほしい。能力のある生徒の力を伸ばす改革は		
		必要だと思うが、様々な理由で小中での学びが不		
		十分な生徒への対応が必要ではないかと考える。		
101	柱2	施策1 中学校卒業段階で英検3級相当以上の	3	頂いたご意見は、今後の取組の参考
	創造に向	取得割合を指標とすること自体を廃止してほし		にさせていただきます。
	かう学び	い。中学3年生に対して、英語の授業中に悉皆で		
		英語検定を受検させることは、一民間企業が設定		
		した目標に基づく検定試験合格が市立中学校の英		
		務教育の目標に、次第に傾いていく危険性をはら		
		んでいる。そこでは教員が教科書の内容の定着を		
		図るために独自に開発した自主的な教材が排除さ		
		れるなど自主的な教育課程の編制への制約が起こ		
		る。英語の学力定着は当該校の生徒の興味・関心		
		など実態をよく把握している各中学校の英語教員		
		が、十分その能力を発揮できるよう、条件整備に		
		尽力するべきである。		

No.	項目	頂いたご意見(概要)	姚炾	ご意見に対する考え方
102	柱2	小学校で実施されている小学校1学年からの外	3	頂いたご意見は、今後の取組の参考
	創造に向	国語活動(英語活動)については、わが国では日		にさせていただきます。
	かう学び	常的に英語を使っている人は、1%に過ぎないこ		
		と、早期英語教育そのものに関して、賛否両論あ		
		ること、市内小学校学級担任の大きな負担増のひ		
		とつとなっていることなどの声がある。児童と保		
		護者に外国語活動の授業に関するアンケートをと		
		れば肯定的な回答が寄せられるが、このことをも		
		って小学校英語による子どもと教員への負担増か		
		ら目をそらすべきではない。 特に、2020 年度実施		
		の国の新学習指導要領でも、小学校1、2年での		
		外国語活動(英語活動)は規定してない。少なく		
		とも横浜市が実施している小学校1、2年時の外		
	D -	国語活動(英語授業)は廃止してほしい。		
103	柱2	児童生徒の情報活用能力の向上について、これ	2	頂いたご意見を踏まえながら、教育
	創造に向	から益々発展する情報化社会で活躍する子どもた		施策を推進してまいります。
	かう学び	ちには、ICT を使いこなす能力は必要。ICT 環境の		
		整備を進めるだけでなく、分かりやすい授業をするという。		
		るための「デジタル教科書、自学自習ができる学		
		習コンテンツ」、先生方の授業での ICT 活用を促進		
		するための「ICT 支援員」のバランスが大切だと思		
		う。成果が出るには時間がかかるため、中期的に 取り組んでいただきたい。		
104	柱2	情報モラル・マナーについても、学習の充実を	(1)	家庭との連携による情報モラル・マ
101	創造に向	上げられているが、家庭での手本となるべき、保		ナー育成は大変重要と考え、柱2施策
	かう学び	護者のモラル・マナー不足が問題だ。学校だけで		2に保護者に対する啓発等の取組を追
	7710	は限界があるので、市として PTA を巻き込みなが		記しました。頂いたご意見は、今後の
		ら、保護者に対しての啓発を行ったほうがよいと		取組の参考にさせていただきます。
		考える。		
105	柱2	柱2の施策2および3の指標について、達成し	(3)	客観的な根拠に基づく教育政策を推
	創造に向	ていることに意味があるのか、さらに施策2につ		進するため、計画期間内に実施した施
	かう学び	いては教員への管理強化につながるおそれがある		策の成果等を測る一つの基準として、
	•	ので廃止してほしい。		客観的指標として把握できる指標や子
		-		どもの実感を問う指標等を設定してい
				ます。目標値については、全国や他自
				治体の状況等を参考に、本市の現状を
				踏まえて設定しています。頂いたご意
				見は、今後の取組の参考にさせていた
				だきます。

No.	項目	頂いたご意見(概要)	枕枕	ご意見に対する考え方
106	柱2 創造に向 かう学び	SDGs 頃の活動の紐付けを口頭で説明するのは非常に難しく、教員の負担も多いため、学校の方針や教員の認識レベルによって SDGs の浸透に学校間の格差が生じる危険性が想定される。そのため、ゲミファケーションの思想に基づき、容易に SDGs と日頃の活動の紐付けができる学習キットを提供することで、教員の負担を軽減するとともに SDGs の浸透を加速することができる。学習キットは日頃学校で行われているような活動、育成要項、横浜の時間、横浜市の課題や SDGs の 17 の目標をカード化したもので、関係性を簡単に見える化することができる。また学習キットの体験会等もあわせて実施することで、容易に導入も可能となるのではないかと考える。	3	頂いたご意見は、今後の取組の参考にさせていただきます。
107	柱3 支え合う 風土	主な取組「②人権教育の推進」の取組内容の中で、「集団への積極的な関わりを自ら育む資質・能力を身に付けられるよう」という表記があるが、「集団への積極的な関わり」を求めていくことが正しい姿勢であるという前提に大変違和感を覚える。皆で力を合わせて作り上げる場面で輪を乱し活動を阻害することは良くないとは思うが、まずは自分自身の考えややりたいことをきちんと持てることをしっかり自覚したうえで、集団に関わったり、色々な人の立場に立って物を見られたりするようになるのだと思う。「集団」に関わることにアイデンティティーを求めるようになると、思考が固まり、その集団の思想以外を排斥するようになることにつながると考える。	1	頂いたご意見を踏まえ、「個の力を育てるとともに、個が安心して自分らしさを発揮できる集団を育てることを柱とした『子どもの社会的スキル横浜プログラム』を授業や学校行事の場面でより効果的に活用」と修正しました。
108	柱3 支え合う 風土	施策中のどこかに、失敗をして良いことや考えることに時間を使って良い、ということを伝える項目が入ることを希望する。効率を求められがちな世間の風潮の中、子どもまで小さな大人になってしまうことがあってはならないと感じる。大人にとって自明の理であっても、子ども達が自分でそれを見つけたり気付いたりすることが尊いのであって、方向性や答えを示されてそれに沿うように学ぶのは、周りに迎合する思考になってしまうと思う。誰かに判断をゆだねたりすぐに賛成反対の立場を出したりするのではなく、モヤモヤした気持ちを抱えてままでも許されるような教育が必要だと考える。	3	「横浜教育ビジョン 2030」では、「教育の方向性 1 子どもの可能性を広げます」に、試行錯誤しながら物事を成し遂げる機会を創出していくことや、集団の中で個々の違いを認め合いながら、ともに学び育つ風土づくりを進めることを示しています。頂いたご意見は、今後の取組の参考にさせていただきます。

No.	項目	頂いたご意見(概要)	姚浌	ご意見に対する考え方
109	柱3 支え合う 風土	子どもたちの生活の中で、社会との接点が乏しい。高齢者や幼児、障害のある人などと、職場体験や交流行事で年に一回あるかないか、ではなく、相手との愛着が生じるほど定期的に接すること。そこから、弱者とか上から目線ではなく「いろいろいて当たり前」の人間観が実感として生まれるのではないか。教科学習のカリキュラムを削ってでも、中学生全員が日常的に高齢者と触れ合う方が、余程いい社会になると思う。福祉の分野から、いくら地域全体で支えあう社会を声高に叫んでも、教育の分野でそれを意識しないと意味がない。社会を担っていく人の心を作っていくのは人間形成期の教育の役目だ。家庭の責任も大きいが。	1	頂いたご意見を踏まえ、柱13 施策1 の「現状と課題」に「共生社会の実現 に向けた地域づくりを進めるため、福 祉等に対する子どもの理解や関心を高 めることが求められています」を追記 し、主な取組①に「地域・関係機関と 連携した福祉等の活動の充実」を追記 しました。
110	柱3 支え合う 風土	義務教育終了までに、もっと心の教育をするべき。例えば、高齢者が身近におらず大人になった人は、認知症の人が不安とか焦りから徘徊することもあって、気持ちの安定が症状の安定に繋がるということを、全然知る機会がない。心の病気のことも、みんなが「病気だ」という理解があれば当事者はずいぶん楽なのにと思う。知識がないと、周りも場合によっては本人も「怠け」で片付けて追い詰められる場合もある。中学の技術家庭科で、せっかく幼児教育を学んで幼児向けの絵本を制作するのに、実際にそれを使って幼児と触れ合う機会はない。いずれ社会に出て、色々な人がいる地域社会を支える人間を育てたいのなら、教科の知識以外にも大切なことがたくさんある。それがお互いを支えるし、自分を支えることにもなると思う。		頂いたご意見を踏まえ、柱13 施策1の「現状と課題」に「共生社会の実現に向けた地域づくりを進めるため、福祉等に対する子どもの理解や関心を高めることが求められています」を追記し、主な取組①に「地域・関係機関と連携した福祉等の活動の充実」を追記しました。
111	柱3 支え合う 風土	豊かな心の育成に向けて、人権教育は、子ども たち児童・生徒だけではなく、教職員にも必要で はないかと思う。	3	教育委員会事務局及び各学校では、 教職員向けの人権研修を実施していま す。頂いたご意見は、今後の取組の参 考にさせていただきます。
112	柱3 支え合う 風土	豊かな心の育成について、自己肯定感は全国に 比べて低いものの改善傾向であることは、これま での取組の成果が表れてきたのではと大変素晴ら しいと思う。	2	自己肯定感を高める取組を進めてまいります。頂いたご意見は、今後の参 考にさせていただきます。
113	柱3 支え合う 風土	小中学校ともに、芸術の鑑賞を取り入れる時間を増やし、そのような活動をしているグループなどに学校に来てもらったりする。机に座って何時間も勉強しているこどもたちに、もっと五感を満たせる経験をたくさんしてあげて欲しい。	2	子どもたちが文化芸術の創造性や表現力に触れる機会を通して、豊かな感性や情操を育むことは大変重要と考え、柱3施策1において、横浜市の施設、活躍している団体等と連携しながら、優れた文化芸術に触れる機会等の創出について示しています。頂いたご意見は、今後の参考にさせていただきます。
114	柱3 支え合う 風土	道徳教育の推進に当たっては、横浜の人権教育を基盤とするべき。	3	頂いたご意見は、今後の取組の参考 にさせていただきます。

No.	項目	頂いたご意見(概要)	姚浌	ご意見に対する考え方
115	柱4 学びと育ち の連続性	障害者スポーツを広めるため横浜ラポールで障害者スポーツの試合の観戦をして、障害者スポーツの競技を生徒に体験する授業を行ってほしい。	3	「東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会」を通して、運動やスポーツを「する・みる・支える・知る」ことが大変重要と考え、柱4施策2に取組を示しています。頂いたご意見は、今後の取組の参考にさせていただきます。
116	柱 4 学びと育ち の連続性	オリンピック、パラリンピック教育推進校の取 組はよいが、学校に実施を強制することはやめて ほしい。	3	オリンピック・パラリンピック教育 推進校については、学校からの応募に よる選定としております。
117	柱4 学びと育ち の連続性	子どもたちの成長期、子どもたちの体づくりは 私たち大人の責任である。未来の為に保障(健康 な体)にしていく必要がある。予算を子供たちの 為にふり分けてほしい。中学校は防災の避難場所 は拠点、ここに食の準備の場、給食室は大事では ないか。	3	頂いたご意見は、今後の取組の参考 にさせていただきます。
118	柱4 学びと育ち の連続性	部活動指導員の配置について、中学生は生徒同士のトラブルを自分達で解決できないこともある年代だと思う。テクニカルな部分は部活指導員に任せたとしても、部活動の人間関係についてはこれまでと同様かそれ以上に、先生と部活指導員が連携してみて頂きたい。現状でも不登校の理由が部活動における人間関係であるケース、また顧問の偏った考え方で子供たちを苦しめていることも多いのではと思う。また、先生が全てに責任を負うことはできないので、定期的な保護者会を通じて、保護者も生徒と部活動をバックアップできるような態勢を作っていくべきと考える。	3	頂いたご意見は、今後の取組の参考 にさせていただきます。
119	柱 4 学びと育ち の連続性	食育の推進の内容が抽象的で具体的ではない。	3	頂いたご意見は、今後の取組の参考 にさせていただきます。
120	柱4 学びと育ちの連続性	ハマ弁の喫食率の向上があげられているが、喫食率向上のための努力はすべきだが、一定期間をもって成果があがらなければ「廃止」し、代替え案の検討という選択肢を行うような計画にすべきだと思う。	3	頂いたご意見は、今後の取組の参考にさせていただきます。

No.	項目	頂いたご意見(概要)	枕枕	ご意見に対する考え方
121	柱4	横浜市では学校給食ではなくはま弁にしている	3	頂いたご意見は、今後の取組の参考
	学びと育ち			にさせていただきます。
	の連続性	大変だから、給食がいいっていうんだと思う。で		
	(0),0,1	も子どもの本心は親が作った弁当を望んでいる子		
		が大半だと思う。味と量は家の弁当のほうがいい		
		って。親は子どもの好みや量はわかっているから。		
		親が忙しいのを考えて、給食がいいとかいう子ど		
		ももいるんだよね。小学校時代の給食と比較して		
		ハマ弁のメニューは決して悪いとは思わない。だ		
		から昼ごはんを弁当の形で出すか、学校で配膳す		
		るかの違いだったら、昼休みがあって税金も少な		
		くて済んで、先生たちの忙しさを考えて今のまま		
		でいいんじゃないかって思う。要するに人と違う		
		ことをすごく敏感に感じ取る年頃の子ども達とそ		
		の親だから、多様性を認めるとか、教育理念とし		
		てはいいと思うけど、現実とは乖離してるってい		
		うこと。税金もかかる話だから、ムードに流され		
		るんじゃなくて現実的なことを教育委員会はちゃ		
		んと説明しないと。ほかの市で弁当給食やってい		
		るなら、原則弁当給食にするってのあるとは思う		
		けど、それなら栄養バランスより味とボリューム		
		優先にしたほうがいいんじゃないかな。家の弁当		
		して、そんなに栄養考えているかな、満足感一番		
		だと思う。		
122	柱4	健康な体づくりについて、食育に関して指標が	3	頂いたご意見は、今後の取組の参考
122	社社 学びと育ち			にさせていただきます。
	の連続性	健康な体づくりには繋がらないのかという点で違		(CC & CV 7C/CC & 9 °
		和感があります。		
123	柱4	中学校の昼食についての議論は、ハマ弁の良し	3)	頂いたご意見は、今後の取組の参考
120	学びと育ち			にさせていただきます。
	の連続性	はと感じる。現状共働きが増えて、母親が弁当を		rece v reree a r.
	*> X 1 1 1 1 1 1 1 1	作る時間がない、また貧困家庭との格差是正のた		
		めのハマ弁の推進は理解できるが、完全給食化で		
		はないので、一方で家庭の手作り弁当についても		
		スポットを当てるべきではないか。現状、保護者		
		が中学生の子供達にお弁当を毎日持たせているこ		
		と自体、子供の昼食のために心と時間を割いてい		
		るそれは完全給食化している自治体にはない横浜		
		の財産だと思う。私も子供のお弁当を担当してい		
		た時期があり、お弁当作ってみて初めてその価値		
		に気が付いた。お弁当作りを応援する工夫も検討		
		でえがいいた。 るがヨドッを心場する工人も使い すべきと思う。例えば、中学の入学説明会におい		
		すいさと応り。例えば、下手が八子記が云におい ては、中学生の昼食に必要な栄養について周知し、		
		お弁当作りについてもある程度の留意点を伝え、		
		その流れでハマ弁の紹介を行う。家庭科室を使用		
		した定期的な啓蒙活動。朝、お弁当作りの時間分		
		シフトして出勤することを企業側が推進するよう		
		少っ下して田勤りることを正来関が間違りるよう 働き替えを行う。特に共働き世帯において、朝食、		
		関さ音えを行う。 付に共働さ世市において、朝良、 夕食を作らない父親が多いので、父親がお弁当を		
		夕後で下りない文献が多いので、文献がわ开ヨを 作ることを推進する。		
	l	ドントにで1世半ッツ。	<u> </u>	

No.	項目	頂いたご意見(概要)	 	ご意見に対する考え方
124	柱4	「ハマ弁」の喫食率について、長い間、中学校	3	中学校昼食につきましては、給食実
	学びと育ち	給食を望んでいる一人として、現状値1.3%なら、		施に必要な施設整備費に多くの費用が
	の連続性	それも3年目であることにも関わらず、この低さ		かかることや給食室や給食センターの
		を20%にする手だてがあるのか、何としても給食		設置に必要な用地がないことなどから
		を実施しない根拠が「場所がない」「お金がかか		給食の実施は難しいと考え、早期に全
		る」の繰り返しを認めるわけにはいかない。教育		校で実施ができること、中学校の日課
		長の発言のように、共働き世帯の増加・就業形態		への影響を最小限に抑えられることな
		の多様化・社会状況の変化を受け止めるのであれ		ど実施方法や財政負担の影響等様々な
		ば、栄養バランスのとれた温もりのある食事を準		要素を比較・検討した結果、最もふさ
		備するのは大人の責任である。市民の税金は"住		わしい実施方法として横浜型配達弁当
		みよい街、ずっと住みたい誇れる街"と感じる人		「ハマ弁」を選択できる環境を整え、
		間を育てることに手厚くすべきであり、成長期の 多感な中学生に食足りてすこやかに過ごせるよう		ライフスタイルや日々の都合に合わせ てハマ弁、家庭弁当、業者弁当を選択
		多感な中子生に良足りくりこでかに週こせるよう に使って欲しい。市長・議会はパブリックコメン		Cハマガ、家庭ガヨ、未有ガヨを選択 できる仕組みとして実施しておりま
		トでの意見を30年近くも訴えてきたことを速やか		す。また、栄養面等につきましては、
		に検討して欲しい。		食品衛生法などに則った食材を利用
				し、ハマ弁のホームページで産地を表
				示しております。また、衛生管理にも
				配慮するとともに、「日本人の食事摂
				取基準2015年版」に基づき、事業者の
				管理栄養士が作成した献立を教育委員
				会の栄養士が確認して栄養バランスに
				配慮した内容で提供しております。こ
				の秋から、メニューを刷新して献立内
				容を充実したほか、当日注文の試行実
				施や一括注文の導入など、ハマ弁のリ ニューアルを実施しています。ハマ弁
				を利用しやすくなるよう、しっかりと
				取り組んでいきます。頂いたご意見は、
				今後の参考にさせていただきます。
125	柱4	子どもの健康の増進について、学校給食法第1	3	中学校昼食につきましては、給食実
	学びと育ち	条にある通り、生徒の心身の健全な発達のための		施に必要な施設整備費に多くの費用が
	の連続性	食育が必要。そのためには、中学校の給食実施が		かかることや給食室や給食センターの
		必要。遠くの工場で作られトラックで輸送されて		設置に必要な用地がないことなどから
		くる「ハマ弁」でなく、地場の食材を使った自		給食の実施は難しいと考え、早期に全
		校調理の給食を今すぐ実施を。市内全小中学校に		校で実施ができること、中学校の日課
		栄養士を配置すること。		への影響を最小限に抑えられることな
				ど実施方法や財政負担の影響等様々な 要素を比較・検討した結果、最もふさ
				おしい実施方法として横浜型配達弁当
				「ハマ弁」を選択できる環境を整え、
				ライフスタイルや日々の都合に合わせ
				てハマ弁、家庭弁当、業者弁当を選択
				できる仕組みとして実施しておりま
				す。頂いたご意見は、今後の取組の参
				考にさせていただきます。また、栄養
				面等につきましては、食品衛生法など
				に則った食材を利用し、ハマ弁のホー
				ムページで産地を表示しております。
				また、衛生管理にも配慮するとともに、
				「日本人の食事摂取基準2015年版」に 基づき、事業者の管理栄養士が作成し
			L	至ノさ、尹未白ツ百埕木食工が下成し

No.	項目	頂いたご意見(概要)	 	ご意見に対する考え方
126	柱4 学びと育ち	ハマ弁は高くて、しかも事前予約なので利用し づらいと私のまわりの人達も話している。不評で、	3	た献立を教育委員会の栄養士が確認して栄養バランスに配慮した内容で提供しております。学校栄養職員等の配置は、単独調理場の場合「児童数が550人以上の場合は全校配置」、「児童数が549人以下の場合は4校に1人配置」とする法律に基づいて行っているため、栄養士未配置の小学校については、非常勤栄養職員を配置するなどし、食物アレルギー対応や衛生管理面の充実、教職員の負担軽減を図っています。中学校では給食を実施していないため、栄養士は配置しておりません。中学校昼食につきましては、給食実施に必要な施設整備費に多くの費用が
	の連続性	値下げもしたが、見込みで作成して廃棄処分も多いと聞いた。今、政令都市で中学校給食を予定していないのは横浜市だけと聞いている。小学校の給食室とか利用してとか是非全員給食を実施してほしい。		かかることや給食室や給食センターの 設置に必要な用地がないことを対して 治食の実施は難しいと考え、早期に日 をで実施ができることがあることがでまたや がで実施ができるに抑えられることなど を実施ができるに抑えられることなど 実施方法や財政負担の影響等様なさまたが、 を実施がまたできるが、 要素を比較がしたできるが、 で実施方法を対してもるでは、できるが、 です。ないては、できるが、 です。は、できるとして、、夏季休業がよったできるは、できるは、できるとして、、夏季休業を踏まった。 できるとして、、夏季休業を踏まった。 できるといて、当日注文を踏まった。 できるといるので、当時には、またののようにといますが、 を選択できるが、またでで、 のよりりにで、 の当なが、またで、 の当なが、またが、またが、 の当なが、またが、またが、 の当なが、またが、 の当なが、またが、またが、 のかいますが、またが、 のが、またが、またが、 のが、またが、またが、 のが、 のが、 のが、 のが、 のが、 のが、 のが、 の
127	柱4 学びと育ちの連続性	横浜市が中学校給食を実施しない理由が全くわからない。子どもたちは、自分だけちがうことをとてもいやがる。みんなが同じ給食を食べることが、食育の面でも食品ロスを出さないという点でも最良の策だと思う。今、ハマ弁に使っているお金をぜひ、中学校給食に使ってほしい。こどもの貧困対策の面でも非常に有効だと思う。給食にした方が学力も向上するのではなないか。	3	中学校昼食につきましては、給食実施に必要な施設整備費に多くの費用がかかることや給食室や給食センターの設置に必要な用地がないことなどから給食の実施は難しいと考え、早期に全校で実施ができること、中学校の日課への影響を最小限に抑えられることなど実施方法や財政負担の影響等様々な要素を比較・検討した結果、最もふさわしい実施方法として横浜型配達弁当「ハマ弁」を選択できる環境を整え、ライフスタイルや日々の都合に合わせてハマ弁、家庭弁当、業者弁当を選択

No.	項目	頂いたご意見(概要)	姚湘	ご意見に対する考え方
128	柱4 学びと育ちの連続性	「注文方法の改善」として、すでに実行されてしいる当日注文システムはただちに廃止してほんにい。今年8月27日から試行が12 校 (開始当廃棄されたハマ中は、10月13日までで、すでに3000個別となっている。12月から全中学校148校でこのシステムを続行するならば、同じ2か月弱る。これが1年間であれば、さらに膨大な廃棄組の数となる。市教委がこのような施策に固執するならば、のであっても、3万個以上の廃棄が予想されず、そのお課人の総書者、市民からの批判は免れず、その結果、市教委がこれより外の他の施策に因うといることが正当な評価を受けなくなる。西金沢学園で発食とが正当な評価を受けなくなる。西金沢学園するのではなく、この学園で給食とといることが正当な評価を受けなくなる。西金沢強調するのではなく、この学園で給食と特別としていることが正当な評価を受けなくなる。西金沢強調するのではなく、この学園で給食とを特別としている。川崎でも全中学校実施と見据えたのまなかったので、横浜で全中学校実施を見据えたうえで、可能な中学校から親子方式などでの実施を開始してほしい。	3	できった。 と出ていますの日本とと出てに選及を発生してに当ないます。 と出ては、家では、家では、家では、家では、家では、家では、家では、家では、家では、家で
129	柱4 学びと育ち の連続性	食育の推進を掲げているが、現在喫食率が低く、 当日注文分の廃棄率が高いときいている「ハマ弁」 を推進していくことが、子どもたちの食育につな がるのか、とても疑問である。食育と言うのであ れば、同じ場所で全ての子どもたちが暖かい同じ 給食を口にするが、学校教育のなかで職に関する 知識や意欲を育むこと、健康な身体をつくること になるのではないか。現役の保護者や生徒の声に 耳を傾けてみてほしいと思う。	3	整するなど、食品廃棄を極力減らすよう努めていきます。頂いたご意見は、 今後の参考にさせていただきます。
130	柱4 学びと育ちの連続性	子どもの健康の増進で、中学の給食を何とか実 現してほしい。ハマ弁の喫食率を上げるのではな く、給食をしてほしい。小学校でできているのに どうして、全国の中で横浜だけがいつまでも、で きないのは納得がいかない。ハマ弁はやめてほし い。当日注文ができるようにもなったが、大量廃 棄したと聞いている。給食にすれば解決すること だと思う。	3	

No.	項目	頂いたご意見(概要)	枕枕	ご意見に対する考え方
131	柱4	少子化と言いながら何ら国も手を打たない。子	3	中学校昼食につきましては、給食実
	学びと育ち	どもの貧困は大問題。ハマ弁は売れず、残りは廃		施に必要な施設整備費に多くの費用が
	の連続性	棄、教育の現場では特に許せない。ぜひとも、中		かかることや給食室や給食センターの
		学校給食を無料で行ってほしい。子ども達の栄養		設置に必要な用地がないことなどから
		問題は重要課題と捉えてほしい。		給食の実施は難しいと考え、早期に全
132	柱4	「子どもの健康の増進」「生涯にわたって、健康	3	校で実施ができること、中学校の日課
	学びと育ち	かつ豊かな生活を送る」ための基本となるのは、		への影響を最小限に抑えられることな
	の連続性	子どもたちの日々の食生活であると考える。試行		ど実施方法や財政負担の影響等様々な
		として当日申し込みを導入しても喫食率は伸び		要素を比較・検討した結果、最もふさ
		ず、予測発注して残った「ハマ弁」は廃棄処分し		わしい実施方法として横浜型配達弁当
		ていると新聞で報じられてた。このような状況を		「ハマ弁」を選択できる環境を整え、
		生み出さざるを得ない「ハマ弁」が、この計画の		ライフスタイルや日々の都合に合わせ
		目指す健康な体づくり「食育の推進」と合致する		てハマ弁、家庭弁当、業者弁当を選択
		とは、とうてい考えられない。貧困と密接に関係		できる仕組みとして実施しておりま
		する「子どもの健康」を考えるならば、昼食時間		す。栄養面等につきましては、食品衛
		のあり方が大きな課題だ。地球規模で問題とされ		生法などに則った食材を利用し、ハマ
		ている「食品ロス」を生み出している横浜市の「ハ		弁のホームページで産地を表示してお
		マ弁」政策は、まさに大問題であり、一刻も早く		ります。また、衛生管理にも配慮する
		中止すべき。全国の公立中学校の完全給食実施率		とともに、「日本人の食事摂取基準2015
		は90.2%だ。神奈川県は27.3%で最下位。子ども		年版」に基づき、事業者の管理栄養士
		たちの心と身体を育てる上で、「学校給食」の果た		が作成した献立を教育委員会の栄養士
		している役割を確認してほしい。		が確認して栄養バランスに配慮した内
133	柱4	特に重視するテーマとして「子どもの健康の増	3	容で提供しております。なお、ハマ弁
	学びと育ち	進」があった。これは中学校給食の実施が大きな		では、生活環境により昼食の用意が困
	の連続性	力になるのではないか。今横浜が進めているハマ		難な家庭への支援を実施しておりま
		弁を2020年には20%の喫食率にするのは無理なこ		す。ネグレクトや保護者不在など家庭
		とだと思う。利用しやすいように当日注文にして		環境によりハマ弁による支援が必要な
		も、喫食率が上がらないのは、ニーズが当日の注		生徒に無償で提供する仕組みとしてお り、制度の趣旨について、家庭への周
		文ではないからである。今、試行しながら当日注 文でとりくんでいるハマ弁は毎日廃棄され、食品		り、制度の趣画について、家庭への同じ知を図るとともに、引き続き学校と連
		又でとりくんでいるハマガは毎日廃棄され、長品ロスの問題に逆行している。栄養士が配置され、		焼して、必要な生徒に支援が行き届く
		安心安全の給食をすすめてこそ、教育的に見ても		ように取組を進めてまいります。
		もっとも子どもの健康増進につながると思う。自		ハマ弁の当日注文の食品廃棄について
		校方式でみんなが一緒に食べる給食を、親子方式		は、当日注文のニーズをしっかりと把
		も視野に入れてとりくんでほしい。貧困やいじめ		握する必要があることから、試行実施
		の問題にもかかわることである。		期間中に売り切れが出ないように製造
134	柱4	中学校に給食を。日本でも有数の大都市、横浜。	(3)	数を一定程度多くしていますが、実績
	学びと育ち	それだけに横浜で育つ子どもたちも、とても人数		を踏まえながら、製造数を順次調整す
	の連続性	が多い。税金もけっして安くない。(むしろ高い。)		るなど、食品廃棄を極力減らすよう努
		その横浜の中学で全員給食がないことは、貧弱す		めていきます。頂いたご意見は、今後
		ぎる教育行政だと思う。成長期の子どもたちが、		の参考にさせていただきます。
		親とはちがう立場や角度で食文化にふれてほし		
		い。共に育つ仲間同士として、皆んなが同じ給食		
		を味わってほしい。この経験は子どもたちにとっ		
		て、たいせつな意味があると思う。今、6人に1		
		人が貧困といわれる子どもに、学校で安心して栄		
		養バランスのとれた食事を与えることは社会の、		
		教育の役割りだと思う。「政令市の中で横浜の中学		
		生だけが給食がない。」なんて汚名は早く払拭して		
		ほしい。		

No.	項目	頂いたご意見(概要)	姚沈	ご意見に対する考え方
135	柱4 学びと育ち の連続性	毎日、仕事をしている多くの方は「大変だし、お弁当の中については冷凍食品が多いので、成長期の子供に食べさせるのは心配」という方がほとんどである。生徒の中には、1人親の方もいて、お弁当を作れずお金を持たせて、コンビニで買って学校へ持っていく子、「ハマ弁は高いから」と学校が終わるまで、パン1個だけ、おにぎり1個でがまんして、授業を受けるとの事。将来、社会に出て、日本の未来をになっていく若者達にそんな事でいいのか。健全に育っていくとは思えない。子供に優しく、育っていける環境の横浜市にしてほしい。	3 3	中学校是ない。 中学校とは、のすりとは、のかいいででは、 を実施がいいで、 を実施がいいで、 をは、のというに、 を変ながいたというに、 を変ながいたが、 を変し、 をのい、 を変し、 をのい、 をの、
136		大都市横浜に給食(中学校)がないのは40年前 引越してきて驚いた。ハマ弁の実施がされている が、その費用を学校給食に使うことを多くの市民 は願っている。注文して食べない分は捨てられて いるなんて本当に驚いている。働く母親が多く、 ぜひ子供たちの成長の為、一日も早く栄養のある 中学校給食の実施を願っている。	3	中学校昼食につきましては、給食実施に必要な施設整備費に多くの費用がかかることや給食室や給食センターの設置に必要な用地がないことなどから給食の実施は難しいと考え、早期に全校で実施ができること、中学校のよとなど東施ができること、中学校の影響を最小限に抑えられることなりまたとり、実施方法として横浜型配達を表を比較・検討した結果、最もふさわしい実施方法として横浜型配達を抱いま施方法として横浜型配達を抱いまがまとして横浜型配きを設けてきるがある。また、第十二できる仕組みとして実施しております。また、衛生管理にものます。また、衛生管理にものできましてはります。また、衛生管理にものできましてはります。また、衛生管理にものできましております。また、衛生管理にものできましてはります。また、衛生管理にものできましてはります。また、衛生管理にものできなどに見いるというには、おります。また、衛生をはいる。また、衛生ではります。また、衛生ではいるというというにはいる。また、衛生をはいるというというには、おります。また、衛生ではいるというにはいるというにはいる。

No.	項目	頂いたご意見(概要)	対応状況	ご意見に対する考え方
				配慮するとともに、「日本人の食事摂取 基準2015年版」に基づき、事業者の管理栄養士が作成した献立を教育委員会 の栄養士が確認して栄養バランスに配慮した内容で提供しております。ハマ 弁の当日注文の食品廃棄については、 当日注文の二一ズをしっかりと把握する必要があることから、試行実施期間中に売り切れが出ないように製造数を一定程度多くしていますが、実績を踏まえながら、製造数を順次調整するなど、食品廃棄を極力減らすよう努めていきます。頂いたご意見は、今後の参考にさせていただきます。
137	柱4 学びと育ちの連続性	横浜の中学生にも是非給食を実施してほしい。 給食は教育の一環。みんなで食べることの大切を 強調したい。全国の給食のあり方を調べている方 から、給食があることで子ども同士、先生と子ど もの心の通いがありすばらしいことと聞いた。そ のとおりと思う。食べることの大切さ、安心して 安全で、栄養の整った給食はまったなしで必要で ある。	3	中学校昼食につきましては、給食実施に必要な施設整備費に多くの費用がかかることや給食室や給食センターの設置に必要な用地がないことなどから給食の実施は難しいと考え、早期に全校で実施ができること、中学校の日課への影響を最小限に抑えられることなど実施方法や財政負担の影響等様々な要
138		今から18年くらい前に市長への手紙で中学校給食実施へのお願いのことを書いた。その時の返事が給食場の確保、整備の予算とかが難しいというのが大きな理由だった。今の子供たちにとって食事の大切さを給食を通して学んでほしい。どうしても偏りがちな栄養をバランス良くとるのに1食でもみんなと一緒にとるというのもいいことだと思う。私は中学校給食をぜひ実現してほしいと思っている。	3	素を比較・検討した結果、最もふさわしい実施方法として横浜型配達弁当「ハマ弁」を選択できる環境を整え、ライフスタイルや日々の都合に合わせてハマ弁、家庭弁当、業者弁当を選択できる仕組みとして実施しております。また、栄養面等につきましては、食品衛生法などに則った食材を利用し、ハマ弁のホームページで産地を表
139		ハマ弁の喫食率 1.39%の原因がどこにあるかも考えずに、なぜ目標値が 20%となるのか。20%なら、子どもたちの健康状態はそれでいいのか。給食があるから栄養がある程度保たれている他の県の状況を参考にするなら、すぐに中学校給食の実施を考えるべきではないか。	3	示しております。また、衛生管理にも配慮するとともに、「日本人の食事摂取基準2015年版」に基づき、事業者の管理栄養士が作成した献立を教育委員会の栄養士が確認して栄養バランスに配慮した内容で提供しております。頂いたご意見は、今後の取組の参考にさせていただきます。

No.	項目	頂いたご意見(概要)	姚规	ご意見に対する考え方
140	柱4 学びと育ちの連続性	生涯にわたって、健康かつ豊かな生活を送ることができるよう、自ら健康をマネジメントする力の育成や、科学的根拠に基づく体力向上に取り組みますとある。この事に基づいて、ハマ弁に変わって、学校給食法、食育法に則って、「中学校給食」を川崎市に倣って早急に実施計画を作ってほしい。子どものころからの「食育」の授業は貴重なものである。教育現場の改革の為に、教職員と保護者の声を聴き尊重してほしい。かつて、学校給食の実施について、アンケートを教育委員会が取ったことがあり、90%以上が、中学校給食を望む声だった。保護者や子どもたちの声を大切にしてほしい。	3	中学校昼食につきましては、給食実施に必要な施設整備費に多くの費用がかかることや給食室や給食センターの設置に必要な用地がないことなどから給食の実施は難しいと考え、早期に全校で実施ができること、中学校の日課への影響を最小限に抑えられることなど実施方法や財政負担の影響等様々な要素を比較・検討した結果、最もふさわしい実施方法として横浜型配達弁当「ハマ弁」を選択できる環境を整え、ライフスタイルや日々の都合に合わせてハマ弁、家庭弁当、業者弁当を選択
141	学びと育ちの連続性	校給食の実施を強く希望する。	(3)	できる仕組みとして実施しております。頂いたご意見につきましては、今
142	柱4 学びと育ち の連続性	ハマ弁をいろいろ工夫して注文率をあげようとしているようだが、そんなことに熱心になるのだったら、いっそのこと完全給食に移行した方がすっきりするし、みなが喜ぶ。	3	後の参考にさせていただきます。
143	柱4 学びと育ちの連続性	1年半前まで横浜市に住んでいた保護者(子どもの一人は健常児(普通級)、1人は障害児(特別支援級))として、横浜市の学校教育がよりよくなるよう意見を投稿する。母親がお弁当を作らなくてもハマ弁は頼まない。自分で詰めてくる子がいたそう。ハマ弁は写真を見てもおいしそうじゃない。母親が作ってくれないのが周りの目から見てもすぐわかる。差別される、する子を生まないために、ハマ弁推奨するより、「給食」を考えないのか。	3	
144	柱4 学びと育ち の連続性	横浜市は「学校給食法」を知らないのか。この 法律の目標、目的を横浜の中学生にも、ぜひ実施 していただきたい。すべての児童生徒が、学校生 活を豊かにし、明るい社交性及び協同の精神を養 ってほしい。そのために、私たちの税金を使って ほしい。一部のための昼食ではなく、学校給食の 目的が、児童及び生徒の心身の健全な発達に資す るものであり、かつ児童及び生徒の食に関する正 しい理解と適切な判断力を養う上で、重要な役割 を果すものであると記されている。そして、国及 び地方公共団体は、学校給食の普及と健全な発達 を図るように努めなければならないとある。これ は、私たち大人の役目である。ぜひ、中学校給食 実現のためにがんばっていただきたい。	3	
145	柱 4 学びと育ち の連続性	私自身もそうだが、働くお母さんも増えている ので、中学校の給食を導入して欲しい。	3	
146	柱4 学びと育ちの連続性	横浜市の中学校に自校方式の完全給食の設置を 強く望む親の一人。娘は小学校の時、給食室から たちこめてくるダシの匂いを楽しみながら、勉強 をしていたと言っていた。デリバリーやハマ弁で は味わえない調理員さん達との交流がある。大都 市横浜で予算がとれないはずがない。学校給食は 成長期の子供の大切な教育だ。私たちの税金を将 来をになう子供たちの為に使ってほしい。	3	

No.	項目	頂いたご意見(概要)	姚炾	ご意見に対する考え方
147	柱4	学校給食は「学校給食法」で、教員の一環と定	3	中学校昼食につきましては、給食実
	学びと育ち	められている。それは、現在実施されている小学		施に必要な施設整備費に多くの費用が
	の連続性	生だけでなく、義務教育である中学生にも当然あ		かかることや給食室や給食センターの
		てはなるものだ。1.3%から20%に上げる目標値が		設置に必要な用地がないことなどから
		示されているが、100%でなく20%の生徒たちを念		給食の実施は難しいと考え、早期に全
		頭に貴重な税金を使ってほしくない。以上のこと		校で実施ができること、中学校の日課
		から、中学生の健康増進のためにも、税金の公平、		への影響を最小限に抑えられることな
		平等な使い方の点からも、中学校でも給食の実施		ど実施方法や財政負担の影響等様々な
	424 -	は横浜市の最重要課題と考える。		要素を比較・検討した結果、最もふさ
148	柱4	今のハマ弁が、喫食率1~2%と現状でこのま	3	わしい実施方法として横浜型配達弁当
	学びと育ち	まハマ弁を給食のかわりに続けることが食育につ		「ハマ弁」を選択できる環境を整え、
	の連続性	ながるとは到底思えない。しっかりとした食育を するのは、政府自治体の役目である。多様化して		ライフスタイルや日々の都合に合わせ てハマ弁、家庭弁当、業者弁当を選択
		するのは、政府自治体の役目である。多様化して いる現代にもかかわらず、母子家庭父子家庭や		てハマ开、家庭开当、業有开当を選択 できる仕組みとして実施しておりま
		いる現代にもかかわらす、母子家庭父子家庭や 色々な家庭環境で過ごしている子どもたちに義務		ぐさる仕組みとしく美麗しくおりま す。頂いたご意見につきましては、今
		色々な家庭環境で適しているすどもだらに義務 教育だけでも差別などない中学校給食を実施して		9。頂いたこ息兒につきましては、今 後の参考にさせていただきます。
		教育にけても左別などない中子校結長を美施して 欲しいと思う。私の友だちが4人の子どもを残し		
		- 欲しいと思う。私の女だらか4人の子ともを残し - 急死して、中学校の昼食にいつも自分とか弟がに		
		ぎってくれたおにぎりのみをもって通学してい		
		た。他の自治体では給食費を無料化にしていると		
		ころもある。せめて、横浜市の中学校給食の実施		
		ができることを望む。		
149	柱4	ハマ弁は一日も早くやめ親子給食を実施してほ	3	1
	学びと育ち	,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,		
	の連続性	教育委員会に課を作り、人件費を課長、係長まで		
	-	作りもったいない。冬にむけて、ハマ弁は冷たく、		
	 	食べる中学生は益々減ると思う。		
150	柱4	給食署名をしているが、圧倒的に実施して欲し	3	
	学びと育ち	いと言う声がある。この声をしっかり受けとめて		
	の連続性	欲しい。		
151	柱4	大事な成長期に横浜市は責任を持って、中学校	3	
	学びと育ち	の給食を考えてほしいと言う若いお母さんの声が		
	の連続性	あった。ハマ弁は人気がない。	_	
152	柱4	ハマ弁に使用した金額を考えるならば、給食を	3	
	学びと育ち			
	の連続性	がっている日本で、教育の機会均等を進めるなら		
		ば、昼食も均等にすべきである。税金の使い方を		
	4 5	もっと、考えてほしい。		
153	柱4	横浜市では中学校の給食が実現していない。み	3	
	学びと育ち			
	の連続性	のがあると思う。母親の愛情弁当に頼らずに横浜		
		市の教育をよりよいものにするためにも、中学校		
1 - 4	}	の給食を自校方式で実現させてほしい。	<u> </u>	
154	柱4	横浜の子ども達が人間らしく健全に育つ為に、自校方式での給食をすすめてほしい、ハマ名では	3	
	学びと育ち			
	の連続性	ダメ。食育の大切さを確認してほしい。小学校で 出来ていることが、中学校で出来ないはずはない。		
		出来ていることが、中字校で出来ないはずはない。 母親達の願いである。		
155	柱4	「母親達の願いである。 自校方式の給食を中学校にもできる学校から始	(3)	
199	性 4 学びと育ち	自校方式の結長を中字校にもできる字校から始 めてほしい。ハマ弁は、無駄が多すぎる。やめて	9	
	子ひと育らしの連続性	めてはしい。ハマ开は、無駄が多すさる。やめて ほしい。		
	√/ 江 が川土	1000		
<u> </u>			<u> </u>	

No.	項目	頂いたご意見(概要)	対応状況	ご意見に対する考え方
156	柱4	全国で、中学校給食を実施していないのは、も	3	中学校昼食につきましては、給食実
	学びと育ち	う横浜ぐらいになった。ハマ弁は、市費を投入し		施に必要な施設整備費に多くの費用が
	の連続性	ても、生徒さん達に喜ばれておらず、むだ使いに		かかることや給食室や給食センターの
		して、市民からの批判も多いと言う状況。一日も		設置に必要な用地がないことなどから
		はやく、他の自治体同様、中学校給食の実施を決		給食の実施は難しいと考え、早期に全
		断してほしい。		校で実施ができること、中学校の日課
157	柱4	注文率の低いハマ弁を維持するために税金を無	3	への影響を最小限に抑えられることな
	学びと育ち	駄使いするのはやめてほしい。今まで無駄使いし		ど実施方法や財政負担の影響等様々な
	の連続性	た分で中学校給食実現できていたのではないか。		要素を比較・検討した結果、最もふさ
		こんなお金の使い方、普通の会社では考えられな		わしい実施方法として横浜型配達弁当
		V'o		「ハマ弁」を選択できる環境を整え、
158	柱4	浜弁はすべての面でひどいと思う。全事業費を、	3	ライフスタイルや日々の都合に合わせ
	学びと育ち	1食の弁当にわると、6000円となるのは最高の税		てハマ弁、家庭弁当、業者弁当を選択
	の連続性	金のむだ使いだ。多くの市民、父兄から、とんで		できる仕組みとして実施しておりま
		もないといかりの声が出ている。浜弁よりも中学		す。頂いたご意見につきましては、今
		給食を多くの働くお母さん、お父さんが熱望して		後の参考にさせていただきます。
		いる。川崎から引っこしてきたお母さんが、川崎		
		のように横浜も中学校給食やるまで、がんばると		
		言っていた。ぜひぜひ税金で実現してほしい。		
159	柱4	中学校給食に対する市長の気持は冷たい。子供	3	
	学びと育ち	達の成長を考え貧富の差なしに気持ちよく食べら		
	の連続性	れるのが給食だ。予算がないと言われるが子供達		
		の未来、横浜市の未来の為にも多少無理はしても		
		お金(税金)を使ってほしい。多くの市民達は替		
		成してくれると思う。ハマ弁で無駄な税金使いは		
		しないでほしい。		
160	柱4	中学校給食について。横浜市は何故ハマ弁に固	3	
	学びと育ち	執して、給食を頭から否定するのだろうか。そも		
	の連続性	そも義務教育で給食について、国が食育教育とし		
		て、義務づけており、全国で実施されてきており、		
		給食代の親負担をゼロにする自治体も出てきてい		
		る。政令都市で横浜だけが、ごまかしのハマ弁に		
		税金を投入しており、たった1.3%しか喫食してい		
		ないのだから、もう止めるべきだ。横浜市は、税		
		収は、たっぷりある。強く要望する。		
161	柱4	横浜市は何故中学校給食が実施出来ないのか。	3	
	学びと育ち	政令都市のなかで実施していないのは横浜市だけ		
	の連続性	だ。市長は今までも私たちの要求に母親の作る愛		
		情弁当が一番と云って給食の要求を拒否してき		
		た。それででてきたのがハマ弁だ。同じ市の財政		
		を使うなら、ぜひ中学校給食を実施するよう財政		
		を使ってほしい。将来ある若者のために財政を使		
		ってほしい。健全な若ものが育てば横浜市は発展		
		するだろう。		
162	柱4	中学給食が無い理由で他市に転居する人がい	3	
	学びと育ち	る。若い人の流失を止めるべきである。		
	の連続性			

No.	項目	頂いたご意見(概要)	姚浌	ご意見に対する考え方
163	柱4	ハマ弁の喫食率が低く、中学生も1度食べたら	3	中学校昼食につきましては、給食実
	学びと育ち	「2度と食べたくない」と言っていると父兄に聞		施に必要な施設整備費に多くの費用が
	の連続性	いた。税金の使い方を子どもの為になるよう有意		かかることや給食室や給食センターの
		義に使って欲しい。ムダに税金を使わないでほし		設置に必要な用地がないことなどから
		い。食育の面からも給食は子どもの成長に相応し		給食の実施は難しいと考え、早期に全
		いと思う。給食を実施して安心して子どもたちが		校で実施ができること、中学校の日課
		学校へ通学できるようにして欲しい。		への影響を最小限に抑えられることな
164	柱4	基本計画の目標値で、「ハマ弁」の喫食率の2018	3	ど実施方法や財政負担の影響等様々な
	学びと育ち	年3月1.3%を2020年度20%にするとなっている		要素を比較・検討した結果、最もふさ
	の連続性	が、現在でもハマ弁の評判が悪く中学校で自校方		わしい実施方法として横浜型配達弁当
		式の学校給食を実施してほしいと思う。横浜市の		「ハマ弁」を選択できる環境を整え、
		予算がないといっているが、横浜以外の政令都市		ライフスタイルや日々の都合に合わせ
		は実施しているのになぜ横浜だけが財政困難を理		てハマ弁、家庭弁当、業者弁当を選択
		由に実施しない事が理解できない。中学生の身体、		できる仕組みとして実施しておりま
		心を考えても中学校給食こそ実施できるよう、準		す。頂いたご意見につきましては、今
		備をすすめることを望む。		後の参考にさせていただきます。
165	柱4	全中学校での学校給食の導入は何故できないの	3	
	学びと育ち	か。政令指定都市の中では横浜市だけだ。「ハマ弁」		
	の連続性	の喫食率の低さからの中止にすべきだと思う。先		
		ずはできるところからでも取組んでほしい。(例え		
		ば親子方式とか)		
166	柱4	こんな不評なハマ弁に固執する理由は何か。8	3	
	学びと育ち	月末に私の家の近くの中学校に行き、ハマ弁の利		
	の連続性	用状況を聞いたら、全校生徒で9人位ということ		
		だった。思わず聞きかえしてしまった。小学校と		
		中学校が近いので是非親子方式でやってほしいと		
		思う。給食時間もゆっくり食べられるようもう少		
105	10. 4	しのばして欲しい。		
167	柱4	中学校給食の実現を切に望む。生徒が同じ給食	3	中学校昼食につきましては、給食実
	学びと育ち	を食べ、同じ気持で、学び合う!食育にも必要な		施に必要な施設整備費に多くの費用が
	の連続性	給食の実現を望む。実現には予算も大きな問題だ		かかることや給食室や給食センターの設置に必要な用地がないことなどから
		ろうが、カジノに予算を使わず、給食実現のため の予算を早急に頂きたい。		設直に必要な用地がないことなどがら 給食の実施は難しいと考え、早期に全
160	柱4	の了鼻を平忌に頂きたい。 カジノ誘致を辞め、中学校給食を実施してほし	(3)	村良の美旭は難しいと考え、早期に主 校で実施ができること、中学校の日課
168	性 4 学びと育ち	ガンノ誘致を許め、中子仪結長を美旭してはし い。ハマ弁はやめてほしい。	(3)	
	子いて 目り の連続性	い。ハマガはでめてはしい。 		ど実施方法や財政負担の影響等様々な
	りの生が心生			要素を比較・検討した結果、最もふさ
				安系を比較・検討した結末、取りかさ わしい実施方法として横浜型配達弁当
				「ハマ弁」を選択できる環境を整え、
				ライフスタイルや日々の都合に合わせ
				てハマ弁、家庭弁当、業者弁当を選択
				できる仕組みとして実施しておりまし
				す。頂いたご意見は、今後の参考にさ
				せていただきます。本市ではIRを導
				入する・しないについて決定しており
				ませんが、観光や地域経済の活性化へ
				の期待や依存症等に対する懸念など
				様々な意見があります。いただいたご
				意見を参考に、本市にとって一番良い
				方法は何かということを検討してまい
				ります。
<u> </u>	ļ		<u> </u>	/ 5 / 0

No.	項目	頂いたご意見(概要)	枕枕	ご意見に対する考え方
169	柱5 安心して学べる学校	差別やいじめを学校からなくすこと。	3	差別やいじめをなくすことは大変重要と考え、柱3及び柱5に取組を示しています。頂いたご意見は、今後の参考にさせていただきます。
170	柱5 安心して学 べる学校	暴力について。友達から一時期叩かれ続けて、 学校に行きたくなくなった。暴力を受けている時 先生が居てくれれば良かった。休み時間に、必ず と言っていいほど叩かれていた。パパが先生にそ の事を話したら、暴力を振るった子に先生が対応 してくれて、それ以来暴力はないそう。	3	児童生徒の暴力行為等問題行動に対する早期対応は大変重要と考え、柱5に取組を示しています。
171	柱5 安心して学 べる学校	不登校を生まないための魅力ある学校づくりとは?人数の把握よりも、学校で苦痛を感じている子供たちの声・不登校経験者やその親の声、をたくさん集めていただきたいと思う。	1	頂いたご意見を踏まえ、柱1施策2 の主な取組に、「不登校児童生徒の実態 把握を踏まえ、学校の取組や、横浜教 育支援センター及びハートフルみなみ の事業等の課題整理を行い、不登校児 童生徒支援の在り方を検討」と修正し ました。頂いたご意見は、今後の取組 の参考にさせていただきます。
172	柱5 安心して学べる学校	小中高の入学時および新年度になってからは、 生徒さんに知って欲しいことがある。ある生徒さん(転校生や部活が新しく入った生徒を含む)が 自己紹介の時、クラスメイトの生徒さんに知られ たくないときは、先生に「すみませんが、自己紹 介はしたくありません。」と伝えれば、周りの人か らおよびクラスメイトからいじめられたりする心 配は無さそうなイメージだと思う。そうすれば、 いじめの発生件数は減ると思う。ある生徒さんが 一人ぼっちになっても、孤立しても、小学6年間 または中学3年間または高校3年間安心して学校 生活ができるサポート体制を整えて欲しい。	3	頂いたご意見は、今後の取組の参考 にさせていただきます。
173	柱5 安心して学べる学校	P53の想定事業量について、2022 年度 48 校、18 校とあるが、なぜ指定校が少ないのか分からない。全校展開すべき内容とそうでない線引きが分からない。不公平感は無いのだろうか。	3	各施策の想定事業量については、既に事業の効果が明らかになっており全校展開を目指すものもある一方で、一部の学校でモデル実施を行い、効果検証を踏まえて全校展開を検討する事業もあり、事業ごとに示し方が異なっています。
174	柱 5 安心して学 べる学校	小中高の入学時および新学期になってからは、 最初に必ず伝えて欲しいことがある。ある生徒さんが一人ぼっちになっても、孤立しても、転校生でも周りの人からおよびクラスメイトからいじめられたり、手を出されたりしないように先生からは口頭などで注意するように呼びかけて欲しい。また、ある生徒さんが一人ぼっちになっても、孤立しても、小学6年間または中学3年間または高校3年間安心して学校生活ができるサポート体制を整えて欲しい。	3	頂いたご意見は、今後の取組の参考 にさせていただきます。

No.	項目	頂いたご意見(概要)	枕枕	ご意見に対する考え方
175	柱5	柱5施策1「安心して学べる学校づくり」につ	3	頂いたご意見は、今後の取組の参考
	安心して学	いて、小中高の入学時および新年度になってから		にさせていただきます。
	べる学校	は、生徒(全員)の自己紹介を廃止することを検		
		討して欲しい。理由は、生徒が友達を作りたくな		
		い人も、相手から知られたくない人も、顔など見		
		たくない人もいると思うから。そうすれば、周り		
		の人やクラスメイトからいじめられたりする心配		
		は無くなるイメージがあり、いじめの発生件数および不登校の児童数は減ると思う。また、ある生		
		はいいを飲いた重数は減ると思う。また、める生徒が一人ぼっちになって、孤立しても、小学6年		
		間または中学3年間または高校3年間安心して学		
		校生活ができるサポート体制を整えて欲しい。		
176	柱6	「方向性2」を重視してもらいたい気持ちであ	(2)	地域人材の活用は大変重要と考え、
110	社会とつな	る。魅力のある学校づくりには、先ず生徒より先))	「柱6 社会とつながる学校」に地域
	がる学校	生だと考える。先生方を見ていると、とにかく多		との連携・協働の推進に向けた取組を
	., 0, 100	忙感を感じる。一方、個人の資質によるのだろう		示しています。頂いたご意見は、今後
		が、マイペース、こんな人が先生でいいのか?と		の取組の参考にさせていただきます。
		思われる折もある。地域の人材をもっともっと学		
		校で使えるようにしたらと考える。先生方の負担		
		を軽減する為にも。		
177	柱6	学校運営協議会、地域学校協働本部について、	3	頂いたご意見は、今後の取組の参考
	社会とつな	現状、特定の人(コーディネータ)に負荷が集中		にさせていただきます。
	がる学校	して、持続的な体制作りが難しい面があると感じ		
		る。学校の問題に対しては、町会など地域の方々		
		が主体的に活躍しているが、現役の保護者がバッ クアップするというスタンスにシフトすべきでは		
		ないかと思う。自分の子供を学校に通学させてい		
		るので、保護者はお客様化してはいけないと考え		
		る。その為、保護者の限られた時間の中で学校運		
		営協議会を推進するのであれば、PTA活動もそれに		
		合わせて、変わっていくことが必要と感じる。持		
		続可能な体制というのは、第三者が支援するので		
		はなく、当事者である保護者の力を引き出すこと		
		により実現すべきと考える。		
178	柱6	運動会や、学年のイベント、クラスの補助的な	2	より多くの地域の方や保護者の方と
170	社会とつな	ことも含めて、学校側の負担が少しでも軽減でき	4	学校が連携・協働して、地域全体で子
	がる学校	るよう、地域の方たちにもボランティアで協力し		どもの成長を支えていくことは、大変
	かる子区	てもらうと良いと思う。その時の学校の雰囲気や		重要と考え、柱6施策1において、地
		子どもや友だちの様子を知れたり、先生と話せる		域学校協働活動の推進を示していま
		機会がある。その時その時の子どもの気持ちに寄		す。
		り添える職員の心の余裕が必要だと思う。スクー		頂いたご意見は、今後の参考にさせて
		ルカウンセラーに親が相談に行く前の段階で、小		いただきます。
		さな SOS の段階から拾ってあげられるようなサポ		
		ートできる人も必要な気がする。		
179	柱6	柱6の施策②について、教育課程の評価におい	3	各学校で行う自己評価には、保護者
	社会とつな	て、学校長のみに対するアンケート調査では、子		による評価が含まれています。また、
	がる学校	どもが社会を目指すという方針に矛盾し、意見に		自己評価の他に、学校関係者評価等も
		偏りがあるのではないか。例えば、生徒や保護者		実施しています。学校教育事務所は、
		の意見も聴くべきではないか。自主・自律的な学		各校における教育課程や課題解決の支
		校運営の推進が掲げられているが、学校側と学校		援を行っています。
		教育支援事務所がそれぞれ行うべき対応の線引き		
		はどうなっているのか。		

No.	項目	頂いたご意見(概要)	姚浌	ご意見に対する考え方
180	柱7	方向性 2 について、先生の負担が大き過ぎる。	3	教職員の働き方改革については大変
	いきいきと	教員を増やすべき。または、一クラスの人数を最		重要と考え、柱7に施策や指標等を示
	働く教職員	低でも30人にすべき。		しています。具体的な取組については、
				「横浜市立学校教職員の働き方改革プ
				ラン」に沿って進めてまいります。頂
				いたご意見は、今後の取組の参考にさ
101	47- =			せていただきます。
181	柱7	いじめの問題、先生の働き方問題など解決する	3	教職員の働き方改革については大変
	いきいきと 働く教職員	には、少人数学級や、先生を増やすことである。 予算を増やし、安心して学べる学校に取り組んで		重要と考え、柱7に施策や指標等を示しています。具体的な取組については、
	割、 	万角を増くし、女心して子へる子校に取り組んで ほしい。		「横浜市立学校教職員の働き方改革プ
		VACV.		ラン」に沿って進めてまいります。頂
				いたご意見は、今後の取組の参考にさ
				せていただきます。
182	柱7	小学校3年生から中学校3年生まで、少なくと	(3)	頂いたご意見は、今後の取組の参考
	いきいきと	も35人以下学級をただちに実施してほしい。		にさせていただきます。
	働く教職員			· · ·
183	柱7	予算を伴わずにできる以下の施策を基本計画に	3	頂いたご意見は、今後の取組の参考
	いきいきと	盛り込んでほしい。2020年度以降、小学校では、		にさせていただきます。
	働く教職員	現行のような、横浜版学習指導要領によって国を		
		上回るような新たな授業時数の規定を行わないこ		
		と。また、小中ともに、授業の規定時数をさらに		
		上回るいわゆる余剰授業時数を確保する必要がな		
104	+ }- =	い旨の通知を発出すること。		で、よ ご女日に - 人の の時如 の分せ
184	柱7	個人面談の実施で、子ども本人及び保護者との	3	頂いたご意見は、今後の取組の参考
	いきいきと 働く教職員	懇談は終了しているので通知表は文章記入の箇所 及びその字数を思いきって削減すること。以上を		にさせていただきます。
	脚\纵顺具	グロでの子数を忘いさつて削減すること。以上を 学校まかせにせず、市教委の責任で実施すること。		
185	柱7	小学校の校内重点研究をはじめとして、区、市	(3)	頂いたご意見は、今後の取組の参考
100	いきいきと	の研究体制の廃止縮小にむけた抜本的見直しを行		にさせていただきます。
	働く教職員	い、年度末の教育課程研修会を廃止すること。		
186	柱7	成績一覧表及び通知表作成の時期は、学校閉庁	3	頂いたご意見は、今後の取組の参考
	いきいきと	機関と同様に市教委主催の出張を伴う会議を行わ		にさせていただきます。
	働く教職員	ないこと、また各学校で同期間中の校内会議を行		
		わないよう、通知すること。		
187	柱7	小学校体育大会を廃止すること。教育効果が今	3	頂いたご意見は、今後の取組の参考
	いきいきと	でも今後も望めないこのような行事の廃止を英断		にさせていただきます。
100	働く教職員	しないままでは、時間外勤務削減は不可能。		
188	柱7	給食費をはじめとして、学校徴収金の徴収・管理については学校に切ったかいこと	3	本市では、平成24年度の給食費公会
	いきいきと	理については学校に担わせないこと。		計化により、給食費の徴収・管理は教
	働く教職員			職員の業務から除外されています。そ の他の学校徴収金の徴収・管理につい
				の他の子佼徴収金の徴収・官壁については、頂いたご意見を、今後の取組の
				参考にさせていただきます。
189	柱7	■ 教職員の多忙を解消するため、アンケートとか。	(3)	教職員の働き方改革については大変
	いきいきと	雑用は極力減らしてほしい。子どもたちへのきめ		重要と考え、柱7に施策や指標等を示
	働く教職員	細かい指導が出来る様、30人学級を導入してほし		しています。具体的な取組については、
		い。そのために、多様な教職員を増やしてほしい。		「横浜市立学校教職員の働き方改革プ
				ラン」に沿って進めてまいります。頂
				いたご意見は、今後の取組の参考にさ
				せていただきます。

No.	項目	頂いたご意見(概要)	枕枕	ご意見に対する考え方
190	柱 7 いきと 働く教職員	教職員の長時間労働は深刻であると考える。ぜ ひ教師が本来あるべき業務である「子どもを見る」 ということに注力できる環境整備をお願いした い。子どもたちは多くを学校で過ごす。そこに居 場所がない、行きづらいと思うことの無いように、 楽しい!と思える学校づくりをお願いしたい。そ のためにも、教師の資質の向上は必須と考える。 部活動の休養日の設定や学校の閉庁日の継続など の取り組み後の成果調査を公表してほしい。先生 の改革が子どもたちにどのように恩恵があるの か、精査をお願いしたい。	2	教職員の働き方改革については大変 重要と考え、柱7に施策や指標等を示 しています。具体的な取組については、 「横浜市立学校教職員の働き方改革プ ラン」に沿って進めてまいります。 頂いたご意見は、今後の取組の参考に させていただきます。
191	柱 7 いき を 働く 教職員	多種多様な施策実行と教職員等の労働環境との整合性。「基本計画」は、国の「教員勤務実態調査」の結果等を勘案し、「方向性2」「柱7」において働き方改革の推進の方策は記述されている。「指標」及び「想定事業量」等具体的な定量的な目標も示されて、計画の妥当性及び実行可能性も高いと思われる。しかし、「方向性1」の各種新規事業及び「柱8」の教員研修の拡大・充実との整合性をどのように取るのかが不明確で、矛盾すら露呈しかねない。また、教職員の過重労働を緩和する施策の実効性をいかに確保するかが重要であるにも関わらず、それに触れられていないのは極めて残念である。たとえば、教職員の過重労働が大きな問題であるのであれば、これに特化した形でのマネジメントシステムの構築を明記するのも一考である。これには、「労働安全衛生法」及びその施行規則等にも導入されている「労働安全衛生マネジメントシステム」が参考になると思われる。	3	本計画を策定・推進するに当たって の基本姿勢として、持続可能な学校へ の変革を掲げ、教職員の働き方改革の 着実な実施等を進めていくことを示し ています。頂いたご意見は、今後の取 組の参考にさせていただきます。
192	柱 7 いきいきと 働く教職員	教職員が雑務から解放され、十分な休養をとり、 児童生徒と接する時間を捻出するべきであるとい う観点から意見を述べた。私たちが期待するのは、 疲弊した先生ではなく、元気はつらつとした先生 が、我が子と接することである。	2	教職員の働き方改革については大変 重要と考え、柱7に施策や指標等を示 しています。具体的な取組については、 「横浜市立学校教職員の働き方改革プ ラン」に沿って進めてまいります。 頂いたご意見は、今後の取組の参考に させていただきます。
193	柱 7 いきいきと 働く教職員	部活動休養日が増えて良かった。今までは先生 も生徒も大変過ぎた。保護者や近隣住民などもっ と外部の協力を積極的に取り入れた方が良い。	2	部活動休養日の設定や部活動指導員 の配置は大変重要と考え、柱4に示し ています。頂いたご意見は、今後の取 組の参考にさせていただきます。
194	柱7 いきいきと 働く教職員	総合学校支援システムの構築に対する意見。e ラーニングシステム等の導入により、学校設備における Wi-Fi 環境の整備が必要になると考えられるが、環境整備のための計画はあるか。	3	無線LANのアクセスポイントは当面、 小・中・義務教育学校各校に8台の配 備を予定しています。なお、大規模校 には追加配備を行い、校舎建替えや新 設校には、普通教室等に常設をする予 定です。
195	柱7いきいきと働く教職員	同じ意見が沢山ありますが、先生の仕事量が多過ぎる。	3	教職員の働き方改革については大変 重要と考え、柱7に施策や指標等を示 しています。具体的な取組については、 「横浜市立学校教職員の働き方改革プ ラン」に沿って進めてまいります。頂 いたご意見は、今後の取組の参考にさ せていただきます。

No.	項目	頂いたご意見(概要)	姚浌	ご意見に対する考え方
196	柱7	複雑化する課題の解決のために、1学級の人数	3	教職員の働き方改革については柱7
	いきいきと	を30人にすること。教員の数を増やし、生徒一人		に、持続可能な部活動の実現について
	働く教職員	一人と向き合える学校にすること。中学校の朝練		は柱4に、それぞれ取組を示しており
		はやめること。教員の出勤時間が早すぎる。		ます。頂いたご意見は、今後の取組の
				参考にさせていただきます。
197	柱7	まずは先生方の心身の健康が保たれるような職	2	教職員の働き方改革については大変
	いきいきと	場・勤務条件の整備していただきたい。心の余裕		重要と考え、柱7に施策や指標等を示
	働く教職員	がない時に笑顔・良いアイデア・寄り添う気持ち		しています。具体的な取組については、
		は生まれてこないと思う。生徒を救うためにまず		「横浜市立学校教職員の働き方改革プ
		先生方の心身の健康の確保を望む。		ラン」に沿って進めてまいります。
				頂いたご意見は、今後の取組の参考に
				させていただきます。
198	柱7	教職員の働き方改革プランというのも初めて拝	2	教職員の働き方改革については大変
	いきいきと	見した。これが実現して笑顔の先生がたくさん増		重要と考え、柱7に施策や指標等を示
	働く教職員	えていくことを望む。		しています。具体的な取組については、
				「横浜市立学校教職員の働き方改革プ
				ラン」に沿って進めてまいります。
				頂いたご意見は、今後の取組の参考に
100	15. =			させていただきます。
199	柱7	教職員の働き方改革の推進について、仕事分担	3)	頂いたご意見は、今後の取組の参考
	いきいきと	の公平化を図ったり、アシスタントを入れたり、		にさせていただきます。
	働く教職員	部活指導員を増やしたり、フレックスタイムを導		
		入するだけでは、教職員の超過勤務を解消することはできない。「概要の人堂業務、報ばれるの人の		
		とはできない。授業や分掌業務、部活動そのもの を減らすためには、教職員の加配が絶対に必要で		
		を傾りすためには、教職員の加能が絶対に必要である。		
200	柱7	庶務事務システム導入校でも、教職員の時間外	3)	「時間外勤務月 80 時間超の教職員」
200	いきいきと	勤務は、出勤・退勤時間とは別に各自がパソコン		の割合は、教員の場合、出勤・退勤時
	働く教職員	で毎日入力する必要がある。現在把握している「時		間の記録から、機械的に算出していま
	193 (1)(196)	間外勤務月80時間越えの教職員」の割合は、実際		す。頂いたご意見は、今後の取組の参
		の超勤実態の一部でしかない。また、休憩時間に		考にさせていただきます。
		は時間外勤務が入力できないなど、システム上の		3. 2 2 3 7 7 2. 2 2 3 7 7 8
		問題もある。時間外勤務の把握には、出勤・退勤		
		時刻と、休憩時間の時間外勤務も考慮した調査を		
		行う必要がある。		
201	柱7	学校は授業以外にも生徒指導、分掌業務等共同	3	頂いたご意見は、今後の取組の参考
	いきいきと	で仕事を進めるため、グループウェアを使った連		にさせていただきます。
	働く教職員	絡だけでは十分な意思疎通が難しく、確実に打ち		
		合わせができる時間を確保することが必要であ		
		る。フレックスタイム制度の導入に当たっては、		
		十分な配慮が必要と思う。		
202	柱7	現在、部活動指導員だけでの部活動が認められ	3	部活動指導員は、学校長の指揮監督
	いきいきと	ていないため、顧問の教員がつき添うことが必要		の下、実技指導や学校外での活動にお
	働く教職員	で負担が解消されにくい状況がある。教職員の負		ける生徒の引率等に従事するものと定
		担軽減には部活動指導員だけでも部活動が行える		められており、教員の付き添いは必ず
	15 -	ような改善が必要である。		しも求められていません。
203	柱7	教職員の超過勤務時間を指標にすることは妥当	3	頂いたご意見は、今後の取組の参考
	いきいきと	だが、そもそも、45分の休憩が取れていないのに		にさせていただきます。
	働く教職員	取れている前提で退勤管理していたり、土日出勤		
		は記録していなかったりと、課題がある。		

項目	頂いたご意見(概要)	姚淞	ご意見に対する考え方
柱7	教職員の月80時間の残業を行う人をゼロにする	3	頂いたご意見は、今後の取組の参考
いきいきと	という目標は、低い目標値と言わねばならない。		にさせていただきます。
働く教職員	すみやかに、全教職員が月45時間以下になるよう		
	に、業務内容の見直しや教職員の配置増など、施		
	策を実施してほしい。		
柱7	教職員の月 80 時間の残業ゼロは目標が低すぎ	3	頂いたご意見は、今後の取組の参考
いきいきと	る。2022 年度までに月の残業を全教職員 45 時間以		にさせていただきます。
働く教職員	下になるように、抜本的な実施ができるようにし		
	てほしい。		
•		3	教職員の働き方改革については大変
	, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,		重要と考え、柱7に施策や指標等を示
働く教職員			しています。具体的な取組については、
			「横浜市立学校教職員の働き方改革プ
			ラン」に沿って進めてまいります。
			頂いたご意見は、今後の取組の参考に
			させていただきます。
	_		
柱7	職員室業務アシスタントを2021年度には全校配	3	教職員の働き方改革については大変
いきいきと	置するとしている。この施策を否定する教職員や		重要と考え、柱7に施策や指標等を示
働く教職員	管理職はいないと思う。誰しも肯定すると思う。		しています。具体的な取組については、
	この施策が、抜本的な施策を実行しない理由付け		「横浜市立学校教職員の働き方改革プ
	になってはたまらない。		ラン」に沿って進めてまいります。
			頂いたご意見は、今後の取組の参考に
			させていただきます。
柱7	小学校高学年における一部教科分担制は、学級	3	小学校高学年における一部教科分担
いきいきと			制を伴うチーム学年経営の強化推進事
働く教職員			業では、教科分担制を導入することで
			必要になる各学級の時間割調整や各教
			科等の学習の進捗状況管理などの学年
			全体のマネジメントが円滑に行われる
			よう、学級をもたない学年主任等のチ
			ーム・マネジャーを生み出すため、非 常勤講師を配置しています。また、一
			部教科分担制の導入により、一人あた
			りの教員が担当する教科等数が削減さ
			れるので、教材研究を効率よく行うこ
			とができるようになるとともに、授業
	.,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,		準備等の時間を生み出すことが可能に
	は小学校の高学年に限らず、全学年で実行に移す		なることで、負担軽減を図ります。教
	べきである。そうすることで勤務時間内に授業準		科分担制を導入する学年については、
	備の時間を確保することに接近できるのではない		児童の発達段階や学校の状況、中学校
	カゥ。		への接続等を考慮しながら検証してい
			きます。頂いたご意見は、今後の取組
			の参考にさせていただきます。
	柱い働柱い働柱い働柱い働72222333243434444544444454445444644474448444844484449444944494449444944494449444944494449444944494449444944494449444944494449444104441044410444104441044410444104441044410<	柱7 いきいきと 働く教職員 の月80時間の残業を行う人をゼロにする という目標は、低い目標値と言わねばならない。 すみやかに、全教職員が月45時間以下になるよう に、業務内容の見直しや教職員の配置増など、施 策を実施してほしい。 柱7 いきいきと る。2022 年度までに月の残業を全教職員 45時間以 所になるように、抜本的な実施ができるようにしてほしい。 柱7 いきいきと 働く教職員 を行った教員が 2018 年4 月で 3651 人(教員全体の 23.1%)、5 月で 3525 人(同 22.2%)、6 月で 3559 人(同 22.2%)、6 月で 3559 人(同 22.2%)、6 月で 3559 人(同 22.2%)ないのお地方にしていますである。理由は、今後、この人数を減らすための抜本的施策がないからである。市教委が勤務時間把握のために I C カードによる記録を導入したことには感謝申し上げるが、問題は、この記録をふまえてどうやつで時間外勤務を減らすのかが、今、市援関基本計画には、今後、この人数を減らすかが、今、市援関基本計画に応られていないのはなぜか。 柱7 いきいきと 働く教職員 を持ている。これに応える施策が教育振興基本計画に盛られていないのはなぜか。 を問われている。これに応える施策が教育振興をよれている。この施策を否定する教職員や管理職はいないと思う。誰もも肯定すると思う。この施策が、抜本的な施策を実行しない理由付けになってはたまらない。 柱7 いきかきと 働く教職員 を増加されているが関連しない理由付けになってはたまらない。 住7 いきがきとしている。この施策を不可定する教職員や管理職はいないと思う。誰もも肯定すると思う。この施策が、抜本的な施策を実行しない理由付けになってはたまらない。 た8 中での事学年における一部教科分担制は、学級解する必要が出てくる)が増すこと、さらに時間制作成の難しさが新たに生じる。文科省は今日まで「1時間の授業の準備に必要な時間は1時間」と答弁しており、教員1人あたりが担当する授業 準備が可能になる。そのためには、市の予算で専科教員を雇用することが不可欠である。基本計画の「一部教科分担制」は、教員の増員を伴わない。これには勤務時間内での授業準備に不可能。これは小学校の高学年に限らず、全学年で実行に移すべきである。そうすることで勤務時間内に授業準備の時間を確保することに接近できるのではない	## 2

No.	項目	頂いたご意見(概要)	姚炾	ご意見に対する考え方
209	柱7	部活休養日の設定と部活動指導員の配置、留守	3	頂いたご意見は、今後の取組の参考
	いきいきと	番電話設定については、その進捗状況を検証して		にさせていただきます。
	働く教職員	先に進んでいくことになると思うが、その際、必		
		ず現場教職員(管理職ではない)の生の声をふま		
		えてほしい。		
210	柱7	夏季の学校閉庁日の継続実施、冬季閉庁日の実	3	頂いたご意見は、今後の取組の参考
	いきいきと	施については、賛成だが、課業期間中における勤		にさせていただきます。
	働く教職員	務時間内での業務終了が実現されないままでは、		
		今後、課業期間中に終わらない業務(例えば、前		
		期の通知表作成に関する業務)を夏季閉庁日に出		
		勤して行うことなどが蔓延しかねない。また、夏		
		季および冬季の閉庁日において中学校の部活動を どうするのかについて言及していないのはなぜ		
		か。「中学校教員にアンケートも取るなかで、閉庁		
		75、「中子仪教員にノンク」「も収るながて、別月 日部活動については検討する」という趣旨の文言		
		は必要である。なお、国レベルで議論が始まって		
		いる教職員の「変形労働時間制」については、労		
		基法第三十二条の趣旨を踏みにじるものであり、		
		市教委が今後、方針化しないことを求める。		
211	柱7	学外の多くの団体や組織から善意でさまざまな	(3)	頂いたご意見は、今後の取組の参考
	いきいきと	イベント等に子どもたちに参加を呼びかけるチラ	0	にさせていただきます。
	働く教職員	シ等の配布に学級担任が帰りの短学活等で多くの		
		時間を割いている現状がある。これに対して、市		
		教委として何らかの歯止めをかけること。		
212	柱7	教員に対しては、時間外勤務手当が支払われて	3	「公立の義務教育諸学校等の教育職
	いきいきと	いない。教員のただ働きをなくす施策をただちに		員の給与等に関する特別措置法」に基
	働く教職員	実行に移す責務がある。市教委がたとえ、時間外		づく教職調整額については、横浜市か
		勤務削減に取り組んでいるといくら強調しても、		ら国に対し問題提起しています。
		実際には毎日、時間外勤務が行われている。市教		頂いたご意見は、今後の取組の参考に
		委が労基法第三十三条に違反していることは明白		させていただきます。
		である。したがって、この教育振興基本計画に他		
		の施策に優先して、時間外勤務削減の施策を盛り 込むことは当たり前のことだ。		
213	柱7	数号の願いは毎日の学級経営と授業を通して、	3	頂いたご意見は、今後の取組の参考
410	性しいきと			にさせていただきます。
	働く教職員	様々な困難を抱えた子どもたちに少しでも寄り添		() () () () () () () () () ()
	100 T D 1170	う条件づくりとして、また勤務時間内に業務終了		
		が実現するために専科教員の雇用と少人数学級拡		
		充をただちに実行してほしい。		
214	柱8	教職員減少対策として、柱8施策1にもあった	3	教職員の確保については大変重要と
	学び続け	が、横浜市にてもベテラン層の教職員が減少する		考え、柱8施策1において、社会情勢
	る教職員	中、いじめ、不登校、子どもの貧困等課題が複雑		に応じた採用方法の改善や大学等との
		化多様化している。教師退職者の方々が経験を生		連携・協働により、教育養成を進めて
		かして現職の職員のフォローが出来れば良いので		いくことを示しています。
		はと考える。生徒の相談、部活動の指導等、全国		頂いたご意見は、今後の取組の参考に
		的な問題でもあるが、近年、教職員が生徒に対し		させていただきます。
		てのトラブルが多発している。優れた教職員の確		
		保の中には教職員としての基本的な認識を持ち得		
		る人材を採用してほしいと思う。		

No.	項目	頂いたご意見(概要)	対応状況	ご意見に対する考え方
215	柱8学び続ける教職員	教員採用試験は7月に行われるため、臨任で働いている教員が仕事に追われ、1次試験に合格できないことが多い。1次試験合格者は、次年度1次試験免除など他都市で行われている採用方法を参考にし、優秀な臨任教員が現場で働きながらでも採用試験で十分に力を発揮しできるような工夫をしてほしい。	3	頂いたご意見は、今後の取組の参考 にさせていただきます。
216	柱 11 市民の豊 かな学び	地域社会とのつながりが薄れているので"横浜" としての歴史や特徴の教育にも力を入れて欲しい。	3	頂いたご意見は、今後の取組の参考 にさせていただきます。
217	柱9 安全・安 心な環境	学校施設について、体育館にも冷房設備を整えること。給食の調理室にも冷房装置を設置すること。	3	頂いたご意見は、今後の取組の参考 にさせていただきます。
218	柱9 安全・安 心な環境	トイレの洋式化率について、目標 85%は低すぎ るのでは。目標 100%とすべきである。	3	頂いたご意見は、今後の取組の参考 にさせていただきます。
219	柱9 安全・安心な環境	安全・安心な教育環境の確保について、「屋内水飲み場の直結給水化」を具体的な取組に加えてほしい。すでに屋内水飲み場の直結給水化を進めているが、快適な教育環境の整備のため、トイレの洋式化とともに取組名に加えてほしい。水道水の衛生面の指標として残留塩素濃度が用いられているが、受水槽式の給水方式では、時間の経過等により残留塩素濃度が低下するなどの課題がある。どの学校の水飲み場でも蛇口から冷たくて良質な水が飲めるよう、環境の整備をお願いする。	3	頂いたご意見は、今後の取組の参考 にさせていただきます。
220	柱9 安全・安 心な環境	空調設置は進んでいるが、メンテナンスが十分 にできていない。	3	頂いたご意見は、今後の取組の参考 にさせていただきます。
221	柱 12 家庭教育 の支援	家庭教育総合情報サイト構築について、今この時代に、家庭教育について行政主導のサイトができることに嫌悪感すら覚える。子ども子育て事業計画でプランづくりしているのに、なぜ、別のプランをつくってパブコメをしているのか分からない。	3	家庭教育に関する多くの情報の中から適切な情報を取捨選択することが難しいことなどを踏まえ、保護者が安心して適切な情報の選択ができ、不安や悩みの軽減につながるよう、家庭教育に関する情報を集約し、発信していきます。「横浜市子ども・子育て支援事業計画」においては、家庭教育支援に関する取組の記載はございません。
222	柱13 多様な主 体との 携・協働	すでに学校でも防災教育は行われていると思うが、最近はこれまでの常識が役に立たないほどの地震・台風被害が甚大である。学校での子ども達への防災教育は、今まで以上に重要である。学校での身の安全を守るために、どのような行動をとれば良いかを学ぶと共に災害にあって怖い思いをした生徒の心のケアも大切だが、災害にあった時に周囲の人々に何か自分なりに役立つ事を考える指導も大切だと思う。それには、最近の災害時のフィルムを見たり体験者からの話しを聞き、学んだりする事が必要かと思う。	3	防災教育については大変重要と考え、柱13において、学校・家庭・地域が連携した防災教育を示しています。 頂いたご意見は、今後の取組の参考にさせていただきます。
223	柱13 多様な主 体との連 携・協働	通学路のブロック塀に関しては、教員に点検させる指示があったが、素人が民間人所有のブロック塀を点検するのには限界があり、教職員の負担増にもなった。	3	頂いたご意見は、今後の取組の参考 にさせていただきます。

No.	項目	頂いたご意見(概要)	姚沈	ご意見に対する考え方
224	柱14	一時保護所にいる間は学校へ通えないので、学習環境な見違して強しい。ケロカープリントをある	3	福祉・医療との連携による支援の充実は大変重要に表え、共14枚第1に区
	切れ目のない支援	習環境を見直して欲しい。午前中プリントをやる だけで、部屋に教科書やドリルを持ち込む事も出		実は大変重要と考え、柱14施策1に区役所・児童相談所等との連携に関する
	ない、又版	来ない。勉強したくても出来ない環境だ。どんな		仮別・光重相級別等との連携に関する 取組を示しています。頂いたご意見は、
		子供にも、教育を受ける権利があるはずなのに、		今後の取組の参考にさせていただきま
		保護所の子供達の学習環境は適切とは思えない。		す。
		まず現状を調査し、何か小さい事でも良いので手		, ,
		立てを考えて頂きたい。		
225	柱14	通常級にいる、発達に凸凹がある子どもたちは、	1	頂いたご意見を踏まえ、柱14施策1
	切れ目の	困った子ではなく、困っている子どもである。困		に、「学校と障害児通所支援事業所等と
	ない支援	った親ではなく、困っている親である。両者で共		の連携の強化」を追記しました。頂い
		通理解を持てるよう、基本的な知識を持つと同時 に、障害名ではなく、その子自身の特性を見てほ		たご意見は、今後の取組の参考にさせ ていただきます。
		しい。先生方の人数の限られる中、山のような業		CV 72/20 & 9 °
		務があるのに、一人一人を細かく見て指導してい		
		る先生方のご苦労は、本当に頭が下がる。先生が		
		忙しすぎて、疲弊されていないか危惧している。		
		時間のかかる子に、スモールステップで、成功体		
		験ができるように工夫してもらい、本当にありが		
		たい。みんなと同じレベルの事ができなくても、		
		子どもにとっては大きなチャレンジであり、ちゃ		
		んと評価してくれたことも大変嬉しかった。地域 には、子どもたちの支援をしたいと思っている人		
		がたくさんいるので、個人情報等、難しいことは		
		たくさんあるが、凸凹なお子さんや、不登校のお		
		子さんが増えている現状をみると、学校だけです		
		べてを担うのは限界があるように感じるため、地		
		域の力の活用を提案する。子どもは興味をもてば、		
		自発的に積極的に学ぶようになると感じるので、		
		その子が「分かった」を積み重ねられる場所で学		
		べるよう、就学相談も丁寧な対応をお願いしたい。		
		そのためには、地域の関連機関との連携は必須だと思う。		
226	柱14	学校・地域の連携・協働活動は、大変重要だと	2	学校と関係機関や地域との連携を強
	切れ目の	思う。学校と家庭、家庭と地域という別々の関係	=	化するため、SSWの体制強化は大変
	ない支援	ではなく、学校・家庭・地域のトライアングルの		重要と考え、柱5及び柱14に想定事業
		関係が大切だと思う。経済的貧困(家庭の問題)・		量や取組を示しております。頂いたご
		関係性の貧困・経験の貧困など、どの問題が起き		意見は、今後の取組の参考にさせてい
		た時にも、気づき・つなげることのできる支援の		ただきます。
		充実のためにも、各種関係機関との連携強化も重要だと思う。「学家地連」という言葉はあるが、真		
		要にと思う。「字家地建」という言葉はめるが、真 の意味での連携はとれていないように思う。この		
		連携を強化し、問題解決の方向へと向かうために		
		も、SSWの存在は大きいと思う。今現在の形だと学		
		校と SSW という連携のみのような気がする。試験		
		的に SSW が、学校に入るところがあると聞いた。		
		海外のように学校配置となり、いざという時につ		
		ながることのできる体制となることを望む。行政		
		が色々な分野において、より良い方向へと計画す		
		ることは大変嬉しく思うが、現場の教員の方にど こまで伝わっているのか。「自分の担当でなければ		
		こまで伝わっているのか。「自分の担当でなければ 関係ない」といった感も見うけられる。民生委員・		

No.	項目	頂いたご意見(概要)	姚浌	ご意見に対する考え方
		主任児童委員のことすら知らない教員がふえているのが現状で、大変残念だ。作成された計画については、全学校の教員に行き届くようにお願いしたい。		
227	柱 14 切れ目の ない支援	学校や家庭以外の安心できる場所があれば、追い詰められる子どもが減るのではないかと思う。様々な大人の考えや価値観にふれることが、子どもの好奇心や学びたいと思う力をはぐくむのではないかと思う。学校が用意して一斉に体験するという学びの連携ではなく、子どもが自分に合った場所を選ぶことが出来るように、子どもの居場所が増えその上で学校との連携が成立すればと思う。	1	頂いたご意見を踏まえ、柱1施策2 の主な取組に、「個々の状況に応じた教育機会の確保や社会的自立につながる活動が行われるよう、不登校児童生徒及びその保護者に対する必要な情報の提供、助言等を実施」と追記いたしました。頂いたご意見は、今後の取組の参考にさせていただきます。
228	柱 14 切れ目の ない支援	毎日の食事に困る子どももいる中、子ども食堂 などの取組とぜひ連携してほしい。フードバンク 神奈川など。ベルマーク運動のように、各家庭が 協力できる取組があれば良い。	3	頂いたご意見は、今後の取組の参考 にさせていただきます。
229	その他	民法改正による成年年齢の引き下げに伴い、これまでは未成年者取消権によって保護されてきた18、19歳の若者が消費者被害に遭うことが予想されるが、消費者教育を素案に盛り込まなかったのは何故か。	3	消費者教育は、学習指導要領に沿って実施してまいります。頂いたご意見は、今後の取組の参考にさせていただきます。
230	その他	子ども達に社会における「法」の教育を(青少年犯罪の低年齢化)。時代の変遷により青少年の犯罪率が高くなっている。特に未成年者の小~高の間に、社会における「法」の学びが必要だと思う。少年院のフィルムをみたり、裁判の見学等。	3	法に関する教育は、学習指導要領に 沿って実施しております。また、検察 庁や裁判所と協力して、教員向け研修 も実施しております。頂いたご意見は、 今後の取組の参考にさせていただきま す。
231	その他	横浜市立小学校5年 保護者。学校への不安、 憤り、哀しかったことについて。新学期の新体制 では、児童、保護者に事前に説明がなく、いクラス ス編成の変更、昇降口の変更等)。クラス編成にから 間が残る。今回のクラス編成によって、教師の 担だけではなく、児童の負担が増えた。更による。 学校からは情報提供が足りなかった。保護者との 信頼関係が築けていない。学校で良かったことや 嬉しかったのは、本来の課題以外に、本人の希望 も取り入れて学習を進めても気な子が、交流の 子と仲良く遊ぶ様子を見れた事。学校がもついて、 校長から、困った事があれば担任と調整する。 はに言われた。これでは校長面談についるよう に言われた。これでは校長面談の意味がない。 貴同士の連携が取れていない。高圧的な教師の とにはマッチしていない)。高圧的な教師の を行ってほしい(昭和な雰囲気が見られ、今の 在(大きな声で生徒を叱っているが、それを聞い でいる他の児童の気持ちも考えて欲しい)。教師が 挨拶をしない。教師の力量の差がありすぎる。	3	頂いたご意見は、今後の取組の参考にさせていただきます。

No.	項目	頂いたご意見(概要)	姚炾	ご意見に対する考え方
232	その他	若者向けの発達障害の当事者が交流できるスペ	3	頂いたご意見は、関係局にお伝えさ
		ースを開設するべきではないかと思う。		せていただきます。
233	その他	多様性を尊重、とあるが、人間はそもそも1人1	3	柱1では、主体的な学びを引き出し、
		人まったく違う存在であると捉えて、子ども自身		様々なニーズや教育的ニーズに応じ
		の個性を制限していると思われる障壁を取り除く		て、個性や能力を伸ばすことを示して
		ような教育を望む。よって、一律的な規則が通用		います。頂いたご意見は、今後の取組
		しないことも大いに必要と考える。		の参考にさせていただきます。
234	その他	横浜市の公立中学校(全て)や高校(普通科)	3	頂いたご意見は、今後の取組の参考
		では、特別授業および家庭科授業の中で「アクセ		にさせていただきます。
		サリーの基礎」という授業をやって欲しい。この		
		アクセサリーの基礎は、「アクセサリーとは何		
		か?」、「アクセサリーの現状」、「基本の材料」、「イ		
		ヤリングやネックレスやブレスレットの作り方や		
205	7 0 11.	つけ方の基本」を学ぶ科目である。		五、
235	その他	中学生のカバンが重すぎる、教科書は学校にお	3	頂いたご意見は、今後の取組の参考
000	7 114	いてもよいとすること。		にさせていただきます。
236	その他	給食当番が重い物を持つのでツラいそうだ。荷	(3)	頂いたご意見は、今後の取組の参考
		台?とか給食を運ぶものか、大人の人が教室まで 運んでもらえると良いとのことだ。		にさせていただきます。
237	その他	学年が上がって、友達が増えた事が良かったそ	(4)	本計画に基づき、教育政策を推進し
231	· (이기면	うだ。	4)	てまいります。
238	その他	グ庭がもっと広いといい。 せめて、100 メートル	3	頂いたご意見は、今後の取組の参考
200	CVIE	走が直線で取れるくらい。		にさせていただきます。
239	その他	学校で笑顔が増えたと担任の先生から報告があ	(4)	本計画に基づき、教育政策を推進
200	6 17 10	った事。		してまいります。
240	その他	カリキュラムが複雑化・多様化しているので、	3	頂いたご意見は、今後の取組の参考
	- ,—	子供1人1人に丁寧な指導が出来るように1クラ		にさせていただきます。
		スの人数を30人程度にしてほしい。		
241	その他	教職員同士、教育委員会と現場の教職員の方だ	3	頂いたご意見は、今後の取組の参考
		けでなく、保護者や地域の人たち、専門分野にた		にさせていただきます。
		ずさわる人たち誰もがフラットな関係で意見交換		
		できる風通しの良い環境を整えていくことで、子		
		どもたちは大人を信頼していけると思う。		
242	その他	小学校は、学校によって教育指導の仕方が違う	3	各学校は、「横浜教育ビジョン 2030」
		のは何故か。先生方は頻繁に研修や他校との交流		等を踏まえ、子どもの発達段階や、学
		会をしていると思うが、授業の取り組み方、指導		校・地域の状況に応じて学校教育目標
		方法など統一できないのか。例えば一般級で算数		を設定し、それぞれの目標に向かって
		の少人数クラスを設けていること。苦手な教科を		子どもを育んでいきます。頂いたご意見は、今後の取りの参考にされていた。
		個別に少人数で授業ができること。先生方の、子供なれて対すると		見は、今後の取組の参考にさせていた
		供たちに対する指導について、休み時間中にもかからず、じゅれちっていたり、友達と見を組む		だきます。
		かわらず、じゃれあっていたり、友達と肩を組んだり、仲間同士でトイレに行ったりするだけで注		
		たり、神間向上で下イレに行ったりするたけで在 意されてしまうそう。		
243	その他	小学校3年より上の学年でも35人学級を実施し	(3)	頂いたご意見は、今後の取組の参考
270	C 471E	てほしい。高学年になればなるほど、人間関係は		にさせていただきます。
		複雑になり、クラス経営がむずかしくなる。児童		
		のよりよい成長を確保するため、海外ではあたり		
		まえのこと。横浜市のよりよい発展のためにも、		
		教育に是非力を入れてほしい。		
244	その他	小3より上の学年でも35人以下学級を実施して	(3)	頂いたご意見は、今後の取組の参考
2 11	CYZIE	ほしい。		にさせていただきます。
		10010	L	1-C - C 1 1-1-C - A 1 0

No.	項目	頂いたご意見(概要)	姚炾	ご意見に対する考え方
245	その他	正規採用の教員数を増やし、少なくとも4月の	3	頂いたご意見は、今後の取組の参考
		最初のスタートの時点で臨任がクラスを持つよう		にさせていただきます。
		な事がないようにしてほしい。		
246	その他	子どもの医療費無料は非常に良かったが、一部	3	頂いたご意見は、関係局にお伝えさ
		負担はやめて、完全無料にしてほしい。		せていただきます。